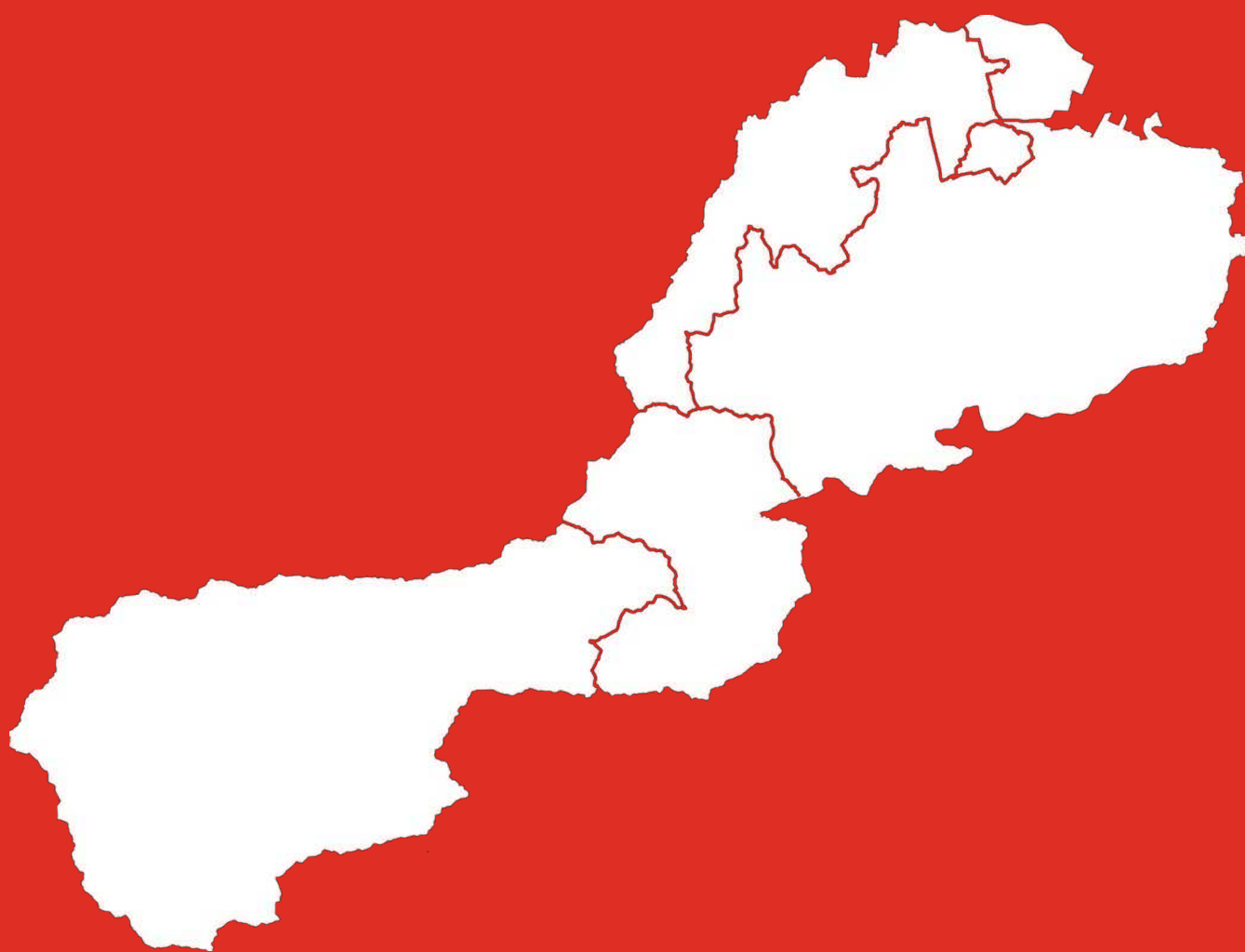


災害対策基本法第42条の2に 基づき定める地区防災計画

(令和7年3月)



松阪市防災会議
松 阪 市

(目 次)

災害対策基本法第 42 条の 2 に基づき定める地区防災計画

大河内地区	1
西黒部地区	1 7
鵜地区	2 7
大石地区	3 5
港地区	4 2
茅広江地区	5 0
宮前地区	5 9
米ノ庄地区	9 7
松尾地区	1 6 1
豊地地区	1 7 2
掃水地区	1 7 9

大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
桂瀬地区

桂瀬地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
206人	94世帯	34.0%

(平成31年1月現在)

桂瀬地区の特徴

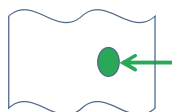
集落は大きく3つの地区に分かれ、阪内川右岸の国道166号線沿いの茶屋、茶屋から南側に入った河原出地区、里地区となっている。里地区は山に近いが急傾斜ではない。いずれも集落の周囲は田畑が多い。里地区から河原出、茶屋地区へと桂瀬川が流れ、阪内川に流れている。

過去の災害経験

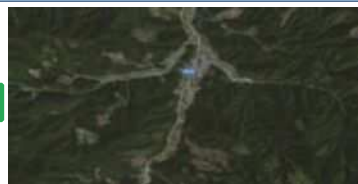
・昭和57年の台風10号により地区の住民宅の近くで川が増水し、浸水の恐れが生じた。

南海トラフ地震時の被害想定

・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



桂瀬地区



別紙①

被害想定

・震度5強から7の強い揺れが生じることから

1. 建物倒壊による人的被害として死者、重症・軽症者が発生する。
2. 建物の全壊、半壊がおこる。
3. 建物に火災がおこる。
4. ライフラインの被害として、
 - ①上水道の断水がおこる。
 - ②下水道に支障が生じる。
 - ③電気が停電する。
 - ④電話が不通となる。
 - ⑤携帯電話がつながりにくくなる。充電できないため、通信できない。
5. 1～4の被害により、避難生活をしなければならぬ地区が発生する。
6. がれき等の廃棄物が多く発生する。

桂瀬地区避難計画

桂瀬地区の目標

「自助・共助により命を守る」

桂瀬地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 避難先を隣近所に連絡する。家族で避難先、連絡方法を決めておく。
- 安全な服装、靴等で歩いて避難する。(要支援者の車での避難は可)
- 要支援者の避難は複数の支援者で対応する。

避難所運営時の基本ルール

- 避難者で共に助け合うことに努める。
- 要支援者を優先したスペース、配置とする。
- ペット類は入室を禁止する。(アレルギー)等の問題もある)

大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
阪内地区

阪内地区の概要

阪内地区の特徴

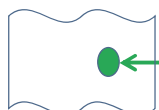
東西に流れる阪内川と川に沿って県道青山29号線沿いに集落が点在し、95%以上が山林であります、静かで住みよい地域であります。昭和30年代は150世帯もあり、人口も600人以上が住んでいた時もありましたが、年々人口減少が続き、空き家や田畑の放棄地が増へ高齢化が益々進んでいます。

過去の災害経験

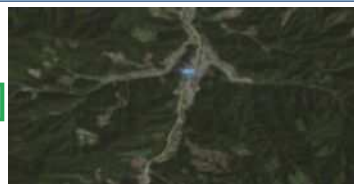
- ・昭和34年9月26日の伊勢湾台風
- ・昭和57年台風10号（57災害）

風水害や南海トラフ地震の被害想定

- ・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



阪内地区



別紙①

被害想定

- 1、山崩れ・崖崩れ・地すべり・川の氾濫・土砂災害
- 2、土砂崩れによる建物倒壊
- 3、電気・水道・道路・通信の不通
- 4、地域の孤立化（県道29号線決壊、倒木などに伴う時）

阪内地区避難計画

阪内地区の目標

「災害時の安心安全は
一人一人の助け合い」

阪内地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 普段から家族及び地域で基本ルールを話し合う
- 避難時のコースと最寄りの避難場所確認・避難時の非常持ち出し品の確認
- 避難時の適切な行動と連絡方法など
- 高齢者等の要支援者の避難優先、地域の家族構成、安否確認

避難所運営時の基本ルール

- 役割分担を決め一人一人が助け合い
- 避難所内での生活ルールを作成し、他者への配慮をする
- 高齢者等の要配慮者への心配り

阪内地区における避難所等の位置



阪内地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

・阪内町安心安全連絡網による状況・情報連絡の徹底・お年寄りや一人住まいの方には、早期に避難準備と避難場所、避難方法を連絡

②台風接近直前の避難

・避難準備と避難場所、非常持ち出し品の確認
・大雨警報（土砂災害）発表時、阪内防災センターは、土砂災害警戒区域に掛かるため、大河内小学校か大河内地区市民センターに避難支援する。

③避難勧告等発令時

・各世帯に対し連絡網により連絡を回り、避難場所・避難者等の安否状況を取る。

④阪内川増水時

・安全な住人の家に避難し、班長に連絡する、班長は随時自治会（自主防災会）会長に連絡する。

避難時の留意点

・班長は「安心安全」連絡網により、各家庭の避難状況を把握した後、自治会（自主防災会）会長に報告
・自治会（自主防災会）会長は、地区住民の避難状況を把握した後、支援が必要な人がいないかどうかを確認する。
・要配慮者に対しては、複数人員で対応する。

阪内地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

・日頃から危険箇所（家屋や家具類の転倒及び耐震などをチェック）点検
・阪内町の「安心安全」連絡網を確認と整備

②地震発生直後の行動

・身を守る行動をする、火元やブレーカーを切っているか確認
・阪内町連絡網による地震被害の把握と住民の安否確認

③避難行動時

・大きな地震の場合、余震に注意し、阪内防災センターが安全な場所へ避難する。
・隣近所の安否確認

④避難所到着後

・住民の安否を班長または自治会（自主防災会）会長に連絡

避難時の留意点

・風水害時の避難の留意点に準ずる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

作成目的	大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
活用組織	自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
活用費用	市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
笹川町山村地区

笹川町山村地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
212人	64世帯	28.8%

(平成30年3月現在)

山村地区の特徴

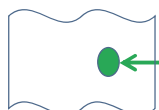
北西に堀坂山・観音岳があり、山村地区は東西斜面に位置しています。
山村地域と高畑地域に分かれて丘陵地に位置します。
主に北西には、果樹園が広がり南東側に住宅地域があります。大きな河川はなく水害の危険はほとんど見られない。

過去の災害経験

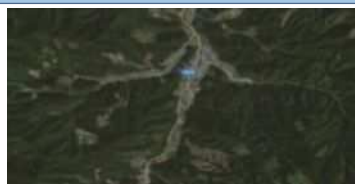
全焼の住宅火災が、数件ありました。
集中豪雨や台風による田畑の水害が時々ありました。
川の増水により、道路の通行が困難になる。

南海トラフ地震等の被害想定

・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



山村地区



別紙①

1. 風水害の被害想定

時間当たりの大雨が50mm/hを超えるようになると小さな河川がオーバーフローして道路上に氾濫し始める。

要支援者の方には、不安なため、事前に状態の把握や精神的な援助が必要であり、状況に応じて親戚や集会所の避難を促す必要がある。基本は自宅待機である。

2. 地震の被害想定

緊急地震速報の時には、あわてずまず身の安全を確保することを第一とするが、震度6～7の地震が発生すれば、耐震補強していない住宅が90%を超えるため倒壊の危険があります。

丘陵地のため、ところどころに石積があり、崩れる危険があります。地震の時には、火災を起こさないことに注意が必要である。停電、断水が発生する恐れがあるため、井戸のある家では飲料水の確保が必要。

笹川町山村地区避難計画

山村地区の目標

「防災の役割(自己責任で)」

山村地区の緊急避難場所

「山村集会所、大河内小学校」

避難行動時の基本ルール

- 両隣にお声がけをする。
- 要支援者の方を優先して避難する。
- 地区避難場所に集合して徒歩にて避難する。

避難所運営時の基本ルール（地区一時避難所）

- 要支援者・乳幼児を優先して、避難所内に場所を決める。
- プライバシーを守ること。
- 自主防災組織の役割をしっかりと実行して、リーダーとして行動する。

笹川町山村地区における避難所等の位置



笹川町山村地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・一人暮らしの方へ、事前に訪問して避難できるか確認する。

②台風接近直前の避難

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・自宅に誘われるところがある場合を除いては、自宅待機が良い。
- ・一時避難所の場合は、坂・石垣があるので十分気を付けて避難する。

③避難勧告等発令時

- ・基本的には、自宅待機が良いと思われる。
- ・もし発令されれば、十分気を付けて地区一時避難所に避難する。

④付近の用排水路増水時

- ・小さな川であるが、水かさが増えると危険になるので、川の近くを避けて避難する。

避難時の留意点

- ・避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会（自主防災協議会）会長へ報告する。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難する。
- ・自治会（自主防災協議会）会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認する。
- ・避難支援する際には、要支援者に対して複数の支援者で対応するように予め取り決めておく。

笹川町山村地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

- ・家族で防災について話し合う。・非常時の備蓄品を準備しておく。
- ・倒れそうな家具等がないか確認しておく。緊急連絡先をすぐわかるようにしておく。

②地震発生直後の行動

- ・落ち着いて、身を隠す。
- ・家族の安否確認、火の元を確認する。
- ・ラジオをつける。
- ・靴を履く。

③避難行動時

- ・余震に注意、隣近所で助け合う。
- ・ブロック塀、かれぎに近づく、漏電・ガス漏れに注意。

④避難所到着後

- ・住所氏名の確認、家族の安否。・自宅、近隣の状況報告。

避難時の留意点

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- | | |
|------|------------------------------|
| 作成目的 | 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画 |
| 活用組織 | 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用 |
| 活用費用 | 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく |



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
笹川町寺井地区

笹川町寺井地区の概要

寺井地区の特徴

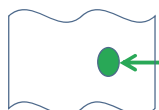
阪内川を跨いで、平地と山端の集落である。

過去の災害経験

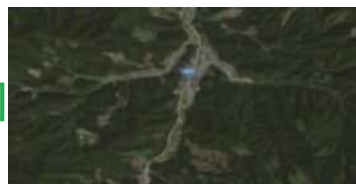
これまでは特に大きな被害は無かった。

風水害の被害想定

・台風などの風水害ではどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



寺井地区



人口	世帯数	65歳以上の割合
243人	76世帯	45.0%

（平成30年3月現在）

別紙①

被害想定

- ・阪内川の増水による、住宅・道路の浸水被害
- ・山からの流水による土砂災害

笹川町寺井地区避難計画

寺井地区の目標

「安全・安心」

寺井地区の緊急避難場所

大河内小学校
寺井公会所

避難行動時の基本ルール

- リーダーを立てる。
- 情報を収集すること。
- 災害時要配慮者へ手を差し伸べる。

避難所運営時の基本ルール

- 災害時要配慮者を優先しサポートする。
- 地区のすべての住民に気を配る。
- 食事や衛生面に気を付ける。

笹川町寺井地区における避難所等の位置



笹川町寺井地区の避難先と避難時のルール（風水害）

① 台風接近前の避難

- ・近くて安全な建物に早めに避難する

② 台風接近直前の避難

- ・基本的に自宅待機も良いが、危険と感じたら寺井公会所へ避難

③ 避難勧告等発令時

- ・寺井公会所または大河内小学校へ避難する

④ 阪内川増水時

- ・寺井公会所または大河内小学校へ河川の近くを避けて避難する

避難時の留意点

- ・夜間については、慌てず照明器具を携帯し、足元などに気を付けて避難する
- ・河川の水位が時は、水路や水溜りには十分に気を付ける
- ・強風時は飛散物に十分気を付ける

寺井地区の避難先と避難時のルール（地震）

① 平時の確認事項

- ・非常食の賞味期限のチェック
- ・毛布などの在庫確認

② 地震発生直後の行動

- ・ガスの元栓チェックや電気のブレーカーを切り、その他の火元確認
- ・次の余震を考え近くの安全な場所へ一時避難

③ 避難行動時

- ・避難の際には、あらかじめ決めておいた安全なルートに沿って、近隣の方々と助け合い避難する

④ 避難所到着後

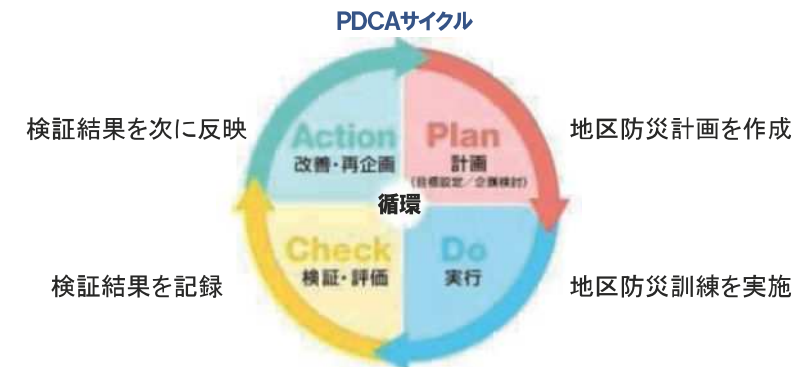
- ・まず、家族や近所の方々の安否確認をする

避難時の留意点

- ・夜間の場合は慌てず、明かりを持って足元や周辺の瓦礫に十分注意し避難する
- ・道路の亀裂や地滑り・落石、特に建物の崩壊現場付近には十分注意する

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
勢津地区

勢津地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
97人	41世帯	38.1%

(平成31年1月現在)

勢津地区の特徴

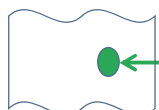
- ・勢津川沿いに集落が点在している。
- ・集落の距離が長い。(2.7km)
- ・両側の山が急峻で、土砂災害の危険度が高い。
- ・橋の数が多し。(土石流等の被害拡大)
- ・他地区への通り抜けができない。(山道で危険度が高い)

過去の災害経験

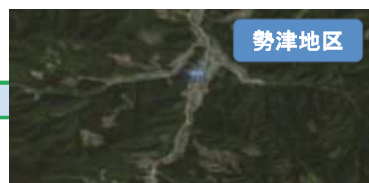
- ・昭和57年台風10号で大きな被害が発生した。
- ・全ての橋が流され、孤立した。

風水害の被害想定

- ・風水害や南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



勢津地区



勢津地区

別紙①

被害想定

- ・多くの場所で土砂崩れが発生する。
- ・地震により家屋が倒壊する。(大半が木造住宅で、耐震基準を満たしていない)
- ・土石流により家が倒壊・流失する。
- ・堀坂山周辺の地形は急峻で表土が柔らかい。また昭和37年ごろ植林された杉檜の人工林が多く、大量の雨水を保水できない。そのため、山林表層が崩壊し、流木・土石が川に流れ込むことにより、橋に詰まり大洪水を引き起こす。
- ・橋が流されると集落が孤立する。
- ・水道のパイプが破損し、断水となり、ライフラインに影響が出る。
- ・火災が発生する。

勢津地区避難計画

勢津地区の目標

「危険を感じたら早く避難する」

勢津地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 土石流が予想されるときは、川の近くを通らない。
- 要支援者の避難を迅速に行う。
- 地鳴り等を感じたら、山の近くを通らない。

避難所運営時の基本ルール

○勢津地区の避難所(公会堂、お寺)の安全性について検討の余地あり。
お寺集会所:土砂災害のおそれがある時は使えないようになっており、一昨年の台風で裏山が崩壊し、崩壊場所のみの工事が終了しているものの、大雨が降ると、かなり危険である。また、橋を渡っての避難となるため、水量によっては危険度が高まる。
勢津公会堂:昭和30年代に裏山が崩壊して、全壊している。その後建替えられた建物であるが、依然裏山の崩落が心配である。
住民の中には依然として自分の方がまだ安全であるとの認識が強く、今後この一時避難所をどのように位置付けしていくか、大きな課題である。

勢津地区における避難所等の位置



勢津地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- ・親戚や友人宅等の安全な場所（土砂災害警戒区域にからない場所）へ早期に避難する。
- ・お年寄りや体の不自由な方などは、特に早期に避難する。
- （有線放送を利用した呼びかけ、防災委員との連携）

②台風接近直前の避難

- ・時間に余裕がある場合は、土砂災害警戒区域にかかっていない市の指定緊急避難場所へ避難する。
- （道中が長いので、難しい）

③避難勧告等発令時

- ・外出することによって危険が及ぶような場合、自宅内のより安全な場所を探し避難する。
- （防災委員との連絡をとり、居場所等をはっきりさせる）

④勢津川増水時

- ・被害のおそれのないより高い場所にある商家へ避難する。

避難時の留意点

- ・避難する際には、避難先を防災委員等に連絡することとし、連絡を受けた防災委員は、速やかに自治会（自主防災協議会）会長へ報告する。
- ・大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難する。
- ・自治会（自主防災協議会）会長は地区住民の把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認する。

勢津地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

大規模地震の場合どの程度の山崩れが起き、被害が見込まれるかを検討していないため、今後の課題となる

②地震発生直後の行動

③避難行動時

④避難所到着後

毎年12月に防災訓練を実施しており、平常の啓蒙活動及び訓練が必要との認識で一致しております。今後も、自助・共助の精神を各人が持つよう、地区自主防災会として活動して行きます。

避難時の留意点

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
- 活用組織 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
大河内町

大河内町の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
403人	160世帯	32.8%

(平成31年1月現在)

大河内町の特徴

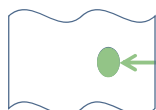
- 脇谷、根木、茶屋、広阪の4地区で成り立つ
- 一部を除き殆どの家屋は阪内川の両脇に建立している
- 国道の西側は、山林開発中である

過去の災害経験

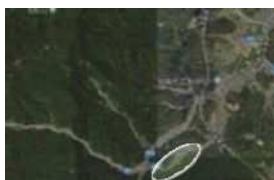
- 直近では昭和57年台風10号による家屋崩壊、床上・床下浸水

大河内町の被害想定

- 台風及び集中豪雨時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



大河内地区



別紙①

台風及び集中豪雨による被害想定

- 阪内川の氾濫による家屋への浸水災害
- 山林の開発に伴う土石流発生、家屋の倒壊
- 急傾斜地の崩壊

大河内町避難計画

大河内町の目標

「災害に強いまちづくり」

大河内町の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 最新の情報収集
- 早めの避難
- 携行品は必要最小限

避難所運営時の基本ルール

- 周囲の人への心配りをしよう
- 避難所内でのルールを守ろう
- 健康管理に努め

大河内町における避難所等の位置



大河内町の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

○正確な気象情報を収集し、安全な場所へ早期に避難

②台風接近直前の避難

○最新の気象情報に注意し、身の周りの環境の変化にも注意しながら緊急避難場所へ避難
○緊急通報メール(エリアメール)に従い、緊急避難場所へ避難

③避難勧告等発令時

○直ちに緊急避難場所へ避難する

④阪内川増水時

○浸水のおそれの無い場所へ早期に避難

避難時の留意点

○避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告
○大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難
○自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認

大河内町の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

○家具の転倒や、落下防止する対策をとる
○地震発生時を想定し、家族で避難方法及び連絡方法を話し合う

②地震発生直後の行動

○机などの下にもぐり、倒れてくる家具や落下物に注意する
○ドアや窓を開けて逃げ道を確保する
○ラジオ及びテレビで最新情報を入手する

③避難行動時

○家族及び隣近所の安全を確認する
○出火があれば初期の消火を行う

④避難所到着後

○町内住民の安全を確認する

避難時の留意点

○避難する際には、避難先を隣近所等に連絡することとし、連絡を受けた住民は、速やかに自治会(自主防災協議会)会長へ報告
○大雨時に避難する際には、一人で避難せず、複数人で避難
○自治会(自主防災協議会)会長は地区住民の避難先を把握し、避難先への避難支援が必要な者がいないかどうかを確認

大河内町防災計画のPDCAサイクル

作成目的	大規模災害発生後72時間(3日)までの地区の助け合い計画
活用組織	自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
活用費用	市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
辻原地区

辻原地区の概要

人口	世帯数	65歳以上の割合
238人	102世帯	44・1%

(平成31年1月現在)

辻原地区の特徴

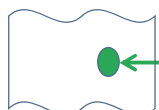
辻原地区内は国道166号線、県道松阪青山線が通っている。また東西に阪内川が流れ、阪内川を挟んで南北に住居が点在する山間(やまあい)の狭い地区であり、津波以外の全ての災害が想定される。最近の事例では平成29年10月の台風21号による土砂災害で国道166号線が寸断され、他地域にも大きな影響を及ぼす地区である。

過去の災害経験

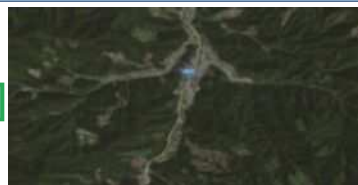
・昭和57年台風10号

風水害や南海トラフ地震の被害想定

・台風や南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？(別紙①に記入)



辻原町



別紙①

被害想定

- 1、家屋の倒壊
- 2、土砂崩れ
- 3、土砂流入による河川の氾濫
- 4、道路の寸断
- 5、インフラの喪失
- 6、火災
- 7、上記の災害による人的被害

辻原地区避難計画

辻原地区の目標

「自助の確立」

辻原地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター
浦出集会所

避難行動時の基本ルール

- 正確な情報収集
- 隣近所の人との連絡
- 早めの避難(一人では行動しない)
- 非常持出袋を携帯する。

避難所運営時の基本ルール

- 運営協議会の設置
- 避難者に守ってもらいたいルールの説明
- 災害時要配慮者へ配慮した運営を心がける

辻原地区における避難所等の位置



辻原地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

災害時要配慮者は早期に一次避難所に避難させる。（警報、避難情報に関わらず）

②台風接近直前の避難

正確な情報収集に努め、早めの避難準備と近所の人たちとの連絡を取り合う。

③避難勧告等発令時

正確な情報収集に努め、避難できるかどうか早期に決断し、できない場合は近くのより安全な場所に避難する。速やかに自治会役員、または自主防災組織役員に連絡する。

④阪内川増水時

氾濫した場合は浸水、または道路の寸断のおそれがあり無理に避難せず2階で待機する。

避難時の
留意点

一人では行動しない。
ラジオ、通信機器を携帯し情報を収集する。
家からの持出品は最小限にする。
長靴は履かない。

辻原地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

自助による備えの確認 避難経路の確認 連絡を取り合う方法の確認 非常時持出品の確認

②地震発生直後の行動

- 1、ガス栓、電気ブレーカーの遮断
- 2、家族の安全確認
- 3、隣近所の安全確認
- 4、要配慮者の安全確認及び共助による救出
- 5、正確な情報収集（SNSを活用する）

③避難行動時

余震に気を付け安全な避難経路を確認し避難所に向かう。安全が確認されない場合は留まる勇気も必要であり、より安全な場所で公助を待つ。非常時持出品を携帯する。

④避難所到着後

一次避難所の安全確認 ダメな場合は二次避難所に向かう。避難所運営体制に積極的に参加する。

避難時の
留意点

一人では行動しない。
私有車ではできるだけ移動しない。渋滞の原因になる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
- 活用組織 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
矢津地区

矢津地区の概要

矢津地区の特徴

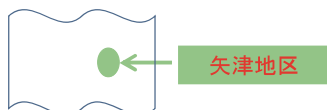
- 高齢者の家庭や一人暮らしの家庭が多い
- 手入れのされていない山林が多い
- 耕作放棄地も多くなりシカ・イノシシ・サルが出没している
- 地区内での交流が少なくなっている
- メイン道路が一本しかなく通勤通学時の事故が心配
- 傾斜地のため家屋や田畑に石積みが多い

過去の災害経験

- 昭和57年台風10号により矢津川が氾濫し中矢津の寺7の庫裡が全壊した

矢津地区の被害想定

- 南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



別紙①

南海トラフ地震による被害想定

- 古い家の倒壊
- 石垣の崩壊・山崩れの多発
- 土砂崩れによる道路の寸断
- 高速道路の橋梁の倒壊

矢津地区避難計画

矢津地区の目標

「迅速・適切な支持と行動」

矢津地区の緊急避難場所

大河内小学校
矢津公会堂

避難行動時の基本ルール

- 火元の確認
- 近隣への声かけ
- 指導者の指示に従う

避難所運営時の基本ルール

- 通路・トイレの確保
- 平等な扱いと弱者優先
- 指導者の指示を守る

矢津地区における避難所等の位置



矢津地区の避難先と避難時のルール（風水害）

①台風接近前の避難

- 持出物の用意
- 一人暮らしの老人等に声をかけ早めの避難

②台風接近直前の避難

- 自力での移動が困難な高齢者を送る
- 自宅の方が安全な時は外に出ない
- 川（矢津川等）には近づかない

③避難勧告等発令時

- 独居老人に声をかける
- 自宅が安全と考えた時は外に出ない

④矢津川増水時

- 絶対に近づかない

避難時の留意点

- 自分の居場所を家族や隣人に知らせる
- 独居老人の安否を確認する

矢津地区の避難先と避難時のルール（地震）

①平時の確認事項

- 危険箇所の確認
- 避難ルートの確認
- 要支援者と救助者の確認

②地震発生直後の行動

- 倒壊家屋や道路の寸断などの状況を把握する
- 周囲の安全確保

③避難行動時

- 助け合いの精神で行動
- 安全確認

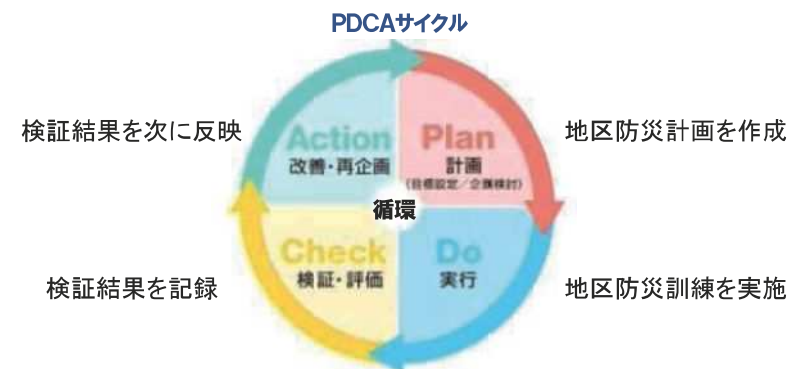
④避難所到着後

- ルールを守る
- リーダーの指示に従う

避難時の留意点

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

- 作成目的** 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画
- 活用組織** 自治会、自主防、福祉会、消防分団、学校区等を活用
- 活用費用** 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく



西

西黒部地区防災計画

～地震・津波避難編～

NISHIKUROBE



平成31年2月
西黒部まちづくり協議会

目次

序章	1
1 計画の対象地区の範囲	1
2 活動目標	2
3 地区の特性	3
4 地区の災害履歴及び想定される災害	4
5 平常時の活動	6
6 発災後の活動	8
7 津波避難時の経路と避難先	10
8 課題や問題点	14
9 今後の活動目標	16
参考 計画策定に向けての検討経過	17

改訂履歴

・平成31年2月 策定

序章

計画策定に至った背景

平成 29 年度に、松阪市津波避難対策基本方針が策定され、五主町、高須町、松名瀬町（それぞれ一部）が津波避難困難地域として抽出されました。

平成 30 年度には、『松阪市津波避難計画』を市が作成し、西黒部地区では『地区津波避難計画』の作成を目的として、様々なワークショップなどを実施してきました。

ワークショップでは、自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、その成果として平成 31 年 2 月に『西黒部地区防災計画～地震・津波避難編～』を作成しました。

1 計画の対象地区の範囲

計画の対象地区は松阪市のうち、「高須町」「西黒部町」「松名瀬町」からなる西黒部地区です。

図 対象地区の範囲



2 活動目標

活動目標は以下のとおりです。



住民の防災意識向上

⇒西黒部地区防災計画の概要版を各戸に配布するとともに、住民への理解を求める呼びかけを行います。



地震・津波の発生に備えた実行動の実施

⇒災害発生前の対策として、個人・家族ですること、西黒部地区ですることを確実に実施します。

	人口	世帯数	内 75～ 79 歳	内 80～ 84 歳	内 85～ 89 歳	内 90～ 94 歳	内 95～ 99 歳	100 歳 以上
高須町	625	243	40	27	28	14	8	0
西黒部町	977	383	62	55	36	25	4	1
松名瀬町	545	226	30	33	25	7	1	0
合計	2,147	852	132	115	89	46	13	1

住家被害 床上浸水 17 戸、床下浸水 14 戸（松阪市災害対策本部発表資料より）

図1 水深と水位の縦断分布

水深 (m) 水位 (m)

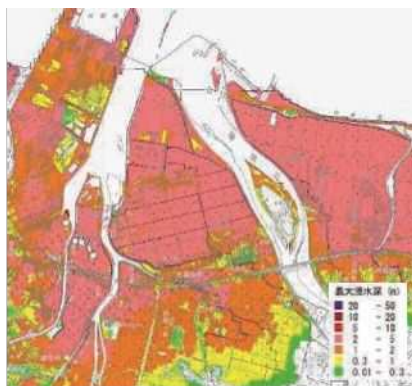
表層水 (0.5m ~ 1.0m)

中層水 (1.0m ~ 2.0m)

底層水 (2.0m ~ 3.0m)

水位

水深



h.


~~~~~5~~~~~

## 5-2. 西黒部地区ですること

### 防災意識の高揚

⇒西黒部地区が抱える自然災害のリスクを住民に知ってもらいます。

### 定期的にタウンウォッチングを実施

⇒災害発生時の危険箇所などをチェックし、避難経路を見直します。

### 津波避難訓練、防災訓練の実施（西黒部まちづくり協議会）

⇒避難経路、避難先、避難にかかる時間を再確認します。  
さらに、避難行動要支援者への対応を考え、訓練を実施します。

### 安否確認方法の確立と訓練の実施（各自治会）

⇒安否確認は、災害発生時に一番重要です。  
自治会でできることを考え、繰り返し訓練を実施します。



## 6. 発災後の活動

### 6-1. 発災直後の活動

地震発生直後は、まずは自分自身の命を守らなければいけません。  
地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物等による負傷です。  
身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から離れる、低くなる、頭を守るのが効果的です。



（引用：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議）

自主防災隊や消防団も被災者となります。  
共助活動のためにも、自分や家族が負傷ないようにしましょう。



### 6-2. 発災後の個人・家族ですること

#### 家族の安否確認

⇒家族の安否確認だけでなく、となり近所の安否確認も忘れないようにしましょう。

#### 火の始末

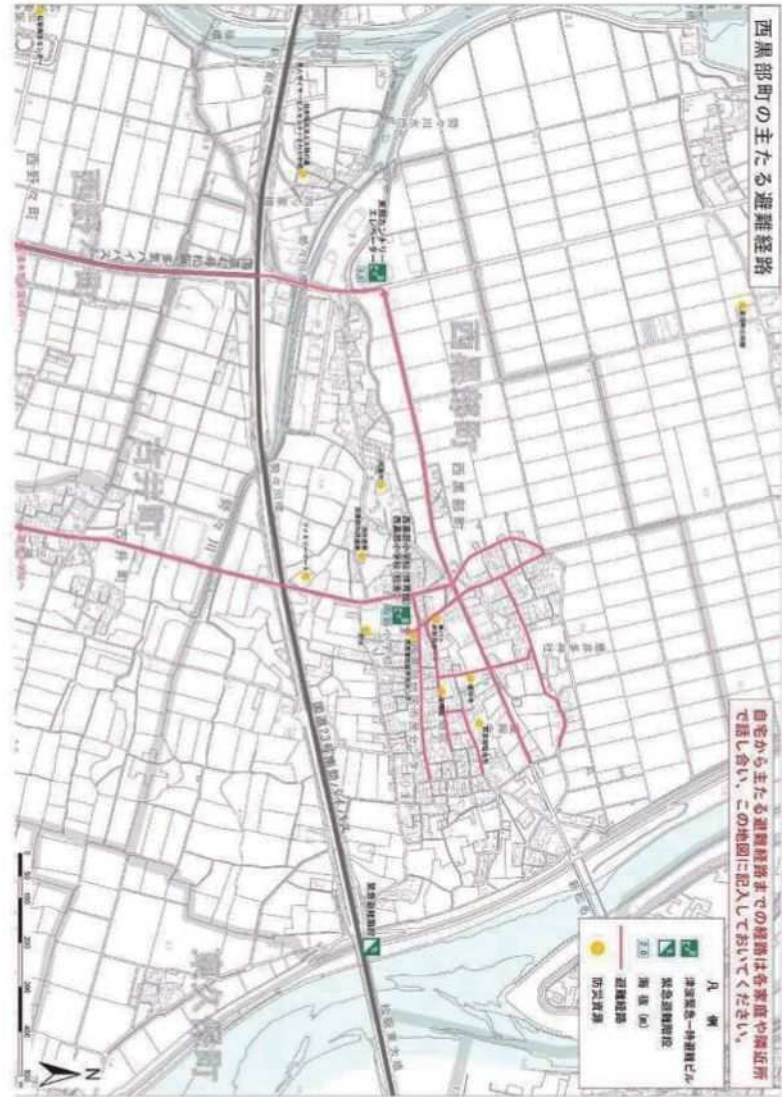
⇒都市ガスやプロパンガスを使用している場合、震度5弱以上の揺れをガスメーターが感知すると、自動的に遮断されるため、慌てて火を止めに行かないでください。  
また、ろうそく等の裸火の場合火災発生リスクが高いです。木造住宅が密集している地域のため、揺れがおさまったら必ず初期消火に努めてください。

1. 「想定にとらわれるな」
2. 「最善を尽くせ」
3. 「率先避難者たれ」

⇒津波緊急一時避難ビル（学校など）で、避難者数を確認し、災害対策本部へ情報を伝えます。

- ・津波発生時の緊急一時避難先は「医療法人まとかた（大西病院）」、国道 23 号南勢バイパスの「緊急避難階段」を想定します。
- ・主たる避難経路には、松名瀬橋や新松名瀬橋、河川沿いの道路も想定していますが、地震発生時には危険をともなう可能性があります。そのため、実際の避難にあたっては、安全性を確認したうえで避難します。









## 8 課題や問題点

### ✓避難先が決まっていない

⇒自宅から津波時の緊急避難先が近いが、海側にある場合など避難先に迷われている方がみえました。また、落橋がなければ地区外への避難を想定されている方もみえました。被害の状況にもよりますが、複数の避難先や避難経路を決めておき、災害の状況により判断しましょう。  
的確な判断ができるよう、日頃より避難経路や避難先の確認。避難訓練、防災訓練へ積極的に参加しましょう。

### ✓道路は割れていないか？液状化は大丈夫か？

⇒液状化については、三重県が液状化危険度予測分布図を公表しています。着色部分（特に赤色部分）が全て液状化するとは限らないため、事前に避難経路を複数想定しておき、発災時の状況により避難経路を選択してください。

- ※様々な要因により、避難経路の損壊が想定されるため、事前の備えとして
- ・複数の避難経路を考慮しておく
  - ・破損箇所を早く確認し伝達できる体制を作っておく



(引用：三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）)

### ✓避難する手段で迷う（自動車？自転車？）

#### ブロック塀が道路側に倒壊すれば通れない。

⇒車で避難を考えている方がみえました。  
津波避難時に車を利用すると、家屋などの倒壊により、道路閉塞が発生し通行障害が予想されます。また、一斉に車避難した場合、渋滞で逃げ遅れることも予想されます。緊急車両の通行の妨げにもなるので、基本的に車両の使用は控えましょう。  
地震によるブロック塀や電柱の倒壊も予想されます。避難の際、障害となる物が少ない避難経路を考えておくことも重要です。

- ・自助：家屋の耐震化、ブロック塀の除却を行う。
- ・共助：車避難は基本的に控え、近隣で声を掛け合い、早期避難に努める。

※避難行動要支援者への対応として、車いすやリヤカーでの避難も想定しておきましょう。

⇒発災時刻にもよります。

- ・日頃より、近隣での助け合いができるよう『顔の見えるお付き合い』をしておきましょう。
- ・消防団においては津波発生時の退避ルールが決められているため、相互理解を深め二次被害防止のため、地域住民も同様に退避行動をとるようにしましょう。

## 9 今後の活動目標

●やるべきこと、できることを考える

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

### ●継続的な活動のスタート（PDCA サイクル）

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、災害に強い西黒部を目指します。

Action (見直し) : 問題点・修正点はないか。

見直しして  
計画を書  
き直す

## 参考 計画策定に向けての検討経過

| 日付              | 会議名等       | 議題等                                                               |
|-----------------|------------|-------------------------------------------------------------------|
| 平成30年<br>5月21日  | 代表者会議      | 地区津波避難計画作成に向けた説明                                                  |
| 平成30年<br>6月14日  | 全体会議       | (1) 松阪市津波避難対策基本方針について<br>(2) ワークショップの取り組みについて                     |
| 平成30年<br>7月18日  | 第1回ワークショップ | (1) 防災講演会<br>(三重大学大学院工学研究科 川口准教授)<br>(2) 今後の進め方(説明)               |
| 平成30年<br>9月23日  | 第2回ワークショップ | (1) 津波を想定した避難訓練<br>→西黒部小学校から朝見小学校まで徒歩<br>避難<br>(西黒部小学校児童と合同開催)    |
| 平成30年<br>9月～12月 | 第3回ワークショップ | (1) 災害図上訓練(DIG)<br>→避難経路をみんなで考える<br>西黒部町・高須町:組単位で実施<br>松名瀬町:全体で実施 |
| 今後の予定           | ワークショップ    | (1) 災害図上訓練(DIG)の振り返り                                              |
| 今後の予定           | 代表者会議、全体会議 | (1) 地区防災計画の修正                                                     |

《中國上訓結 (D + C) 中英詳細

| 実施日       | 時間            | 自治会  | 地区    | 参加人数 |
|-----------|---------------|------|-------|------|
| 8月25日(土)  | 19:00 - 20:00 | 高須町  | 中     | 15   |
| 8月25日(土)  | 20:15 - 21:00 | 高須町  | 後藤    | 20   |
| 9月17日(月)  | 19:00 - 20:30 | 高須町  | 旭二・高須 | 40   |
| 9月23日(日)  | 19:00 - 20:30 | 高須町  | 旭一    | 20   |
| 10月7日(日)  | 18:00 - 20:00 | 松名瀬町 | (全体)  | 37   |
| 10月7日(日)  | 19:00 - 20:30 | 高須町  | 浦新田   | 20   |
| 10月20日(土) | 18:00 - 19:30 | 高須町  | 共栄    | 20   |
| 11月17日(土) | 19:00 - 20:30 | 西黒部町 | 網屋    | 38   |
| 11月23日(金) | 19:00 - 20:30 | 西黒部町 | 西浦    | 27   |
| 12月1日(土)  | 19:00 - 20:30 | 西黒部町 | 一色    | 23   |
| 12月2日(日)  | 19:00 - 20:30 | 西黒部町 | 北出    | 45   |
| 12月9日(日)  | 14:30 - 16:15 | 西黒部町 | 山之世古  | 40   |
| 1月13日(日)  | 14:00 - 15:30 | 西黒部町 | 四ツ谷   | 30   |

# 鶴地区防災計画

～地震・津波避難編～

KASASAGI



平成31年2月 鶴まちづくり協議会

## 目次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 序章                 | 1  |
| 1 計画の対象地区の範囲       | 1  |
| 2 基本方針（目的）         | 2  |
| 3 活動目標             | 2  |
| 4 地区の特性            | 3  |
| 5 地区の災害履歴及び想定される災害 | 4  |
| 6 平常時の活動           | 6  |
| 7 発災後の活動           | 8  |
| 8 津波避難時の経路と避難先     | 10 |
| 9 課題や問題点           | 12 |
| 10 今後の活動目標         | 13 |
| 参考 計画策定に向けての検討経過   | 14 |

## 改訂履歴

・平成31年2月 策定



ワークショップでは、自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、その成果として平成31年2月に『鶴地区防災計画 ～地震・津波避難編～』を作成しました。

⇒災害発生前の対策として、個人・家族ですること、鵜地区であることを確実に実施します。

そこで、被災した教訓を忘れないためにも9月25日を『鵜防災の日』と制定し、毎年防災訓練などを実施し、命を守るための活動をしています。



鵜地区においては、昭和 28 年台風第 13 号を受け、堤防を建設したため甚大な被害はなかった。



## 6-2. 鵜地区ですること

### 防災意識の高揚

⇒鵜地区が抱える、自然災害リスクを住民に知ってもらいます。

### 定期的にタウンウォッチングを実施

⇒災害発生時の危険箇所などをチェックし、避難経路を見直します。

### 津波避難訓練、防災訓練の実施（鵜まちづくり協議会）

⇒避難経路、避難先、避難に要する時間を再確認します。  
さらに、避難行動要支援者への対応を考え、訓練を実施します。

### 安否確認方法の確立と訓練の実施（各自治会）

⇒安否確認は、災害発生時に一番重要です。  
自治会でできることを考え、繰り返し訓練を実施します。



## 7 発災後の活動

### 7-1. 発災直後の活動

地震発生直後は、まずは自分自身の命を守らなければいけません。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物等による負傷です。身を守るためには、周囲をよく見る、落下物から離れる、低くなる、頭を守るのが効果的です。



（引用：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議）

自主防災隊や消防団も被災者となります。

共助活動のためにも、自分や家族が負傷しないようにしましょう。



### 7-2. 発災後の個人・家族ですること

#### 家族の安否確認

⇒家族の安否確認だけでなく、となり近所の安否確認も忘れないようにしましょう。

#### 火の始末

⇒都市ガスやプロパンガスを使用している場合、震度5弱以上の揺れをガスメーターが感知すると、自動的に遮断されるため、慌てて火を止めに行かないでください。また、ろうそく等の裸火の場合火災発生リスクが高いです。木造住宅が密集している地域のため、揺れがおさまったら必ず初期消火に努めてください。







## 9 課題や問題点

### ✓ 液状化は大丈夫か？

⇒液状化については、三重県が液状化危険度予測分布図を公表しています。着色部分（特に赤色部分）が全て液状化するとは限らないため、事前に避難経路を複数想定しておき、発災時の状況により避難経路を選択してください。

- ※様々な要因により、避難経路の損壊が想定されるため、事前の備えとして
- 複数の避難経路を考えておく
  - 破損箇所を早く確認し伝達できる体制を作っておく



(引用：三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）)

### ✓ 車で避難できない。（家屋・ブロック塀倒壊）

### ✓ 電柱が倒れ、避難経路が阻まれる。

- ⇒家屋などの倒壊により、道路閉塞が発生し車両の通行障害が予想されます。また、一斉に車避難した場合、渋滞で逃げ遅れることも予想されます。緊急車両の通行の妨げにもなるので、基本的に車両の使用は控えましょう。地震による電柱の倒壊も予想されます。なるべく電柱の少ない避難経路を考えておくことも重要です。
- 自助：家屋の耐震化、ブロック塀の除去を行う。
  - 共助：車避難は基本におこなわず、近隣で声を掛け合い、早期避難に努める。
  - 避難行動要支援者への対応として、車いすやリヤカーでの避難も想定しておきましょう。

### ✓ 要支援者の避難誘導は ⇒ 消防団の対応

- ⇒発災時刻にもよります。消防団員が在宅の場合、避難誘導や救出救助活動を期待できますが、不在の場合近隣での助け合いが必要不可欠になります。
- 日頃より、近隣での助け合いができるよう『顔の見えるお付き合い』をしておきましょう。
  - 消防団においては津波発生時の退避ルールが決められているため、相互理解を深め二次被害防止のため、地域住民も同様に退避行動をとるようにしましょう。

本計画の策定に向けワークショップを実施し、多くの住民が参加しながらたくさんの意見を出し合い、地震・津波について考えてきました。しかし、まだ鵜地区の全員に認知されたわけではありません。また、高齢者を連れての避難をどうするか？（避難行動要支援者への対応）といった課題も残されています。

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】◀

これからは、個人や家族、鵜地区がそれぞれできることに對して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

課題はまだまだあり、まちの状況は変化していきます。

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、『全員参加で被害者『0』 みんなで作ろう強い鶴』を目指します。



Plan (計画) : 避難計画をつくる。

Do（実行（訓練））：避難訓練を行う。

Check（評価）：訓練を行ってみて、うまくいきそうか？

Action（改善）：問題点・修正点はないか。

見直して  
計画を書  
き直す

| 日付                     | 会議名等       | 議題等                                                                       |
|------------------------|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年<br>5月15日         | 代表者会議      | 地区津波避難計画作成に向けた説明                                                          |
| 平成30年<br>7月9日          | 代表者会議      | 第1回ワークショップ実施に向けての調整                                                       |
| 平成30年<br>7月19日         | 全体会議       | (1) 松阪市津波避難対策基本方針について<br>(2) ワークショップの取り組みについて                             |
| 平成30年<br>7月22日         | 第1回ワークショップ | (1) 防災講演会(川口准教授)<br>(2) 今後の進め方(説明)                                        |
| 平成30年<br>8月31日<br>9月7日 | 第2回ワークショップ | (1) 災害図上訓練(DIG)<br>⇒避難経路をみんなで考える<br>対象地区 8月31日: 星合町、五主町<br>9月7日: 小舟江町、笠松町 |
| 平成30年<br>9月24日         | 第3回ワークショップ | (1) 津波を想定した避難訓練<br>(2) 防災講演会(川口准教授)                                       |
| 平成31年<br>1月23日         | 第4回ワークショップ | (1) 災害図上訓練(DIG)の振り返り                                                      |

# 大石地区防災計画 (風水害編)



大石地区まちづくり協議会  
マスコットキャラクター  
おいしいたけ

令和2年3月

大石地区まちづくり協議会

## ■目次

|                     |    |
|---------------------|----|
| 序章                  | 1  |
| 1 計画の対象地区の範囲        | 1  |
| 2 基本方針(目的)          | 2  |
| 3 活動目標              | 2  |
| 4 地区の特性(地理、人口など)    | 3  |
| 5 地区の災害履歴および想定される災害 | 3  |
| 6 ふだんの災害への備え        | 4  |
| 7 災害が発生したときの行動      | 4  |
| 8 災害避難時の経路と避難先      | 5  |
| 9 課題や問題点            | 8  |
| 10 今後の活動目標          | 8  |
| 資料                  | 9  |
| 参考 計画策定に向けての検討経過    | 12 |

## ■改定履歴

令和2年3月 策定





## 序章

### ■計画策定に至った経緯

大石地区では、平成 29 年度土砂災害防止法にもとづく基礎調査が実施され、大石町、小片野町、六呂木町の急傾斜地を中心に、土砂災害警戒、特別警戒区域の指定がなされました。また、近年の気候変動により大雨、台風の多発がみられるなど、水害・土砂災害から大切な家族と地域を守る、防災・減災の行動について、「大石地区防災計画（風水害編）」として取りまとめました。

## 1 計画の対象地区の範囲

「大石町」「小片野町」「六呂木町」からなる大石地区を計画の対象範囲とします。



## 2 基本方針（目的）

松阪市の防災ビジョンである【災害時の人的被害ゼロ】を実現するため、以下のとおり基本方針（目的）を定めます。

**家庭・地域の防災・減災力を高め、  
「災害時の人的被害ゼロ」を目指す避難行動を！**

## 3 活動目標

活動方針（目的）を実現するための活動目標を以下のとおり定めます。

**雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう**

### ■防災意識の向上と防災・減災力の強化

- ・家庭で災害時対応（防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、経路の確認）について話し合いを行う。
- ・訓練で「チェックリスト」を配布、家庭で「非常持ち出し袋」、「非常食（備蓄品）」の備えを行う。

### ■風水害（土砂災害等）の発生にそなえ防災・減災点検活動の実施

- ・防災組織（自治会、組長等）で避難経路の安全確認を行う。
- ・ハザードマップ等で土砂災害、浸水等の災害危険箇所の確認を行う。
- ・風水害の備え、誰もが「土嚢作り、積み込み」が出来るように訓練を行う。

### ■身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施

- ・「風水害タイムライン」を作成、個人、家庭、地域の防災組織（自治会・自主防災隊・消防団など）の行動計画を定める。
- ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時要支援（防災カルテ等）対象者の安否確認を行う。
- ・自治会、まちづくり協議会では「緊急連絡網」に基づき、災害情報、安否確認を集約、把握する。

## 4 地区の特性（地理、人口など）

大石地区の地理や人口などの特性は、以下のとおりです。

- 地区の地理など  
市域のほぼ中間に位置する中山間地域  
一級河川櫛田川の中流域左岸河岸段丘及び、支流の山間地集落  
国道 166 号線と県道（小片野駅部田線、古江小片野線）の交通結節点
- 地区の人口など  
人口 1,462 人、715 世帯（令和 2 年 2 月 1 日現在）

## 5 地区の災害履歴および想定される災害

### ■地区の災害履歴

- 昭和 34 年伊勢湾台風（9 月 26 日～27 日）で櫛田川が増水、氾濫し旧大石村役場 1 階部分の水没
- 昭和 43 年大石町谷川河川災害、谷地区上流部護岸の破損
- 平成 29 年台風 21 号（10 月 21 日～22 日）に伴う集中豪雨により大石町、小片野町、六呂木町各地で斜面崩壊、倒木による通行止め、そして、最長 4 日間に及ぶ停電



### ■想定される災害

- 大雨、台風、地震等による風水害（土砂災害、河川、山地災害等）  
（山崩れ、地滑り、風倒木、生活道路の通行止め、長期停電、冠水被害等）

## 6 ふだんの災害への備え

### ■個人・家族ですること

- 防災気象情報の入手、雨の降り方、川が増水、危険斜面の状況を知る。
- 土砂災害ハザードマップの警戒、特別警戒区域を知る。
- 屋内安全箇所、近隣の安全箇所、指定緊急避難所を知る。
- 住宅耐震化、家具転倒防止、非常持出常備、家族で情報共有、近所付き合い。

### ■地域ですること

- 防災研修、避難訓練を実施し防災・減災意識を高める。
- 定期的にタウンウォッチングを実施し危険箇所を確認する。
- 災害時要支援者の把握と安否確認、支援の取り決めをおこなう。
- 災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。

## 7 災害が発生したときの行動

### 「風水害タイムライン」に基づき行動する

### ■発災直後の行動は・・・

- 自分自身、家族の命を守る！

### ■発災後に個人・家族ですることは・・・

- 家族、近所の安否確認、自宅の安全場所、地域待避所、指定避難所への避難

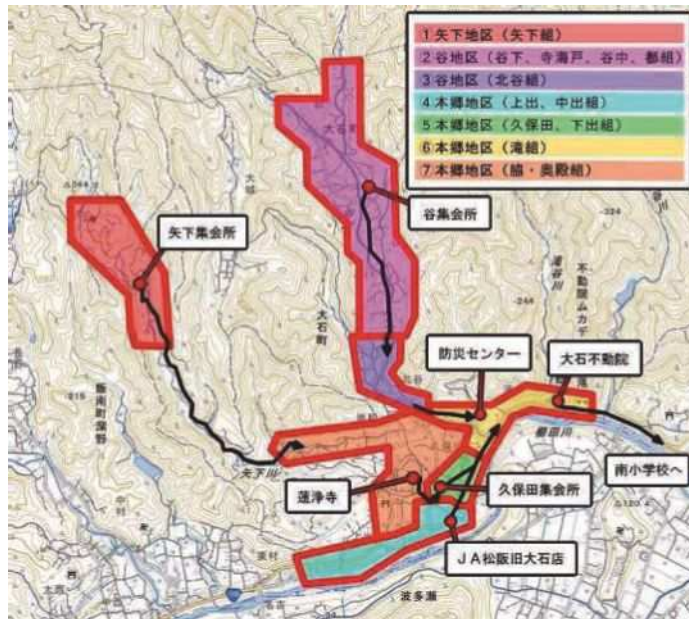
### ■発災後に地区ですることは・・・

- 住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援
- 避難行動要支援者の支援、避難所の運営、快適性の確保
- 避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝

## 8 災害避難時の経路と避難先

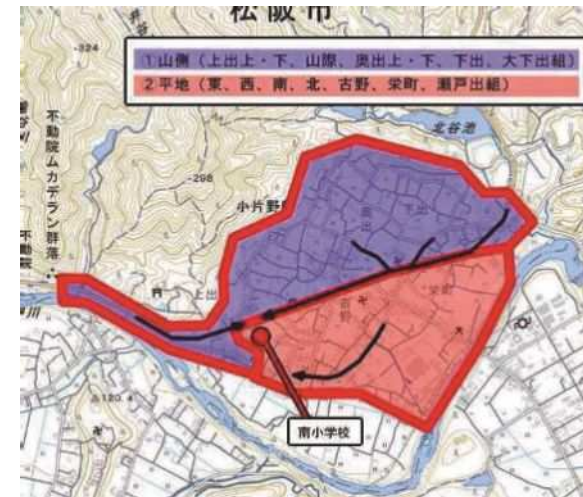
### ■大石町自治会の避難経路および集合先・一時退避所、指定避難所

- ①矢下地区（矢下組）  
自宅等 ▶ 一時退避所（矢下集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ②谷地区（谷下、寺海戸、谷中、都組）  
自宅等 ▶ 一時退避所（谷集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ③谷地区（北谷組）  
自宅等 ▶ 一時退避所（防災センター） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ④本郷地区（上出、中出組）  
自宅等 ▶ 集合場所（JA松阪旧大石店） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑤本郷地区（久保田、下出組）  
自宅等 ▶ 一時退避所（久保田集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑥本郷地区（滝組）  
自宅等 ▶ 集合場所（大石不動院） ▶ 指定避難所（南小学校）
- ⑦本郷地区（脇・奥殿組）  
自宅等 ▶ 一時退避所（蓮浄寺） ▶ 指定避難所（南小学校）



### ■小片野町自治会の避難経路および指定避難所

- ①山側（上出上・下、山際、奥出上・下、下出、大下出組）  
自宅等 ▶ 指定避難所（南小学校） ※市道、国道中心に移動
- ②平地（東、西、南、北、古野、栄町、瀬戸出組）  
自宅等 ▶ 指定避難所（南小学校） ※市道・県道、国道中心に移動





## ■六呂木自治会の避難経路および一時退避所、指定避難所

### ①六呂木全地区（東広出、西広出、北出、上出、下出上・下組）

自宅等 ▶ 一時退避所（六呂木集会所） ▶ 指定避難所（南小学校）

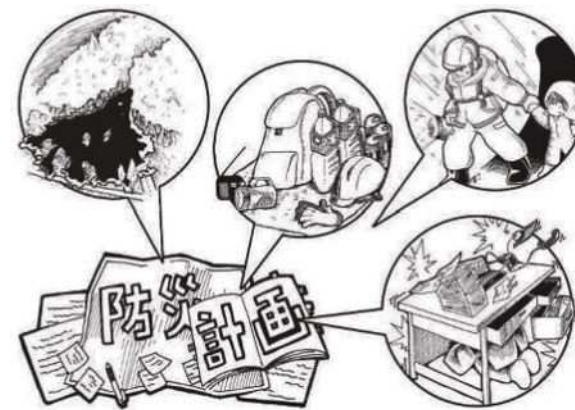


## 9 課題や問題点

- ・急傾斜地等、地形上、斜面崩落により避難経路が確保できない災害発生
- ・災害時の連絡、地域の助け合い、自主防災・減災体制づくり
- ・災害時要支援者への支援の仕組み（ルール）と支援体制づくり
- ・ふだんの近所付き合い、居住地域での助け合い意識を高めること
- ・地域の防災、減災力の育成（災害時の活動力等）と人材、資機材の整備

## 10 今後の活動目標

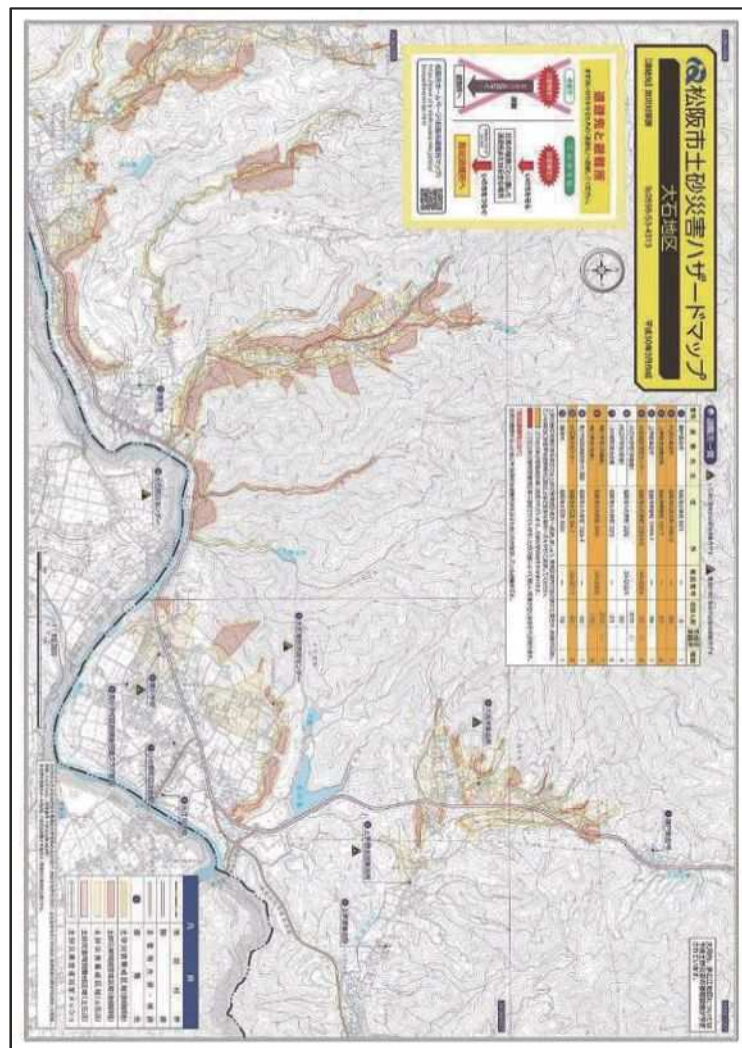
- ・やるべきこと、できることを考え、徐々に地域の防災・減災力を高める。
- ・防災、減災活動の「継続」と計画の「レベルアップ（PDCA）」を図る。
- ・自主防災組織（自治会、自主防災隊、消防団及びまちづくり協議会等）の役割と活動・行動の実践を進める。







## ■松阪市土砂災害ハザードマップ（大石地区）



## 参考 計画策定に向けての検討経過

- ・令和元年 5月22日 第1回防災防犯部会
- ・令和元年 5月29日 第1回全体会議
- ・令和元年 6月21日 第2回防災防犯部会
- ・令和元年 6月23日 防災講演会  
講演会（三重大学 川口准教授）  
住民説明会（地区防災計画について）
- ・令和元年 7月 7日 ワークショップ  
災害図上訓練（DIG）実施
- ・令和元年 7月18日 第3回防災防犯部会
- ・令和元年 8月 9日 第4回防災防犯部会
- ・令和元年 9月13日 第5回防災防犯部会
- ・令和元年 9月29日 防災訓練  
指定避難所（南小学校）への避難訓練  
防災報告会（多気町長谷地区土砂災害被害報告）
- ・令和元年10月25日 第6回防災防犯部会
- ・令和元年11月15日 第1回検討会
- ・令和元年12月11日 第2回検討会
- ・令和元年12月20日 第7回防災防犯部会
- ・令和2年 1月23日 第8回防災防犯部会 兼 第2回全体会議
- ・令和2年 2月 8日 防災計画説明会

# 地区防災計画

～地震・津波編～



令和2年3月

## 目次

|                |    |
|----------------|----|
| はじめに           | 1  |
| 計画の範囲          | 1  |
| スローガン          | 2  |
| 活動目標           | 2  |
| 港地区の地理         | 2  |
| 港地区の人口         | 3  |
| 港地区の災害履歴       | 4  |
| 想定される災害        | 5  |
| 平時からの備え        | 6  |
| 発災時            | 7  |
| 港地区の津波避難経路と避難先 | 8  |
| 課題や問題点         | 12 |
| 今後の活動目標        | 13 |
| 本計画策定に向けての検討過程 | 14 |



## はじめに

平成30年度に、『松阪市津波避難計画』が策定され、津波避難困難地域が指定されました。

また、同計画策定過程で道路幅を3m以上とする条件でのシミュレーションしたところ、避難可能距離としては十分であるものの、幅員3m未満の道路が多い地域では、避難困難であり、対象地域として、町平尾町、獺師町が抽出されました。これらの地域は津波避難困難地域ではなく、道路へ出ることが困難である地域であることから、「避難道路狭あい地域」として位置づけられました。

港地区では『地区防災計画』の作成を目的として、様々なワークショップなどを実施し、自助の重要性を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討し、『港地区防災計画』を作成しました。

## 計画の範囲

計画の対象地区は松阪市のうち、「大塚町」「大平尾町」「久保田町」「新松ヶ島町」「船江町（船江町団地北）」「町平尾町」「獺師町」からなる港地区です。

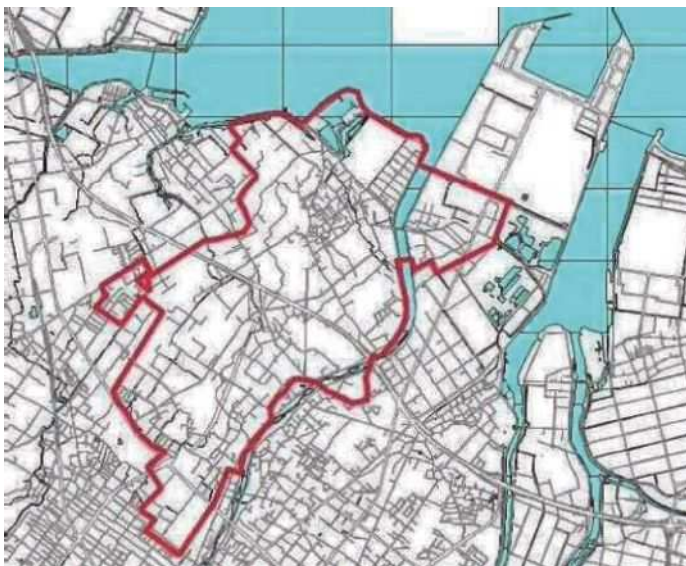


図 対象地区の範囲

## スローガン



「み」 みんな <sup>いっしょ</sup> 一緒に  
 「な」 <sup>なかよ</sup> 仲良く <sup>ひなん</sup> 避難  
 「と」 <sup>とも</sup> 共に <sup>たす</sup> 助かりよう

## 活動目標

- ・港地区住民の防災意識の高揚
- ・避難路に面したブロック塀の撤去又は耐震化
- ・地震、津波の発生に備えた実行動の実施

## 港地区の地理

松阪市の沿岸部に位置し、北部は伊勢湾に面し、東部は2級河川の阪内川が流れ、地区内の中央に国道23号が東西に横断しています。

古くから漁業が盛んで、主要海産物は、あさり貝、あおさ、黒のりです。

写真またはイラスト



## 港地区の人口（令和2年1月1日現在）

|                 | 人口    | 世帯数   | 年齢3区別割合       |                  |               |
|-----------------|-------|-------|---------------|------------------|---------------|
|                 |       |       | 年少<br>(0～14歳) | 生産年齢<br>(15～64歳) | 老年<br>(65歳以上) |
| 大塚町             | 416   | 194   | 12.5%         | 67.3%            | 20.2%         |
| 大平尾町            | 295   | 140   | 10.8%         | 65.1%            | 24.1%         |
| 久保田町            | 464   | 198   | 13.4%         | 54.3%            | 32.3%         |
| 新松ヶ島町           | 810   | 320   | 9.5%          | 61.0%            | 29.5%         |
| 船江町<br>(船江町団地北) | 162   | 83    | 11.7%         | 53.7%            | 34.6%         |
| 町平尾町            | 1,122 | 477   | 11.6%         | 54.9%            | 33.5%         |
| 獵師町             | 1,139 | 549   | 8.3%          | 57.2%            | 34.6%         |
| 合計              | 4,408 | 1,961 | 10.8%         | 57.4%            | 31.8%         |

## 港地区の災害履歴

### 昭和28年台風第13号（9月22日～26日）

9月18日にグアム島の南東海上で発生した台風第13号は、22日になって急速に発達し、非常に強い勢力を保ったまま北緯30度まで北上した。その後はやや衰えたが、25日17時に三重県志摩半島を横断し、伊勢湾を経て18時半頃愛知県知多半島に上陸した。21時には長野県諏訪市付近、26日00時に新潟市の東を通過、06時には三陸沖に進んだ。

四国から関東地方にかけての広い範囲で20～30m/sの最大風速を観測した。また、期間降水量は舞鶴（京都府舞鶴市）で507.0mmに達したほか、四国、近畿、東海、北陸地方で200mmを超え、愛知、三重、京都、滋賀、大阪、福井の各府県では甚大な被害が発生した。

### 昭和34年 伊勢湾台風（9月26日～27日）

9月21日にマリアナ諸島の東海上で発生した台風第15号は、中心気圧が1日に91hPa下がるなど猛烈に発達し、非常に広い暴風域を伴った。最盛期を過ぎた後もあまり衰えることなく北上し、26日18時頃和歌山県潮岬の西に上陸した。

上陸後6時間余りで本州を縦断、富山市の東から日本海に進み、北陸、東北地方の日本海沿いを北上し、東北地方北部を通過して太平洋側に出た。

旧松阪市内の被害状況（松阪市史より）

人的被害 死者3人、重傷者5人、軽症者21人

建物被害 全壊163戸、流出6戸、半壊283戸、

床上浸水769戸、床下浸水1,958戸

### 昭和57年 台風第10号と前線（8月1日～3日）

志摩半島の先端をかすめ、渥美半島西部に上陸。中部地方に大雨が降り、名松線の全線が土砂崩れのため不通となり、嬉野小原で民家4棟が土砂で押しつぶされた。そのあと南岸の前線と9号台風崩れの低気圧で再び大雨となり、南勢地方で住宅の浸水が相次ぎ、自衛隊の派遣要請をおこない、災害救助法も適用されました。

松阪市内の被害状況（松阪市地域防災計画より）

人的被害 死者19人、行方不明者2人、重傷者8人

建物被害 全壊38戸、半壊42戸、浸水3,965戸

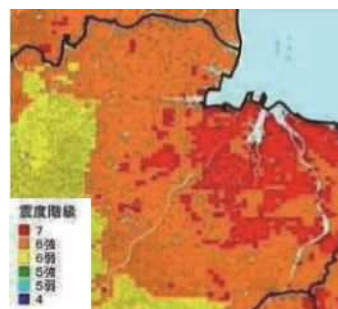
## 想定される災害

南海トラフでは、過去 100 年から 150 年の間隔で巨大地震が発生しており、今後もその発生が予測されていることから、**南海トラフ地震を想定**します。

### 震度分布図

南海トラフの理論上最大クラスの震度分布図

港地区においては、震度6強～7の想定がされています。

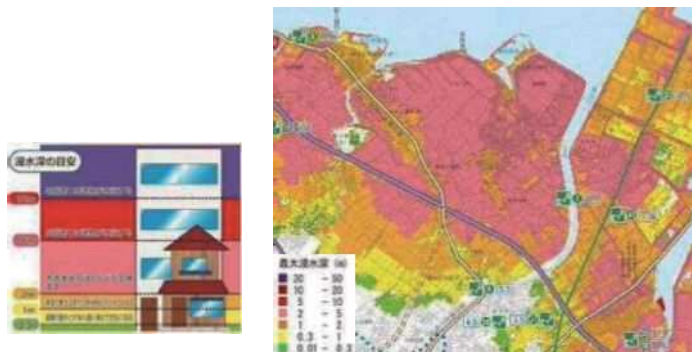


### 津波浸水予測図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合にどの範囲まで浸水するかを、示した図です。

浸水の深さに応じて色分けしてあります。

港地区においては、**2～5m**の最大浸水深が想定されています。



### 津波浸水深 30cm到達予測時間分布図

南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した場合に、避難行動を取れなくなる一つの目安とされている「浸水深 30cm」に、どの場所がどのくらいの時間で達するかを、その時間に応じて色分けした図です。

港地区においては、**概ね 40～60 分**の想定がされていますが、一部地域は0～10分と想定されており、早期避難が求められます。



## 平時からの備え

### （自助）

- 南海トラフ地震を知る
- 非常持ち出し袋の準備をする。
- 家具の固定をする。
- 地震に強い家にする。（住宅の耐震化）
- 地震に強いブロック塀にする。（ブロック塀の取り壊しをする。）
- 家族防災会議をして、避難先や連絡方法を話しておく。



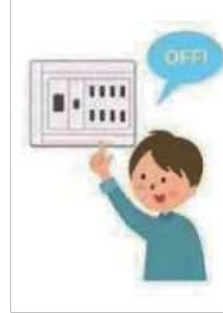
### （共助）

- 防災意識のさらなる高揚。（防災訓練や避難訓練の実施）
- 日頃からの近所付き合い。（顔の見える関係をつくりましょう）
- 安否確認の方法を確立し、訓練を実施。

## 発災時

### （自助）

- ・ 先ずは、自分や家族の命を守る
- ・ 火の始末をする。（できる限り初期消火をする。）
- ・ 避難するときは、電気ブレーカーOFF  
ガスの元栓OFF



### （共助）

- ・ 隣近所の安否確認（ケガした人がいたら救助や応急手当を実施）
- ・ 隣近所に声をかけて一緒に避難（避難行動要支援者のサポートも実施）
- ・ 避難先での情報発信

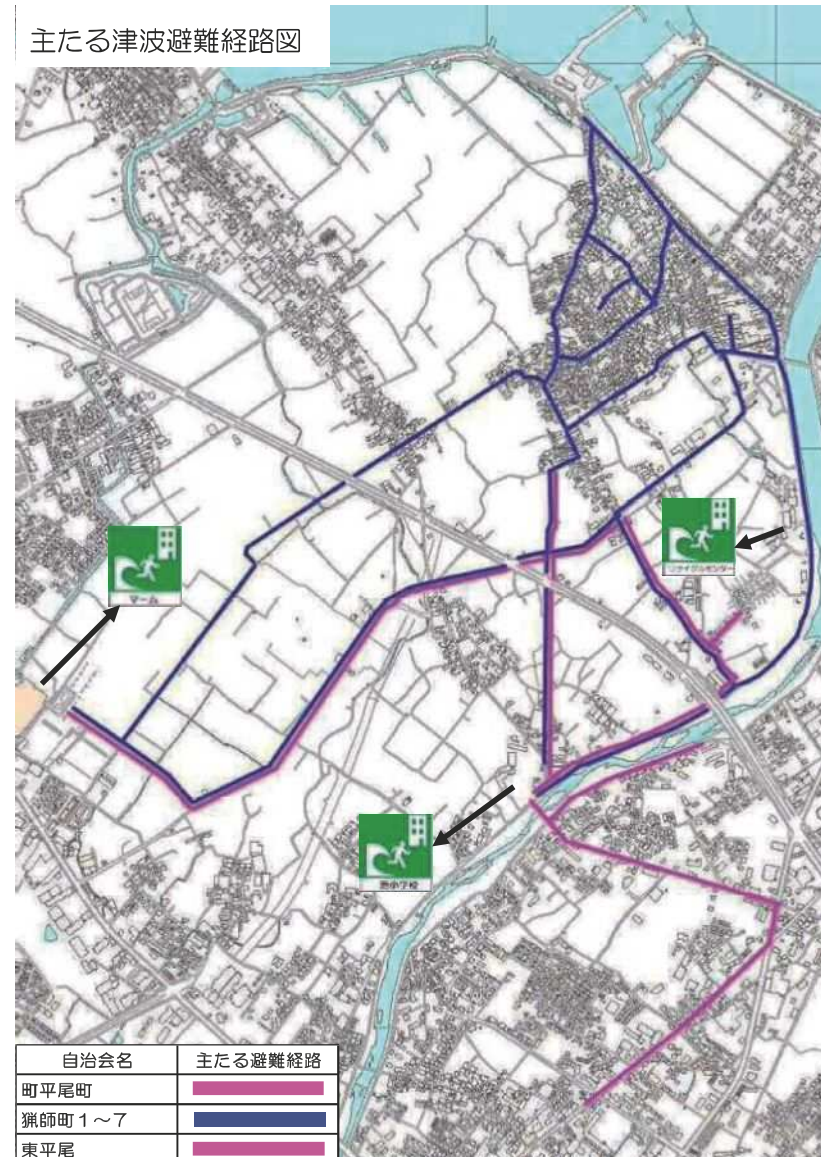
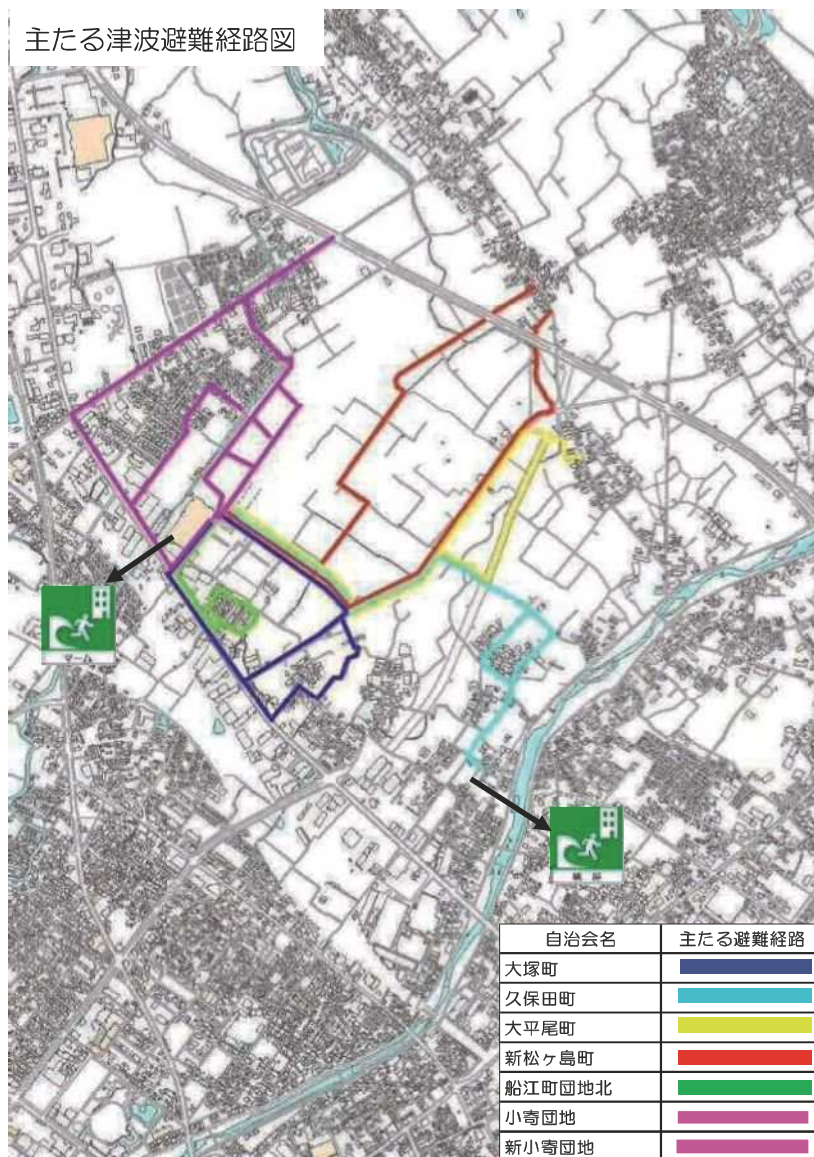


## 港地区の津波避難経路と避難先

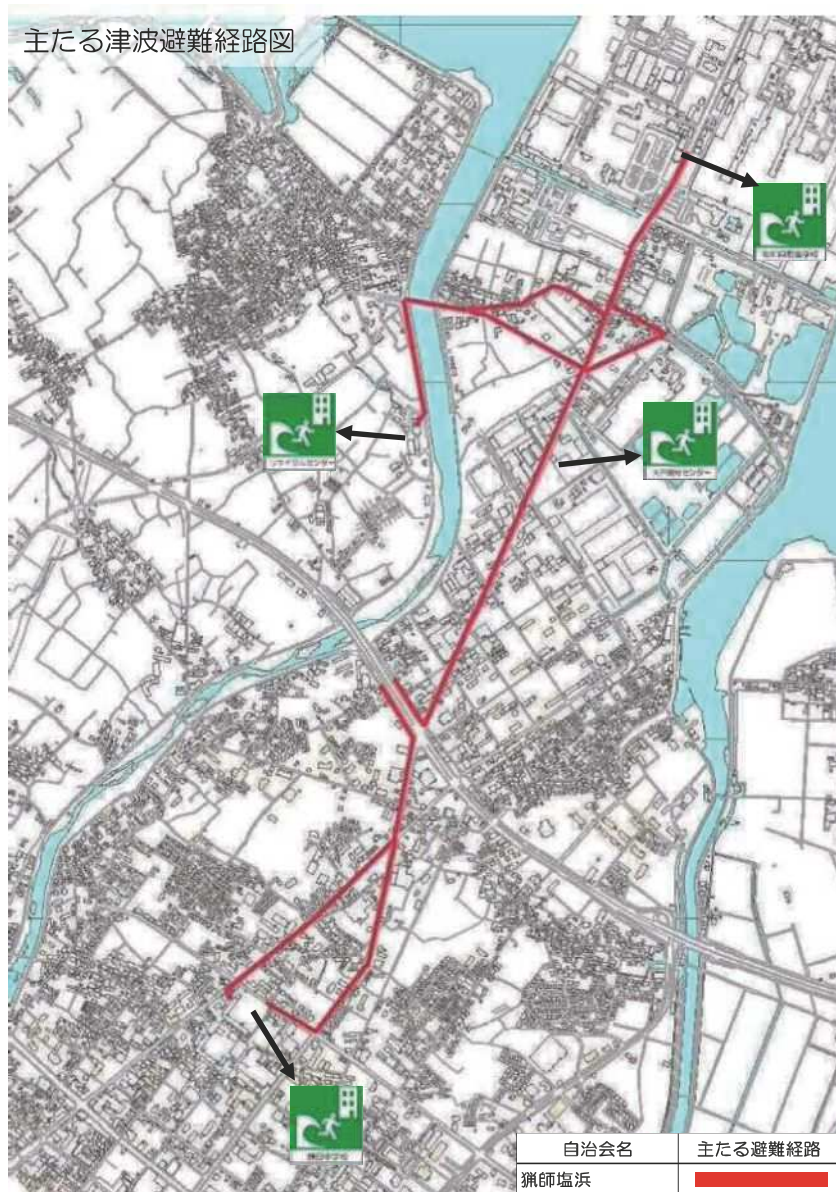
津波の避難は、『遠く高く』を基本とし、可能であれば津波浸水エリアの外へ避難する。  
津波緊急一時避難場所は下表のとおりです。  
また、主たる津波避難経路については、別添地図のとおりです。

| 自治会名   | 津波緊急一時避難場所                                        |
|--------|---------------------------------------------------|
| 大塚町    | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 久保田町   | 株式会社 桃屋松阪工場<br>松阪ショッピングセンターマーム                    |
| 大平尾町   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>港小学校<br>鎌田中学校                  |
| 新松ヶ島町  | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 町平尾町   | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 狹師町1   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師町2   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師町3   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師町4   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師町5   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師町7   | 松阪ショッピングセンターマーム<br>松阪市リサイクルセンター                   |
| 狹師塩浜   | 松和自動車学校<br>株式会社 大戸鋼材センター<br>松阪市リサイクルセンター<br>鎌田中学校 |
| 船江町団地北 | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 小寄団地   | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 新小寄団地  | 松阪ショッピングセンターマーム                                   |
| 東平尾    | 港小学校<br>松阪ショッピングセンターマーム                           |



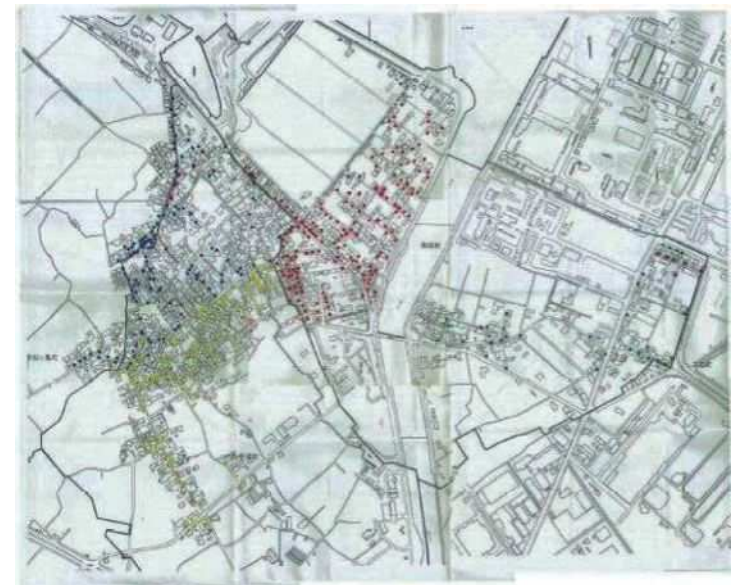






## 課題や問題点

- 港地区住民の防災意識のさらなる高揚が必要  
各家庭で、避難計画を作成（自助）  
地区防災計画を周知する（自助・共助）  
⇒まちづくり協議会で、防災講演会や防災訓練を行い防災意識の高揚に努めましょう。  
小学校・幼稚園と連携した防災事業の拡充をしましょう。
- 避難路沿いにあるブロック塀を取り壊し、避難路の確保（自助）  
⇒自治会やまちづくり協議会で、危険ブロック塀の調査や周知を行い、ブロック塀取り壊しの啓発をしましょう。



（参考）狹師町ブロック塀調査地図（2018年7月調査）

- 避難行動要支援者（高齢者や障がい者）の避難について考える（自助・共助）  
⇒避難行動要支援者名簿などで対象者を把握し、日頃から顔の見える関係を作りましょう。  
また、防災訓練や地区のイベントへの参加の呼びかけをしましょう。
- 道路幅が狭いため拡幅が必要
- 津波避難タワーが必要

## 今後の活動目標

本計画の策定に向けワークショップを実施し、多くの住民が参加しながらたくさんの意見を出し合い、地震・津波について考えてきました。しかし、まだ港地区の全員に認知されたわけではありません。また、高齢者を連れての避難をどうするか？（避難行動要支援者への対応）といった課題も残されています。

### ●やるべきこと、できることを考える

【個人・各家庭】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【地区・自治会】

①すぐできること→②少し頑張ればできること→③困難なこと

【行政（市役所・県・国）】

これからは、個人や家族、港地区がそれぞれできることに対して、優先順位を持って取り組みます。それでも困難なことは市に協力を求めます。

それぞれの立場で、「できない理由を考えるのではなく、今のプロセスでできること」を考え、積み上げていきます。

### ●継続的な活動のスタート（PDCA サイクル）

課題はまだまだあり、まちの状況は変化していきます。

本計画策定を機に継続的な活動のスタートとして、PDCA サイクルをまわすことで、災害に強い港地区を目指します。

Plan（計画）：避難計画をつくる。

Do（実施（訓練））：避難訓練を行う。

Check（検証）：訓練を行ってみて、うまくいきそうか？

Action（見直し）：問題点・修正点はないか。



## 本計画策定に向けての検討過程

| 日 付        | 会議名など   | 議 題 な ど                                                                                                                    |
|------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和元年5月9日   | 代表者会議   | 地区防災計画策定に向けた説明会                                                                                                            |
| 令和元年7月11日  | 全体会議    | (1) 防災講演会<br>（三重大学院工研究科 川口准教授）<br>(2) 地区防災計画について説明（防災対策課）                                                                  |
| 令和元年8月11日  | 代表者会議   | (1) ワークショップの進め方について<br>(2) 防災訓練について                                                                                        |
| 令和元年8月～9月  | ワークショップ | (8/26)小寄団地、新小寄団地、船江町団地北自治会<br>(9/6)狹師塩浜自治会<br>(9/25)狹師町1～7自治会<br>(9/26)大平尾町、新松ヶ島町自治会<br>(9/27)町平尾町自治会<br>(9/30)大塚町、久保田町自治会 |
| 令和元年9月13日  | 代表者会議   | 防災訓練について                                                                                                                   |
| 令和元年10月27日 | ワークショップ | 防災訓練<br>（津波避難訓練、物資搬送訓練、傷病者搬送訓練）                                                                                            |
| 令和元年12月9日  | 全体会議    | 防災訓練のふりかえり                                                                                                                 |
| 令和元年12月16日 | 代表者会議   | 防災訓練のふりかえり（報告）                                                                                                             |
| 令和元年12月21日 | ワークショップ | 防災訓練（港小と合同で実施）                                                                                                             |
| 令和2年1月27日  | 代表者会議   | 地区防災計画（素案）協議                                                                                                               |
| 令和2年2月20日  | 全体会議    | 地区防災計画（素案）説明及び採択                                                                                                           |
| 令和2年3月17日  | 松阪市防災会議 | 地区防災計画提案                                                                                                                   |



令和2年3月17日 松阪市防災会議提案説明

# 茅広江地区 防災計画



令和3年3月  
茅広江まちづくり協議会  
茅広江地区自治連合会

## 目次

|                                                                                   |    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・                                                              | 1  |
| 1. 計画の対象地区の範囲・・・・・・・・                                                             | 1  |
| 2. 基本方針（目的）・・・・・・・・                                                               | 2  |
| 3. 活動目標・・・・・・・・                                                                   | 2  |
| 4. 地区の特性（地理、人口など）・・・・・・・・                                                         | 3  |
| 5. 地区の災害履歴および想定される災害・・・・・・・・                                                      | 3  |
| 6. 災害への備え・・・・・・・・                                                                 | 5  |
| 7. 災害が発生したときの行動・・・・・・・・                                                           | 6  |
| 8. 課題や問題点・・・・・・・・                                                                 | 7  |
| 9. 茅広江地区防災計画策定までの歩み・・・・・・・・                                                       | 8  |
| 10. 災害避難時の避難経路とタウンウォッチングによる<br>危険箇所の把握（上茅原、下茅原）、茅広江地区防<br>災計画策定検討会議録（広瀬町）・・・・・・・・ | 9  |
| 11. 上茅原・下茅原・広瀬町 風水害タイムライン・・・・・・・・                                                 | 12 |
| おわりに・・・・・・・・                                                                      | 15 |
| 資料. 各自治会防災資機材一覧表・・・・・・・・                                                          | 16 |



## はじめに

### ◆計画策定に至った経緯

茅広江地区では、土砂災害防止法に基づく基礎調査が平成30年10月から平成31年2月にかけて行われ、令和元年12月に地区内の急傾斜地を中心に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定があり、令和2年3月に土砂災害ハザードマップが作成されました。

近年、全国で頻発する台風等による風水害をはじめ、発生の予知が困難な震災から大切な家族と地域を守り「災害時の人的被害ゼロ」への行動として、「茅広江地区防災計画」を策定しました。

## 1. 計画の対象地区の範囲

上茅原、下茅原、広瀬町からなる茅広江地区を計画の対象範囲とします。



## 2. 基本方針（目的）

◎松阪市の基本ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を実現するため、以下のとおり基本方針（目的）を定めます。

地域・家庭で災害について考え・備えることにより、  
防災組織の強化、防災意識の向上を図り「災害時の  
人的被害ゼロ」を目指す！

## 3. 活動目標

◎基本方針（目的）を実現するための活動目標を以下のとおり定めます。

### ◆防災意識の向上と防災・減災力の強化

○家庭で災害時対応（防災情報入手、家庭の役割、安全な場所、集合・避難場所、経路の確認）について話し合いを行う。  
また、非常持出袋（非常食等）を備える。

○自治会役員等は市・県等が開催する防災講習・防災講演会に参加し、組織の強化と意識の向上を図り、住民への情報共有を行う。  
○三自治会で合同の訓練を行い、お互いの連携・組織の強化を図る。  
○「風水害タイムライン」を作成し、個人、家庭、地域の防災組織（自治会・自主防災隊・消防団など）の行動計画を明確にする。

### ◆風水害（土砂災害等）の発生に備え防災・減災点検活動の実施

○防災組織（自治会、組長等）で避難経路の安全確認を行う。  
○ハザードマップを活用したタウンウォッチングを定期的に行い、土砂災害・浸水等の災害危険箇所の確認を行う。  
○2～3日を想定した、地区避難所（一時避難所）運営マニュアルを策定する。

○家庭でも事前に避難ルートに危険箇所が無いか確認を行う。  
○防災用資機材の備蓄と点検、更新を行う。

### ◆身近な居住地域での日ごろの声かけ、助け合いの実施

○自治会は自主防災台帳を整理し、災害時要支援者の把握を行う。  
○隣近所でも防災について一緒に考え、助け合える組織・関係を作る。





## 4. 地区の特性（地理、人口など）

### ◆茅広江地区の地理や人口などの特性は、以下のとおりです。

#### ○地区の地理など

松阪市の南部、櫛田川の左岸に位置し、新緑や紅葉など自然豊かで美しい中山間地域。

地区の西を国道166号線、地区内を県道小片野駅部田線が通る。  
上茅原から下茅原へかけて六呂木川が流れ、一級河川櫛田川と合流する。  
広瀬町の北には標高400メートルの大明神山がそびえる。

#### ○地区の人口など

人口 658人、275世帯（令和3年1月1日現在）

## 5. 地区の災害履歴および想定される災害

### ◆地区の災害履歴

○昭和34年伊勢湾台風（9月26日～27日）では下茅原において、六呂木川と櫛田川の合流付近の家6戸が浸水被害にあった。  
また、広瀬町においては櫛田川の水位上昇により県道沿いに建つ家の周りに水が押し寄せ、孤立した。

○昭和49年七夕豪雨では下茅原において土砂流出が発生したため、昭和51年に砂防ダムが完成し、昭和53年に保安林の指定を受ける。

○平成29年台風21号（10月21日～22日）で地区内の各所において土砂流出、法面の崩落、道路の冠水が発生した。

上茅原と下茅原の境界、県道小片野駅部田線において、道路下の法面が大きく崩落したため、長期にわたる復旧工事が行われた。

上茅原においては、エン谷川周辺で床下浸水が発生したのをはじめ、ダイコ谷川で民家、工場、道路への土砂流出。また、石戸谷川で道路への土砂流出が発生するなど、上茅原地内で6箇所の被害が発生した。

下茅原においては、下之宮谷川で法面が崩落したため復旧工事を行い、里谷川・北谷川でも3箇所の復旧工事を行った。また、帰命寺裏山の一部が崩落する被害も発生、六呂木川左岸の2箇所では竹等の倒木により土砂が堆積するなどの被害があり、下茅原地内で21箇所にも及び土砂災害が発生した。

広瀬町においては、スブクリで田、農道へ土砂の流出、森下池上流では農道が陥没した。水車小屋では土砂が水路に堆積したため、水と土砂が畑へ流入し、また下茅原との境界付近では山の水と土砂が県道に流出するなどの被害があり広瀬町地内で6箇所の被害が発生した。

上記のように地区内の各所において土砂の流出、道路の冠水が発生したため、地区内の往来が困難となり、消防団が拠点としている茅広江地区市民センター（下茅原）から上茅原、広瀬町へ行くことができず活動に支障をきたす状況となった。

また根本峠や国道166号線（六呂木町）でも法面が崩落し、県道小片野駅部田線各所で冠水するなどしたため地区外への移動も困難な状況となった。

平成29年 台風21号 被害写真（県道小片野駅部田線）



上茅原と下茅原の境界



下茅原と広瀬町の境界付近

### ◆想定される災害

○大雨、台風による風水害や地震による震災（土砂災害、河川の氾濫、山崩れ、地滑り、倒木、生活道路の冠水・通行止め、停電等）

## 6. 災害への備え

### ◆個人・家族ですること

- 防災情報の入手先・入手方法を確認し、正しい情報を入手する。
- 土砂災害ハザードマップ等により危険箇所を知る。
- 安全な避難場所・避難経路を把握する。
- 水・食料はローリングストック法（少し多めに購入し消費した分をこまめに補充）等により最低3日分、できれば1週間分の備蓄を行う。
- 住宅耐震化、家具転倒防止、非常持出袋常備、家族での情報共有をする。  
※非常持出袋（10kg以下にし、リュック等の背負える物）に入れておく物・・・非常食、飲料水、携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット（防災ずきん）、ティッシュ、タオル、ビニール袋、上着・下着、軍手、救急医薬品・常備薬（お薬手帳のコピー）、貴重品（現金、預貯金通帳のコピー）・健康保険証のコピー、携帯電話・スマートフォン等の予備バッテリー、マスク、消毒液。

### ◆地域ですること

- 自主防災組織の強化
  - ・隣近所での助け合い組織の編成、自主防災組織の規約、役割等の明確化。
  - ・自主防災台帳を作成し、災害時要支援者の把握、防災上役立つ資格保有者を把握する。
- 防災研修、避難訓練を実施し、防災・減災意識を高める。
  - ・各地区での防災訓練、非常時炊出し訓練を実施する。
  - ・三地区合同放水訓練を実施する。
- 定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
  - ・危険箇所を事前に把握し、自治会の自助努力、行政への要望等により災害を未然に防ぐ。
- 災害時要支援者名簿を作成し、避難・支援方法を確認する。
  - ・災害対策基本法に基づき松阪市で作成される避難行動要支援者名簿との整合性を図り、逃げ遅れ等を防止する。
- 災害発生時の情報共有と、避難所運営方法をマニュアル化する。
  - ・三地区での情報共有を綿密に行い、連携を強化する。
  - ・地区避難所は2～3日の一時避難を想定し、長引く場合は道中の安全を確認の上、市の指定避難所へ誘導する。
- 防災用資機材の備蓄・点検・更新を行う。
  - ・防災資機材の台帳（品名・数量）を作成する。
  - ・自主財源及び市補助金等を活用し資機材の整備を行う。



## 7. 災害が発生したときの行動

### ◎「風水害タイムライン」に基づき行動する

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限らない。気象情報に注意し早めに行動する。

### 【個人・家族で警戒レベルに応じた行動】

#### ◆あわてず自分自身・家族の身の安全を

- 警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報・強風注意報・氾濫注意情報）
  - ・気象情報の確認、家の周りの安全確認、非常持出袋の確認、避難経路の確認
- 警戒レベル3【高齢者等避難】（大雨警報・洪水警報・暴風警報・氾濫警戒情報）
  - ・避難の準備、避難に時間がかかる方は避難の開始、自主防災隊への避難支援の要請、家族の居場所確認
- 警戒レベル4【避難指示】（土砂災害警戒情報・氾濫危険情報）
  - ・避難所への移動、避難所への移動が困難な場合は自宅や近くの安全な所へ移動（山から遠い2階の部屋など）
- 警戒レベル5【緊急安全確保】（大雨特別警報・氾濫発生情報）
  - ・危険が去るまで避難所・安全な所に留まる、災害が発生した場合は自主防災本部へ連絡

### 【地域で警戒レベルに応じた行動】

#### ◆まずは自分自身・家族の身の安全を最優先に

- 警戒レベル2（大雨注意報・洪水注意報・強風注意報・氾濫注意情報）
  - 避難所の開設準備、気象情報の確認、要支援者の確認、連絡網の確認
- 警戒レベル3【高齢者等避難】（大雨警報・洪水警報・暴風警報・氾濫警戒情報）
  - 自主防災本部の設置、避難所の開設、避難経路の安全確認、要支援者への支援開始
- 警戒レベル4【避難指示】（土砂災害警戒情報・氾濫危険情報）
  - 避難所の運営、避難経路の安全確認、災害状況の把握・報告
- 警戒レベル5【緊急安全確保】（大雨特別警報・氾濫発生情報）
  - 災害状況の把握・報告、被災・救助の通報、住民の安否確認、避難所の運営
  - ※警戒レベル4、5での自主防災隊の参集・活動は危険が伴うため、警戒解除後に行う。
  - ※強風注意報・暴風警報（台風に伴う発表の場合）

◆発災直後の行動は・・・

○あわてず自分自身、家族の身の安全を！！

◆発災後に個人・家族ですることは・・・

○家族、近所の安否確認を行い、自主防災組織等の情報により、安全な避難場所へ移動する。

・家を離れて避難する際はガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とし、戸締りをする。

・道路の冠水、陥没、倒木、飛散物、落下物に注意する。

◆発災後に地区ですることは・・・

○住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援。

・自主防災隊員ご自身・家族の身の安全を確認後、住民の安否確認、避難の呼びかけ、安全な誘導を行う。

○災害時要支援者の支援、避難所の開設・運営。

・要支援者の支援と、2～3日の避難所運営を行う。

○避難所での情報発信。

・災害情報の把握と通報、報告。

・住民、行政へ災害や避難の情報を発信する。

※茅広江地区市民センター：0598-34-1001

松阪市災害対策本部：0598-22-4700



## 8. 課題や問題点

○想定していた避難ルートが通れない場合の新たな避難ルートの設定。

・道路の冠水、陥没により通れない場合の安全な迂回ルートの設定。

○自主防災組織の強化。

・自主防災隊員の人材確保。

○災害時要支援者への支援の仕組みづくり。

・高齢化が進みつつある中での支援方法。

・個人情報保護により要支援者の状況把握に支障をきたすおそれ。

○地域住民の防災意識の向上。

・地区防災訓練等への積極的な参加。

○地区の防災備蓄品・防災資機材の整備・補充・更新。

・定期的な整備等に伴う財源の確保。



## 9. 茅広江地区防災計画策定までの歩み

○令和2年 9月 3日・・・自治会長、事務局にて年度内の防災計画策定に向けた会議を行う。

○令和2年 9月 5日・・・広瀬町役員会

○令和2年 9月10日・・・第1回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年 9月・・・各地区においてタウンウォッチングの実施

○令和2年 9月26日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議、茅広江地区防災計画策定検討会議（広瀬町）

○令和2年10月12日・・・第2回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年10月15日・・・下茅原地区防災計画策定研修会

○令和2年11月 7日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議

○令和2年11月11日・・・第3回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年11月15日・・・上茅原地区防災計画策定研修会

○令和2年12月11日・・・第4回茅広江地区防災計画策定会議

○令和2年12月12日・・・下茅原地区防災計画策定準備会議

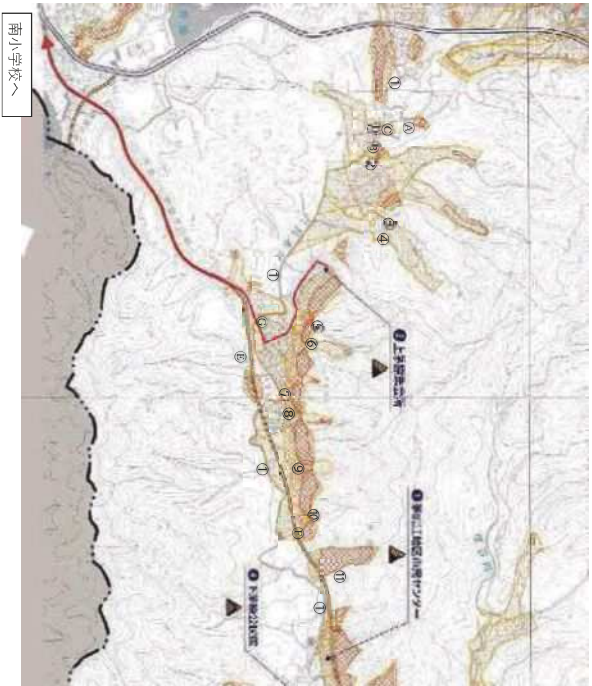
○令和3年 1月13日・・・第5回茅広江地区防災計画策定会議

○令和3年 2月10日・・・第6回茅広江地区防災計画策定会議

○令和3年 2月14日・・・下茅原地区防災計画自治会総会決議

10. 災害避難時の避難経路とタウンシップによる危険箇所の把握（上茅原、下茅原）、茅広江地区防災計画策定検討会議録（広瀬町）

◆上茅原自治会の避難経路および集合先・一時避難所、指定避難所  
自宅等→一時避難所（上茅原集会所）▶指定避難所（南小学校）

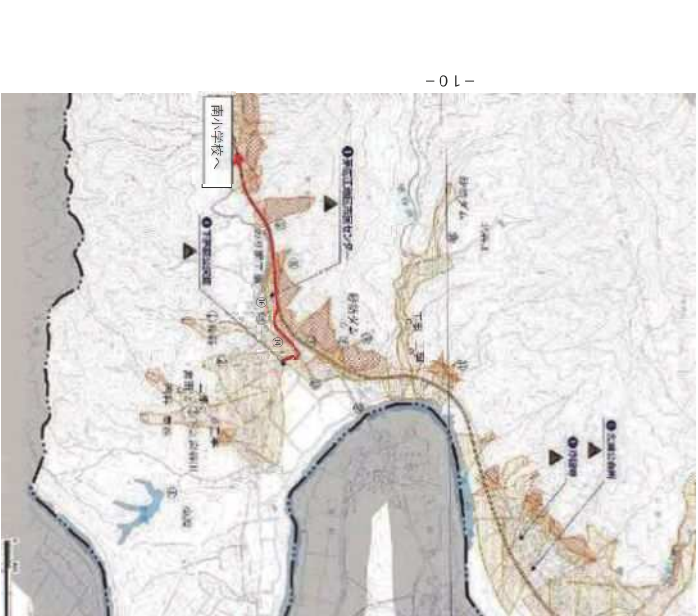


- ① 六呂木川（本流）：川は航行しており木々や竹等が伸びて荒れている。  
（大田地区～花鶴地区）木々や竹、ヨシ、つる草等の伐採が必要である。
- ② スエト川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に土石流発生。
- ③ 太田奥川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。谷が深い。  
太田奥川と広川が合流する。
- ④ 池谷川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に台風の時  
に土石流が発生。
- ⑤ 風呂屋谷川：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。過去に台風の時  
に土石流が発生。
- ⑥ 谷川（勝田利一様方の裏山）：普段の水量は少ないが台風の時などは増水する。  
過去に台風の時などに土石流が発生。
- ⑦ エン谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生し  
床下浸水も発生。
- ⑧ タイコ谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生  
し道路と工場に土砂災害発生。
- ⑨ 石戸谷川：谷が深い。倒木がある。平成29年の21号台風で土石流が発生し  
市道および県道700号線に土砂災害発生。
- ⑩ 谷（上茅原と下茅原の境目）：普段の水量は無いが台風の時などは増水する。  
平成29年21号台風で土石流が発生し県道700号線に土砂災害発生。

土砂災害・浸水被害危険箇所

- ① 中村伊次様宅 裏山 崩落。
- ② 鈴木貞司様宅 裏山 崩落。
- ③ 辻克己様宅 六呂木川岸 崩れ。
- ④ 谷法生様宅 六呂木川岸 崩れ。
- ⑤ 上茅原バス停の上 産業廃棄物場 土砂流出。
- ⑥ 谷喜好様宅 裏山 崩落。
- ⑦ 橋本なみえ様宅 浸水。

◆下茅原自治会の避難経路および集合先・一時避難所、指定避難所  
自宅等→一時避難所（下茅原公民館）▶指定避難所（南小学校）



- ① 後谷川：倒木が多い。川幅があり谷も深い。公民館近くまで土砂が到達する。
- ② 堀木組（山の神付近）の谷：谷が深く水量も少ない。堀木組・東出組の一部（14戸）  
に土砂が到達する。
- ③ 下之巻谷川：谷の奥行きが深い。西谷と東谷に分かれたり。  
（西谷）倒木が多い。川幅が広く水量が多い。途中で現在使用されていない用水池  
（富田地）がある。平成29年の台風で法面崩落修復工事をする。  
（東谷）倒木が多く水量も多い。平成29年の台風で法面崩落修復工事をする。  
一部特別養育院区域（赤）もある。
- ④ フジコ谷：新池の決壊による養育院区域で、堤防の強度を確保するため、国の事業で堤防  
のボーリング調査が実施された。
- ⑤ 上茅原との境界付近の傾斜地：平成29年の台風で土砂流出。同時期に六呂木川左岸の  
奥通延が大きく崩落し修復工事が実施された。
- ⑥ 大西敏久さん宅横の谷川：川筋の崩壊が危れており危険。修復工事が必要がある。  
近年2回土砂・水が宅地に流入する。
- ⑦ 南崎寺裏山：傾斜が高く、平成29年の台風で裏山が一部崩落する。
- ⑧ 珍崎寺横の谷川：平成29年の台風で土砂が流出する。また流出の頻度が高い。  
昭和49年の七夕祭りで土砂流出。昭和51年に砂防ダムが完成する。
- ⑨ 吉山晴重さん宅裏山：山腹に大岩が2つある。昭和53年に保安林の指定を受ける。  
令和2年に大岩の1つが20m落下し、撤去の要置書を提出する。
- ⑩ 里谷川、北谷川：里谷川、北谷川は途中で谷が崩れている。平成29年の台風で3箇  
所崩落修復工事を実施する。里谷川奥に砂防ダムがあるが現在は機能していない。
- ⑪ 郷の谷川（堀木キミエさん宅横）：昭和50年以前に土砂流出、水路工事が行われている。  
⑫ 六呂木川・柳田川合流地点～⑬地点（名古里田さん宅付近）：台風発生時に六呂木川  
および柳田川が洪水し、特に柳田川の逆流により浸水被害の恐れがある。伊勢湾台風時  
には6戸の家が浸水被害にあった。法面や竹等が倒れた際の被害がある。平成29  
年の台風で六呂木川流域左岸2箇所に土砂が堆積、土砂崩れおよび倒れた竹の撤去工事  
を行う。
- ⑭ 上出こみスエーション付近：竹の倒伏および左岸護壁にひび割れがある。
- ⑮ 藪芳斎さん宅付近：川が直角に曲がっており、葦および土砂が堆積し、川幅を著しく狭  
くしている。
- ⑯ 川に樹木・草等が倒いかぶり、撤去が必要である。令和3年1月工事を完了。



# 11. 上茅原・下茅原・広瀬町 風水害タイムライン

## 茅広江地区風水害タイムライン（上茅原）

| 警戒レベル<br>気象情報<br>(気象庁が発表)                          | 松阪市の避難情報<br>(松阪市が発令) | 地区防災組織の行動<br>(自治会・地区<br>防災隊・消防団等)                                                                                                         | みなさんの行動<br>(個人・家庭)                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル2</b><br>大雨注意報<br>洪水注意報<br>強風注意報<br>氾濫注意情報 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>非常時緊急連絡網の確認</li> <li>気象情報の確認</li> <li>危険箇所の状況把握</li> <li>避難所の開設準備</li> <li>災害時要支援者名簿の確認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の確認</li> <li>家屋等の点検</li> <li>非常持出袋の確認</li> <li>危険箇所や避難所の確認</li> <li>避難経路の確認</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> をします。</p> |

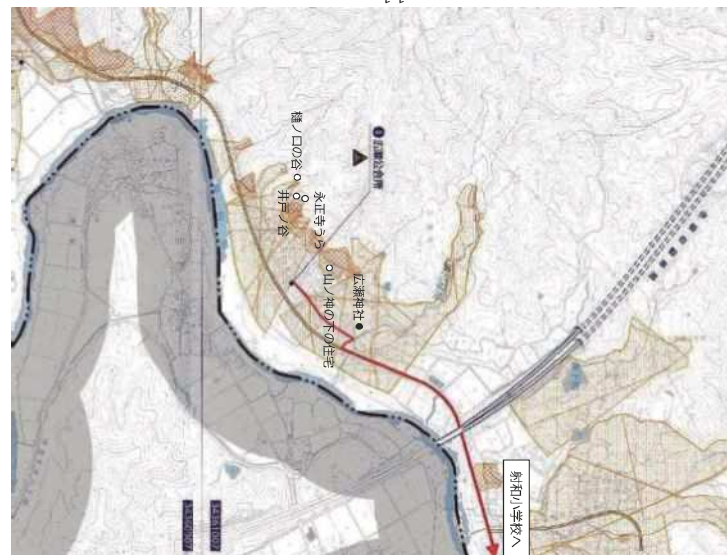
|                                                 |        |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル3</b><br>大雨警報<br>洪水警報<br>暴風警報<br>氾濫警戒情報 | 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>避難経路の安全確認</li> <li>要支援者の安否確認、支援</li> <li>災害時要支援活動の開始</li> <li>避難所の開設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備</li> <li>避難に時間のかかる方は避難開始</li> <li>自主防災組織への避難支援要請</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> をします。<br/>に避難します。</p> |
|-------------------------------------------------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                     |      |                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル4</b><br>土砂災害警戒情報<br>氾濫危険情報 | 避難指示 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の安全確認</li> <li>災害状況の把握、通報</li> <li>避難経路等、地域内の安全経路の周知</li> <li>住民の安否と支援確認</li> <li>避難所での避難行動支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難<br/>(上茅原集会所・下茅原公民館・南小学校等)</li> <li>避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難（山側から遠い2階の部屋等へ避難）</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難します。</p> |
|-------------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                   |        |                                                                                               |                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル5</b><br>大雨特別警報<br>氾濫発生情報 | 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と通報</li> <li>住民の安否確認</li> <li>避難所の運営</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難完了</li> <li>避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難完了</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難しています。</p> |
|-----------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限らない。気象情報に注意し早めに行動する。  
※強風注意報・暴風警報（台風に伴う発表の場合）

| 住 所      | 氏 名 | 電話番号 |
|----------|-----|------|
| 松阪市 町 番地 |     |      |



◆広瀬町自治会の避難経路および集合先・一時避難所・指定避難所・指定避難所（約和ハ学校）  
自宅等→一時避難所（広瀬公会所）→指定避難所（約和ハ学校）

## 茅広江地区防災計画策定検討会議録（広瀬町）

- 出席者20名の内、自宅以外へ避難すると答えたのは2名であり、残りの18名は自宅の2階や山から遠い部屋へ避難すると答えた。  
なお、自宅以外の避難先としては、公会所、浄水器、兄弟の家との回答であった。
- 自宅以外への避難を開始する判断材料としては以下のとおりであった。  
○避難勧告が出た時。  
○檀田川の増水・緩状水害が留まり雨が降り続いて様子で。  
○谷川（井戸の谷、永正寺横の谷、樋ノ口の谷）の水量と濁り具合や土砂の混じり具合を見て。
- 自宅以外へ避難するとき、どんなことに気を付けるか。  
○ヘルメットをかぶる。（風で物が飛ばされてくるので）  
○飲み水を持参する。  
○足元に気を付けてから避難する。  
○避難行動は複数でする。
- 自治会として公会所への避難は1泊2日程度と考えているが、避難場所としての公会所へ、どのようなものを備えておいて欲しいか。  
○水 ○毛布 ○非常電源
- 過去の災害状況、危険状況について、聞いていることはあるか。  
○広瀬町内では、土砂崩れは阿面所かで発生しているが、昔から家が流されるなどの被害はなかったため、言い伝えはない。
- その他  
○谷川村の人たちの多くは、豪雨災害が起きるまで「谷川村は強い岩盤の上に  
ある。」「昔から大きな災害は起きていない。」という認識だった。  
これまで災害が起きていないからと言って、これから起こらないという保障はない。災害が起きるかもしれないという意識で生活することが大事である。  
○予想していないことが起きてくるので、みんなで揃って一杯気を付ける。  
○県道の方が住宅地よりも高いので排水路が詰まると床上浸水になる。  
○公会所は、高い石積みの上に建っている。地震や豪雨により石積みが崩れたら、下の住宅は崩壊する。また、上に建っている公会所も倒れる。

## 茅広江地区風水害タイムライン（下茅原）

| 警戒レベル<br>気象情報<br>(気象庁が発表)                        | 松阪市の避難情報<br>(松阪市が発令) | 地区防災組織の行動<br>(自治会・地区<br>防災隊・消防団等)                                                                                                               | みなさんの行動<br>(個人・家庭)                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル2</b><br>大雨注意報<br>洪水注意報<br>強風注意報<br>雹注意報 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>非常時緊急連絡網の確認</li> <li>気象情報の確認</li> <li>危険箇所の状況把握</li> <li>避難所の開設準備</li> <li>災害時要支援者名簿の確認</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の確認</li> <li>家屋等の点検</li> <li>非常持出袋の確認</li> <li>危険箇所や避難所の確認</li> <li>避難経路の確認</li> </ul>  <p>私と家族は <input type="text"/> をします。</p> |
| <b>警戒レベル3</b><br>大雨警報<br>洪水警報<br>暴風警報<br>雹警報     | 高齢者等避難               | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>避難経路の安全確認</li> <li>要支援者の安否確認、支援</li> <li>災害時要支援活動の開始</li> <li>避難所の開設</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備</li> <li>避難に時間のかかる方は避難開始</li> <li>自主防災組織への避難支援要請</li> </ul>  <p>私と家族は <input type="text"/> をします。<br/>に避難します。</p>              |
| <b>警戒レベル4</b><br>土砂災害警戒情報<br>雹危険情報               | 避難指示                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の安全確認</li> <li>災害状況の把握、通報</li> <li>避難経路等、地域内の安全経路の周知</li> <li>住民の安否と支援確認</li> <li>避難行動の支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難<br/>(下茅原公民館・茅広江地区市民センター・南小学校)</li> <li>避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難(山側から遠い2階の部屋等へ避難)</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難します。</p>                                                                    |
| <b>警戒レベル5</b><br>大雨特別警戒情報<br>雹発生情報               | 緊急安全確保               | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と通報</li> <li>住民の安否確認</li> <li>避難所の稼働</li> </ul>                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への避難完了</li> <li>避難所への避難が困難な場合は自宅や近隣の安全な場所への避難完了</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難しています。</p>                                                                                                             |

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限らない。気象情報に注意し早めに行動する。  
※強風注意報・暴風警報(台風に伴う発表の場合)

|          |     |      |
|----------|-----|------|
| 住 所      | 氏 名 | 電話番号 |
| 松阪市 町 番地 |     |      |

## 茅広江地区風水害タイムライン（広瀬町）

| 警戒レベル<br>気象情報<br>(気象庁が発表)                        | 松阪市の避難情報<br>(松阪市が発令) | 地区防災組織の行動<br>(自治会・地区<br>防災隊・消防団等)                                                                                                         | 私・家族の行動<br>(すること)                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>警戒レベル2</b><br>大雨注意報<br>洪水注意報<br>強風注意報<br>雹注意報 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の確認</li> <li>危険箇所の状況把握</li> <li>避難所の開設準備</li> <li>災害時要支援者を名簿で確認</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>ニュースや天気予報などで、台風や大雨のようすを調べる。</li> <li>家の周りの安全を確かめる。</li> <li>非常持ち出し袋の中身を確かめる。</li> <li>避難する道順を確かめる。</li> </ul>                                        |
| <b>警戒レベル3</b><br>大雨警報<br>洪水警報<br>暴風警報<br>雹警戒情報   | 高齢者等避難               | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>避難所の開設<br/>(自治会3役が連絡を取り合う)</li> <li>避難経路の安全確認</li> <li>要支援活動の開始</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の準備をする。</li> <li>避難に時間のかかる方は早めに避難する。</li> <li>自主防災隊へ避難の助けをお願いする。</li> <li>連絡を取り、家族の居場所を確かめる。</li> </ul>  <p>私と家族は <input type="text"/> に避難します。</p> |
| <b>警戒レベル4</b><br>土砂災害警戒情報<br>雹危険情報               | 避難指示                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会役員は災害対策本部へ参集</li> <li>避難経路の安全確認</li> <li>災害状況の把握、報告</li> <li>被災救助の要請</li> <li>避難所の運営</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所へ行く。<br/>(広瀬公会所・射和小学校等)</li> <li>避難所へ行くのが難しい場合は、自宅や近くの安全なところへ移動する。<br/>(山側から遠い2階の部屋などへ移動する。)</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難します。</p>                                                                                    |
| <b>警戒レベル5</b><br>大雨特別警戒情報<br>雹発生情報               | 緊急安全確保               | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と報告</li> <li>被災救助の通報</li> <li>住民の安否確認</li> <li>避難所の運営</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所に留まる。</li> <li>ニュースや天気予報などで、台風や大雨のようすを調べる。</li> <li>災害が発生した場合は、本部へ連絡する。</li> </ul> <p>私と家族は <input type="text"/> に避難しています。</p>                                                                                                      |

※ただし、台風等の状況によっては警戒レベルが順に発表されるとは限らない。気象情報に注意し早めに行動する。  
※強風注意報・暴風警報(台風に伴う発表の場合)

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 台風や大雨による土砂災害の時、私の家の危険なところ | だから、次のことをします。 |
| ※無ければ、「特になし」と記入する。        |               |

|          |     |      |
|----------|-----|------|
| 住 所      | 世帯主 | 電話番号 |
| 松阪市 町 番地 |     |      |

## おわりに

〇近年多発する台風等による大雨は想定を超える規模で発生する危険性があり、また周期的に発生している南海トラフをはじめとする大規模な震災の可能性も高まりつつあります。

今回、下茅原において9月に行ったタウンウォッチング（10ページ、⑨地点）で発見した大岩（高さ2m、胴回り7.6m）が、12月に確認した際20m落下しており、なぎ倒された竹で辛うじて止まっている状況であり（下の写真参照）、行政へ撤去の要望書を提出しました。

以上のことから、今後も定期的にタウンウォッチングを行い、防災計画を見直すことにより、地区防災組織の強化、各家庭の防災意識の向上を図り、防災計画の基本方針である「災害時の人的被害ゼロ」へ向け、より良い防災計画にしていきます。

落下した大岩



落下の危険がある別の大岩、高さ6m、胴回り15m



（令和2年12月撮影）

## 資料

### 各自治会防災資機材一覧表

（令和3年2月1日現在）

| 分類   | No. | 種類              | 上茅原 | 下茅原 | 広瀬町 |
|------|-----|-----------------|-----|-----|-----|
| 夜間対応 | 1   | 懐中電灯            | 2   | 2   | 2   |
|      | 2   | 強力ライト           | 2   |     |     |
|      | 3   | 投光器             | 4   |     | 2   |
|      | 4   | 投光器用三脚          | 1   |     |     |
|      | 5   | 発電機             | 1   | 1   |     |
|      | 6   | キャップライト         | 2   |     | 3   |
| 情報機器 | 7   | メガホン・ハンドマイク     | 1   | 1   | 1   |
|      | 8   | トランシーバー         | 5   | 1   | 2   |
|      | 9   | ラジオ             | 1   | 1   | 1   |
| 救助   | 10  | 軍手              | 80  | 72  | 50  |
|      | 11  | スコップ            | 2   | 2   | 5   |
|      | 12  | かけや             |     | 1   | 1   |
|      | 13  | 大ハンマー           |     | 1   |     |
|      | 14  | つるはし            | 1   |     |     |
|      | 15  | ボール             | 2   | 1   | 2   |
|      | 16  | クワ              |     | 1   |     |
|      | 17  | ロープ             | 1   |     | 2   |
|      | 18  | 折りたたみ脚立         |     | 1   | 1   |
|      | 19  | 一輪車             |     | 1   |     |
|      | 20  | 組み立て式リヤカー       |     |     | 2   |
|      | 21  | チェーンソー          |     | 1   |     |
|      | 22  | ランマー            |     | 1   |     |
| 救護   | 23  | 救急箱（一式）         | 1   | 1   | 1   |
|      | 24  | 毛布              |     |     | 2   |
|      | 25  | ポータブルトイレ        |     | 1   |     |
| 避難生活 | 26  | 燃料缶（5ℓ）         | 1   |     |     |
|      | 27  | コードリール          |     |     | 1   |
|      | 28  | テント             | 1   | 1   | 1   |
|      | 29  | ブルーシート          | 1   | 5   | 8   |
|      | 30  | 真空パック毛布         | 10  | 10  | 10  |
| 給食給水 | 31  | ポリタンク           | 2   |     | 19  |
|      | 32  | ポリバケツ           |     |     | 20  |
|      | 33  | 非常食（賞味期限 2021年） | 24  | 50  | 74  |
|      |     | （ 2024年）        | 40  | 20  | 40  |
|      |     | （ 2025年）        | 20  | 20  | 20  |
| その他  | 34  | 杭（180cm）        |     | 10  |     |
|      |     | 杭（120cm）        | 15  | 120 | 50  |
|      | 35  | 土のう袋（砂入り）       | 500 | 200 | 500 |
|      |     |                 |     |     | 20  |
|      | 36  | カラーコーン          |     |     | 2   |
|      | 37  | コーンバー           |     |     | 1   |
|      | 38  | 防災倉庫            | 1   | 1   | 1   |

# 宮前地区防災計画書

## (土砂災害編)



令和3年(2021年)3月

みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難

宮前まちづくり協議会

### 目次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| はじめに                     | 2  |
| 1章 計画の対象地区の範囲            | 3  |
| 2章 基本的考えかた               | 4  |
| 2.1 基本方針                 | 4  |
| 2.2 活動目標                 | 4  |
| 2.3 長期的な活動計画             | 4  |
| 3章 地区の特性                 | 5  |
| 3.1 自然特性                 | 5  |
| 3.2 社会特性                 | 5  |
| 3.3 防災マップ                | 6  |
| 3.3.1 地質                 | 6  |
| 3.3.2 松阪市土砂災害ハザードマップ     | 7  |
| 3.3.3 三重県土砂災害情報提供システム拡大図 | 7  |
| 4章 防災活動の内容               | 24 |
| 4.1 防災活動の体制 組織図          | 24 |
| 4.2 これまでの活動事例            | 24 |
| 4.3 平常時の活動               | 32 |
| 4.4 発災直前の活動              | 33 |
| 4.5 発災後の活動               | 34 |
| 4.6 各種地域団体との連携           | 34 |
| 4.7 防災人材育成               | 34 |
| 5章 実践・検証と課題              | 35 |
| 5.1 防災訓練の実施・検証           | 35 |
| 5.2 課題                   | 35 |
| 5.3 松阪市への要望事項            | 35 |
| 5.4 計画の見直し               | 36 |
| 本計画策定に向けての検討過程           | 37 |



## はじめに

宮前まちづくり協議会（以下まち協）は平成 19 年 9 月に設立しました。既存の赤桶・宮前・下滝野地区の自主防災会は構成団体として参加しました。平成 25 年 防災カードを手上げ方式で制定、平成 28 年更新（健康状態・個人情報の取扱欄追記等）をしました。

防災訓練は平成 27 年までは各自主防災会が単独で開催をしてきました。指定避難所は宮前地区に 3 施設がありますが、赤桶・下滝野地区にはありません。この問題を解決するために、平成 28 年に 3 地区の自治会会長を対象とした HUG（避難所運営ゲーム）訓練を開催しました。振り返り会で実際に避難所運営訓練をする必要があると意見があり、平成 29 年に HUT（避難所運営体験初動期）を開催しました。平成 30 年には松阪市総合防災訓練が宮前小学校で開催されました。テーマは「住民主体の避難所運営訓練」であり まち協も当番地区という立場で参加しました。

平成 28 年・29 年・30 年の訓練では各班に動員をかけているので 100 人超の参加者がありました。しかしながら 過去の台風シーズンに発令された松阪市の避難情報によるまち協住民の避難者が少ないこと及び避難行動要支援者の避難を如何にするかが課題となりました。

この課題に対して防災部会は「声掛け避難」に取り組むこととし、令和 1 年度の防災部会でモデルとして神殿上・下班（住戸 59 戸）に検討・活動を依頼しました。

令和 2 年 3 月に神殿上・下班からの報告書が防災部会に提出されました。部会で検討をした結果

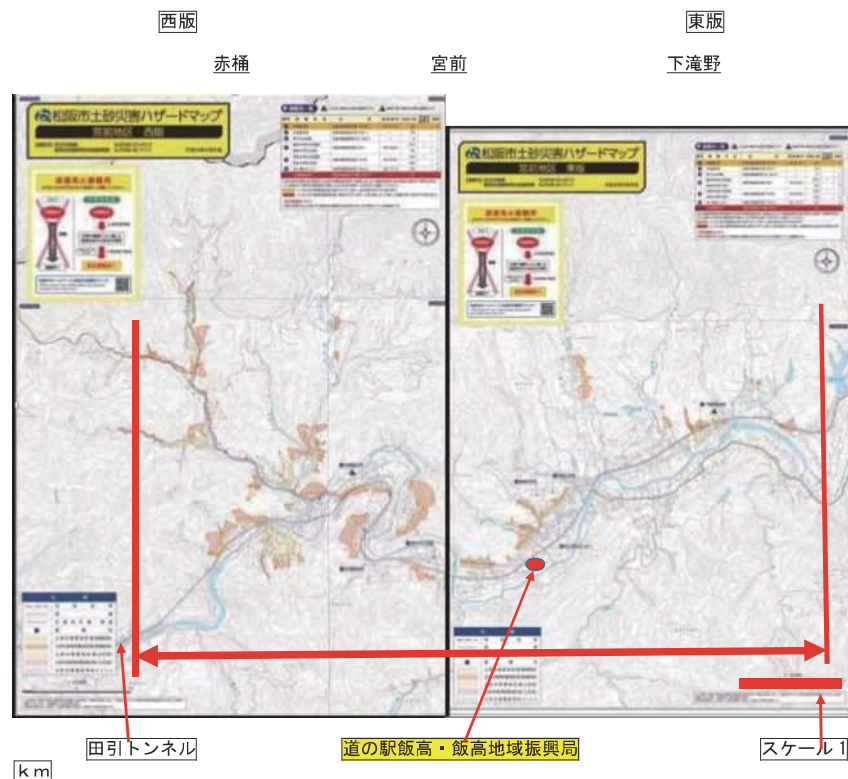
令和 2 年度から「声掛け避難」をまち協の全 30 班に水平展開すると決定しました。

令和 2 年度は新型コロナの影響で多人数での活動は控えざるをえなくなりました。これを受けて啓発活動に重点を置いた「声掛け避難」を展開しました。

前述の防災・減災活動を取り纏めて宮前まちづくり協議会地区防災計画を策定しました。

## 1 章 計画の対象地区の範囲

三重県松阪市飯高町 宮前まちづくり協議会（赤桶 宮前 下滝野）は下図の範囲です。  
 榎田川沿いの国道 166 号線が唯一の幹線道路です



出典：松阪市土砂災害ハザードマップ 宮前地区 縮尺 1：10,000

## 2章 基本的考えかた

### 2.1 基本方針

自然災害（土砂災害）から命を守る

### 2.2 活動目標

- ・声掛け避難で土砂災害からの逃げ遅れゼロ
- ・飯高中学校及び宮前小学校の防災教育
- ・防災人材の育成

スローガン **みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難**

### 2.3 長期的な活動計画

#### 土砂災害

|               |       |                               |
|---------------|-------|-------------------------------|
| 令和1年度         | 2019年 | 宮前まちづくり協議会声掛け避難制度モデル神殿地区制定    |
|               |       | 飯高中学校防災教育 HUG（避難所運営ゲーム）       |
|               |       | 宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業        |
| 令和2年度         | 2020年 | 地区防災計画策定 HUT（避難所運営体験—感染症対応訓練） |
|               |       | 宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業        |
|               |       | 飯高中学校 課題解決型学習法支援              |
| 令和3年度<br>（予定） | 2021年 | 声掛け避難 タウンウォッチング HUT（避難所運営訓練）  |
|               |       | 飯高中学校防災教育 タウンウォッチング           |
|               |       | 宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業        |
| 令和4年度<br>（予定） | 2022年 | 避難行動要支援者書式作成 HUT（避難所運営体験初動期）  |
|               |       | 飯高中学校防災教育 HUG（避難所運営ゲーム）       |
|               |       | 宮前小学校防災教育 ジグソー法による防災授業        |

#### 地震災害

令和5年度 2023年 から着手予定

## 3章 地区の特性

### 3.1 自然特性

当地区は、松阪市の西部旧飯高町の東に位置し、周囲に1,000m級の山々が連なり、奈良県境の高見山を源流とする櫛田川とその支流に沿って集落が点在しています。標高は飯高地域振興局で145m 面積は27.82km<sup>2</sup>で約90%が山林です。限られた農地では田や茶畑が耕作され、地区内の大半が香肌峡県立自然公園に指定されています。また、まちの中を東西に中央構造線が走り、その断層は荒滝不動尊の庄司川でみることができます。地区内の道路は櫛田川沿いに走る国道166号線が唯一の幹線道路です。

### 3.2 社会特性

#### 3.2.1 宮前まちづくり協議会範囲の人口

最大は昭和25年（1950年）3,733人が記録されています。

70年後の令和3年（2021年）1月1日現在では1,494人であり60%の減少です。

出典：「私たちのふる里」飯高町合併20周年記念誌 飯高町役場 昭和51年8月1日  
松阪市ホームページ住民基本台帳 2021年1月1日

#### 3.2.2 地区の災害履歴

■ 伊勢湾台風被害 昭和34年（1959年）9月26日

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

|      | 項目   | 飯高町 計 | 宮前地区 | 川保地区 | 森地区 | 波瀬地区 |
|------|------|-------|------|------|-----|------|
| 人的被害 | 死者   | 6     | —    | —    | 3   | 3    |
|      | 行方不明 | 1     | —    | —    | —   | 1    |
|      | 重傷者  | 10    | —    | —    | 2   | 8    |
|      | 軽傷者  | 41    | —    | 25   | 3   | 13   |
| 住宅被害 | 全壊   | 47    | 4    | 12   | 20  | 11   |
|      | 流出   | 44    | 7    | 8    | 18  | 11   |
|      | 半壊   | 145   | 4    | 50   | 13  | 78   |
|      | 床上浸水 | 217   | 35   | 76   | 71  | 35   |
|      | 床下浸水 | 579   | 65   | 170  | 220 | 124  |
|      | 一部破損 | 490   | 139  | 136  | 113 | 510  |
|      | 小計   | 1,522 | 254  | 452  | 465 | 769  |

宮前地区 死者は無し  
全壊 4戸  
流出 7戸  
半壊 4戸  
床上浸水 35戸  
床下浸水 65戸  
一部破損 139戸



飯高（2500世帯）が孤立

ヘリコプターで食料輸送

食料・今夜分からは皆無

雨で輸送が遅れる

たべ物頼む！

孤立化の飯高から必死の連絡

■ 昭和57年8月1日 台風10号 飯高町赤桶地区内で 山崩れ発生 2名の犠牲者

床上浸水9戸 床下浸水50戸

出典：昭和57年9月 広報 いいたか 第275号

### 3.3 防災マップ

#### 3.3.1 地質



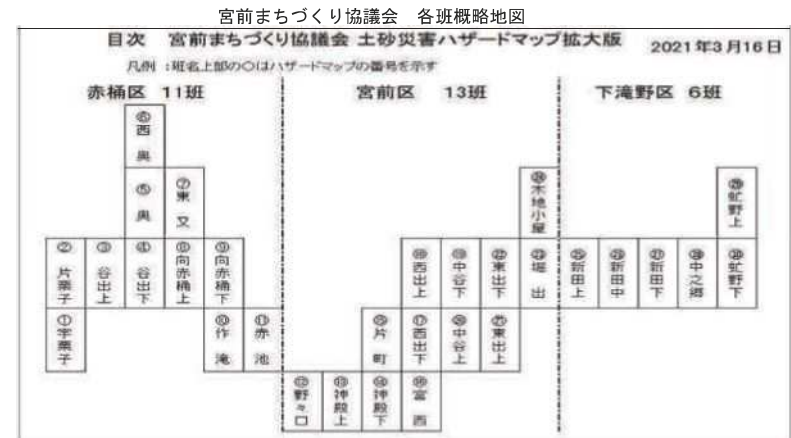
黄緑色は三波川変成岩類 約1億2000万年前—6000万年前に地中深くの強い圧力で形成された三波川変成岩類 宮前住民協議会は櫛田川及び国道166号線沿いに住宅が立地している。

#### 3.3.2 松阪市土砂災害ハザードマップ

1章 計画の対象地区の範囲3頁 参照願います。

#### 3.3.3 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップ

- ・「三重県土砂災害情報提供システム」を基に、住戸が判読できるA3サイズに拡大し、ラミネート加工を施します。
- ・拡大ハザードマップは住民協議会班毎に作成します。
- ・各班への声掛け避難制度説明会時に全戸配布します。



1 宇栗子班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）





2 片栗子班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



4 谷出下 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



3 谷出上 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）

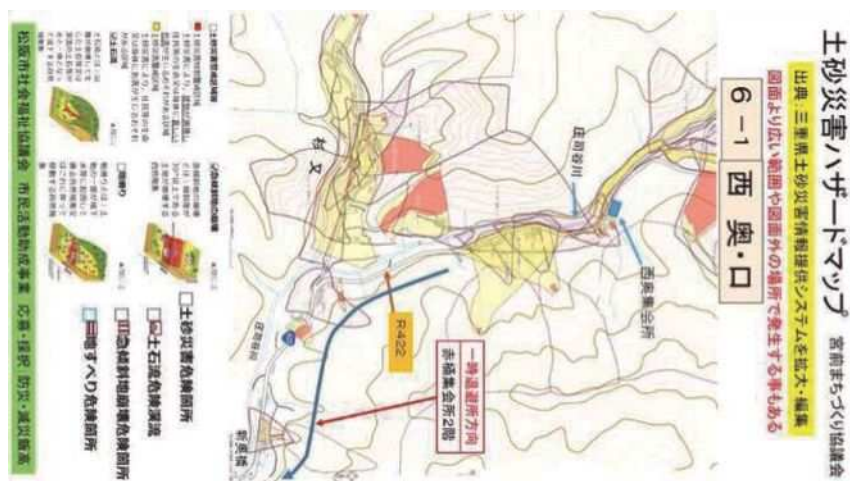


5 奥 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）

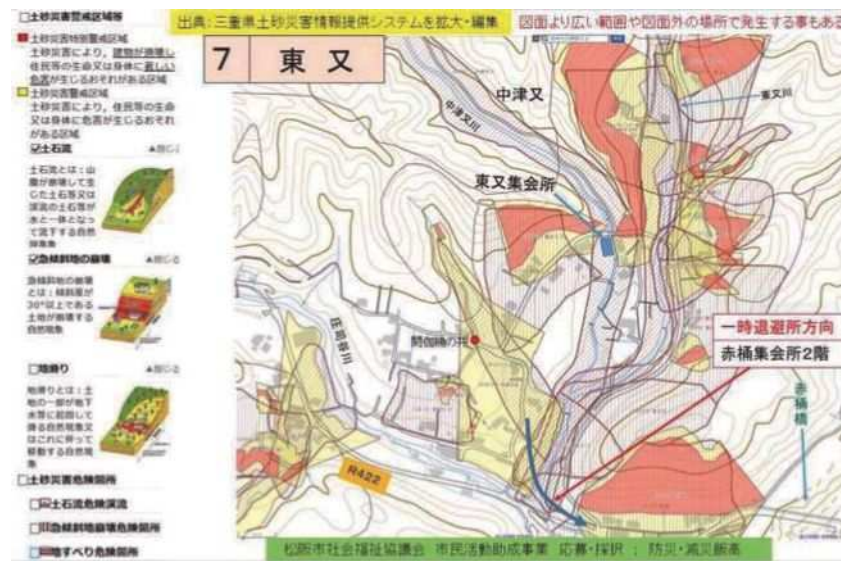




6-1 西奥・口 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



7 東又 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



6-2 西奥・奥班 自宅等⇒ 一時退避所（赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



8 向赤桶上 班 自宅等⇒ 一時退避所（向赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）





9 向赤桶下 班 自宅等⇒ 一時退避所（向赤桶集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



10 作滝 班 自宅等⇒ 一時退避所（作滝集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



11 赤池 班 自宅等⇒ 一時退避所（赤池集会所）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



12 野々口 班 自宅等⇒ 一時退避所（野々口公民館）⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）

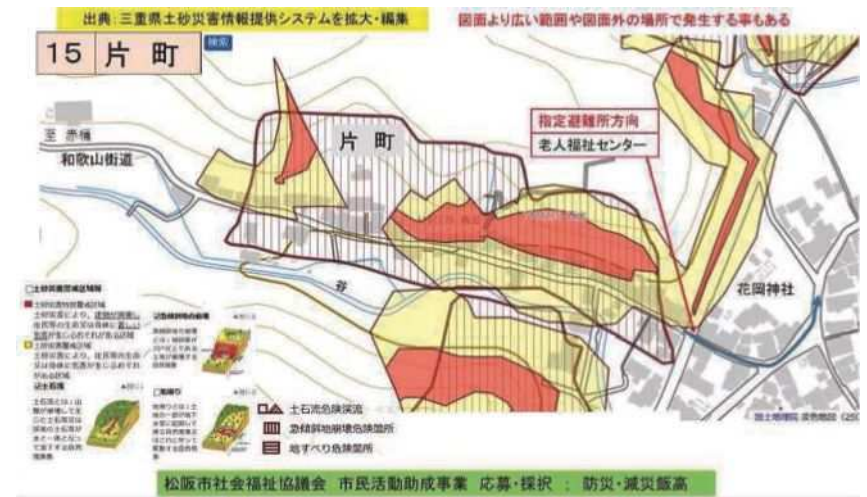




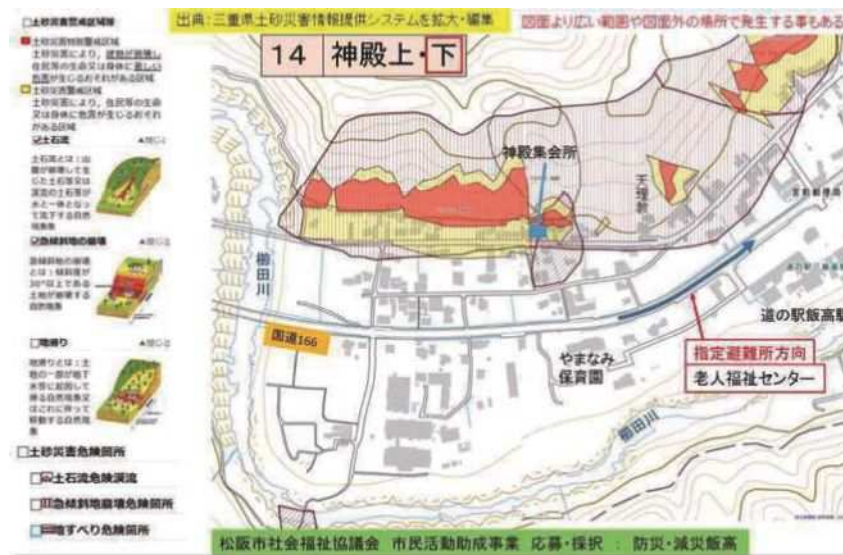
13 神殿上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



15 片町 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



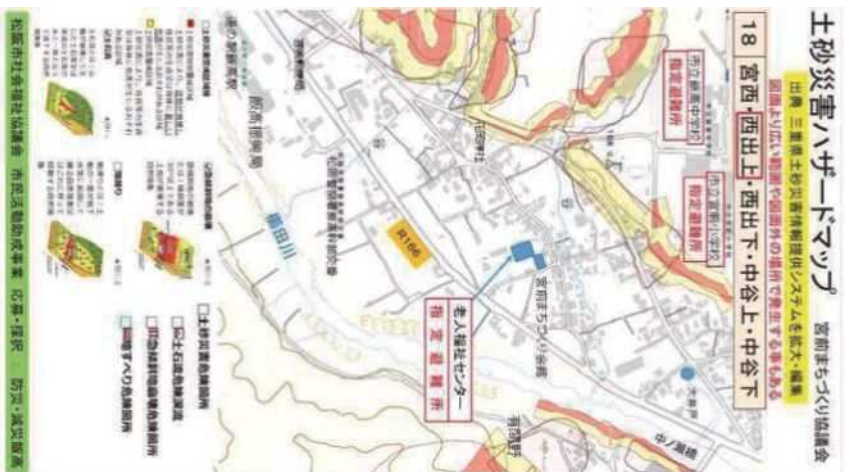
14 神殿下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



16 宮西 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



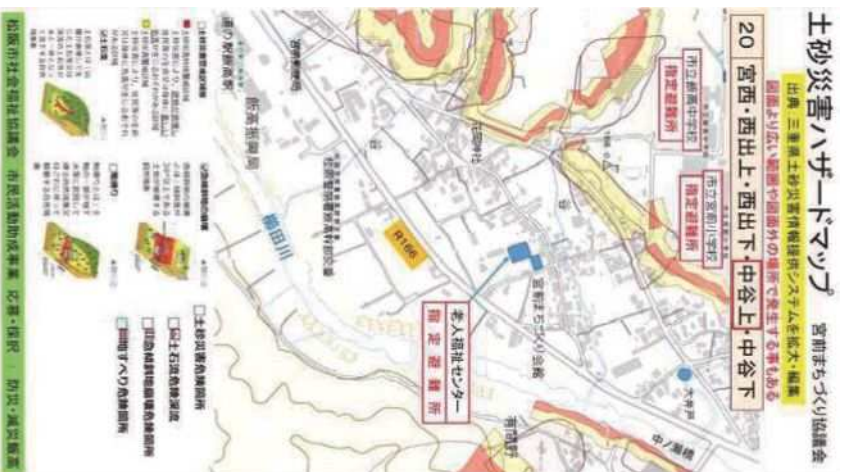




18 西出上 班 田中等 ↓ 指定避難所 (飯沼老人福祉センター)



17 西出下 班 田中等 ↓ 指定避難所 (飯沼老人福祉センター)



20 中谷上 班 田中等 ↓ 指定避難所 (飯沼老人福祉センター)



19 中谷下 班 田中等 ↓ 指定避難所 (飯沼老人福祉センター)



21 東出上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



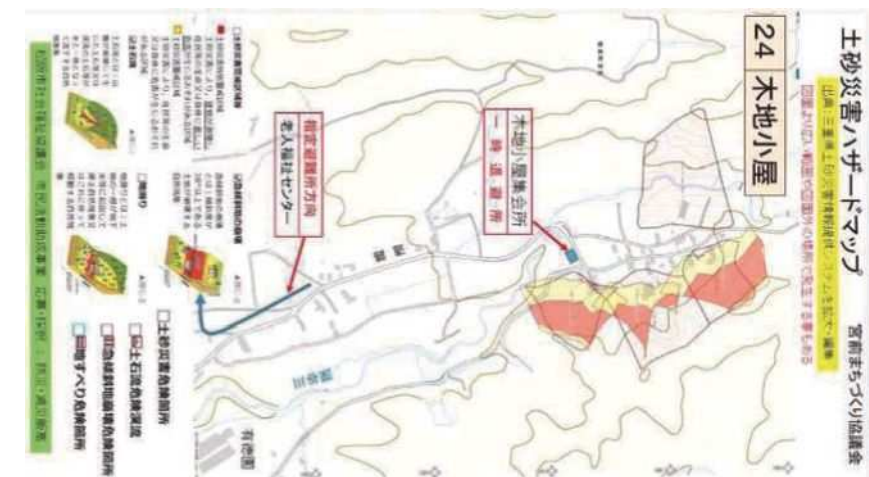
23 堀出 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



22 東出下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



24 木地小屋 班 自宅等⇒ 一時退避所（木地小屋集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）





25 新田上 班 自宅等 → 一時退避所（新田集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



27 新田下 班 自宅等 → 一時退避所（新田集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



26 新田中 班 自宅等 → 一時退避所（新田集会所） → 指定避難所（飯高老人福祉センター）



ため池ハザードマップ（新田池） 自宅等 → 高い場所へ → 指定避難所（飯高老人福祉センター）

出典：松阪市ため池ハザードマップ 新田池（ツツジ池）該当班 新田中・下・中之郷班  
 堤高15m 堤長78m 貯水量 21,500 m<sup>3</sup>

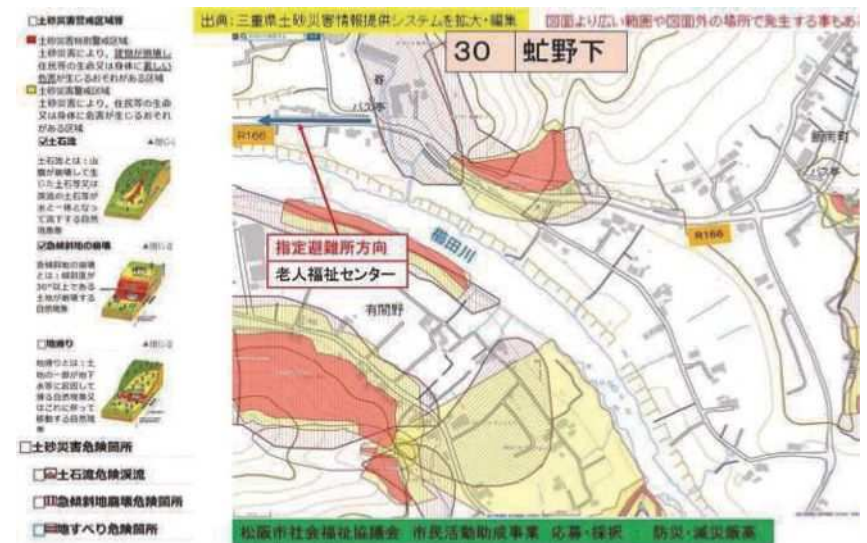




28 中之郷 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



30 蛇野下 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



29 蛇野上 班 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



土砂災害ハザードマップについて 出典：国土交通省告示 35 号 平成 27 年 1 月 16 日 6 頁

土砂災害警戒区域等の指定は――また、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等については、予知・予測が困難であることから、土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定にあたっては、技術的に、予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生する恐れがある土地の区域について指定を行う。  
斜面の深層崩壊、山体の崩壊、想定をはるかに超える規模の土石流等は指定対象外である

拡大版ハザードマップ 裏面 共通





## 4章 防災活動の内容

### 4.1 防災活動の体制 組織図



### 4.2 これまでの防災活動事例

#### 4.2.1 住民協議会防災活動

- 平成 25 年度（2013 年） 防災カード制定
- 平成 26 年度（2014 年） 防災カード記入・回収・集計 回収率 91%
- 平成 27 年度（2015 年） 3 地区（赤桶・宮前・下滝野）各自主防災会が独自の防災訓練
- 平成 28 年度（2016 年） HUG（避難所運営ゲーム）
- 平成 29 年度（2017 年） HUT（避難所運営体験 初動期）
- 平成 30 年度（2018 年） 松阪市総合防災訓練宮前小学校会場
- 令和 1 年度（2019 年） HUT（避難所運営体験 初動期）・避難行動要支援者支援  
ボランティア班に小学生が地域住民として参加 車椅子介助  
非常用飲料水運搬 缶詰トイレ製作体験  
防災対策課職員による松阪市備蓄資機材取扱訓練
- 令和 2 年度（2020 年） 感染症を考慮した避難者受入れ・指定避難所収容人員算定訓練  
三重大学川口准教授防災講演「地区防災計画」

平成 25 年度 防災カード制定 26 年度回収

28 年度

防災カード

平成 25 年度版 防災カード

（災害時緊急支援用） 平成 25 年 7 月調査

住 所 阪南市  
世帯主  
電 話 0588-400  
名 前 氏名 年齢 性別 学年 年齢

体調の様子等（○で囲む）  
健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

災害時緊急支援用（2016 年 4 月 1 日現在）

防災カード（宮前まちづくり協議会自主防災会組織部会）

災害時緊急支援用

住 所 阪南市 支 店 1 支店  
電 話 0588-400（災害時専用）  
名 前 氏名 年齢 性別 学年 年齢

① 要支援事項  
② 緊急連絡先  
③ 情報開示・用途

平成 28 年度 防災カード・名簿一覧

令和 1 年改訂 支援員 3 名追記

防災カード・名簿一覧

2016 年 9 月 1 日 現在（案） 2019 年 5 月改訂

宮前まちづくり協議会

災害時緊急支援用に使用する  
・ 防災時には公的機関（警察・消防・自衛隊・行政等）に開示する  
・ 取扱は別紙管理要綱による

住所：三重県松阪市飯沼町宮前 平：0585-1502 市外局番：0598

改訂箇所（追記）

| 宮前 区 | 自治会 | 班 | NO | 氏名 | 年齢・性別 | 住所 | 電 話 | 携 帯 | 健康支援状況 | 安否 | 支援員1 | 支援員2 | 支援員3 |
|------|-----|---|----|----|-------|----|-----|-----|--------|----|------|------|------|
|      |     |   | 1  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 2  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 3  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 4  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 5  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 6  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 7  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 8  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 9  |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 10 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 11 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 12 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 13 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 14 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 15 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |
|      |     |   | 16 |    |       |    |     |     |        |    |      |      |      |





令和2年度 11月3日 H U T（避難所運営体験） 感染症対応・指定避難所の収容人員算定訓練

指定避難所老人福祉センター 感染症対応器具



川口先生講話演題 「地区防災計画」



宮前小学校体育館 収容人員算定



防災訓練参加者 地区班長他 計 50名



平成29年度  
6月17日 タウンウォッチング（TW）  
飯高町国土交通省田引雨量観測所



平成30年度  
6月16日 タウンウォッチング  
新田ため池



11月18日 H U G 講師  
講師 三重大学水木先生



9月11日 アイ・ホープ（総合型学習）  
環境コース 避難所班



#### 4.2.2 飯高中学校防災教育

平成27年11月12日  
飯高中学校へ防災教育提案書提出



平成28年5月21日 タウンウォッチング後 生徒纏め



令和1年度  
6月16日 H U G（避難所運営ゲーム）



6月16日 竹上市長 ワンポイント防災講話





令和2年度 I-HOPE（アイホープ 総合型学習）支援

環境コース太陽光発電班 9月28日



12月4日 発表会 参観



2020年12月1日 ジグソー法によるアクティブラーニング  
防災ノートに準拠した教材 土砂災害ハザードマップ拡大版



避難所班教材 地震開錠ボックス 令和2年9月設置松阪市

4.2.3 宮前小学校防災教育 ジグソー法によるアクティブラーニング 2019年1月21日



授業風景



2019年 ジグソー法によるアクティブラーニング ポスターセッション12月18日  
2019年12月5日 12月5日に学習した5年生が4年生に教える



4.2.4 防災人材育成（重複取得含む） 令和3年2月現在

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 三重のさきもり                   | 3名  |
| みえ防災コーディネーター              | 6名  |
| 防災士                       | 6名  |
| 松阪社協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講者 | 18名 |

#### 4.3 平常時の活動

- 4.3.1 11月3日の防災訓練 毎年この日に開催します
- 4.3.2 声掛け避難制度のパワーポイントを作成して 班員に啓発・周知します
- 4.3.3 下記声掛け避難制度構築進捗管理表に基づき推進します

宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表

各班の進捗度を「見える化」（可視化）します

宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表

| 宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表 |     |          |      |     |       |       |               |                |                |             | 2021年3月1日<br>防災部会 |
|----------------------------|-----|----------|------|-----|-------|-------|---------------|----------------|----------------|-------------|-------------------|
| 地区                         | 自治会 | 班名       | 地区No | 班戸数 | 班長説明会 | 班員説明会 | ハザード<br>マップ配布 | 要支援者・<br>支援員名簿 | タウン/<br>ウォッチング | 住民協<br>避難訓練 | 備 考               |
| 赤橋                         | 赤橋上 | 宇黒子      | 1    | 14  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 片黒子      | 2    | 9   |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 谷出上      | 3    | 20  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 谷出下      | 4    | 13  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 赤橋中 | 奥        | 5    | 11  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 西奥・口     | 6-1  | 18  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 西奥・奥     | 6-2  |     |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 東又       | 7    | 27  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 赤橋下 | 向赤橋上     | 8    | 15  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 向赤橋下     | 9    | 15  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 作通       | 10   | 17  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 赤池       | 11   | 11  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 野々口      | 12   | 21  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 神原上      | 13   | 39  |       |       |               |                |                |             | 令和1年度モデル地区        |
|                            | 宮前  | 神原下      | 14   | 19  |       |       |               |                |                |             | 令和1年度モデル地区        |
|                            |     | 片町       | 15   | 15  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 宮西       | 16   | 12  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 西出下      | 17   | 16  |       |       |               |                |                |             |                   |
| 西出上                        |     | 18       | 13   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 中谷下                        |     | 15       | 15   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 中谷上                        |     | 20       | 19   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 東出上                        |     | 21       | 19   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 東出下                        |     | 22       | 12   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 堀出                         |     | 23       | 21   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 木地小屋                       |     | 24       | 12   |     |       |       |               |                |                |             |                   |
| 下滝野                        |     | 新田       | 新田上  | 25  | 15    |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 新田中 |          | 26   | 23  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 新田下 |          | 27   | 22  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 中之郷 | 中之郷      | 28   | 30  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 北野上      | 29   | 18  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            | 北野  | 北野下      | 30   | 21  |       |       |               |                |                |             |                   |
|                            |     | 合計戸数 532 |      |     |       |       |               |                |                |             |                   |

#### 4.4 発災直前の活動 電話連絡網 声掛け避難の呼び掛け

- ・松阪市の避難情報に基づき 電話連絡網により 声掛け避難をします
- ・避難行動要支援者に対しては 支援員が電話または訪問をして避難を支援します
- ・親戚知人宅等の分散避難も推奨します

令和3年度運用開始の警戒レベル一覧表

| 警戒<br>レベル                                                                                                                                                                           | 状況               | 住民が取るべき行動        | 行動を促す情報              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 5                                                                                                                                                                                   | 災害発生<br>又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1             |
| <警戒レベル4までに必ず避難！>                                                                                                                                                                    |                  |                  |                      |
| 4                                                                                                                                                                                   | 災害の<br>おそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示（注）              |
| 3                                                                                                                                                                                   | 災害の<br>おそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難               |
| 2                                                                                                                                                                                   | 気象状況悪化           | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報<br>（気象庁） |
| 1                                                                                                                                                                                   | 今後気象状況悪化<br>のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報<br>（気象庁）      |
| ※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない<br>※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである<br>（注） 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する                          |                  |                  |                      |
| 警戒レベルを一覧表記する際の工夫例<br>※A 警戒レベル5は命の危険が極めて高く警戒レベル4までとは異なる段階であることを示すため、警戒レベル5と4以下の段階に区切り等を設ける。<br>また、区切り部分にその区切りの趣旨を可能な限り記載する。<br>※B 警戒レベル4又は3が発令されるタイミングで避難することが重要であるため、警戒レベル4及び3を強調する |                  |                  |                      |

図2：警戒レベルの一覧表（改善案）

※ 1 警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※ 2 警戒レベル3は高齢者以外の人も必要に応じ 自主的に避難するタイミングである

## 防災部会役員電話連絡網

| 防災部会・地区代表・自治会系・川島 電話一覽表 令和3年度(2021年度) 宮前まちづくり協議会 防災部会 |      |      |     |     |     |     |     |     |     |
|-------------------------------------------------------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 防災部会 地区代表 123-4567-8910 川島 電話 0998-45-1234            |      |      |     |     |     |     |     |     |     |
| 令和3年度防災部会 1 〇〇 地区代表 2 △△ 地区代表 3 □□ 地区代表               |      |      |     |     |     |     |     |     |     |
| 地区                                                    | 地区代表 | 自治会系 | 川島系 | 川島系 | 川島系 | 川島系 | 川島系 | 川島系 | 川島系 |
| 市                                                     | 市役所  | 市役所  | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      | 市役所  | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       | 市役所  | 市役所  | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      | 市役所  | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
|                                                       |      |      | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 | 市役所 |
| 区                                                     | 区役所  | 区役所  | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      | 区役所  | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       | 区役所  | 区役所  | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      | 区役所  | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
|                                                       |      |      | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 | 区役所 |
| 町                                                     | 町役所  | 町役所  | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      | 町役所  | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       | 町役所  | 町役所  | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      | 町役所  | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |
|                                                       |      |      | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 | 町役所 |

## 4.5 発災後の活動 避難所運営

HUT（避難所運営体験初動期）を体験した班長及び防災部会役員を中心に運営を行います。  
HUT（避難所運営体験初動期）で住民が主体となって運営すると周知します。

## 4.6 各種地域団体との連携

- 4.6.1 中学生 小学生への防災教育 飯高中学校防災教育・宮前小学校防災教育を継続します。
- 4.6.2 松阪市及び社会福祉協議会と連携して 個別避難行動要支援者カルテ作成を検討します

## 4.7 防災人材育成

防災関連人材の育成として 継続して下記取得を推進します  
・防災士 ・みえ防災コーディネーター ・三重のさきもり  
・松阪市協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講

## 5章 実践・検証・課題・松阪市への要望事項

### 5.1 防災訓練の実施・検証

#### 5.1.1 実際に台風・豪雨時に松阪市の避難情報発令された事例では避難者は限定的です

過去に実施した防災訓練では防災部会から各班に動員をかけているので参加者人数は確保できていますが、松阪市の避難者人数実績報告によると宮前まちづくり協議会の避難者は少ない。住民は自宅がどのような土砂災害に襲われる危険があるかを明確に認識していないのも原因と考えられる。

令和2年度で拡大版ハザードマップを作成・配布するのは これに対処するためです。

#### 5.1.2 令和2年度は感染症対応の防災訓練を計画しました。指定避難所老人福祉センター1階

を発熱がある避難者 2階を健常な避難者と計画しましたが、動線が交差するという課題を指摘されました。宮前まちづくり協議会は近くに宮前小学校と飯高中学校の2つの指定避難所があるので、これらを含めて検討します。

### 5.2 課題

個別避難行動要支援者書式を整備します。

令和2年は既存の防災カード記載事項に基づき 各班において避難行動要支援者の選定・支援員決定から着手しました。まずは第一歩を踏み出そうという方針です。

今度 個別避難行動要支援者書式を内閣府・松阪市・社会福祉協議会等の資料を参考にして作成します。

### 5.3 松阪市への要望事項

松阪市指定避難所飯高中学校・宮前小学校への寄付き道路の安全性確保

両校への道路は土砂災害警戒区域に指定されています。(次葉参照)

小学校・中学校の防災教育及び住民へ防災訓練参加時においても懸念する声があります。

飯高中学校は災害時にヘリポートとして使用する計画がありますが土砂災害が発生すると機能しない恐れが危惧されます。

伊勢湾台風時 飯高中学校グラウンドは飯高町内の他地区へ物資補給ヘリポートして活用されました。(3.2.2 地区の災害履歴 6頁参照)

以上の理由により 松阪市へ市指定避難所である宮前小学校・飯高中学校まで安全な道路の建設を要望します





5. 4 計画の見直し

- 5. 4. 1 防災カード及び声掛け避難進捗表は毎年改善・更新をします
- 5. 4. 2 飯高中学校 宮前小学校の防災教育は継続します
- 5. 4. 3 防災人材育成は継続します
- 5. 4. 4 個別避難計画（避難支援プラン）整備をします。
  - ・関係組織・団体との連携協議

本計画策定に向けての検討過程

|                  |                                                                                                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 31 年 4 月 22 日 | 防災部会「声掛け避難制度」のモデル班として神殿上・下班選定                                                                                                                 |
| 令和 2 年 3 月 18 日  | 防災部会 同上報告書受領                                                                                                                                  |
| 令和 2 年 6 月 29 日  | 第 1 回防災部会 「声掛け避難制度」各班へ水平展開すると決定                                                                                                               |
| 令和 2 年 8 月 5 日   | 防災部会役員会「声掛け避難制度」⇒「地区防災計画」へと提案                                                                                                                 |
| 令和 2 年 8 月 20 日  | 第 2 回防災部会 「地区防災計画策定」着手 承認                                                                                                                     |
| 令和 2 年 9 月 1 日   | 地区防災計画策定説明会 地区 30 班の班長対象 飯高地域振興局<br>・「地区防災計画とは」 松阪市防災対策課職員による説明<br>・宮前まちづくり協議会地区防災計画策定方針案説明 防災部会員                                             |
| 令和 2 年 10 月 16 日 | 第 3 回防災部会                                                                                                                                     |
| 令和 2 年 11 月 3 日  | 宮前まちづくり協議会防災訓練 地区内 30 班の班長対象<br>・感染症対応の避難者受付訓練<br>・市指定避難所 3 施設 感染症予防を考慮した収容人員算定訓練<br>・地区防災計画 講演会 三重大学 川口准教授<br>・宮前まちづくり協議会地区防災計画 素案説明 自治会班長対象 |
| 令和 3 年 2 月 9 日   | 第 4 回防災部会                                                                                                                                     |
| 令和 3 年 3 月 16 日  | 松阪市へ宮前まちづくり協議会地区防災計画提出                                                                                                                        |
| 令和 3 年 3 月 16 日  | 第 5 回防災部会 地区防災計画提出報告 次年度以降の展開説明                                                                                                               |

制定 令和 3 年（2021 年）3 月 15 日

改訂履歴

# 宮前地区防災計画書 (洪水編)



令和5年（2023年）3月

みんなで やろう まえむきに えがおで声掛け避難

宮前まちづくり協議会

## 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| はじめに                   | 2  |
| 1章 計画対象地区の範囲           | 4  |
| 2章 基本的考えかた             | 5  |
| 2.1 基本方針               | 5  |
| 2.2 活動目標               | 5  |
| 2.3 長期的な活動計画           | 5  |
| 3章 地区の特性               | 6  |
| 3.1 自然特性               | 6  |
| 3.2 社会特性・災害履歴          | 6  |
| 3.3 防災マップ              | 7  |
| 3.3.1 地質               | 7  |
| 3.3.3 宮前版洪水ハザードマップ     | 7  |
| 3.3.4 蓮ダム発信の防災情報       | 14 |
| 4章 防災活動の内容             | 18 |
| 4.1 防災活動の体制 組織図        | 18 |
| 4.2 これまでの活動事例          | 18 |
| 4.3 平常時の活動             | 28 |
| 4.4 発災直前の活動            | 32 |
| 4.5 発災後の活動             | 34 |
| 4.6 各種地域団体との連携         | 34 |
| 4.7 防災人材育成             | 34 |
| 5章 実践・検証と課題            | 34 |
| 5.1 防災訓練の実施・検証         | 34 |
| 5.2 課題                 | 35 |
| 5.3 松阪市への要望事項・計画提案進捗状況 | 35 |
| 5.4 計画の見直し             | 36 |
| 本計画策定に向けての検討過程         | 36 |

## はじめに

宮前まちづくり協議会は平成 19 年9月に設立しました。

既存の赤桶・宮前・下滝野地区の各自防災会は構成団体として参加しました。平成25年 防災カードを手上げ方式で制定、平成 28 年更新(健康状態・個人情報の取扱欄追記等)をしました。

防災訓練は平成 27 年までは各自主防災会が単独で開催をしてきました。指定避難所は宮前地区に3施設がありますが、赤桶・下滝野地区にはありません。この問題を解決するために、平成28年に3地区の自治会班長を対象としたHUG(避難所運営ゲーム)訓練を開催しました。

振り返り会で実際に避難所運営訓練をする必要があると意見があり、平成29年にHUT(避難所運営体験初動期)を開催しました。平成30年には松阪市総合防災訓練が宮前小学校で開催されました。テーマは「住民主体の避難所運営訓練」であり 宮前まちづくり協議会は当番地区という立場で参加しました。

平成28年・29 年・30 年の訓練では各班に動員をかけ100人超の参加者がありました。しかしながら過去の台風シーズに発令された松阪市の避難情報で住民の避難者が少ないこと及び避難行動要支援者の避難を如何にするかが課題となりました。

この課題に対して防災部会は「声掛け避難」に取り組むこととし、令和1年度の防災部会でモデルとして神殿班(住戸 59 戸)に検討・活動を依頼しました。

令和2年3月に神殿班から報告書が防災部会に提出されました。部会で検討をした結果令和2年度から「声掛け避難」を宮前まちづくり協議会全30班に水平展開すると決定しました。

令和2年度は新型コロナの影響で多人数での活動は控えざるをえなくなりました。これを受けて啓発活動に重点を置いた「声掛け避難」を各班展開しました。

前述の防災・減災活動を取り纏めて宮前地区防災計画(土砂災害編)を策定し、令和 3 年 3 月 16 日松阪市防災会議へ提案し 採択されました。

令和 3 年 3 月 31 日 蓮ダムホームページに「浸水想定図」が公開されました。この想定図によると赤桶 ・宮前 ・下滝野地区において浸水が発生することが判明しました。

公開された「洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」からは どのような状況(雨量)で 浸水が発生するのかが、理解できなかったので蓮ダムへ出向き 説明を受けました。

宮前まちづくり協議会の赤桶、宮前、下滝野地区は1959年伊勢湾台風で住宅の被害は発生していますが、人的被害はゼロでした。その後 伊勢湾台風から32年後の1991年に蓮ダムが完成しました。

住民は伊勢湾台風で宮前まちづくり協議会は犠牲者が発生していない、ダムが完成したので洪水は心配することはない と洪水に対して警戒心は低下しています

土砂災害だけでなく浸水もあり得ると考えて、宮前地区防災計画 (洪水編) を策定する運びとなりました。宮前地区防災計画(土砂災害編)の「声掛け避難」は 避難行動要支援者を対象として個別避難計画を推進します。

## 宮前地区防災計画 改訂経緯

| 宮前地区防災計画 改定経緯 |                     |                       |
|---------------|---------------------|-----------------------|
| 策 定 年 月       | 土砂災害編(令和3年3月)       | 洪水編(令和5年3月)           |
| 基 本 方 針       | 1 声掛け避難で洪水からの逃げ遅れゼロ |                       |
|               | 2 飯高中学校・宮前小学校 防災教育  |                       |
|               | 3 防災人材育成            |                       |
| 改 訂 項 目       | 防災カード(宮前)書式         |                       |
|               |                     | 個別避難計画(松阪市書式)         |
| 作成マップ         | 宮前版 土砂災害ハザードマップ     | 宮前版 洪水ハザードマップ         |
| 元 資 料         | 三重県土砂災害情報提供システム     | 蓮ダム 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) |
| 特 記           | 中山間地域 喫緊の課題         | 令和3年3月31日蓮ダムHP公開      |

宮前地区防災計画(土砂災害編)は松阪市と内閣府のホームページに掲載されています

松阪市 URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/54700.pdf>

松阪市地区防災計画 ⇒ 地区防災計画 -防災- ⇒ 令和2年度策定 ⇒ 宮前地区  
⇒ 宮前地区防災計画(土砂災害編)

内閣府 URL <https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/54700.pdf>

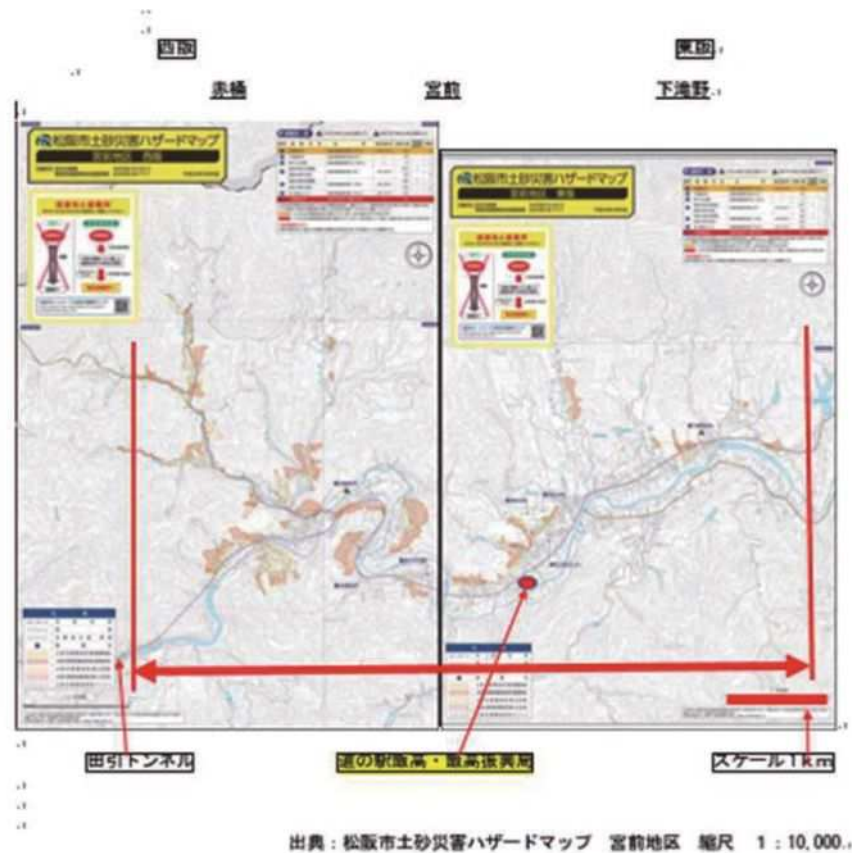
内閣府 ⇒ みんなでつくる地区防災計画 ⇒ 地区防災計画ライブラリー ⇒ 都道府県別 ⇒ 近畿  
⇒ 三重県 ⇒ 松阪市 ⇒ 宮前地区 ⇒ 宮前地区防災計画(土砂災害編)



## 1章 計画対象地区の範囲

三重県松阪市飯高町 宮前まちづくり協議会(赤桶・宮前・下滝野)は下図の範囲です。

櫛田川沿いの国道166号線が唯一の幹線道路です



## 2章 基本的考えかた

### 2.1 基本方針

自然災害（洪水）から命を守る

### 2.2 活動目標

- ・声掛け避難で洪水からの逃げ遅れゼロ
- ・飯高中学校及び宮前小学校の防災教育
- ・防災人材の育成

スローガン みんなで やろう まえむきに えがおで 声掛け避難

### 2.3 長期的な活動計画

#### 2.3.1 土砂災害

- 令和1年度 2019年 宮前まちづくり協議会版声掛け避難制度モデル神殿班 検証
- 令和2年度 2020年 宮前地区防災計画策定
- 令和3年度 2021年 防災訓練 講演 蓮ダム下流の水害リスク 蓮ダム管理所長
- 令和4年度 2022年 防災訓練 講演 蓮ダム下流の水害リスク 蓮ダム管理所長

#### 2.3.2 洪水

- 令和3年 2021年 蓮ダム洪水浸水想定区域図（想定最大規模）に基づき宮前まちづくり版 拡大ハザードマップ試作
- 令和4年 2022年 蓮ダムから受領のデータに基づき 宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ作製
- 令和5年 2023年 同上全戸説明・配布 予定

#### 2.3.3 個別避難計画

- 令和4年 個別避難計画構築 検討 モデル神殿班で検証
- 令和5年 個別避難計画を宮前まちづくり協議会全30班へ展開予定

### 3章 地区の特性

#### 3.1 自然特性

当地区は、松阪市の西部旧飯高町の東に位置し、周囲に1,000m級の山々が連なり、奈良県境の高見山を源流とする櫛田川とその支流に沿って集落が点在しています。標高は飯高地域振興局で145m 面積は27.82km<sup>2</sup>で約90%が山林です。限られた農地では田や茶畑が耕作され、地区内の大半が香川県立自然公園に指定されています。また、まちの中を東西に中央構造線が走り、その断層は荒滝不動尊の庄司川でみることができます。地区内の道路は櫛田川沿いに走る国道166号線が唯一の幹線道路です。

#### 3.2 社会特性

##### 3.2.1 宮前まちづくり協議会範囲の人口

最大は昭和25年（1950年）3,733人が記録されています。

72年後の令和5年（2023年）1月1日現在では1,423人であり61%の減少です。

出典：「私たちのふる里」飯高町合併20周年記念誌 飯高町役場 昭和51年8月1日  
：松阪市ホームページ住民基本台帳 2023年1月1日

##### 3.2.2 地区の災害履歴

###### ■ 伊勢湾台風被害 昭和34年（1959年）9月26日

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

##### 3.2.2 地区の災害履歴

出典：伊勢湾台風被害報告並びに陳情書 昭和34年9月26日 三重県飯南郡飯高町

| 項目   | 飯高町   | 宮前地区 | 川原地区 | 森地区 | 波瀬地区 |
|------|-------|------|------|-----|------|
| 死者   | 0     | 0    | 0    | 0   | 0    |
| 行方不明 | 0     | 0    | 0    | 0   | 0    |
| 重傷者  | 1     | 0    | 0    | 2   | 0    |
| 軽傷者  | 4     | 0    | 25   | 3   | 13   |
| 全壊   | 4     | 4    | 12   | 20  | 11   |
| 流出   | 4     | 7    | 8    | 18  | 11   |
| 半壊   | 14    | 4    | 50   | 13  | 36   |
| 床上浸水 | 21    | 36   | 36   | 71  | 36   |
| 床下浸水 | 57    | 65   | 130  | 220 | 124  |
| 一部破損 | 49    | 139  | 136  | 113 | 510  |
| 小計   | 1,522 | 254  | 402  | 495 | 709  |

###### ■ 昭和57年8月1日 台風10号 飯高町赤桶地区内で 山崩れ発生 2名の犠牲者

床上浸水9戸 床下浸水50戸 出典：昭和57年9月 広報 いいたか 第275号

### 3.3 防災マップ

#### 3.3.1 地質



黄緑色は三波川変成岩類 約1億2000万年前—6000万年前に地中深くの強い圧力で形成された三波川変成岩類 宮前まちづくり協議会は櫛田川及び国道166号線沿いに住宅が立地している。

#### 3.3.2 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップ 宮前地区防災計画（土砂災害編）参照

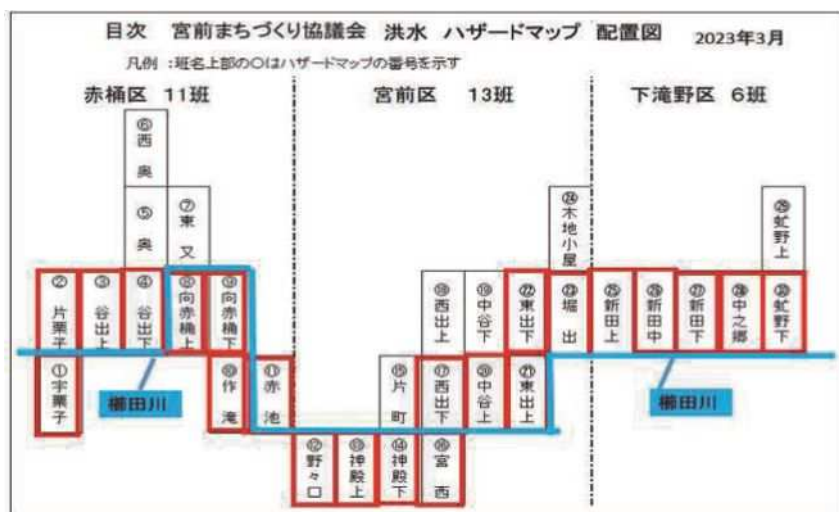
#### 3.3.3 宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ

・「蓮ダム下流浸水想定図（想定最大規模）」を基に、地名等を加筆し 住宅が判読できるA3サイズに拡大した「宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップ」を作成します。





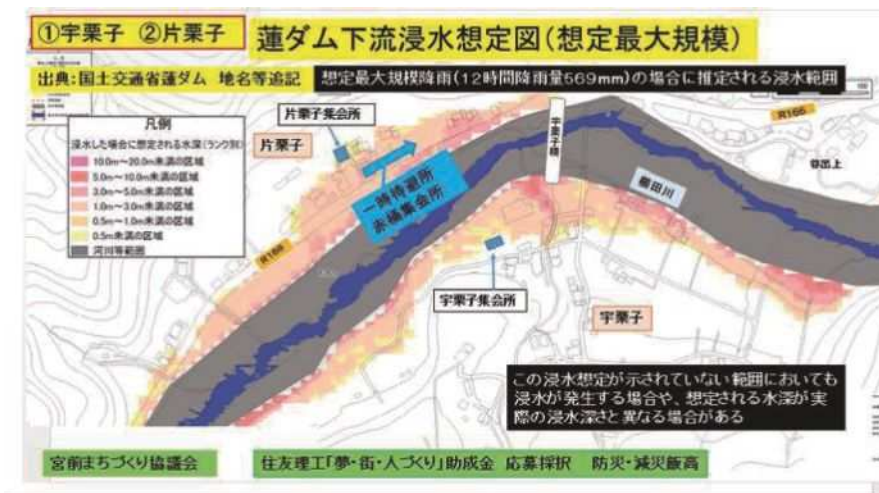
知る 宮前まちづくり協議会 班配置図



2 谷出上・下班 自宅等⇒一時退避所（赤桶集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）



1 宇栗子・片栗子班自宅等⇒一時退避所（赤桶集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）



8 向赤桶上・下班 自宅等⇒一時退避所（赤桶集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）





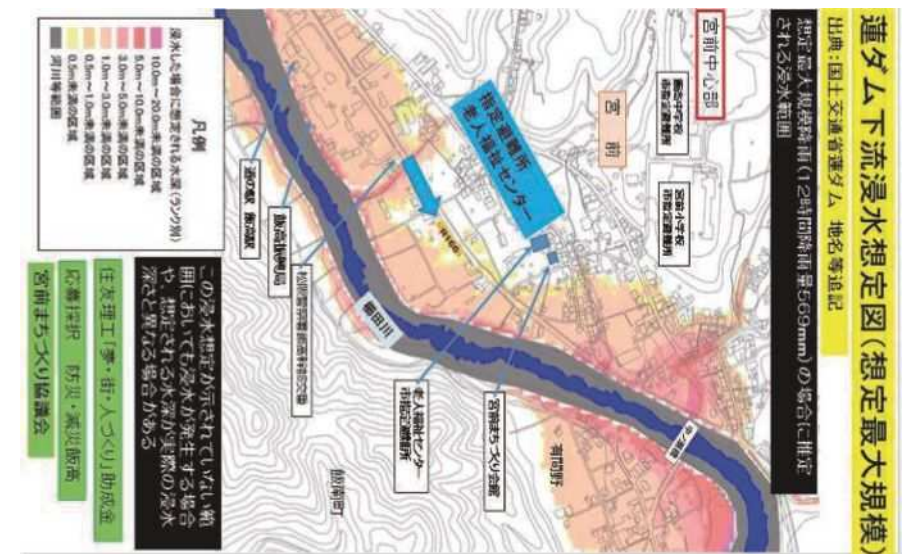
10 作滝・赤池班 自宅等⇒一時退避所（作滝集会所）⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）



13 神殿 自宅等⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）



12 野々口 自宅等⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）





21 東出・堀出 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



ため池ハザードマップ（新田池） 自宅等⇒高い場所へ⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）

出典：松阪市ため池ハザードマップ 新田池（ツツジ池）該当班 新田中・下・中之郷班  
 堤高 15m 堤長 78m 貯水量 21,500 m<sup>3</sup>



25 新田上・中・下 自宅等⇒指定避難所（飯高老人福祉センター）



28 中之郷 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）





30 虻野下 自宅等⇒ 指定避難所（飯高老人福祉センター）



3.3.4 蓮ダム発信の防災情報 蓮ダムの事前放流 台風が近づくと最長3日前から開始

**事前放流**  
出典:蓮ダム リーフレット

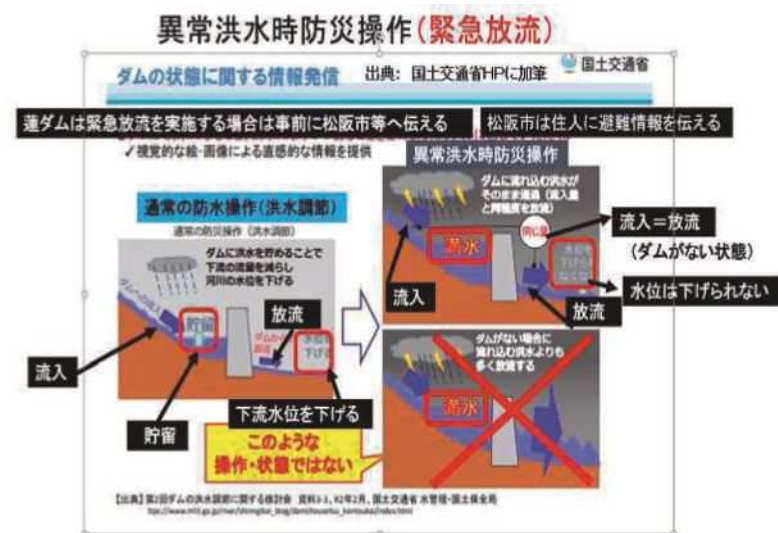
ダム上流で大雨が予想される場合  
三重県・松阪市・多気町・中部電力等へ通知する

**事前放流は最長で3日前から開始**

**雨が降り始める前から放流することもある**

事前放流 300万m<sup>3</sup>

3.3.5 蓮ダム発信の防災情報 異常洪水時防災操作（緊急放流）



3.3.6 蓮ダム発信の防災情報 飯高道の駅の浸水深さ

**想定最大降雨時に想定される浸水想定(イメージ)**

○飯高道の駅では約1.3mの浸水が想定されている。  
○駐車場は完全に浸水してしまう。

**平常時**

**想定最大降雨**

車は水没。動けない  
車内の人は閉じ込められ、外に出られない

飯高道の駅 約1.3mの浸水想定

想定最大規模の降雨により櫛田川が氾濫した場合の浸水状況

○公表時の蓮川・櫛田川の河況、ダムの整備状況を踏まえ、想定し得る最大規模の降雨により蓮川・櫛田川が氾濫した場合の浸水状況を予測したものです。  
この浸水想定図に示されていない範囲でも浸水する可能性があります。また想定される浸水深が実際とは異なる場合があります。

浸水想定図外の範囲で浸水する可能性がある。浸水深さが実際と異なる場合がある

出典:蓮ダム 説明文加筆



3.3.7 蓮ダム発信の防災情報 放流通知 サイレンとスピーカー 出典：蓮ダムリーフレット



3.3.7 蓮ダム発信の防災情報 蓮ダムの情報サイト



3.3.8 蓮ダム発信の防災情報 緊急放流（異常洪水時防災操作）判断水位





**防災カード・名簿一覧**

2016年9月1日 現在 2019年5月改訂

宮前まちづくり協議会

令和1(2019)年

平成28年度

改訂箇所(追記)

・災害時緊急支援用に使用する  
・発災時には公的機関(警察・消防・自衛隊・行政等)に開示する  
・取扱は別紙管理要綱による

住所: 三重県松阪市飯高町宮前 平:515-1502 市外局番: 0598

| 宮前 区 | 自治会  | 班                             |
|------|------|-------------------------------|
| NO   | 氏名   | 年齢 性別 住 所 電 話 携 帯 健康(支援)状態 安否 |
| 1    |      |                               |
| 2    | ○△□◎ |                               |
| 3    |      |                               |
| 4    |      |                               |
| 5    |      |                               |
| 6    |      |                               |
| 7    |      |                               |
| 8    |      |                               |
| 9    |      |                               |
| 10   |      |                               |
| 11   |      |                               |
| 12   |      |                               |
| 13   |      |                               |
| 14   |      |                               |
| 15   |      |                               |
| 16   |      |                               |
| 17   |      |                               |
| 18   |      |                               |
| 19   |      |                               |
| 20   |      |                               |

支援員1 支援員2 支援員3

A B C

健康・寝たきり・歩行困難・車椅子

支援員3名追記  
(個別避難計画)

まちづくり協議会事務局が作成済

事務局が入力





平成30年10月20日 松阪市総合防災訓練  
避難者受入・名簿作成



「住民主体の避難所運営訓練」宮前小学校会場  
松阪市指定避難所備蓄資機材の取扱訓練



令和1年11月3日 防災訓練 HUT（避難所運営体験初動期） 避難行動要支援者避難  
ボランティア班小学生 車椅子介助 缶易トイレ製作・講話（春告鳥）



令和1年 声掛け避難モデル班（神殿班）個別支援計画 防災部会で報告 2020年3月18日



令和2年度11月3日 防災訓練 HUT（避難所運営体験） 感染症対応受付

指定避難所老人福祉センター 感染症対応器具



宮前小学校体育館 収容人員算定



令和3年11月3日 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演



令和4年11月3日 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演



4.2.2 飯高中学校防災教育  
平成28年度  
タウンウォッチング 新田ため池



平成29年度  
6月17日 タウンウォッチング (TW)  
飯高町国土交通省田引雨量観測所



平成30年度

令和1年度  
6月16日 HUG (避難所運営ゲーム)



生徒 締め



11月18日 HUG 講師  
講師 三重大学水木先生



6月16日 竹上市長 ワンポイント防災講話



飯高中学校防災教育「マイタイムライン」令和4年5月23日 出典：蓮ダムHP

主宰 蓮ダム 支援 宮前まちづくり協議会

### 中学校におけるマイ・タイムライン作成講座の開催

● 松阪市飯高町宮前の飯高中学校において、地元のボランティア団体「防災・減災飯高」と協力して「マイ・タイムライン作成講座」を実施しました。

● 蓮ダム管理所は、災害時のダムの役割や、大規模な洪水が発生した場合のリスク、マイ・タイムラインの作り方を説明しました。

● 班別ワーキングでは、児童はマップに示された想定浸水範囲や土砂災害警戒区域を考慮しながら、災害時の避難先や避難経路・避難タイミング等を整理した「マイ・タイムライン」を作成し、工夫点を発表しました。

～開催概要～  
【日時】：令和4年5月23日(月)13時～15時15分  
【場所】：松阪市立飯高中学校  
【参加団体】：防災・減災飯高、蓮ダム管理所  
【参加者】：中学生49名

～社管図～  
松阪市立飯高中学校  
蓮川  
蓮ダム  
国土地理院地図(彩色地図)に加工

●参加者の感想  
地域の浸水リスクなど、まだまだ知らないことがあった。万が一の時には、今回学んだことを役立てて自ら行動していきたい。

蓮ダム管理所より水害リスク等を説明する様子

班別ワーキング(支援員からの補足説明)

班別ワーキング(避難経路を書き込む様子)

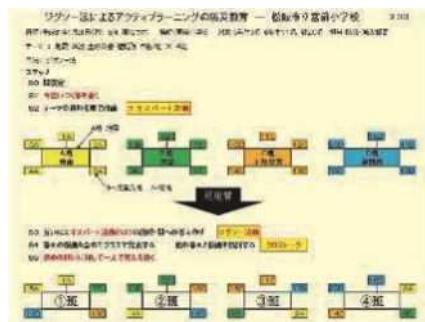
班別発表の様子

【問い合わせ先】  
国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所  
〒515-1615 三重県松阪市飯高町森1810-11 (TEL) 0568-45-0371

国土交通省 中部地方整備局 蓮ダム管理所



#### 4.2.3 宮前小学校防災教育 ジグソー法によるアクティブラーニング 2019年1月



対象 5年生 6年生のタテ割り班

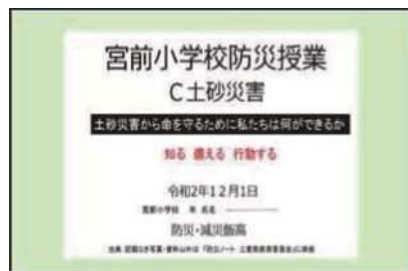
授業時間 2時限

前半 エキスパート活動

後半 ジグソー活動

2週間後 ポスターセッション  
5・6年生 学習内容をポスターに纏めて  
4年生へ説明する。

2019年 ジグソー法によるアクティブラーニング



避難所班教材 地震開錠ボックス 令和2年9月設置松阪市



ひー3

宮前小学校防災教育 2022年11月 20日

ジグソー法によるアクティブラーニング 出典：宮前小学校HP



エキスパート活動

エキスパート活動

エキスパート活動

エキスパート活動



#### 4.2.4 防災人材育成（重複取得含む） 令和5年3月現在

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 三重のさきもり                   | 4名  |
| みえ防災コーディネーター              | 7名  |
| 防災士                       | 7名  |
| 松阪社協「災害ボラセン・サポーター養成講座」受講者 | 18名 |

#### 4.3 平常時の活動

4.3.1 11月3日の防災訓練 毎年この日に開催します

4.3.2 声掛け避難制度・個別避難計画・土砂災害・洪水避難の啓発をします。

4.3.3 声掛け避難制度構築進捗管理表に基づき推進します

| 宮前まちづくり協議会 声掛け避難制度構築 進捗管理表 |         |    |     |          |          |          |          |          |         |
|----------------------------|---------|----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 地区                         | 自治会     | 班長 | 班員数 | 班員名      | 班員住所     | 班員電話番号   | 班員住所     | 班員電話番号   | 備考      |
| 7 町自治会                     | 30 班 名称 | 1  | 34  | 班長 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | モデル班    |
|                            |         | 2  | 9   | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 3  | 20  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 4  | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 5  | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 6  | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 7  | 20  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 8  | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 9  | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 10 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
| 町自治会                       | 町自治会    | 11 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | マイルストーン |
|                            |         | 12 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 13 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 14 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 15 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 16 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 17 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 18 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 19 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 20 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
| 町自治会                       | 町自治会    | 21 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | マイルストーン |
|                            |         | 22 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 23 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 24 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 25 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 26 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 27 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 28 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 29 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |
|                            |         | 30 | 10  | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 | 班員 9月10日 |         |

28

#### 4.3.4 個別避難計画

・説明会（松阪市飯高振興局・社会福祉協議会飯高支所・宮前まちづくり協議会）

令和4（2022）年 10月11日 松阪市飯高振興局

・モデルとして神殿班で検証行う



参加者

飯高振興局長・担当課長

社会福祉協議会飯高支所担当者

宮前まちづくり協議会 会長

防災部会 部員

宮前まちづくり協議会の状況

| 防災カード・名簿一覧                                                                                                                   |     |   |      |    |    |    |    |    |          | 2019年9月1日 現在 |      |      | 2019年5月改訂  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---|------|----|----|----|----|----|----------|--------------|------|------|------------|--|--|
|                                                                                                                              |     |   |      |    |    |    |    |    |          | 宮前まちづくり協議会   |      |      | 令和1（2019）年 |  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時緊急支援用に使用する</li> <li>発災時には公的機関（警察・消防・自衛隊・行政等）に開示する</li> <li>取扱は別紙管理要綱による</li> </ul> |     |   |      |    |    |    |    |    |          | 平成28年度       |      |      | 改訂箇所（追記）   |  |  |
| 住所：三重県松阪市飯高町宮前 平：015-1502 市外局番：0599                                                                                          |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 宮前 区                                                                                                                         | 自治会 | 班 | 氏名   | 年齢 | 性別 | 住所 | 電話 | 疾患 | 健康(支援)状態 | 支援員1         | 支援員2 | 支援員3 |            |  |  |
| 1                                                                                                                            |     |   | ○△□◎ |    |    |    |    |    |          | A            | B    | C    |            |  |  |
| 2                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 3                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 4                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 5                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 6                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 7                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 8                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 9                                                                                                                            |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 10                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 11                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 12                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 13                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 14                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 15                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 16                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 17                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 18                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 19                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |
| 20                                                                                                                           |     |   |      |    |    |    |    |    |          |              |      |      |            |  |  |

29





#### 4.4 発災直前の活動

- ・ 松阪市の避難情報に基づき 電話連絡網により 声掛け避難をします
- ・ 個別避難計画該当事者に対して民生委員・支援員・班長等が訪問して避難をします。
- ・ 親戚知人宅等の分散避難も推奨します

※ 1 警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※ 2 警戒レベル3は高齢者以外の人も必要に応じ 自主的に避難するタイミングである



防災部会役員電話連絡網

時川町長、地区代表、農産会長、町長 電話一覽表 令和3年度(2021年度) 富町まろづくり協議会 時川町会

總編輯 123-4567-8910

0900-46-1234

个和3年原职位处理 1. 00 地区代表

: △△ 地区代碼

3 口口地区代表

防災部会電話連絡網

[illegible]



#### 4.5 発災後の活動 避難所運営

避難所運営は住民主体で行わざるを得ないと考えています。

避難者・宮前まちづくり協議会防災部会の構成員（防災部長・副部長・自治会長・班長・女性

防災部員・ボランティア団体会員等を主力と考えています。

コロナ過までの3年間は H U T 8 避難所運営体験初動期）を訓練してきました。

#### 4.6 各種地域団体との連携

4.6.1 飯高中学校・宮前小学校への防災教育は学校の年間スケジュールに組み込まれています。

4.6.2 松阪市・社会福祉協議会、民生委員と連携して 松阪市避難所運営マニュアルに基づき

運営します。

#### 4.7 防災人材育成

防災関連人材の育成として 継続して下記取得を推進します

- ・防災士
- ・みえ防災コーディネーター
- ・三重のさきもり
- ・松阪市社会福祉協議会 災害ボラセン・サポーター養成講座 受講

### 5章 実践・検証・課題・松阪市への要望事項

#### 5.1 防災訓練の実施・検証

5.1.1 過去において 台風・豪雨時に松阪市の避難情報発令された事例では避難者は限定的です

・過去に実施した防災訓練では防災部会から各班に動員をかけているので参加者人数は確保できていますが、松阪市の避難者人数実績報告によると宮前まちづくり協議会の避難者は少ない。

・住民は自宅がどのような洪水に襲われる危険があるかを明確に認識していないのも原因と考えます。宮前地区防災計画（土砂災害編）では 宮前まちづくり協議会版土砂災害ハザードマップを作成し 住民説明会・全戸配布が済んでいますが、タウンウォッチングが開催できていない。

・令和5年度で宮前まちづくり協議会版洪水ハザードマップを配布して 啓発します。

5.1.2 令和2年度は感染症対応の防災訓練を計画しました。指定避難所老人福祉センター1階

を発熱がある避難者 2階を健常な避難者と計画しましたが、動線が交差するという課題

を指摘されました。宮前まちづくり協議会は近くに宮前小学校と飯高中学校の2つの指定避難所があります。

・宮前まちづくり協議会が管理している 宮前会館で受付をして 発熱者は隣の指定避難所である飯高老人福祉センターへ、健常者は指定避難所である宮前小学校・飯高中学校へ避難をする計画です

#### 5.2 課題

- ・令和5年度は個別避難計画を松阪市書式で策定します
- ・コロナ過で住民参加の防災訓練が3年間開催できていないのが課題です。
- ・住民の高齢化と人口減

5.3 松阪市への要望事項 進捗状況 宮前地区防災計画（土砂災害編）提案済

■ 松阪市指定避難所飯高中学校・宮前小学校へ安全なアクセス道路を要望



現在、工事を進めて頂いている、土砂災害警戒区域を回避した、指定避難所への避難経路整備については、松阪市が、国土交通省の承認を経て、事業化に至りました。

5. 4 計画の見直し

- 5. 4. 1 防災カード・個別避難計画は毎年更新・改善をします
- 5. 4. 2 飯高中学校 宮前小学校の防災教育は継続します
- 5. 4. 3 防災人材育成は継続します。

本計画策定に向けての検討過程

|                  |                                  |
|------------------|----------------------------------|
| 平成 31 年 4 月 22 日 | 防災部会「声掛け避難制度」のモデル班として神殿班選定       |
| 令和 2 年 3 月 18 日  | 防災部会 同上報告書受領                     |
| 令和 2 年 6 月 29 日  | 第 1 回防災部会 「声掛け避難制度」各班へ水平展開すると決定  |
| 令和 2 年 8 月 5 日   | 防災部会役員会「声掛け避難制度」⇒「地区防災計画」へと提案    |
| 令和 2 年 8 月 20 日  | 第 2 回防災部会 「地区防災計画策定」着手 承認        |
| 令和 2 年 9 月 1 日   | 地区防災計画策定説明会 宮前まちづくり協議会 30 班の班長対象 |
| 令和 2 年 10 月 16 日 | 第 3 回防災部会                        |
| 令和 2 年 11 月 3 日  | 宮前まちづくり協議会防災訓練 地区内 3 0 班の班長対象    |
| 令和 3 年 3 月 9 日   | 第 4 回防災部会                        |
| 令和 3 年 3 月 16 日  | 松阪市防災会議にて宮前地区防災計画（土砂災害編）提案・採択    |
| 令和 3 年 3 月 16 日  | 第 5 回防災部会 宮前地区防災計画（土砂災害編）採択報告    |
| 令和 3 年 7 月 8 日   | 蓮ダム 打合せ 洪水                       |
| 令和 3 年 7 月 29 日  | 蓮ダム 打合せ 洪水                       |
| 令和 3 年 11 月 3 日  | 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演           |
| 令和 4 年 4 月 15 日  | 蓮ダム 打合せ 飯高中学校防災教育                |
| 令和 4 年 10 月 6 日  | 蓮ダム 打合せ 緊急法流                     |
| 令和 4 年 11 月 3 日  | 宮前まちづくり協議会防災訓練 蓮ダム所長講演           |
| 令和 5 年 2 月 15 日  | 蓮ダム 打合せ 宮前版洪水ハザードマップ             |
| 令和 5 年 3 月 14 日  | 第 5 回防災部会 宮前地区防災計画（洪水編）説明報告      |

制定 令和 3 年（2021 年）3 月 宮前地区防災計画（土砂災害編）

改訂 令和 5 年（2023 年）3 月 宮前地区防災計画（洪水編）

# 米ノ庄地区防災計画

(基本)



第2版 1刷

〈令和6年4月〉

米ノ庄住民自治協議会

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項-----      | 1  |
| 1.地区防災計画とは-----                     | 1  |
| 2.基本方針-----                         | 2  |
| (1)大災害発生から避難行動の流れ(初動期の行動)           |    |
| 3.計画対象地区-----                       | 3  |
| (1)計画対象地区                           |    |
| (2)各地区自治会・自主防災組織活動拠点                |    |
| 4.地区の特性と予想される災害-----                | 4  |
| (1)地震                               |    |
| (2)津波・液状化                           |    |
| (3)風水害                              |    |
| 第2章 避難行動-----                       | 5  |
| 1.平常時の取り組み-----                     | 5  |
| (1)各自治会・各自主防災組織の取り組み                |    |
| (2)個人の取り組み                          |    |
| 2.災害時の取り組み-----                     | 7  |
| (1)避難についての心構え                       |    |
| (2)災害別の避難行動                         |    |
| 第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり-----      | 14 |
| (1)要配慮者の避難について＝配慮のポイント              |    |
| (2)避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり |    |
| (3)避難行動要支援者名簿の作成手順                  |    |
| (4)避難行動要支援者名簿Q&A                    |    |
| 第4章 避難行動計画の具体的な対策-----              | 19 |
| (1)それぞれの避難行動計画                      |    |
| (2)防災資機材等                           |    |
| (3)避難所等連絡先                          |    |
| (4)関連施設                             |    |
| (5)地区防災訓練の実施                        |    |



第 5 章 様式及び資料-----25

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 資料 1 | 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書                          |
| 資料 2 | あなたの情報の提供に関する同意確認書                          |
| 様式 1 | 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書                           |
| 様式 2 | 個別避難計画（避難支援プラン）【NO.      】                  |
| 様式 3 | 個別計画プラン（地域支援者）【           自治会】              |
| 様式 4 | 個別避難計画（避難支援プラン）作成管理表【      年度版】             |
| 様式 5 | 個別避難計画（避難支援プラン）保管録           【      年度版】    |
| 様式 6 | 避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書                           |
| 資料 3 | 阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における<br>「災害時相互支援に関する協定書」 |
| 資料 4 | 防災情報の受け取り方法                                 |

## 米ノ庄地区防災計画(第 2 版)

### 1. 米ノ庄地区防災計画の位置付け

自助・共助・公助を効果的に発揮。

人的被害ゼロをめざします！

米ノ庄地区防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、地区の防災に関する事項について、住民自治協議会・自治会・住民・事業所が果たすべき責務を明確にして、総合的・計画的な防災・減災活動の実施・推進を図ることを目的とします。

災害対策基本法は、第 42 条において地域防災計画・地区防災計画の作成に関して定めており、住民等は、当該計画に従い防災活動を実施するよう努めなければならないと定めています。

こうしたことから、日頃、家族や地域で防災について話し合うなど、防災を特別なものではなく日々の生活と一体的なものとする考え方（防災の日常化の定着）を推進することが重要です。

米ノ庄地区防災計画は、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念のもと、住民自治協議会・自治会・住民のそれぞれが役割をしっかりと果たし、災害時には「自助・共助・公助」の 3 つが効果的に連動し、地域ぐるみの協力体制が作動することを求めています。

防災体制の強化を目指し、必要に応じて見直しと検証をはかり、自らが地区防災計画を策定するとともに、「避難行動マニュアル」「避難所運営マニュアル」を編集、詳細な災害対策を構築し、災害時の人的被害ゼロを目指します。



## （２）米ノ庄地区の防災意識

米ノ庄地区は、昭和 28 年（1953 年）の台風 13 号、昭和 34 年（1959 年）の伊勢湾台風以降大災害を経験していません。また、昭和 19 年（1944 年）の南海地震でも甚大な被害を経験していません。従って、住民の災害意識は災害発生に伴う被害を理解しつつも、自分自身のものとして真剣に受け止めているとは言い難いものがあります。

## 4.米ノ庄地区の地勢と特性と気象概況

### （１）地勢

松阪市は、三重県のほぼ中央に位置し、地形は西部一帯が山岳地帯、中央部は丘陵地帯、東部一帯は伊勢平野が広がり伊勢湾に面し、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。  
米ノ庄地区は、松阪市の北部に位置し、中ノ庄町は三渡川、上ノ庄町は岩内川、久米町は堀坂川と中川。市場庄町は中川が流れています。また、地盤は砂地であり強固なものとなっていません。

### （２）特性

米ノ庄地区は、近鉄山田線、JR 紀勢本線、JR 名松線、国道 23 号線、国道 166 号線、県道 24 号線が通り交通の要所となっています。  
各地とも高低差のない平地に家屋が並んでいます。

### （３）気象概況

米ノ庄地区は、過去の統計から年間平均気温は 14～16℃、年間平均降水量は 1,500 ミリメートル、温暖な気候となっています。  
しかし、昨今の気候変動を踏まえると線状降水帯による大雨を警戒することもあり必要となります。

## 5.米ノ庄地区の過去の災害と災害時のリスク

### （１）風水害

米ノ庄地区は、大雨や台風により被害を受け易い地区となっています。  
近年は気候変動が進行しており、大雨の発生数の増大や台風の大型化が相次いでいます。今後も短時間強雨や大雨の発生、発生頻度や降水量の増大も予測されるなど、大規模災害の発生が懸念されます。そのため集中豪雨や台風が多発する夏期には、これらに対する防災や備えの必要性が高まります。

### （２）震災

**南海トラフ巨大地震では最大震度7  
液状化・家屋倒壊・津波被害の可能性あり！**

- ① 米ノ庄地区は、地震・津波・液状化現象の災害が想定されます。  
南海トラフ地震が 90 年から 150 年周期で発生しており、昭和東南海地震（1944 年 12 月発生、M7.9）から約 80 年が経過しています。  
2023 年 1 月 1 日を基準とした今後 30 年以内の発生確率は 70～80%とされており、地震による家屋の倒壊・火災で大きな災害が想定されます。  
また、プレートの半割れによる地震も想定されます。大規模災害に至る前の事前避難行動をとることも大切です。（※プレートの半割れ＝想定震源域の一部のみ地震がおき、プレートが一部のみずれることを言う。連動して地震が発生する恐れがある）
- ② 地震による津波は最大で 3.8 ㍎、最大浸水は 3.0～5.0 ㍎とされ、概ね JR 名松線より東側が浸水するとされています。
- ③ 地震による液状化現象は高い確率で発生するとされており、家屋の倒壊、避難経路にも大きな影響を及ぼすことになります。





### (3) その他の災害

空気が乾燥すると火災による被害が心配されます。一旦、火災が発生すると隣接する家屋も被災することになり大きな被害となります。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症にも対策を講じなければなりません。

## 6.災害時の対応

災害発生時は、予想される被害の大きさにより次の災害対応で対応します。

#### 災害対応1（人・家屋の被害が少ないもの）

本部長・副本部長・事務局長・事務局で情報を共有し、災害発生後の推移を観察します。

#### 災害対応2（人・家屋の被害が大きなもの）

災害対策本部・自治会の自主防災組織を立上げ、被害状況を把握するとともに、松阪市防災本部・自治会自主防災組織と連携を図り対策を講じます。

#### 災害対応3（人・家屋の災害が地区全体に及ぶもの）

直ちに災害対策本部・自治会の自主防災組織を立上げ、松阪市防災本部・自治会自主防災組織と連携を図り被害状況を把握するとともに必要な対策を講じます。

## 7. 住民・自治会・住民自治協議会の責務と役割

### (1) 発災前にすべきこと

#### ①住民

住民は、防災を常日頃から意識し、次の項目について災害時に備えた対応を図りましょう。

- ア 建物を耐震しましょう。
- イ 家具の固定、寝起きする場所の周りに家具などを置かないようにしましょう。
- ウ 防災バックを準備しましょう。
- エ 避難先を確保しましょう。

#### ②自治会

自治会は、次の対策を講じます。

- ア 自主防災組織を設置します。
- イ 自助の大切さをPRし、防災意識の高揚を図ります。
- ウ 防災訓練を実施し、被災時の対応を指導します。
- エ 各自治会は要支援者を名簿等で把握して円滑な避難誘導体制を構築します

#### ③住民自治協議会

住民自治協議会は、次の対策を講じます。

- ア 避難行動マニュアルを作成し自治会・住民に周知します。
- イ 避難所運営マニュアルを作成し、災害時に備えるとともに避難所運営の訓練を実施します。
- ウ 平成27年3月4日に阿坂まちづくり協議会（現在はあざか住民自治協議会）と「災害時相互支援に関する協定書」を締結し、阿坂地区・米ノ庄地区において甚大な災害が発生または発生する恐れがある場合に、円滑な連携 対応が図れるようにしました。

### (2) 発災後にすべきこと

#### ① 住民

家族・近隣住民の安否を確認し被災者の救助を行いましょう

#### ② 自治会

自主防災組織を立上げ対応を図ります。

- ア 住民の安否を確認するとともに被災者の救助を行います。
- イ 被災状況を把握し、住民自治協議会に報告します。

ウ 必要とする救援物資を把握し、支給できるものは、早急に支援するとともに不足物資を確保します。

### ③住民自治協議会

地区防災本部を立上げ対応を図ります。

ア 米ノ庄地区の被災状況を把握します。

イ 被災状況を踏まえ避難所を開設し自主運営を目指します。

ウ 関係機関、自治会（自主防災組織）と連携、必要な対応を図ります。

エ 地区の住民を安全な避難場所へ誘導します。

オ 災害対策本部を組織します。

## （3）復興のためにすべきこと

### ①住民

復興に向けて努力しましょう。

### ②自治会

復興に向けて住民自治協議会と協力して住民の支援を行います。

### ③ 住民自治協議会

行政の指示のもとで自治会やボランティアと協力して、計画製のある一日も早い復旧・復興に努力します。

## 8.物資等の備蓄・調達・供給

米ノ庄地区の被災影響が比較的少ないと考えられる上ノ庄町に防災倉庫を設置し、避難所で必要とする物資を備蓄します。平常時の管理は、住民自治協議会の事務局長・防災コーディネーター・住民自治協議会事務局スタッフが行ないます。備蓄の状況は、防災部会がチェックし直ちに使用できる状態を保ちます。

災害時にはまず、避難名簿を作成し、避難者数を把握します。



避難用の物資は、各自でも準備してください。

## 9.関係機関との連携

### （1）災害時

- ①災害発生時は、松阪市災害対策本部の指示にもとづき活動を行います。
- ②災害発生時の被災・救助・支援等の状況の情報を得るとともに必要な措置を講じます。
- ③救援物資などの要請を行います。



松阪市災害対策本部



三雲管内災害対策本部



米ノ庄災害対策本部

### （2）平常時

- ①松阪市防災対策課との連携を密にし、最新の防災情報を取得して地区防災活動に反映します。

## 10.防災体制

米ノ庄地区の防災体制は、別紙「米ノ庄地区防災体制組織図」の通りとします。災害が発生した時や災害が発生する恐れがある時は、防災体制組織が災害対策本部（災害警戒本部）として機能します。

# 米ノ庄地区防災計画

## （避難行動マニュアル編）

（地震、津波、風水害）



初版 1刷

〈令和6年4月〉

米ノ庄住民自治協議会

### 目次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第1章 米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項-----       | 1  |
| 1.地区防災計画とは -----                     | 1  |
| 2.基本方針 -----                         | 2  |
| (1) 大災害発生から避難行動の流れ（初動期の行動）           |    |
| 3.計画対象地区-----                        | 3  |
| (1) 計画対象地区                           |    |
| (2) 各地区自治会・自主防災組織活動拠点                |    |
| 4.地区の特性と予想される災害-----                 | 4  |
| (1) 地震                               |    |
| (2) 津波・液状化                           |    |
| (3) 風水害                              |    |
| 第2章 避難行動-----                        | 5  |
| 1. 平常時の取り組み-----                     | 5  |
| (1) 各自治会・各自主防災組織の取り組み                |    |
| (2) 個人の取り組み                          |    |
| 2. 災害時の取り組み-----                     | 7  |
| (1) 避難についての心構え                       |    |
| (2) 災害別の避難行動                         |    |
| 第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり-----       | 14 |
| (1) 要配慮者の避難について＝配慮のポイント              |    |
| (2) 避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり |    |
| (3) 避難行動要支援者名簿の作成手順                  |    |
| (4) 避難行動要支援者名簿Q&A                    |    |
| 第4章 避難行動計画の具体的な対策 -----              | 19 |
| (1) それぞれの避難行動計画                      |    |
| (2) 防災資機材等                           |    |
| (3) 避難所等連絡先                          |    |
| (4) 関連施設                             |    |
| (5) 地区防災訓練の実施                        |    |

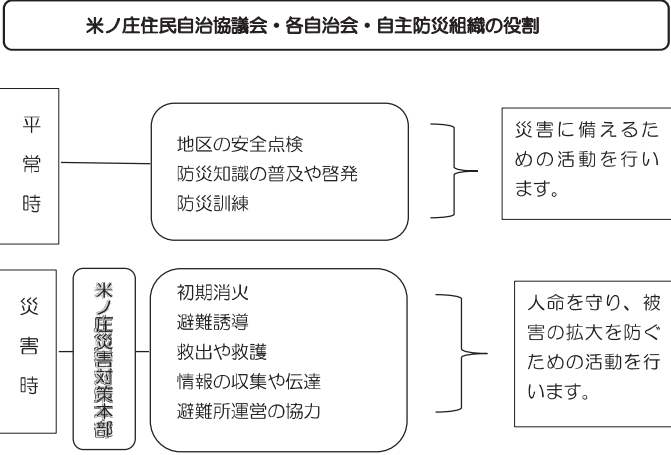


|     |                                             |
|-----|---------------------------------------------|
| 資料1 | 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書                          |
| 資料2 | あなたの情報の提供に関する同意確認書                          |
| 様式1 | 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書                           |
| 様式2 | 個別避難計画（避難支援プラン）【NO.      】                  |
| 様式3 | 個別計画プラン（地域支援者）【            自治会】             |
| 様式4 | 個別避難計画（避難支援プラン）作成管理表【      年度版】             |
| 様式5 | 個別避難計画（避難支援プラン）保管録           【      年度版】    |
| 様式6 | 避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書                           |
| 資料3 | 阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における<br>「災害時相互支援に関する協定書」 |
| 資料4 | 防災情報の受け取り方法                                 |

第1章 米ノ庄地区の災害と避難行動対策の基本的事項

1. 地区防災計画とは

従来、防災計画としては、国レベルの防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村等で地域防災計画を定め、それぞれ防災活動を実施してきましたが、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくみ合わないで大規模広域災害後の災害対策がうまく動かないことが強く認識されました。その教訓を踏まえて、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。（平成26年4月1日施行）



## 2. 基本方針

米ノ庄地区の住民が、地震や津波、そして風水害等の災害に遭遇したとき「**人的被害ゼロ**」とすることを基本方針とします。

### (1) 大災害発生から避難行動の流れ(初動期の行動)

#### ① 地震：津波警報が発令された場合

- ・「より遠く＝水平移動」…ＪＲ名松線より西側（山側）に避難した後、阿坂方面（目標：阿坂小学校）に避難します。
- ・「より高く＝垂直移動」…津波避難目標ライン（ＪＲ名松線）まで避難が困難な場合は、津波避難ビル等の高いところに避難します。
- ・液状化の危険度が極めて高い…車での避難は避けること。



#### ② 地震：津波警報が発令されなかった場合

- ・自宅被害なしの場合…①在宅避難※  
②避難所敷地外で、車中泊又はテント泊※
- ・自宅被害ありの場合…①避難所敷地外で、車中泊又はテント泊※  
②指定避難所に避難  
③避難所敷地内で、車中泊又はテント泊※  
(※は、避難所外避難)



#### ③ 風水害

- ・平常時に「松阪市洪水ハザードマップ」を確認しておきましょう。
- ・災害時は松阪市の指示に従って行動します。  
三渡川水系の場合…南西方面（上久米・美農田方面）に避難する。  
または自宅等で垂直避難  
坂内川水系の場合…西方面（上ノ庄方面）に避難する。または自宅等で垂直避難

## 3. 計画対象地区

(1) 計画対象地区 ※「米ノ庄地区防災計画」は次表の地区を対象としています。

地域別人口（住民基本台帳）

(2024.1.1 現在)

| 地区   | 世帯数  | 人口(男) | 人口(女) | 人口(計) | 65歳以上 |
|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 市場庄町 | 510  | 484   | 533   | 1017  | 346   |
| 上ノ庄町 | 152  | 174   | 178   | 352   | 128   |
| 久米町  | 415  | 499   | 561   | 1060  | 184   |
| 中ノ庄町 | 123  | 117   | 144   | 261   | 96    |
| 合 計  | 1200 | 1274  | 1416  | 2690  | 754   |

※久米町（久米自治会・上久米区自治会・こもれびの園自治会を含む）

### (2) 各地区自治会・自主防災組織活動拠点

「各地区の防災計画」は下記の団体が定めます。

| 団体名        | 活動拠点        | 所在地       | 電話番号    |
|------------|-------------|-----------|---------|
| 米ノ庄住民自治協議会 | 米ノ庄地区       | 久米町926    | 56-4780 |
| 防災部会       | コミュニティセンター  |           |         |
| 市場庄町自治会    | 市場庄公会堂      | 市場庄町575-3 | —       |
| 久米町自治会     | 久米町公会堂      | 久米町1377   | —       |
| 上久米区自治会    | 三雲研修センター    | 久米町2008   | 56-7123 |
| こもれびの園自治会  |             |           |         |
| 上ノ庄町自治会    | 上ノ庄老人福祉センター | 上ノ庄町2154  | —       |
| 中ノ庄町自治会    | 中ノ庄集落センター   | 中ノ庄町1413  | 56-6167 |

#### 4. 特性と予想される災害

当地区は地震、津波、液状化及び風水害による被害が想定される地域です。近年、地球温暖化の要因による異常気象が多発しています。過去の経験にこだわらず、ハザードマップを見て早めの避難をこころがけてください。

##### (1) 地震

- ①内陸断層型地震…布引山地東縁断層帯による断層型地震
- ②海溝境界型地震…南海トラフ巨大地震

##### (2) 津波・液状化

- ①久米町、市場庄町、中ノ庄町、上ノ庄町は、避難指示（緊急）を発令する「避難対象地域」に指定されている。
- ②最大津波高3.8m、最大3～5mの津波避難目標ラインはおおむねJR 名松線と想定されている。

| 町名             | 30cmの津波到達時間 | 最大津波の高さ想定 | 液状化   |
|----------------|-------------|-----------|-------|
| 市場庄町・中ノ庄町      | 最短で90分      | 約5m       | 極めて高い |
| 久米町            |             | 約2m       | 極めて高い |
| 上ノ庄町（JR名松線東側）  |             |           |       |
| 久米町（上久米区自治会）   | —           | 0m        | 高い    |
| 久米町（こもれびの国自治会） |             |           |       |
| 上ノ庄町（JR名松線西側）  |             |           |       |

##### ※津波の被害状態

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 0.3m～1m | 避難行動がとれなく、動くことができない  |
| 1m～2m   | 津波に遭遇した人はほとんどの人が亡くなる |
| 2m～5m   | 木造家屋のほとんどが全壊する       |

##### (3) 風水害

- ①水系別に浸水のおそれがある。事前にハザードマップを確認し、災害の際は松阪市の指示に従いましょう。

| 町名          |            | 三渡川             | 坂内川     |
|-------------|------------|-----------------|---------|
| 市場庄町        | 浸水の<br>恐れ有 | 0.3m～3m<br>(田畑) | 0.3m～3m |
| 中ノ庄町        |            |                 |         |
| 久米町         |            |                 |         |
| 上ノ庄町        |            | 0.3～1m          | —       |
| 久米町（上久米区）   |            |                 |         |
| 久米町（こもれびの園） |            |                 |         |

(三渡川水系ハザードマップ・坂内川水系ハザードマップより)

## 第2章 避難行動

### 1. 平常時の取り組み

防災意識を高めよう！



#### (1) 各自治会・各自主防災組織の取り組み

##### 防災意識の向上

米ノ庄地区の災害リスクを正しく知しましょう！

##### 危険個所の把握

災害時の危険個所は、タウンウォッチング等を実施して知しましょう！

##### 安否確認訓練

安否確認方法を決めておきましょう。

##### 防災訓練・津波避難訓練

避難経路・避難先・避難所要時間を確認しておきましょう。

#### (2) 個人の取り組み

##### 非常持ち出し袋の準備

家族の人数分の非常持ち出し袋を準備。年齢別に必要なものはちがいます。3日間山で過ごすことをイメージしてそろえましょう。



重さは10kg以下！

持ち出し袋は事前に準備！



【持ち出し袋の中身の一例】

|           | 確認                       | 項目            | 備考          |
|-----------|--------------------------|---------------|-------------|
| 基本的な中身    | <input type="checkbox"/> | 非常食           | 3日分         |
|           | <input type="checkbox"/> | 飲料水           | 3日分         |
|           | <input type="checkbox"/> | 携帯ラジオ         |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 懐中電灯          | ヘッドライトが好ましい |
|           | <input type="checkbox"/> | ヘルメット（防災ずきん）  |             |
|           | <input type="checkbox"/> | ティッシュ         |             |
|           | <input type="checkbox"/> | ビニール袋         |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 上着下着          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 軍手            | ラバー付きが望ましい  |
|           | <input type="checkbox"/> | 救急医薬品         | 傷薬・絆創膏・風邪薬等 |
|           | <input type="checkbox"/> | 常備薬           | お薬手帳のコピー    |
|           | <input type="checkbox"/> | 衛生用品          | マスク・消毒液     |
|           | <input type="checkbox"/> | 生理用品          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 貴重品           | 現金・預金通帳のコピー |
|           | <input type="checkbox"/> | 健康保険証のコピー     |             |
|           | <input type="checkbox"/> | マイナンバーカードのコピー |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 洗面用具          | 歯磨きセット等     |
|           | <input type="checkbox"/> | 簡易食器          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | キャンプ用ミニコンロ    |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 寝袋等           |             |
| 高齢者       | <input type="checkbox"/> | 簡易トイレ         |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 筆記用具          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 柔らかい食べ物       |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 入れ歯           |             |
| 赤ちゃんのいる家庭 | <input type="checkbox"/> | めがね           |             |
|           | <input type="checkbox"/> | つえ            |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 紙おむつ          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | おんぶ紐          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | ミルク           |             |
|           | <input type="checkbox"/> | 紙コップ          |             |
|           | <input type="checkbox"/> | スティックシュガー     | ※ミルクの代用に使用  |
|           | <input type="checkbox"/> | 替替え           |             |
|           | <input type="checkbox"/> | おむつかぶれ用薬      |             |
|           | <input type="checkbox"/> |               |             |

年齢や性別により、持ち出し袋の中身が違います。よく考えて準備しましょう。



（参考：「災害にそなえる」松阪市）

## 2. 災害時の取り組み

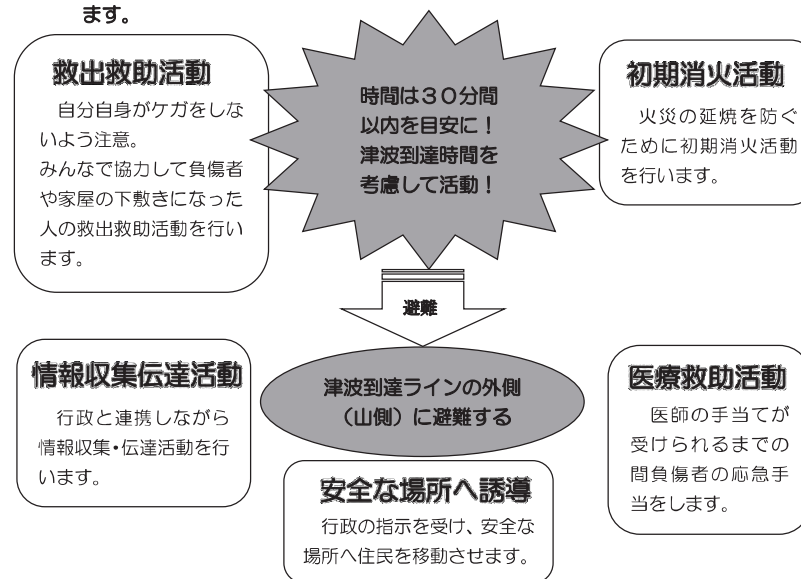
### （1）避難についての心構え

①大きな地震が起きたら集会所等集まらず、各自がすぐに避難行動をとります。

②安全な場所（津波到達想定ライン（名松線）より山側）を目指して避難を開始します。

③30分以内を目処に救出活動等を行いながら避難します。

④高齢者や障がいを持った方、乳幼児を連れている方と一緒に協力し合い避難します。

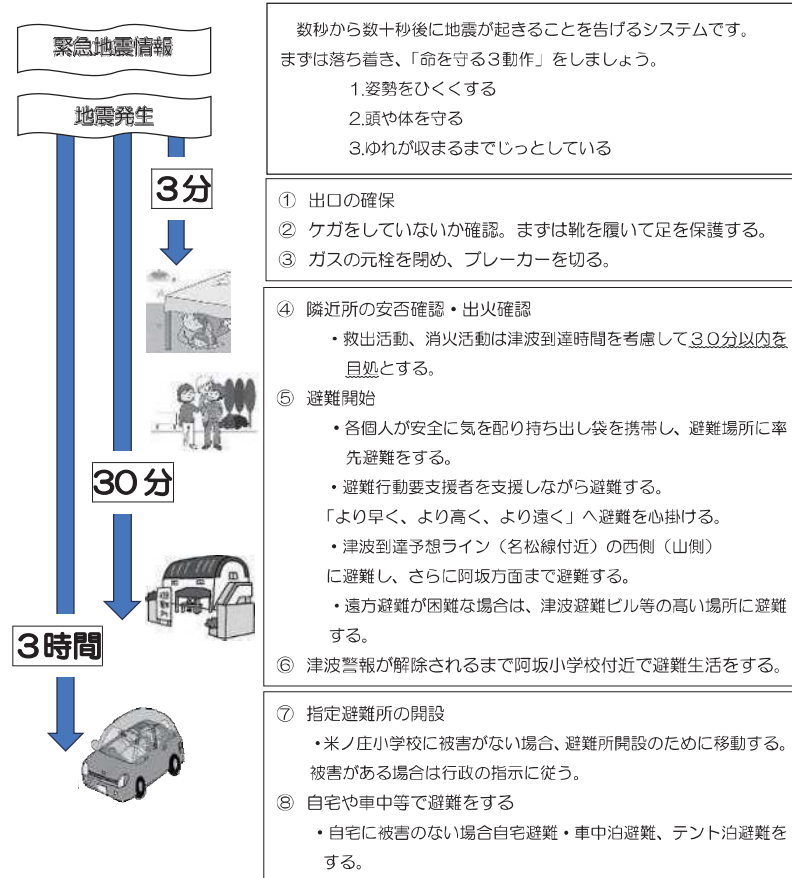


### ※米ノ庄災害対策本部総務班の避難時の活動

被害・避難情報の把握のため、避難時に①「避難者受付名簿」（初動期）②「避難者名簿」③「安否不明者名簿」を、米ノ庄住民自治協議会防災倉庫（上ノ庄老人福祉センター敷地内）から、持ち出して「阿坂小学校」に向かうこと。阿坂小学校では、各自治会単位で、「避難者受付名簿」（初動期）及び「避難者名簿」「安否不明者情報」（「避難所運営マニュアル」（参照））を記録する。

## (2) 災害別の避難行動

### ①地震・津波警報が発令された場合

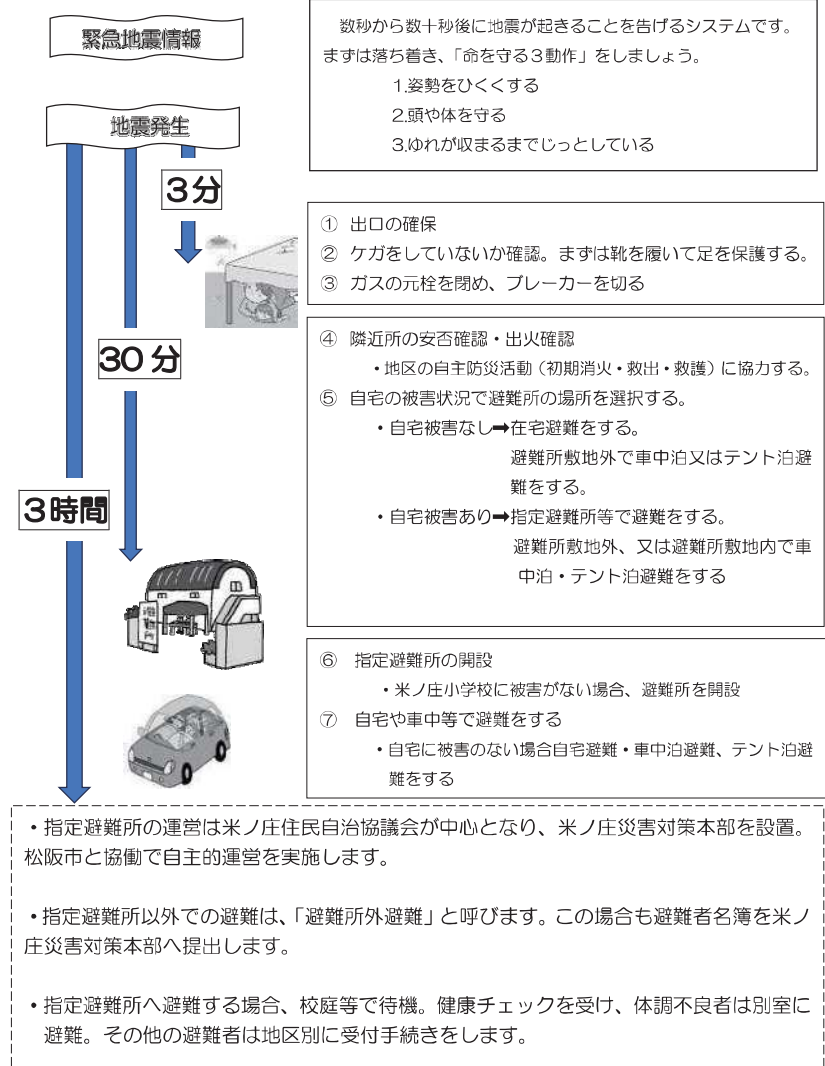


#### 津波避難ビル



| ビル名            | 海抜 (m) | 収容人数 (人) | 階数 (階) | 避難場所       | 30cm津波到達時間 (分) |
|----------------|--------|----------|--------|------------|----------------|
| 米ノ庄小学校 (校舎)    | 2.8    | 880      | 2      | 校舎2階部分     | 90~720         |
| アピタ松阪三雲店       | 1.6    | 22630    | 4      | 立体駐車場3階・屋上 | 60~90          |
| JAみえなか三雲青島センター | 2.9    | 119      | 2      | 2階部分       | 90~720         |
| アンジュ           | 1      | 70       | 8      | 3階以上       | 40~60          |
| アンジュV          | 1      | 160      | 8      | 3階以上       | 40~60          |

### ②地震・津波警報が発令されなかった場合



津波避難のキーワード

津波避難の3原則

|   |             |                                         |
|---|-------------|-----------------------------------------|
| 1 | 「想定にとられるな！」 | 津波はその想定を超えることがある。                       |
| 2 | 「最善をつくせ！」   | ここまでくれば大丈夫ではなく、最後まであきらめず、より遠く、より高く避難する。 |
| 3 | 「率先避難者たれ！」  | 自分から率先して避難すること。その姿をみてほかの人も避難する。         |

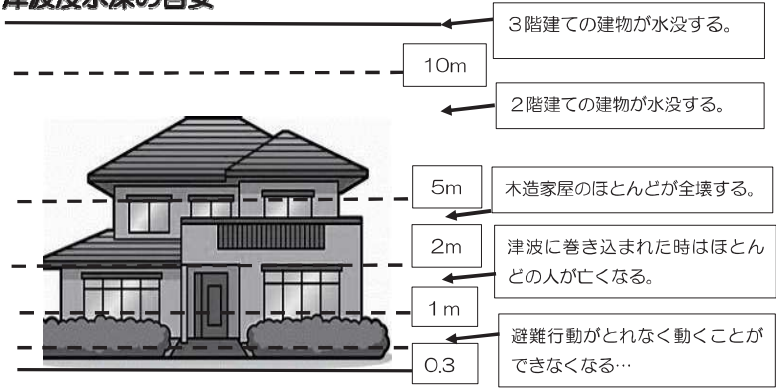


津波避難の追加の3項目

|   |              |                                                    |
|---|--------------|----------------------------------------------------|
| 1 | 「原則は徒歩で避難！」  | 健康な方は原則徒歩で避難。高齢者やけが人等は車椅子・リヤカー・自転車等で避難可能。車は渋滞の可能性有 |
| 2 | 「支援をしながら避難！」 | 避難行動要支援者（高齢者等）を支援しながら一緒に避難。救出は30分以内を目処にしましょう。      |
| 3 | 「津波てんでんこ」    | 集会所へ集まらず、各個人が安全を見極めながら個別に避難行動を開始しましょう。             |

※「津波てんでんこ」とは・・・津波が起きたら「てんでんばらばらににけて身をまもる」という東北地方に伝わる言葉。

津波浸水深の目安



③ 風水害の場合

気象台が発令する新しい避難情報は、警戒レベル1から警戒レベル5までの5段階になりました。詳細は下記の表の通りです。警戒レベル3及び4が発令された場合は、直接避難所へ避難してください。

ただし、浸水時が夜間の場合や、昼間でも河川と道路の境界や、マンホールの蓋が見えない場合は自宅の2階以上に待機することが必要です。警戒レベル3が発令された段階で、地域によっては要配慮者への声かけの対応が求められます。行政職員は地域と連携して必要な避難所の開設を行います。

ア. 避難の目安 警戒レベル

| 警戒レベル          | 災害の状況        | 住民がとるべき行動      | 行動を促す情報     |
|----------------|--------------|----------------|-------------|
| レベル5           | 災害発生または切迫    | 命の危険！直ちに安全確保   | 緊急安全確保      |
| 警戒レベル4までに必ず避難！ |              |                |             |
| レベル4           | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難    | 避難指示        |
| レベル3           | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難開始    |
| レベル2           | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認     | 大雨・洪水・高潮注意報 |
| レベル1           | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める    | 早期注意情報      |

イ. 避難所 指定避難所＝米ノ庄小学校（体育館・校舎）

※松阪市指定避難所である米ノ庄小学校は風水害の場合、ハザードマップ上では0.3～0.5m浸水の可能性があります。その場合は校舎2階に避難します。

※災害状況によっては、行政の指示により下記の施設を避難所として開設する場合があります。

| 避難場所            | 所在地  | 浸水深（m）  |
|-----------------|------|---------|
| 三雲研修センター        | 久米町  | 0.3未満   |
| 米ノ庄地区コミュニティセンター | 久米町  | 0.5-1   |
| 上ノ庄老人福祉センター     | 上ノ庄町 | 0.3-0.5 |

避難所と避難場所ってど  
うちがうの？



避難所は避難生活をする所。避難場所は危険から一時退避。身を守るところですよ！





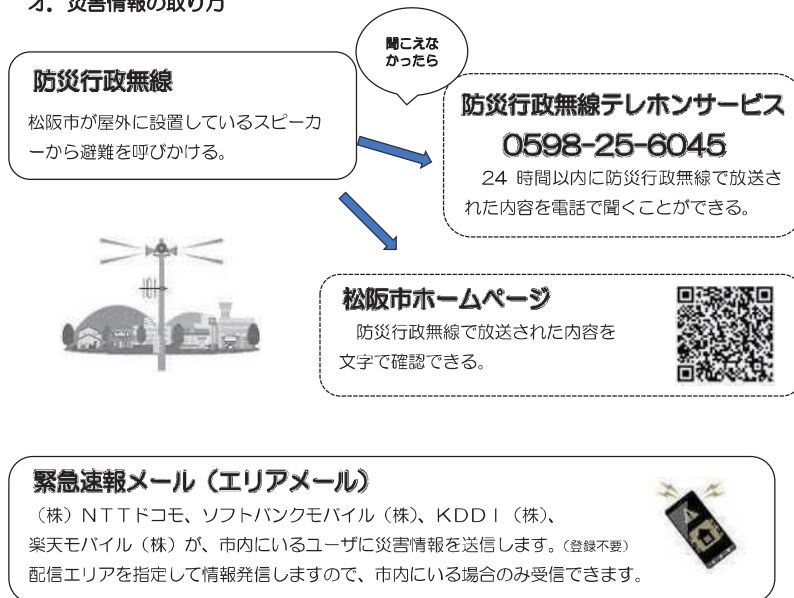
## ウ. 洪水時の避難目標ライン

三渡川水系の場合→南西方面に避難。上久米経由で美濃田方面に避難  
坂内川水系の場合→西方面に避難。上ノ庄町より西側へ避難

## エ. 風水害からの避難方法

- 正しい情報を聞き、早めに行動すること。
- 家を離れるときはブレーカーを切る。
- 子供には浮袋をつけさせ、お年寄りや背負うなどの配慮をする。
- マンホールや側溝など、足元に注意。杖等で足元を確認しながらお互いの体をロープで結んで避難する。
- 川の近くを通るのは避けて、できるだけ安全なルートで避難する。
- 周囲の人と協力し合い、単独行動をとらないように注意する。
- 車での避難は交通渋滞を招き、浸水すると動けなくなる危険性あり。特別な事情がない限り避難は徒歩で行う。
- 避難が遅れたときは、自宅の2階に垂直避難する。

## オ. 災害情報の取り方



## 松阪市防災情報メール

災害発生時など松阪市から、事前登録されたメールアドレスへ防災情報などを配信します。（要登録）

空メールを送信して登録する。

[bousai.matsusaka-city@raidan.ktaiwork.jp](mailto:bousai.matsusaka-city@raidan.ktaiwork.jp)



## 松阪市防災電話サービス

防災対策課：0598-53-4313

災害時に災害に関する情報を自宅の固定電話に音声電話でお知らせするサービス。（要電話登録）  
次の方が対象です。

- 一人暮らしの方で、携帯電話を持っていない。
- 家族内で携帯電話を持っている人が一人もいない。
- 日中、長時間にわたって携帯電話を持っている家族が不在となる場合。

## 松阪ナビ

松阪市公式のスマートフォン向けアプリ「松阪ナビ」では、各種ハザードマップをチェックしたり、端末のGPS機能を利用して、現在地から避難所となっている施設へのナビゲーションを利用することができます。



【iosをお使いの方】



【Androidをお使いの方】

## 防災みえ.jp

雨量や河川の水位、気象情報を確認できる。（要登録）また、気象・地震観測情報（警報・注意報など）をリアルタイムでメール配信しています。下記へアクセスし、防災みえ.jpのHPよりメール配信申込から手続きをしてください。

<https://www.bosaimie.jp>

また、右のQRコードよりLINEお友達登録をすると、LINE上で情報を受けることができます。



### 第3章 死傷者ゼロを目指す避難行動の支援体制づくり



災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や、障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人です。この方々を「避難行動要支援者（要配慮者）」とよびます。住民全員が災害から身を守るためには、みんなで協力し、支援をしながら可能な限り避難行動を行っていく必要があります。事前に支援体制をつくり、個別計画を進めることが重要です。

#### （１）要配慮者の避難について＝配慮のポイント

|            |                                                 |
|------------|-------------------------------------------------|
| 高齢者・寝たきりの方 | 緊急時は背負って安全な場所に移動する。                             |
|            | 不安にさせないように声をかける。                                |
| 耳の不自由な方    | 話すときは、口の動きをはっきりと相手に解りやすいように話しをする。               |
|            | 手話、筆談、身振りなどの方法で、正確な情報を伝えます。                     |
| 目が不自由な方    | 災害には、声をかけて情報を伝えます。                              |
|            | 誘導する場合は、杖を持った方の手には触れず、ひじのあたりを軽く持ってもらい、避難誘導します。  |
| 車いすをご利用の方  | 階段を使って移動する場合は必ず2人以上で行い、上りは前向きに、下りは後ろ向きにして移動します。 |

※小中学校や子ども園等の教育機関、介護老人施設（デイサービスセンター、サービス付き高齢者向け住宅）については、責任者と、災害時の対処について、打ち合わせをしておくこと。

#### （２）避難行動要支援者の避難＝避難行動要支援者制度を活用した体制づくり

松阪市では、災害時要支援者を災害から守るために、「避難行動要支援者制度」があり、「避難行動要支援者名簿（リスト）」の作成をすすめています。

※ 詳細は、「避難行動要支援者名簿活用の手引き」（松阪市）R2年7月（R4年8月改訂）

この名簿ができた理由は何？？



- ① H23年の東日本大震災では被災地全体の死者のうち65歳以上の高齢者が6割、障がい者の死亡率が被災住民の死亡率の約2倍でした。
- ② H25年災害対策基本法改正で、全国の市町に名簿作成を義務付けました。



#### ① 避難行動要支援者名簿の内容

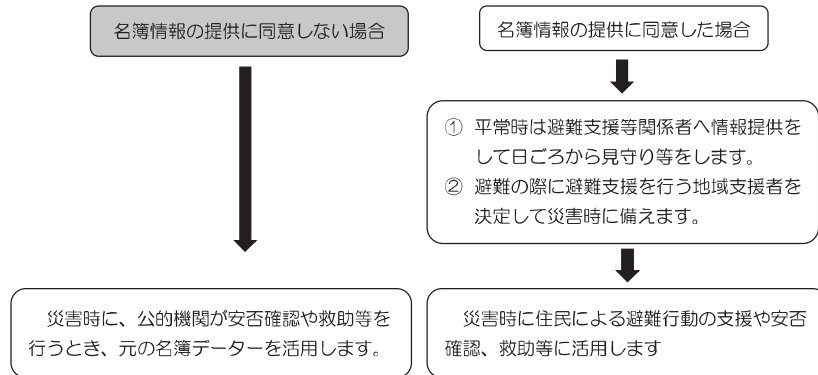
災害時に、本人や家族の支援だけでは避難することが困難な方を記載した名簿で、住所をはじめ個人的な内容も記載されているので、取り扱いには注意が必要です。

#### ② 対象となる災害時要支援者

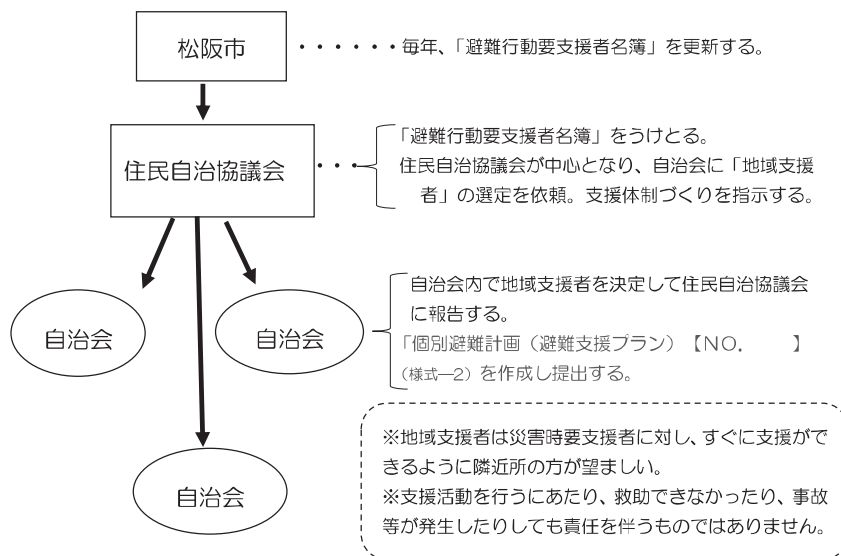
|   |                                                     |
|---|-----------------------------------------------------|
| 1 | 75歳以上のひとり暮らし                                        |
| 2 | 80歳以上の高齢者のみで構成されている世帯の方                             |
| 3 | 要介護3以上の認定を受けている方                                    |
| 4 | 障がい1～2級に該当する方<br>(内部障がいを除く。ただし呼吸器機能障がいは含む)          |
| 5 | 療育手帳の交付を受け、A1又はA2の判定を受けた方                           |
| 6 | 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け1級に該当する方                          |
| 7 | 難病患者で特定医療費（指定難病）受給者証交付を受けた方                         |
| 8 | 避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方 |

### ③ 避難行動要支援者名簿の活用について

この名簿を活用して避難をする場合、地域の方に支援してもらう必要があります。  
名簿情報の提供に関しては、本人に同意の有無を尋ねます。  
それにより支援体制がとれるかどうか決まります。



### ④ 支援体制の確立に向けて



### ⑤ 支援計画（避難プラン）の考察

- ・住民自治協議会防災部会は、研修会等を開き、地域の災害特性や情報を共有し、各自治会の支援計画（避難プラン）の確立の際には、ともに考え、相談やアドバイス等を施し、協力します。
- ・自治会内で地域支援者（複数名）が決定した後、どのような方法でどのルートをつかって支援しながら避難するかを考察し、避難計画を文章化します。

#### <避難プランを作る方法1>

**災害図上訓練(DIG) = Disaster(災害)Imagination(想像力)Game(ゲーム)**

参加者(地域支援者)が地図を使って防災対策(逃げ方)を検討する訓練

「どのルートで 何を利用して どのように支援しながら逃げるのか！」

#### <避難プランを作る方法2>

**避難訓練を繰り返す …実際に避難行動訓練を行い、不便さ難しさを体験。  
反省点から修正を施し災害に備える**





### (3) 避難行動要支援者名簿の作成手順



## 第4章 避難行動計画の具体的な対策

### (1) それぞれの避難行動計画

① 平時より、地域内での見守りや災害への備えを進めておきましょう。

② 平時より、避難場所や避難所を想定しておきましょう。

③ 避難行動要支援者等、配慮の必要な避難者と一緒に避難する計画をたてておきましょう。

④ ご自分の体調、被災時の時間帯、天気、災害の状態等を考慮して、平時より避難ルートを複数挙げて避難計画をたてましょう。



⑤ 被災直後は自治会内の地区防災組織をフル活動させ、津波が到達する時間を目安に救出活動を行い、声を掛け合い個別に避難を開始しましょう。(津波でんでんこ P10 参照)



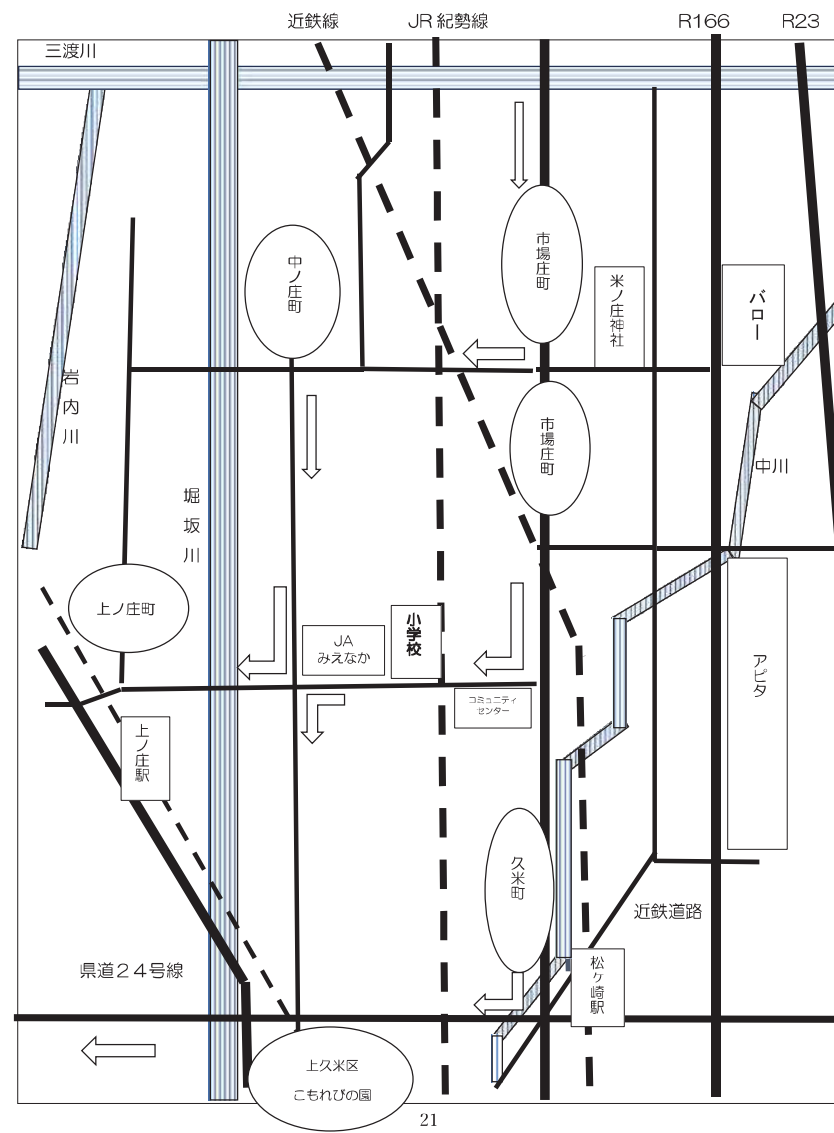
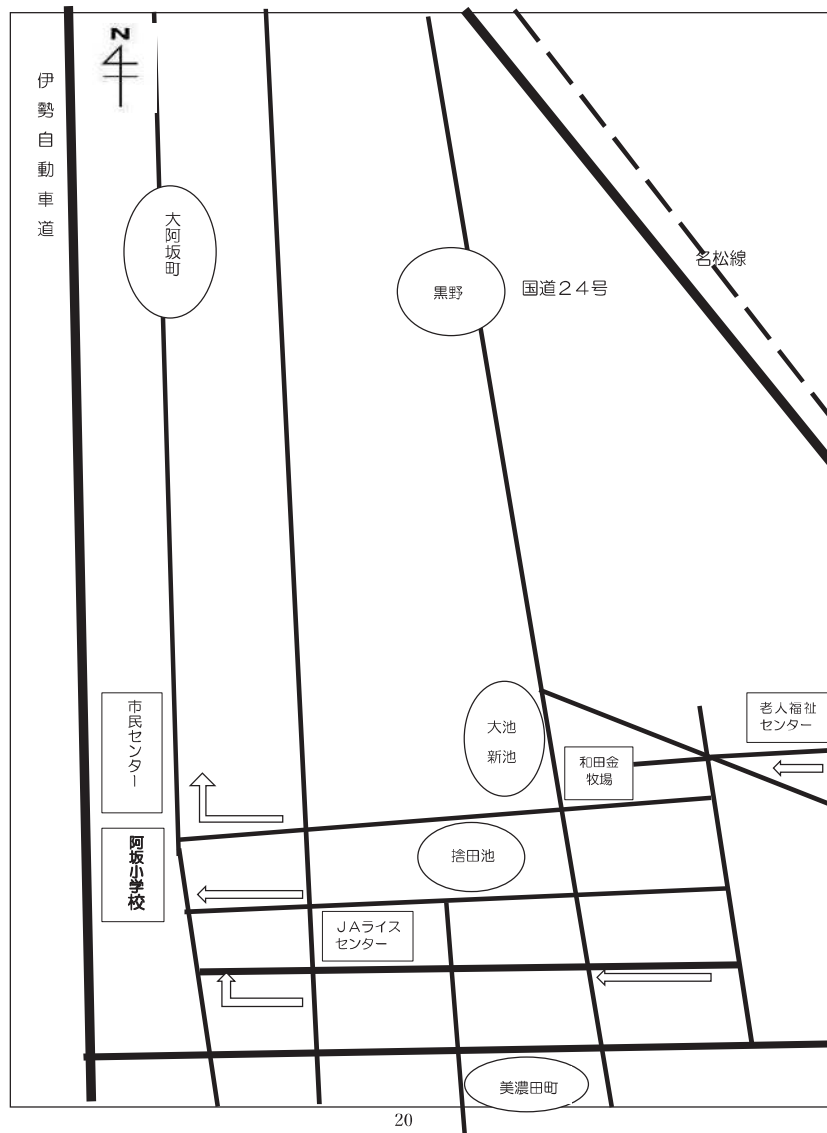
※30 cmの津波の到達時間は約60分と想定されています。  
30分以内を目安にしましょう

⑥ 地区防災組織は救助活動に必要な防災資機材を準備しましょう

例：メガホン 携帯ラジオ 発電機 ヘルメット シャベル つるはし スコップ  
ゴム手袋 バール のこぎり ロープ チェーンソー 等

⑦ 避難ルートマップ案は次ページです。参考にしてください。

【米ノ庄地区から阿坂地区への避難経路】



JR 名松線

(2) 防災資機材等

| 住自協防災倉庫（上ノ庄） |    | 松阪市防災倉庫（小学校） |    | 小学校体育館中2階 |    |
|--------------|----|--------------|----|-----------|----|
| 物資名          | 数量 | 物資名          | 数量 | 物資名       | 数量 |
| 投光器          | 6  | マンホールトイレ     |    | 受付セット     | 一式 |
| 発電機          | 2  | トイレ清掃用噴霧器    | 2  | 着替えテント    | 2  |
| スピーカー        | 1  | トイレ清掃用バケツ    | 2  | 各班専用BOX   | 9  |
| マイク          | 2  | 屋外ライト        | 6  | 発電機       | 1  |
| ワイヤレスメガフォン   | 1  |              |    |           |    |
| 着替えテント       | 5  |              |    |           |    |
| ガスボンベ(5kg)   | 1  |              |    |           |    |
| 三連コンロ        | 2  |              |    |           |    |
| 大鍋           | 2  |              |    |           |    |
| 調理道具         | 一式 |              |    |           |    |
| 屋外テント        | 1  |              |    |           |    |
| 誘導灯          | 5  |              |    |           |    |
| トランシーバー      | 8  |              |    |           |    |
| プライベートテント    | 90 |              |    |           |    |
| 各班専用BOX      |    |              |    |           |    |
| 受付用簡単テント     | 1  |              |    |           |    |
|              |    |              |    |           |    |
|              |    |              |    |           |    |
|              |    |              |    |           |    |
|              |    |              |    |           |    |

(3) 避難所等連絡先

| 1, 避難所等                   |                         |               |              |               |
|---------------------------|-------------------------|---------------|--------------|---------------|
|                           | 施設名                     | 管理者           | 電話番号 (0598)  | 備考            |
| 避難所                       | 米ノ庄小学校                  | 校長            | 56-2104      |               |
| 一時避難場所                    | アビタ松阪三雲店                | 松阪市危機管理室      | 53-4313      |               |
|                           | JAみえなか三雲育苗センター          | 松阪市危機管理室      | 53-4313      |               |
|                           | 阿坂小学校                   | 校長            | 58-2304      |               |
| 避難経路                      | 資料 防災マップのとおり (名松線の西側まで) | (P 2 0・P21参照) |              |               |
|                           | 資料 防災マップのとおり (阿坂小学校まで)  |               |              |               |
|                           |                         |               |              |               |
| 2, 緊急時の連絡先                |                         |               |              |               |
| 連絡先                       |                         | 住所            | 電話番号 (0598)  | 備考            |
| 松阪市 防災対策課                 |                         | 殿町1340-1      | 53-4313      | 休日53-4100     |
| 三雲地域振興局 地域振興課             |                         | 曾原町872        | 56-7905      |               |
| 松阪中消防署 三雲分署⇒消防            |                         | 曾原町872        | 56-2536      |               |
| 松阪警察署 川井町交番               |                         | 川井町690-2      | 21-6508      |               |
| 宇野胃腸科脳神経内科                |                         | 市場庄町1105-3    | 56-6001      |               |
| 三重県松阪庁舎松阪地域防災総合事務所地域調整防災室 |                         | 高町872         | 50-0508      | 50-0503       |
| 中部電力パワーグリッド (株) 松阪営業所⇒電気  |                         | 垣鼻町454-5      | 0120-923-286 |               |
| 北部上下水道事務所⇒上下水道            |                         | 曾原町872        | 56-7906      |               |
| 北部建設保全事務所⇒道路・河川           |                         | 嬉野町1430       | 48-3042      |               |
| 災害用伝言ダイヤル (録音時)           |                         |               | 171-1        | 伝言をする人の電話番号   |
| 災害用伝言ダイヤル (再生時)           |                         |               | 171-2        | 伝言を聞きたい方の電話番号 |



(4) 関連施設

①医療機関

| 名称        | 住所        | 連絡先     |
|-----------|-----------|---------|
| 松阪市民病院    | 殿町1550    | 23-1515 |
| 済生会松阪総合病院 | 朝日町一区15-6 | 51-2626 |
| 松阪中央総合病院  | 川井町102    | 51-5252 |
| 休日夜間応急診療所 | 春日町1-19   | 23-1364 |
| 三重県松阪保健所  | 高町138     | 50-0527 |

②要配慮者の施設（避難行動要支援者）

| 名 称                | 住 所        | 連絡先     |
|--------------------|------------|---------|
| ディサービス「ほてい」        | 市場庄町1373   | 20-8000 |
| ディサービス「第二ほてい」      | 市場庄町1087-2 | 30-4080 |
| サービス付き高齢者向け住宅「いぶき」 | 市場庄町1098   | 56-9336 |
| サービス付き高齢者向け住宅「ひさし」 | 市場庄町1096-1 | 56-9225 |
| アンダンテ ディサービス       | 市場庄町1129   | 56-5937 |

(5) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って、適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

ア、避難訓練「要配慮者（避難行動要支援者）の支援を含む」

イ、情報収集・伝達訓練

ウ、応急処置訓練

エ、給食給水訓練

オ、啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し次回訓練に反映する等、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

第5章 様式及び資料

資料1 松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市避難行動要支援者名簿掲載通知書

松阪市長 竹上 真人

平素は市の防災施策に対しご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。  
災害時に逃げ遅れによって高齢者などが犠牲になることが懸念されていることを踏まえ、市では高齢者や要介護者、障がい者など一定の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として名簿を作成しています。  
あなたは、下記の要件に該当することから、市の名簿に掲載されていることを通知いたします。

記

(該当要件) ※ 令和 年 月 日時点

- ☐ 75歳以上一人暮らし ☐ 80歳以上高齢者のみ世帯  
☐ 要介護3以上 ☐ 障がい1～2級（内部障がいを除く。呼吸器系は含む。）  
☐ 療育手帳A1又はA2 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳1級  
☐ 重症患者認定

(必ずお読みください)

- (1) 生命又は身体を災害から保護するために、災害が発生したときには、あなたの情報（氏名、生年月日、性別、住所等）を避難支援等関係者へ提供することがあります。  
(2) 災害発生時に迅速な避難支援のため、平時から避難支援等関係者へあなたの情報を提供することに対して、同意されるかどうかについて、同封の「あなたの情報の提供に関する同意確認書」にて返信してください。

提出期限：令和 年 月 日

- (3) 避難支援等関係者自身やその家族などの安全確保が前提となるため、必ず避難支援がなされることが保証されるものではありません。

(お問合せ先) 松阪市 防災対策課  
電話番号：0598-53-4313  
FAX：0598-22-1055

資料 2 あなたの情報の提供に関する同意確認書

あなたの情報の提供に関する同意確認書

この確認書の太枠内をご記入の上、同封の返信用封筒にて松阪市へご返送ください。  
同意しない場合であってもご返送ください。

災害に備えるため、私に関する以下の情報を、あらかじめ消防や警察、住民自治協議会、自治会、町内会、消防団などの避難支援等関係者へ提供することに、

1 同意し、避難支援を希望します。

2 同意しません。

（理由）☐ 入院または施設入所等により自宅にいません。

☐ 同居の家族により支援が受けられるので必要ありません。

☐ その他（ ）

（1または2のいずれかに○をつけてください。2 の場合はその理由にチェック☑を入れてください。）

（宛先）松阪市長

年 月 日

実際にお住まいの住所

氏 名

※本人が直筆できない場合または未成年の場合には、代理人が署名・代筆をすることができます。  
その場合は、下に代理人の氏名を記入してください。

代理人氏名

※同意される場合には、次の太枠内も記入をしてください。

（該当がなければご記入は不要です。）

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| あなたの電話番号（繋がりやすい番号）                    | — —      |
| 緊急時の連絡先（家族や親戚など）<br>※可能であれば2名ご記入ください。 | （氏名）（続柄） |
|                                       | （住所）     |
|                                       | （電話）     |
|                                       | （氏名）（続柄） |
|                                       | （住所）     |
|                                       | （電話）     |

（避難支援等関係者へ提供されるあなたの情報）

①氏名 ②生年月日 ③性別 ④お住まいの住所

⑤上に記載されたあなたの電話番号及び緊急時の連絡先

⑥通知書に記載されている事由（該当要件）

※災害の状況によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあるため、  
同意することによって必ず支援されることを保証するものではありません。

（様式 1） 避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書

年 月 日

（宛先）松阪市長

下記のとおり、避難行動要支援者名簿を確かに受領しました。

避難行動要支援者名簿の活用については、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理することを誓います

記

|             |  |
|-------------|--|
| 団 体 名       |  |
| 受 領 者 住 所   |  |
| 受 領 者 氏 名   |  |
| 名 簿 管 理 者   |  |
| 名 簿 保 管 場 所 |  |
| 備 考         |  |

(様式2) 個別避難計画（避難支援プラン）【NO.      】

作成日： 年 月 日

|         |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |          |
|---------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 避難行動要援者 | ふりがな                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 性別       | 自治会名     |          |
|         | 氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          | 組・班      |          |
|         | 住所                   | 松阪市          町          (方書)                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |          |          |
|         | 自宅電話                 | —      —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 携帯電話     | —      — |          |
|         | 生年月日                 | M・T・S・H・R      年      月      日                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 年齢       | 歳        |          |
|         | 家の構造                 | 木造・非木造（鉄骨・鉄筋コンクリート）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          | 建築年      | 年      月 |
|         | 区分<br>(該当にレ点)        | <input type="checkbox"/> 75歳以上ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 80歳以上のみの世帯<br><input type="checkbox"/> 要介護3～5 [要介護認定 (      ) ]<br><input type="checkbox"/> 障がい1・2級 [障がい区分 (      ) ]<br><input type="checkbox"/> 療育手帳A1またはA2<br><input type="checkbox"/> 重症患者認定 (      )<br><input type="checkbox"/> 自ら申し出 (      )         |          |          |          |
|         | 身体状況<br>(該当にレ点)      | <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 歩行困難 <input type="checkbox"/> 足腰が弱い<br><input type="checkbox"/> 視覚障がい <input type="checkbox"/> 聴覚障がい <input type="checkbox"/> 精神障害<br><input type="checkbox"/> 避難判断が困難 <input type="checkbox"/> 介助必要（食事・トイレ・着替え・移動）<br><input type="checkbox"/> その他特記すべきこと (      ) |          |          |          |
|         | 家族構成                 | 人（本人含む） [      ] （本人からみて）<br><input type="checkbox"/> 上記のうち、離れに住んでいる人 [      ]                                                                                                                                                                                                                                             |          |          |          |
|         | 日常生活での慣行的行動          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |          |
| 緊急連絡先   | 氏名等                  | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          |          |          |
|         |                      | 電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —      — |          |          |
|         |                      | メール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |          |          |
|         | 氏名等                  | 住所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |          |          |          |
|         |                      | 電話                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | —      — |          |          |
|         |                      | メール                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |          |          |
| 地域支援者   | 氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 関係       |          |          |
|         | 氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 関係       |          |          |
|         | 氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 関係       |          |          |
|         | 具体的な支援内容及び避難支援上の特記事項 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |          |          |          |

裏面

|      |               |  |      |  |
|------|---------------|--|------|--|
| 避難計画 | 避難先           |  | 移動手段 |  |
|      | 避難場所          |  |      |  |
|      | 避難時や避難所での特記事項 |  |      |  |
| 避難経路 |               |  |      |  |



(様式3)

個別避難計画（地域支援者） 【 自治会 】  
令和 年 月 日

| No. | 避難行動<br>要支援者氏名 | 支援度<br>☆☆☆ | 地域支援者 | 地域支援者 | 地域支援者 | 具体的支援内容・特記事項 |
|-----|----------------|------------|-------|-------|-------|--------------|
| 例   | フリガナ           | ☆☆         | フリガナ  | フリガナ  | フリガナ  |              |
|     | 氏名             |            | 氏名    | 氏名    | 氏名    |              |
| 1   |                |            |       |       |       |              |
| 2   |                |            |       |       |       |              |
| 3   |                |            |       |       |       |              |
| 4   |                |            |       |       |       |              |
| 5   |                |            |       |       |       |              |
| 6   |                |            |       |       |       |              |
| 7   |                |            |       |       |       |              |
| 8   |                |            |       |       |       |              |
| 9   |                |            |       |       |       |              |
| 10  |                |            |       |       |       |              |

※ 支援を必要とする程度は、★：同行避難可能（移動不安） ★★：一部介助のうえ同行避難ができる  
（聴覚、視覚しょうがい等） ★★★：ほぼ全面介助が必要（要介護3以上、運動機能しょうがい等）

(様式4)

令和 年版 個別避難計画（避難支援プラン）  
作成管理表

自治会名 \_\_\_\_\_  
会 長 \_\_\_\_\_

| 氏名 | 役職等 | 連絡先 | 備考 |
|----|-----|-----|----|
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |
|    |     |     |    |

「個別避難計画（避難支援プラン）」作成にあたり、以下の事項に留意してください。

- ①災害対策基本法の趣旨を理解し、知りえた情報を目的に関係のない第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理してください。
- ②「個別避難計画（避難支援プラン）」を複製（コピー）する場合は、必要最小限にとどめ、所持者名、枚数を管理表に記載し管理してください。
- ③「個別避難計画（避難プラン）」完成後は、原本・コピー等は事務局に返却してください。

(様式5)

令和 年版 個別避難計画（避難支援プラン）  
保管録

自治会名 \_\_\_\_\_

会 長 \_\_\_\_\_

| 氏名 | 役職等 | 連絡先 | 保管場所 |
|----|-----|-----|------|
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |
|    |     |     |      |

「個別避難計画（避難支援プラン）」を保管するにあたり、以下の事項に留意してください。

- ①災害対策基本法の趣旨を理解し、知りえた情報を目的に関係のない第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず適正に管理してください。
- ②「個別避難計画（避難支援プラン）」の更新の際には、旧データは原本コピーを含め保管録とともに住民自治協議会事務局に返却してください。

(様式6)

避難行動要支援者名簿守秘義務誓約書

年 月 日

(宛先) 米ノ庄住民自治協議会  
会長

様

氏名 \_\_\_\_\_

避難行動要支援者名簿の活用につき、災害対策基本法の趣旨をよく理解し、知りえた情報を第三者に漏らさず、目的外の利用は行わず、適正に管理することを誓います

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 氏 名   |                                                                |
| 住 所   |                                                                |
| 連 絡 先 |                                                                |
| 活用内容  |                                                                |
| その他   | 避難行動要支援者名簿を活用した作業については、米ノ庄地区コミュニティセンター内で行い、管理は同事務所の金庫で保管いたします。 |

資料 3

阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会における「災害時相互支援に関する協定書」

協定締結日 平成 27 年 3 月 4 日

「災害時相互支援に関する協定書」

巨大地震の発生や近年の異常気象による局地的豪雨など、予想できない被害が発生することが懸念されるなか、自らの地域は自分たちで守るため、様々な訓練や取り組みが行われてきました。災害から自らの命は守る「自助」、隣近所で助け合う「共助」の重要性について学んできたところでありますが、特に「共助」についての課題として、地域を超えた「共助」が不可欠であると感じているところであります。

そこで平成 24 年度に広域避難訓練を行った阿坂まちづくり協議会と米ノ庄住民協議会において、地域間のさらなる結束と今後の災害体制の強化を目的として、災害時相互支援の協定を結ぶものである。

記

（目的）

第 1 条 この協定は、阿坂地域、米ノ庄地域において甚大な被害が発生、または発生する恐れがある場合に、両協議会が円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものである。

（想定される災害の内容）

第 2 条 阿坂地域は、風水害による土砂崩れ、家屋倒壊等、甚大な被害が懸念され、米ノ庄地域は、地震、津波による人的被害、家屋流失等の甚大な被害が懸念されている。

（支援の内容）

第 3 条 両地域とも率先して、甚大な被害を被った一方の地域に人的支援、物的支援、避難支援を行うものとする。

（１）人的支援

○被害者の救援及び応急復旧に係る人員の派遣。

（２）物的支援

○食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供支援。

（３）避難支援

○避難所の使用については、可能な限り相互に利用できるように地域を超えた避難者の受け入れ調整を行う

○支援要請を受けた場合は、避難誘導の支援を行う。

（支援要請）

第 4 条 どちらかの地域に、第 2 条に定める事態が生じた場合、または生じるおそれがある場合に第 3 条に定める支援を要請するものとする。

２、前条の規定による支援要請を実施するため、緊急時連絡網を策定し、両協議会で保管するものとする。

３、前項の規定に基づき策定した緊急時連絡網の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更を行う。

（両地域が甚大な被害を被ったとき

第 5 条 お互いの地域の、被害者救出、安全な場所への避難者の誘導、備蓄品の提供等、地元被災住民の生命の安全と生活基盤の確保を優先するものとし、お互いへの支援は、自らの地域の災害復旧の進捗状況をみながら、人的支援、物的支援を行うものとする。

（防災訓練への参加）

第 6 条 両協議会が主催する防災訓練に、第 3 条に定める支援内容を課題とし、可能な限り防災訓練に参加するものとする。

（この協定に定めていない事項への対応）

第 7 条 この規定に定めてないが、被災状況により必要とする支援については、その都度、両協議会で協議し、有効な方策を決定するものとする。

（その他）

第 8 条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、両協議会が協議して決定するものとする。

平成 27 年 3 月 4 日

|            |     |          |
|------------|-----|----------|
| 阿坂まちづくり協議会 | 会長  | 辻 修      |
| 米ノ庄住民協議会   | 会長  | 玉川 義弘    |
| （立会人）      | 松阪市 | 市長 山中 光茂 |



資料4 防災情報の受け取り方法

|                     |                                                                                                        |                                                                                     |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災行政無線              | 屋外に設置しているスピーカーから避難等の情報を得る                                                                              |                                                                                     |
| 防災行政無線<br>テレホンサービス  | 24時間以内放送の内容が音声で聞ける                                                                                     |                                                                                     |
|                     | 0598-25-6045                                                                                           |                                                                                     |
| 松阪市ホームページ           | 24時間以内放送の防災無線の内容を文字で確認できる                                                                              |                                                                                     |
|                     |                       |                                                                                     |
| 緊急速報メール<br>(エリアメール) | 松阪市内にいれば携帯電話で災害情報を受け取れる                                                                                |                                                                                     |
|                     | 登録不要                                                                                                   |                                                                                     |
| 松阪市防災情報メール          | アドレスを登録すれば情報をメールでうけとれる                                                                                 |                                                                                     |
|                     | <a href="mailto:bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp">bousai.matsusaka-city@raidai.ktaiwork.jp</a> |    |
| 松阪市防災電話サービス         | 要登録。災害時に情報を自宅の固定電話でうけとれる                                                                               |                                                                                     |
|                     | 0598-53-4313                                                                                           |                                                                                     |
| 松阪ナビ                | 松阪市公式スマートフォン向けアプリ、災害情報をうけとれる                                                                           |                                                                                     |
|                     | ios利用者                                                                                                 | Android利用者                                                                          |
|                     |                     |  |
| 防災みえ.jp             | 雨量、河川の水位、気象・地震観測情報をリアルタイムで受け取れる                                                                        |                                                                                     |
|                     | メールで情報を受信                                                                                              | LINEで情報を受信できる                                                                       |
|                     | <a href="https://www.bosaimie.jp">https://www.bosaimie.jp</a>                                          |  |

# 避難所運営マニュアル



Vol. 4

〈令和 5 年 5 月改訂〉

米ノ庄住民自治協議会

## も く じ

|                                                              |                                                      |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 序章 避難所開設・運営の基本方針 米ノ庄地区の想定される災害 大規模災害発生から避難所開設・撤収までの流れ 初動期の行動 | 序章 -<br>1 ..... 序章 -<br>3 ..... 序章 -<br>5 ..... 序章-7 |
| 第1章 避難所開設準備・開設                                               | 1-                                                   |
| □ 準備のための開錠                                                   | 1 ..... 1-                                           |
| □ 受入準備                                                       | 1 ..... 1-                                           |
| □ レイアウトづくり □ 避難者の受付開始                                        | 4 ..... 1-<br>11 ..... .                             |
| 第2章 運営体制づくり                                                  | 1-17                                                 |
| □ 運営本部の設置                                                    | ..... 2-                                             |
| □ 会議の開催                                                      | 1 ..... 2-                                           |
| □ 避難所の情報伝達のしくみ                                               | 3 ..... 2-                                           |
| □ 各班の役割                                                      | 4                                                    |
| ① 本部長・副本部長の役割                                                | ..... 2-                                             |
| ② 総務班の役割                                                     | 5 ..... 2-                                           |
| ③ 情報班の役割                                                     | 6 ..... 2-                                           |
| ④ 被災者管理班の役割                                                  | 11 ..... .                                           |
| ⑤ 施設管理班の役割                                                   | 2-12 ..... .                                         |
| ⑥ 食糧物資班の役割                                                   | 2-16 ..... .                                         |
| ⑦ 救護班の役割                                                     | 2-17 ..... .                                         |
| ⑧ 衛生班の役割                                                     | 2-22 ..... .                                         |
| ⑨ ボランティア班の役割                                                 | 2-24 ..... .                                         |
| ⑩ 避難所外避難者対応班の役割                                              | 2-25 ..... .                                         |
| 第3章 避難所運営                                                    | 2-28                                                 |
| □ 運営活動のルール                                                   | ..... 3-                                             |
| □ 生活上のルール                                                    | 1 ..... 3-                                           |
| □ 福祉避難所・福祉スペース                                               | 3 ..... 3- 5<br>.....                                |
| 第4章 安定期以降の取組                                                 | ..... 4- 1<br>.....                                  |
| 付属1 米ノ庄地区（市場庄・中ノ庄）避難ルート案                                     | ..... 付 -                                            |
| 付属2 米ノ庄地区（久米）避難ルート案                                          |                                                      |
| 付属3 米ノ庄地区（上久米・こもれびの園・上ノ庄）避難ルート案                              |                                                      |
| 付属4 様式一覧                                                     |                                                      |

## 序章 避難所開設・運営の基本方針

～ いのちを守り、希望を見出す拠点となるよう、次のような避難所づくりを目指しましょう ～

### 避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

避難所は、避難所外避難者の支援も含め、地域コミュニティの場となります。発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要となることから、避難所は原則として、住民の自主運営とします。自分たちで運営していく場所として取り組みましょう。行政は情報統括や必要なニーズに対する支援（物資調達など）を行います。

### 避難所は被災者が暮らす場所だけでなく、地域の支援拠点としての役割を担う場所となるよう避難所外避難者にも配慮した拠点づくりに取り組みます。

これまでの災害事例から、避難所生活の長期化は避けられないほどの大規模な災害が発生すると考えられています。避難所ではコミュニティの単位を基本とする考え方で運営しますが、新型コロナウイルスに代表される感染症対策として、指定避難所以外での避難も考えられます。指定避難所で生活をしている人だけでなく、自宅・車中・テントなどで避難所外避難をしている人に対して、等しく物資の供給、情報の共有等を行い、各地区の自主防災組織と協働して地域に住む全ての人にとっての生活再建の拠点としての場所となるような拠点作りに取り組みます。

### 要配慮者にも優しい避難所づくり、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組みます。

避難所で生活する誰もが配慮し合い、みんなの“いのち”を大切にして関連死を予防します。要配慮者優先の意識を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用を考え、避難所の運営を行います。避難所運営本部に女性も参加することなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

いのちと暮らしを守る視点を共有し、  
困難を乗り越えていこう。





避難は「より早く、より高く、より遠く」へ！

○「自分の命は自分で守る」を原則に、大規模地震が発生したら津波発生の有無にかかわらず、「より早く、より高く、より遠く」へ自主的に避難します。

3日間は地域で助け合うこと！行政は体制が整い次第、支援に！

○これまでの災害事例から、大規模災害の発生直後における、救出・救護や避難所開設・運営は、住民自治による迅速な取組が重要となります。行政は、職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3 日間は地域に入ることが難しい状況もありますが、体制が整い次第、支援に入ります。

『3・3・3の原則』

○災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安を「3・3・3の原則」として、示しています。

| ～3 分       | 30 分                    | 3 時間                      | 3 日間                                         | 3 週間～                |
|------------|-------------------------|---------------------------|----------------------------------------------|----------------------|
| 自身の身の安全を確保 | 自主避難、救助体制の確保、安全確認、救出・救護 | 自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出 | 全ての人の安全確認と安全な避難を行うことが理想。避難所運営本部の立ち上げやルールの設定等 | 避難生活の安定へ（避難所統廃合検討など） |

※南海トラフ巨大地震では津波の被害が想定されます。津波到達までに高台へ避難することを考慮し、自身の安全を念頭に置いて救出・救護活動を行いましょう。

要配慮者とは

○高齢者、障がいのある方、外国人、妊産婦、乳幼児など、防災対策（避難行動及び避難所生活）において特に配慮を必要とする方。

避難行動要支援者とは

○要配慮者の内、災害が発生した時に避難等に特に支援を要する方。

米ノ庄地区の想定される災害

1.地震

（１）地震震度

**震度 6 弱～震度 6 強** 理論上最大クラスの地震では**震度 7**  
（データーを元とした理論的に考えられる最大の地震）  
「地震被害想定調査結果の概要について」平成 26 年三重県防災対策部

（２）津波被害

① 理論上最大クラスの南海トラフ地震で津波の浸水が想定される地域

久米町・市場庄町・中ノ庄町・上ノ庄町

「松阪市津波ハザードマップ」平成 29 年松阪市危機管理室

② 津波浸水深… 津波の高さは地区ごとに違います。確認しておきましょう。

| 地区名                             | 浸水深      | 松阪市津波ハザードマップ上の色 |
|---------------------------------|----------|-----------------|
| 市場庄町・中ノ庄町                       | 30cm～1m  | 黄色              |
|                                 | 1m～2m    | 橙色              |
|                                 | 2m～5m    | ピンク             |
| 久米町<br>上ノ庄町(JR 名松線の東側)          | 1cm～30cm | 緑色              |
|                                 | 30cm～1m  | 黄色              |
|                                 | 1m～2m    | 橙色              |
| 上久米地区・こもれびの園<br>上ノ庄町(JR 名松線の西側) | 0m       | 白色              |

※浸水深の影響

30 cm～1m…動くことができない。避難行動がとれない。  
1m～2m……津波に巻き込まれた時はほとんどの人が亡くなる。  
2m～5m……木造家屋のほとんどが全壊する。

「松阪市津波ハザードマップ」平成 29 年松阪市危機管理室

③津波到達の速さ…身動きができないとされる 30 cmの津波が到達するまでの時間

| 地区名                             | 到達時間     | 松阪市津波ハザードマップ上の色 |
|---------------------------------|----------|-----------------|
| 市場庄町・中ノ庄町                       | 90分～720分 | 薄い水色            |
|                                 | 60分～90分  | 水色              |
|                                 | 40分～60分  | 青色              |
| 久米町<br>上ノ庄町(JR 名松線の東側)          | 90分～720分 | 薄い水色            |
| 上久米地区・こもれびの園<br>上ノ庄町(JR 名松線の西側) | —        | —               |

「松阪市津波ハザードマップ」平成 29 年松阪市危機管理室

(3) 液状化

地震の揺れにより、地中の水分が地表に現れる現象。電柱や建物の倒壊等も引き起こす可能性があり、通行が困難になると予想される。

米ノ庄地区のほぼ全域が液状化の危険度が「きわめて高い」または、「高い」！

三重県「液状化危険度予測分布図」平成 25 年

| 地区名                                             | 液状化の危険度 | 液状化危険度予測         |
|-------------------------------------------------|---------|------------------|
|                                                 |         | 分布図上の色           |
| 市場庄町・中ノ庄町<br>久米町・上久米区<br>こもれびの園<br>上ノ庄町（名松線の東側） | 極めて高い   | 赤色               |
| 上ノ庄町（名松線の西側）                                    | 高い      | 黄色<br>※赤色も含むので注意 |

2.風水害

台風や大雨等で三渡川又は阪内川が氾濫した場合は、米ノ庄地区のほぼ全域に最大浸水深 3m 未満の洪水の被害が想定されます。

松阪市洪水ハザードマップ三渡川水系 令和 2 年

松阪市洪水ハザードマップ阪内川水系 令和 2 年

松阪市洪水ハザードマップ(令和 2 年)からうかがえる災害の状態

三渡川水系（三渡川・百々川・堀坂川）

| 地区名                           | 浸水深         | 松阪市洪水ハザードマップ上の色 |
|-------------------------------|-------------|-----------------|
| 市場庄町・中ノ庄町<br>久米町・上ノ庄町<br>上久米区 | 1～3m 未満     | 水色              |
|                               | 0.5～1m 未満   | 緑色              |
|                               | 0.3～0.5m 未満 | 黄緑色             |
| こもれびの園                        | 0.5～1m 未満   | 緑色              |
|                               | 0.3～0.5m 未満 | 黄緑色             |
|                               | 0.3m 未満     | 黄色              |

阪内川水系

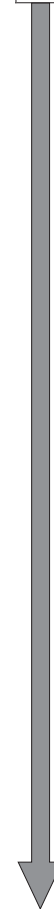
| 地区名                 | 浸水深         | 松阪市洪水ハザードマップ上の色 |
|---------------------|-------------|-----------------|
| 中ノ庄町・市場庄町<br>久米町    | 1～3m 未満     | 水色              |
|                     | 0.5～1m 未満   | 緑色              |
|                     | 0.3～0.5m 未満 | 黄緑色             |
|                     | 0.3m 未満     | 黄色              |
| 上ノ庄町・上久米区<br>こもれびの園 | 0m          | 白色              |

序章－4

大規模災害発生から避難所開設・撤収までの流れ

津波被害がある場合は、避難所開設をするにあたって、安全な場所に避難所を定める必要があります。長期化を想定し、広域避難等行政支援を受けながら地域が一体となり活動します。

地震発生



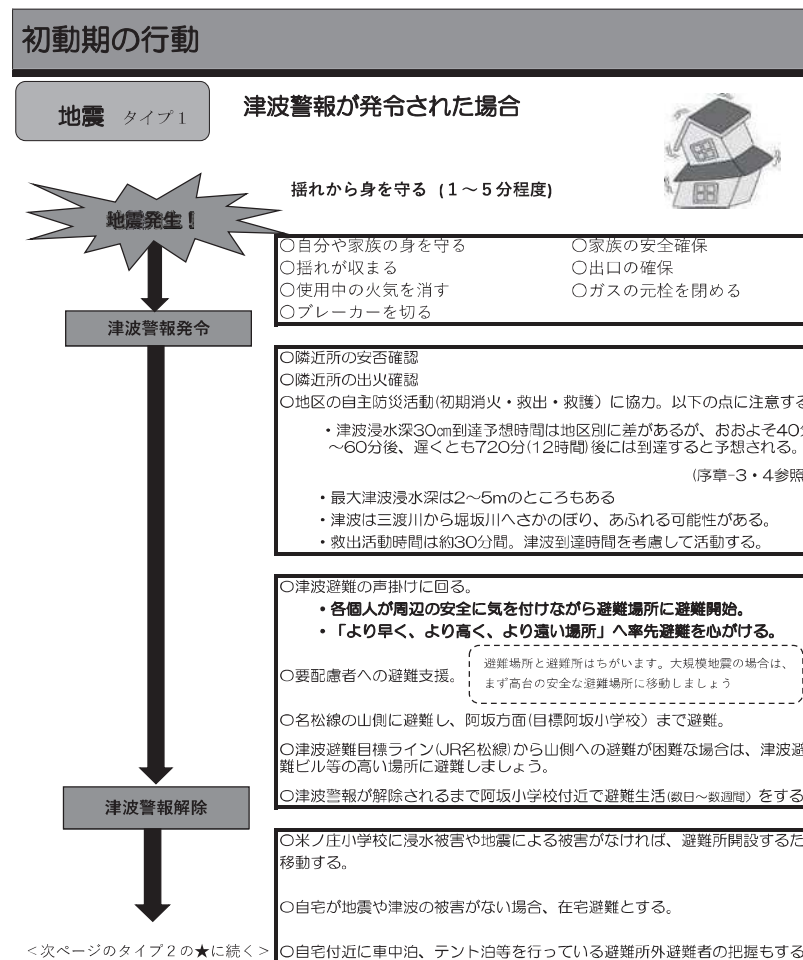
|                     | わたし達の行動           | 公的機関の動き                                                 |
|---------------------|-------------------|---------------------------------------------------------|
| 初動期<br>（発災から 24 時間） | 身の安全の確保           | <br>（参照ページ）<br>序章 7～9                                   |
|                     | 地区の自主防災活動に協力      |                                                         |
|                     | 避難行動              |                                                         |
|                     | 避難所の開設準備と開設       |                                                         |
|                     | 準備のための開錠          | P1-1 災害対策本部職員参集                                         |
|                     | 受入準備(安全点検)        | P1-4 災害対策本部体制確保                                         |
|                     | レイアウトづくり          | P1-11 災害対策本部着手事項                                        |
|                     | 避難者受付開始           | P1-17 ・被災状況の把握<br>・避難所開設状況把握<br>・食料・飲料水の配分<br>・福祉避難所開設  |
|                     | 居住スペースへの誘導割振り     | P2-1 ・死者行方不明者への対応<br>・関係機関との連絡調整<br>P2-3 施設管理者運営委員会への参加 |
|                     | 避難者数把握・名簿づくり      |                                                         |
| 24 時間以降             | 災害時要配慮者・体調不良者振り分け |                                                         |
|                     | 運営体制づくり           |                                                         |
|                     | 避難所運営本部の設置        |                                                         |
|                     | 会議の開催             |                                                         |
|                     | けが人病人の応急対応        |                                                         |
| 24 時間以降             | 仮設トイレ設置           |                                                         |
|                     | 飲料水の確保            |                                                         |

序章－5

|                                                                         | わたし達の行動                                                                                                                                                                                                          | 公的機関の動き                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 展<br>開<br>期<br>(<br>2<br>4<br>時<br>間<br>目<br>か<br>ら<br>3<br>週<br>間<br>) | <b>避難所運営</b><br>行政との連絡体制確立<br>避難所外避難者への対応<br>物資確保<br><br>自治会単位の安否確認終了<br>災害時要配慮者への対応終了<br>(緊急入所・福祉避難所)<br>1週間をめでに安否確認終了<br><br> | 災害ボランティアセンター開設準備<br>災害対策本部、地区担当者と連携支援<br>ライフライン各社のライフラインの確保確立<br><br><br><br><br>災害対策本部<br>・罹災申告受付<br>・義援金受付<br>・相談窓口開設                                   |
| 安<br>定<br>期<br>(<br>3<br>週<br>目<br>以<br>降<br>)                          | <b>避難所の安定化</b><br>ルール確立<br>生活支援<br>常用医薬品の確保<br>居場所づくり<br>プライバシー確保対策<br>管理(衛生・食事・健康)の徹底<br>相談体制の確保<br>心のケア<br><br><b>避難所統廃合<br/>閉鎖に向けた動き</b>                                                                      | 家屋の応急危険度判定<br>災害ボランティアセンター開設運営<br>施設管理者学校再開に向けて準備<br>医療対応→保健福祉対応へ移行<br>生活衛生関係施設の状況把握と情報提供<br><br>学校再開<br>災害対策本部 本来機能の早期回復<br>緊急小口資金貸付制度開始<br>仮設住宅建設計画の具体化 |

撤 収

- ・ライフラインの回復
- ・仮設住宅への入居
- ・地域の復旧復興に向け、地域で継続的な活動



津波避難ビル



| ビル名      | 海拔   | 収容人数   | 階数  | 避難場所            | 30cm津波到達時間 |
|----------|------|--------|-----|-----------------|------------|
| 米ノ庄小学校校舎 | 2.8m | 880人   | 2階建 | 2階部分            | 90分～720分   |
| アビタ松阪三雲店 | 1.6m | 22630人 | 4階建 | 立体駐車場3階<br>屋上部分 | 60分～90分    |
| JA旧米ノ庄支店 | 2.9m | 119人   | 2階建 | 2階部分            | 90分～720分   |

## 津波警報が発令されなかった場合

地震発生！

揺れから身を守る（1～5分程度）



- 自分や家族の身を守る
- 揺れが収まる
- 使用中の火気を消す
- ブレーカーを切る
- 家族の安全確保
- 出口の確保
- ガスの元栓を閉める

- 隣近所の安否確認
- 隣近所の出火確認
- 地区の自主防災活動（初期消火・救出・救護）に協力。

○自宅の被害の有無で「避難トリアージ」を行う。  
(選別して決定すること)

- ①自宅被害なし → ・在宅避難  
・避難所敷地外での車中泊避難・テント泊避難 } 避難所外避難
- ②自宅被害あり → ・指定避難所での避難  
・避難所敷地内での車中泊避難・テント泊避難  
・指示があるまでグランド等で待機する。  
・感染予防対策の徹底のため、健康チェック「避難者トリアージ」を経て、体調不良者は別動線で別室に避難。その他は地区別に受付手続きをする。

※避難所外避難での避難希望者は避難者名簿に避難所外避難希望欄に○をつける。

- 避難所の開設準備
  - ・運営スタッフの点呼
  - ・施設の安全点検
  - ・米ノ庄小学校体育館等開設
  - ・レイアウト、受け入れ準備

○避難者の受け入れ動線設定

○感染防止対策の徹底

○避難者受け入れ開始・報告



- ※避難者はグランドで指示があるまで待機する。
- ※マスク着用・手指消毒・検温。
- ※3密（密閉・密集・密接）に注意する。

## 風水害

## 台風・大雨・洪水・土砂災害の場合



気象台が発令する新しい避難情報は、警戒レベル1から警戒レベル5までの5段階標示になりました。詳細は下記の表のとおりです。警戒レベルが3及び4が発令された場合は、直接避難所へ避難してください。ただし、浸水時が夜間の場合や、屋間でも溢水等により河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合には、一時的に2階以上に待避することなどがが必要です。警戒レベル3が発令された段階で、地域においては、要配慮者への声かけ等の対応が求められます。行政職員は、地域と連携して、必要な避難所の開設を行います。

## 避難所 米ノ庄小学校体育館

避難場所 避難所への避難が難しい場合は、高い建物の2階以上に避難します。



| 名称          | 所在地   | 浸水深      | 備考    |
|-------------|-------|----------|-------|
| 三雲研修センター    | 上久米地区 | 0.3m未満   |       |
| 米ノ庄公民館      | 久米地区  | 0.5～1m   | 2階以上  |
| 米ノ庄小学校(体育館) | 市場庄地区 | 0.3～0.5m | 指定避難所 |
| 米ノ庄小学校(校舎)  | 市場庄地区 | 0.3～0.5m |       |
| 上ノ庄老人福祉センター | 上ノ庄地区 | 0.3～0.5m |       |

## 避難の目安 警戒レベル

| 警戒レベル          | 災害の状況        | 住民がとるべき行動      | 行動を促す情報          |
|----------------|--------------|----------------|------------------|
| レベル5           | 災害発生または切迫    | 命の危険！直ちに安全確保   | 緊急安全確保           |
| 警戒レベル4までに必ず避難！ |              |                |                  |
| レベル4           | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難    | 避難指示<br>避難勧告     |
| レベル3           | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難 | 避難準備<br>高齢者等避難開始 |
| レベル2           | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認     | 大雨・洪水・高潮<br>注意報  |
| レベル1           | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める。   | 早期注意情報           |

## 洪水時の避難目標ライン

- ①三渡川水系の場合→南西方面に避難。上久米経由で美濃田町、JA ライスセンタ付近へ避難。
- ②阪内川水系の場合→西方面に避難。上ノ庄地区より西側へ避難。



メモ

第 1 章 避難所開設準備・開設

避難所開設の流れ

災害時、地域が主体となって避難所を開錠し、受入準備、レイアウトづくりを進めて避難所を開設します。

開設の判断

|         |                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| ●地震の場合  | 原則必要な場合（津波警報が解除され、避難所施設の安全が確認され、地域にとどまっていることが危険、あるいは不安であると判断した場合、避難者がいる場合） |
| ●風水害の場合 | 台風による家屋倒壊、洪水、土砂災害<br>原則必要な場合（避難情報避難レベル3以上の場合）                              |

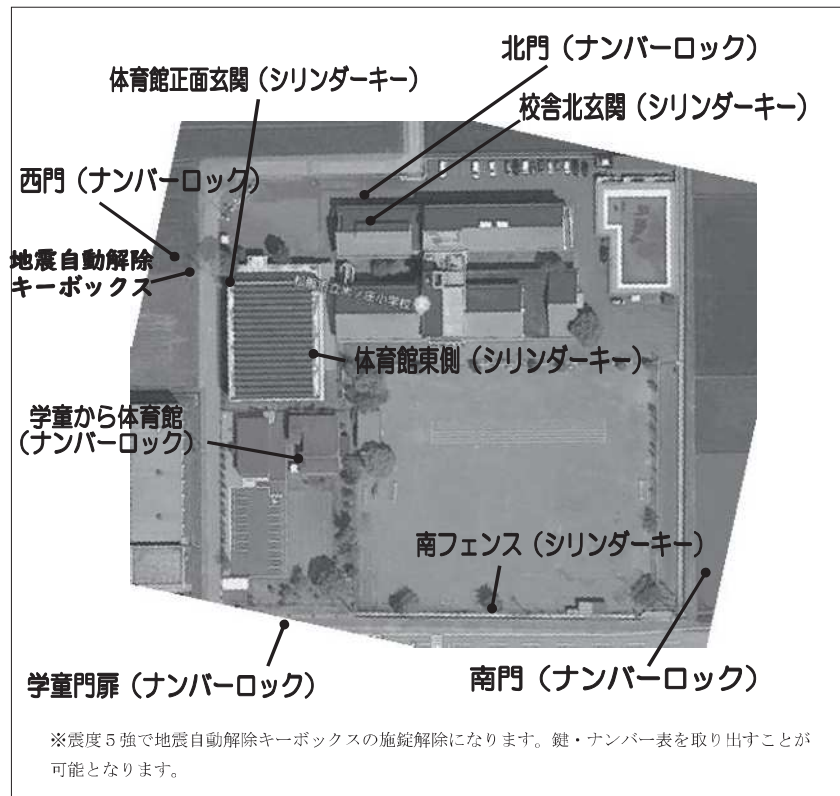
1 準備のための開錠

避難所開設準備の第一歩。開錠はすばやく！

原則的には、鍵保管者が避難所につけつけ、必要な箇所を開錠します。震度5強で自動解除されるキーボックスが体育館北側に設置されています。

| 鍵保管状況 |         | 2019 年現在  |        |            |
|-------|---------|-----------|--------|------------|
| 各種扉   |         | 鍵のタイプ     | 収納物    | 保管先        |
| 門扉    | 正門（南側）  | ナンバーロックキー | 解除ナンバー | 地震自動解除ボックス |
|       | 北門（北側）  |           |        |            |
|       | 西門（西側）  |           |        |            |
|       | 学童門扉    |           |        |            |
|       | 学童から体育館 |           |        |            |
| ドア    | 南フェンス   | シリンダーキー   | 鍵本体    | 小学校・公民館    |
|       | 体育館東側   |           |        |            |
|       | 校舎北玄関   |           |        |            |
|       | 体育館正面玄関 |           |        |            |

避難所（米ノ庄小学校）施錠位置図



### 避難所開設準備に必要なもののリスト

避難所開設に必要な物品は、次ページのリストを参照してください。保管場所は、小学校体育館中 2 階・米ノ庄公民館・松阪市消防団三雲方面米ノ庄分団第 3 分団消防車庫内(上ノ庄)に保管されています。その他、準備が望ましいとされる物品は下記のとおりです。

- |                                                 |                                           |
|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 屋内用間仕切りテント(床 上 150 cm) | <input type="checkbox"/> サーモグラフィー体表面温度検知器 |
| <input type="checkbox"/> 段ボールベット(床 上 50 cm)     |                                           |

### 避難所運営に必要な物品リスト

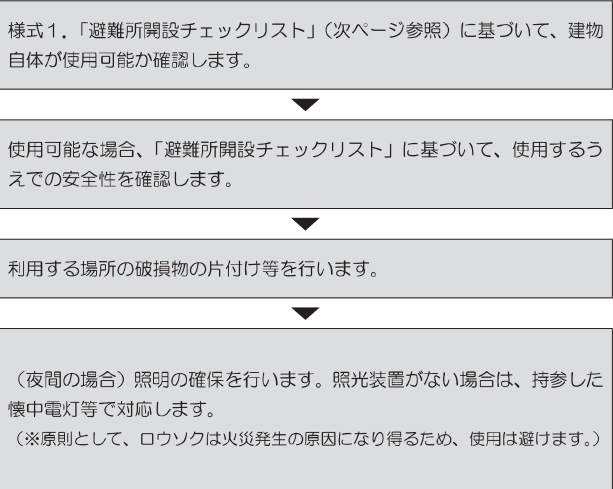
| 物品名          | 米ノ庄小学校<br>体育館中2階 | 消防団第3分団<br>消防車庫 | 米ノ庄公民館<br>屋外倉庫 |
|--------------|------------------|-----------------|----------------|
| 受付用筆記用具      | ○                | ○               |                |
| 鉛筆・消しゴム      | ○                | ○               |                |
| バインダー        | ○                | ○               |                |
| 掲示用マジック      | ○                | ○               |                |
| ハサミ・カッター     | ○                | ○               |                |
| セロテープ        | ○                | ○               |                |
| ホッチキス        | ○                | ○               |                |
| 受付名簿用紙       | ○                | ○               |                |
| 避難所運営班別ゼッケン  | ○                |                 |                |
| マスク・フェイスシールド | ○                |                 |                |
| 感染症対策受付シールド  | ○                |                 |                |
| 感染症対策用レインコート | ○                |                 |                |
| 簡易拡声器        | ○                | ○               |                |
| ガムテープ・養生テープ  | ○                | ○               |                |
| 虎ロップ         | ○                | ○               |                |
| 避難所運営マニュアル   | ○                | ○               |                |
| 避難所運営班別ファイル  | ○                |                 | ○              |
| ブルーシート       | ○                |                 | ○              |
| 非常用発電機       |                  |                 | ○              |
| 投光器          |                  |                 | ○              |
| 大型扇風機        |                  |                 | ○              |
| 延長コード        |                  |                 | ○              |
| 屋外用テント       |                  |                 | ○              |
| 三連コンロ        |                  |                 | ○              |
| 簡易食器         | ○                |                 | ○              |
| 大鍋等調理器具      |                  |                 | ○              |
| 水タンク         |                  |                 | ○              |
| 会議用テーブル      |                  |                 | ○              |
| 石油ストーブ       |                  |                 | ○              |

2 受入準備

いち早く安全確認して使用できる場所を確保しよう！

応急的に対応できる人で手分けをして、避難者を受け入れるための準備を進めます。施設管理者等  
がない場合でも、事前の協議に基づいて進めます。

●余震が多発している場合など、状況を判断しながら準備を行いましょう。



感染症対策として感染症専用の受付、避難所を準備しましょう。感染症に対する  
認識と対応はP1-10を参照してください。

様式 1（松阪様式 1. ） 避難所開設チェックリスト

避難所開設チェックリスト

| 項 目 |                                   | 緊 急 対 応                                                  | 確 認                      | 備 考 |
|-----|-----------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------|-----|
| 1   | 建物の安全確認                           | 建物は傾いていないか。                                              | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 火事は発生していないか、ガス漏れはないか。                                    | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 建物に大きなひび割れはないか。                                          | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 窓ガラスなどの危険な落下物はないか。                                       | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 自転車乗り入れの規制は充分か。                                          | <input type="checkbox"/> |     |
| 2   | 避難者受入スペースの<br>確保・指定               | 事前計画に基づき安全な部屋を確保し、誘導する。<br>室内の倒壊物などは、避難者に協力を求めて処理<br>する。 | <input type="checkbox"/> |     |
| 3   | 避難所の本部を設置                         | 施設管理者と共に、業務場所の安全確認をする。                                   | <input type="checkbox"/> |     |
| 4   | ライフラインの確認                         | 電気が使えるか。                                                 | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 電話、FAXが使えるか。                                             | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 放送設備が利用できるか。                                             | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 上水道が使えるか。                                                | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 避難者からの情報収集は充分か。                                          | <input type="checkbox"/> |     |
| 5   | 三雲管内災害対策本部への報告                    | FAX、電話、伝令などの手段を用いて三雲管内<br>災害対策本部へ連絡を取る。                  | <input type="checkbox"/> |     |
| 6   | 避難者の登録                            | 避難者を世帯ごとに登録する。                                           | <input type="checkbox"/> |     |
| 7   | 避難者へ<br>・施設被害状況<br>・避難者のスペースなどの説明 | 混乱時のため、冷静な態度でゆっくり説明する。                                   | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 「避難所共通理解ルール」のコピーを配布、掲示<br>する。                            | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | トイレの使用場所と火気についての注意をする。                                   | <input type="checkbox"/> |     |
|     |                                   | 避難者の未登録者への再登録依頼をする。                                      | <input type="checkbox"/> |     |
| 8   | 物資の確認                             | 水、食料、生活物資の有無を確認する。                                       | <input type="checkbox"/> |     |
| 9   | 三雲管内災害対策本部への要請<br>事項の整理           | 応援職員の必要性など三雲管内災害対策本部への<br>要請事項を整理する。                     | <input type="checkbox"/> |     |

※この様式は入力できません。印刷して使用してください。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設安全点検に当たって                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 建物が使用可能かどうか確認                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><input type="checkbox"/> 「避難所開設チェックリスト」は、<u>地震による建築物の被害の状況を確認し、安全点検を実施する際の参考</u>としていただくものです。</p> <p><input type="checkbox"/> このチェックリストによる安全点検の結果を踏まえ、<u>不安を感じた場合、建築の専門家による応急危険度判定の実施を要請</u>してください。その要請の連絡先は、<u>三雲管内災害対策本部</u>です。</p> <p><input type="checkbox"/> 「避難所開設チェックリスト」は、建物を緊急的に避難所として使用する際の<u>目安</u>を示しています。従ってチェックリストの項目以外に、<u>少しでも危険が予想される建物については、避難所としての使用は控えてください。</u></p> <p><input type="checkbox"/> 「避難所開設チェックリスト」によるチェックにおいて、<u>一つでも「C 判定」に該当するものがある場合は、避難所としての使用は控えてください。</u></p> |
| チェックする人の安全を最優先に                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p><input type="checkbox"/> チェックの際は、<u>チェックする人の安全を最優先</u>し、危険が想定される建物等には近づかず、<u>安全な場所から目視</u>により、建物の周辺や外観、建物の内部の順にチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> <u>チェック途中で余震等があった場合はチェックを中断し、すみやかに安全な場所に退避</u>してください。</p> <p><input type="checkbox"/> チェック後、避難所として使用している時に<u>余震等により建物が新たな被害を受けた場合は、再度、チェックを実施してください。</u>また、応急危険度判定を実施した建物についても、必要に応じて、再度、応急危険度判定を要請してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 少しでも危険が想定される区域は「立入禁止区域」とし、現地で明示してください。なお、この「立入禁止区域」については、広めに設定してください。</p>                     |

様式2（松阪様式2-2.） 施設安全点検用紙＜コンクリート造等＞

施設安全点検 ＜コンクリート造等＞

|                      |
|----------------------|
| 1. 建物概要              |
| 所在地： 松阪市市場庄町20       |
| 建物名称： 米ノ庄小学校 建物用途 校舎 |
| 管理者：氏名 学校長 建設年 10. 7 |

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 次の質問の該当するところに○をつけてください。                                                               |
| 質問1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？<br>A. いいえ B. 生じた C. ひどく生じた                  |
| 質問2. 建物が沈下していますか？あるいは、建物の周辺の地面が沈下しましたか？<br>A. いいえ B. 10 cm以上沈下している C. 20 cm以上沈下している   |
| 質問3. 建物が傾斜しましたか？<br>A. いいえ B. 傾斜しているような感じがする C. 明らかに傾斜した                              |
| 質問4. 床が壊れましたか？<br>A. いいえ B. 少し傾いている。下がっている C. 大きく傾斜している。下がっている                        |
| 質問5. 柱が折れましたか？<br>A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている<br>B. 中の鉄筋が見えている C. 柱が潰れている  |
| 質問6. 壁が壊れましたか？<br>A. いいえ B. コンクリートが剥がれている B. 大きなひびが入っている<br>B. 中の鉄筋が見えている C. 壁がくずれている |
| 質問7. 外壁タイル・モルタル、看板などが落下しましたか？<br>A. いいえ B. 落下しそう（何が： ） B. 落下した（何が： ）                  |
| 質問8. 天井、照明器具が落下しましたか？<br>A. いいえ B. 落下しそう（何が： ） B. 落下した（何が： ）                          |
| 質問9. ドアや窓が壊れましたか？<br>A. いいえ B. ガラスが割れた B. 建具・ドアが動きにくい                                 |
| 質問10. その他目についた被害を記入してください。                                                            |

質問1～10 を集計してください。

|    |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|
| 判定 | 集 計 | A   | B   | C   |
|    | ( ) | ( ) | ( ) | ( ) |

Cの答えが一つでもある場合は『危険』です。質問1～7にBの答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合も、落ちてきたら応急危険度判定士などの専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市の災害対策本部へ相談してください。

|                 |    |  |
|-----------------|----|--|
| 施設安全点検<br>点検担当者 | 氏名 |  |
|                 | 氏名 |  |

米ノ庄避難所運営本部



施設安全点検 ＜鉄骨造＞

|                    |  |                      |  |
|--------------------|--|----------------------|--|
| 1. 建物概要            |  |                      |  |
| 所 在 地： 松阪市市場庄町 2 0 |  |                      |  |
| 建物名称： 米ノ庄小学校       |  | 建物用途 体育館             |  |
| 管 理 者：氏名 学校長       |  | 建 設 年 S6 2. 1 2. 2 1 |  |

|                                                                                                                               |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 次の質問の該当するところに○をつけてください。                                                                                                       |  |
| 質問 1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか？                                                                                    |  |
| A. 生じていない                                                                                                                     |  |
| B. 生じた                                                                                                                        |  |
| C. ひどく生じた                                                                                                                     |  |
| 質問 2. 建物が沈下しましたか。あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？                                                                                        |  |
| A. 沈下していない                                                                                                                    |  |
| B. 沈下は数cm程度と少ない                                                                                                               |  |
| C. 沈下は 10 cm以上である                                                                                                             |  |
| 質問 3. 建物が傾斜しましたか？                                                                                                             |  |
| A. 見た目だけでは判らない                                                                                                                |  |
| B. 目で見てかすかに傾斜している                                                                                                             |  |
| C. 目で見て明らかに傾斜している                                                                                                             |  |
| 質問 4. 建物の外壁が壊れましたか？                                                                                                           |  |
| A. 壁面にわずかな割れ目（以下「きれつ」と呼ぶ）が生じている。壊れていない場合も含む                                                                                   |  |
| B. わずかな落下や日地（外壁のつなぎ目）の部分にずれが生じている                                                                                             |  |
| C. 壊れて部分的あるいは大きく剥がれ落ちている。壁面全体に「きれつ」が入っているか、あるいは、剥がれて落下しそうである（なお、扉・バルコニーや屋外広告物など高いところにある重量物が、グラグラして落ちそうになっている場合は、「C」と答えて下さい。）」 |  |
| 質問 5. 建物の内壁が壊れましたか？                                                                                                           |  |
| A. わずかなきれつが生じている。壊れていない場合も含む                                                                                                  |  |
| B. わずかな落下が生じている                                                                                                               |  |
| C. 壁が部分的あるいは大きく剥がれ落ちている                                                                                                       |  |
| 質問 6. 床が壊れましたか？                                                                                                               |  |
| A. いいえ                                                                                                                        |  |
| B. 少し傾いている。下がっている                                                                                                             |  |
| C. 大きく傾いている。下がっている                                                                                                            |  |
| 質問 7. 鉄骨の柱の脚部でコンクリートと接する部分が壊れましたか？                                                                                            |  |
| A. 健全である。内外装など仕上げるために見えない場合も含む                                                                                                |  |
| B. コンクリートの損傷は、きれつが少し見られる程度である                                                                                                 |  |
| C. コンクリートが潰れるように壊れている。あるいは、柱をコンクリートにとめているボルト（アンカーボルト）が破断・引き抜けている                                                              |  |

質問 8. すじかいが切断しましたか？

すじかいには、天井面に配された水平すじかいと壁面に配された鉛直すじかいとがあります。鉛直すじかい、壁面の窓の開閉の邪魔になる斜めの材です。

A. すじかいに損傷はほとんど見られない。内外装など仕上げるために見えない場合も含む

B. すじかいの破断が極少しみられる程度である。あるいは、良く見るとすじかいの端のボルトで つないだ部分や溶接した部分にすべりや破断の徴候がみられる

C. すじかいの破断が各所でみられ、切れたすじかいの本数は全体の半分の程度である

質問 9. ドア・窓などが壊れましたか？

A. わずかなきれつ程度で、開閉には少々支障をきたす程度である。壊れていない場合も含む

B. ドア・窓がかなり開閉しにくい。また、角（カド）の部分（以下「隅角部」と呼ぶ）にきれつなどが生じている

B. ドア・窓が開閉できない状態であるか著しく壊れている （Cの解答はありません。）

質問 10. 天井や照明器具などが壊れましたか？

A. 壊れていない

B. 落ちそうになっている

B. 落下した（何が： ） （Cの解答はありません。）

質問 11. その他目についた被害を記入してください。

|                   |     |     |     |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 質問 1～11 を集計して下さい。 |     |     |     |
| 集 計               | A   | B   | C   |
|                   | ( ) | ( ) | ( ) |

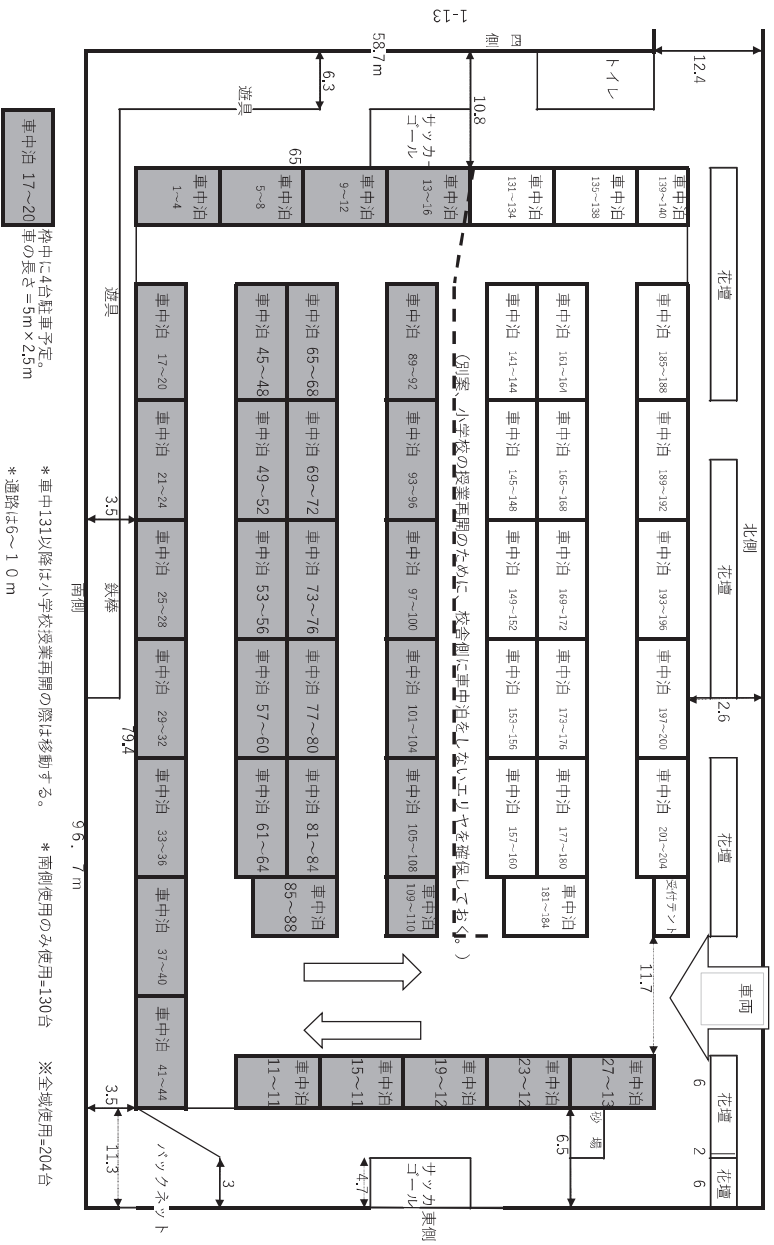
判定

質問 1～8 に C の答えが一つでもある場合は『危険』です。B の答えがある場合にも『要注意』です。それ以外は『安全』ですが、その場合でも、落ち着いてきたら応急危険度判定士等の専門家（以下「判定士」という）が相談に応じますので、判定士並びに市の災害対策本部へ相談してください。

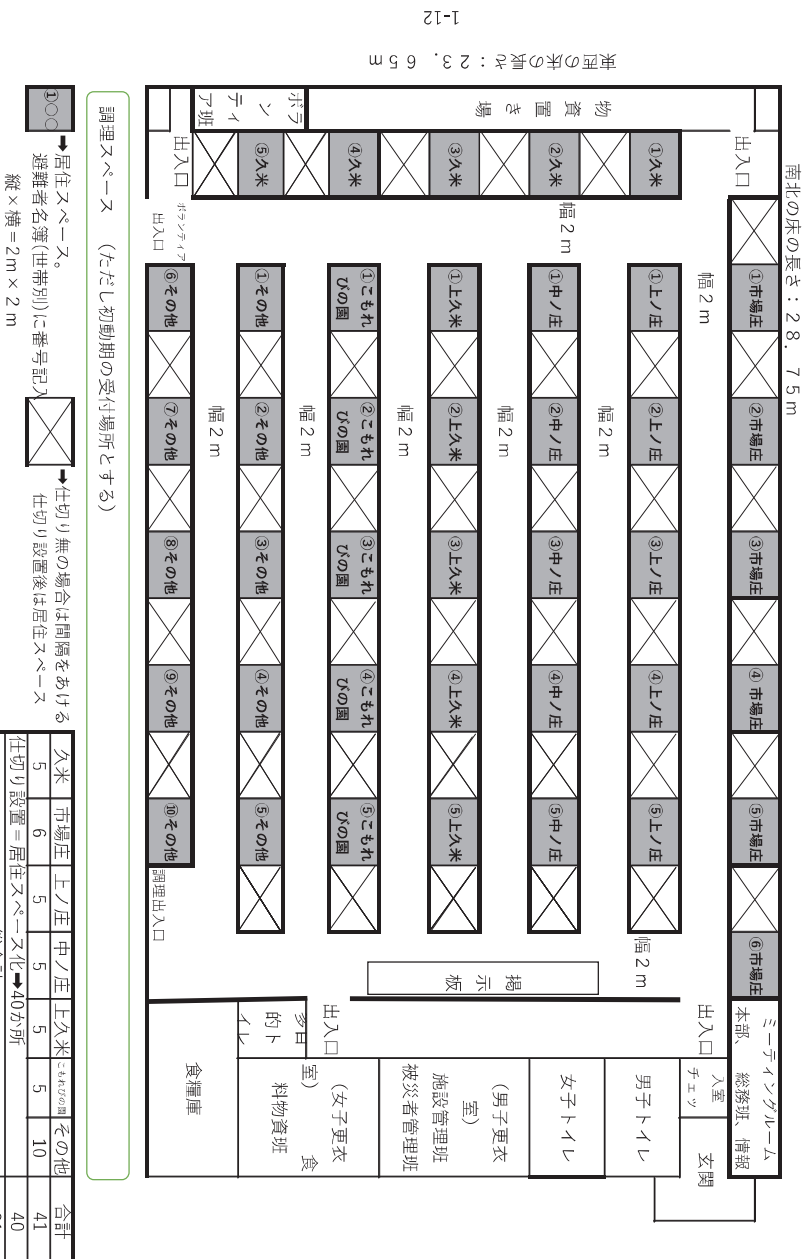
|                 |    |  |
|-----------------|----|--|
| 施設安全点検<br>点検担当者 | 氏名 |  |
|                 | 氏名 |  |



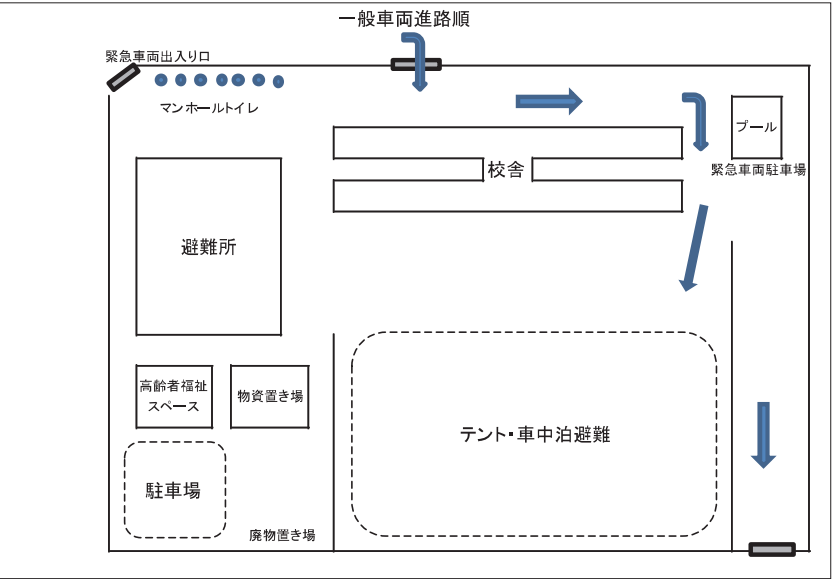
米ノ庄小学校における車中泊避難のレイアウト



米ノ庄小学校体育館避難所コロナ対応のレイアウト



# 米ノ庄小学校 全敷地レイアウト



## 【使用除外施設】

- |                                                      |                                              |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 教育活動のスペースとして必要な普通教室（※）      | <input type="checkbox"/> 保健室                 |
| <input type="checkbox"/> 機器・化学薬品がある特別教室              | <input type="checkbox"/> 給食施設（※）             |
| <input type="checkbox"/> 放送室                         | <input type="checkbox"/> その他学校運営に必要とする最小限の施設 |
| <input type="checkbox"/> 管理スペースとしての校長室・職員室・事務室・管理用務室 |                                              |

（※）施設管理者と要協議

## 【体育館以外で個室を確保した方が良いスペース】

|                          | 使用内容                         | 設置場所                          |
|--------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 避難所運営本部・総務班・情報班・避難所外避難者対応班拠点 | 体育館ミーティングルーム                  |
| <input type="checkbox"/> | 物資倉庫                         | 旧幼稚園遊戯室・ランチルーム<br>体育館器具庫・ステージ |
| <input type="checkbox"/> | 施設管理班・被災者管理班拠点               | 男子更衣室                         |
| <input type="checkbox"/> | 食糧物資班拠点                      | 女子更衣室                         |
| <input type="checkbox"/> | 救護室                          | 図書室                           |
| <input type="checkbox"/> | 衛生班・救護班拠点                    | 司書室CS室                        |
| <input type="checkbox"/> | インフルエンザ等感染症対策室               | 校舎和室                          |
| <input type="checkbox"/> | 体調不良休息スペース                   | 図書室                           |
| <input type="checkbox"/> | ボランティア班拠点                    | 体育館放送室付近                      |
| <input type="checkbox"/> | 高齢者・福祉スペース                   | 学童保育                          |
| <input type="checkbox"/> | 子供、親子で安心して遊べる部屋              |                               |
| <input type="checkbox"/> | 災害時に設置される固定電話のブース            |                               |
| <input type="checkbox"/> | 女性用洗濯物乾し場                    | 音楽室                           |

## 【福祉スペースに必要なもの】

【物資】発電機、燃料／照明器具  
（懐中電灯、ランタンなど）／寝具類（ベッド、毛布など）／暖房器具／介護、育児用物資（紙オムツ、粉ミルクなど）／その他（漂白剤、パーテーションなど）  
【食料】おかゆ、水など

\* 体育館以外のスペースの利用については、施設管理者等とよく話し合い、学校教育活動に必要なスペースはあらかじめ外しておきましょう。「立ち入り禁止」の札のある場所の使用はできません。

\* 立ち入りのできない場所には「立ち入り禁止」札を掲示します。

\* 大規模災害で避難者が多い場合は一時的に小学校施設（教室等）を使用することは可能です。次ページの小学校見取り図を参照してください。但し、学校教育活動が再開する際には、学校の指示に従い教室等からの移動をおねがいします。

\* 出入口等にスロープ配置、トイレの目隠しなどにも配慮する。

\* 観光客等帰宅困難者スペースを確保する。

\* 女性用の洗濯物干場を確保する。

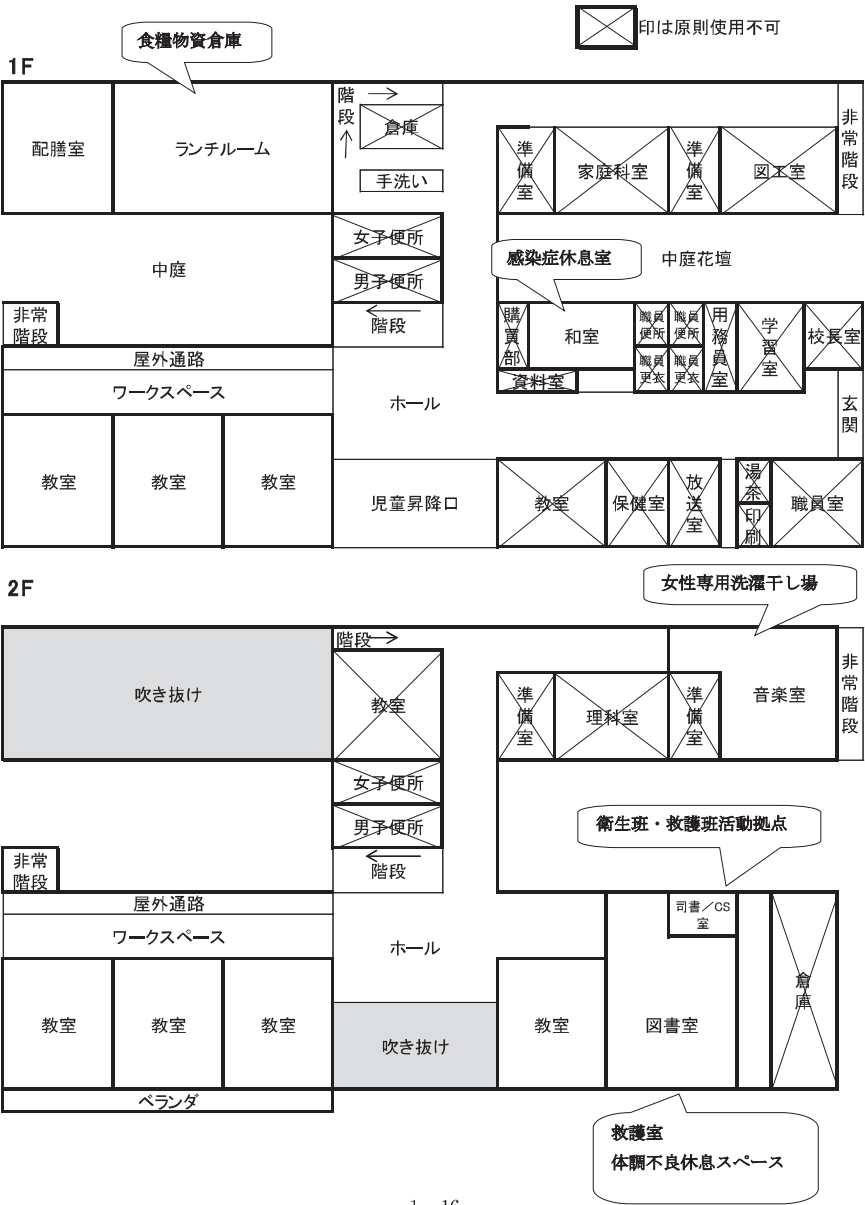
\* ペットについては、原則として避難所への持ち込みは禁止となっていますが、ペットの待避場所については避難所運営本部で話し合い、別途指定する。

\* グラウンド等の使い方について、仮設トイレの設置、暖をとる場所、炊き出し場所など多様な用途への活用、また車で避難してくる人を想定しての対応など、施設管理者等とよく話し合って決定する。

\* 仮設トイレの設置に当たっては、特に女性や子どもの安全・安心に配慮する。



小学校校舎内見取り図



4 避難者の受付開始

人数把握を迅速に行うことが円滑な避難所運営につながります！

受付で自治会別に「避難者受付名簿(初動期)」を記入。避難者の人数を把握、確認します

通行人等帰宅困難者、他地域からの避難者はそれぞれ別に受付をします。通行人等帰宅困難者リストを作成します。

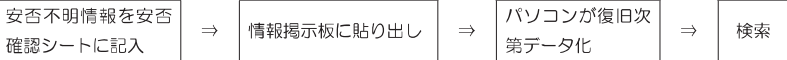
事前に行った避難者トリアージ(検温・指差しスクリーニング)で感染症の可能性のある避難者は別動線で別室に案内します。また、「避難者受付名簿(初動期)」には、体温を記入します。

入室したら、避難者名簿(世帯別)の記入を依頼して、避難者の名簿作りを進めます。

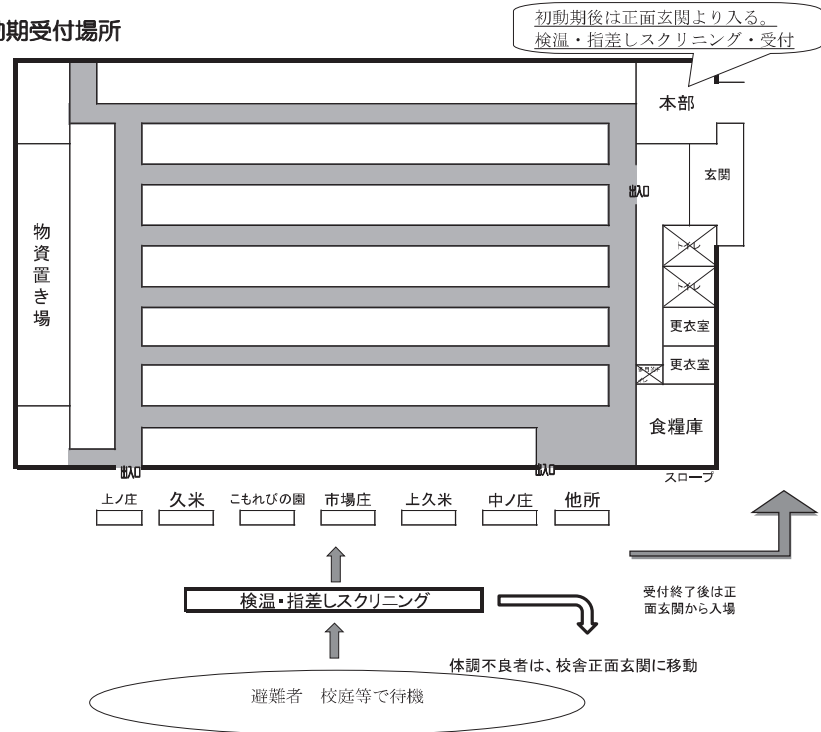
体育館等避難所の入口には、アルコール消毒、対面アクリルパーテーション、サーモグラフィ体表温度感知器を使ってチェックすることが望ましい。

グラウンド等で車中泊避難をする避難者の受付は、グラウンド入口に受付テントを設け、アルコール消毒、対面アクリルパーテーション、サーモグラフィ体表温度感知器を備え、駐車位置と入場者管理をし、入場時の健康チェックも行います。

安否不明者の確認等の情報整理・掲示も行う



初動期受付場所



記入例

避難者受付名簿(初動期)

【地区名 久米町 】 避難所所在地(米ノ庄小学校 )

| No. | 住所      | 氏名    | 年齢  | 受付時検温           | 性別  | 1世帯避難人数合計 |
|-----|---------|-------|-----|-----------------|-----|-----------|
| 1   | 久米町 ●●● | 米野 太郎 | 45才 | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 | 4         |
| 2   | 町       | 米野 花子 | 43才 | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 3   | 町       | 米野 一郎 | 15才 | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 4   | 町       | 米野 春子 | 8才  | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 5   | 久米町 ××× | 三雲 次郎 | 70才 | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 | 2         |
| 6   | 町       | 三雲 良子 | 69才 | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 7   | 町       |       | 才   | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |

様式 4

避難者受付名簿(初動期)

【地区名 】 避難所名( )

| No.    | 住所 | 氏名 | 年齢     | 受付時検温           | 性別  | 1世帯避難人数合計 |
|--------|----|----|--------|-----------------|-----|-----------|
| 1      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 2      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 3      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 4      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 5      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 6      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 7      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 8      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 9      | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 10     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 11     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 12     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 13     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 14     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 15     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 16     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 17     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 18     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 19     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 20     | 町  |    | 才      | 35℃台 36℃台 37℃以上 | 男・女 |           |
| 避難人数合計 |    | 人  | 避難世帯合計 |                 | 世帯  |           |

米ノ庄避難所運営本部

## 米ノ庄避難所 簡易問診票

(指差しスクリーニング用)

以下の項目を確認して

当てはまる項目を指してください。

- ☐ 陽性者で自宅療養中ですか？
- ☐ 濃厚接触者で健康観察中ですか？
- ☐ 37.5℃以上の発熱がありますか？
- ☐ 息苦しさはありますか？
- ☐ 味やにおいを感じられない状態ですか？
- ☐ 咳がありますか？
- ☐ 倦怠感がありますか？
- ☐ 頭痛がしますか？
- ☐ 下痢をしていますか？
- ☐ 結膜炎の症状がありますか？

※ 上記で一つでも該当する方は、  
体調不良者専用スペースにお進みください。

☐ 上記に該当する症状等はありません。

米ノ庄避難所運営本部

避難所名

## 避難者名簿

(※世帯ごとに記入)

記入日： 年 月 日

|                      |   |                                                              |
|----------------------|---|--------------------------------------------------------------|
| 該当するほうに○<br>をつけてください | 1 | 指定避難所避難者（避難所での生活を希望する方）<br>避難位置 体育館( - ) テント( ) 車中(車中- ) その他 |
|                      | 2 | 避難所外避難者（自宅、車中、テント内等で生活するが配給等が必要な方）<br>援助物資を 希望しない・希望する( )    |

※ 以下、記入または○をつけてください。

米

|             |                                     |     |                                     |       |            |                  |         |
|-------------|-------------------------------------|-----|-------------------------------------|-------|------------|------------------|---------|
| 住所          | 松阪市 町 番地                            | 地区名 | 久米・上久米・こもれびの園・市場庄<br>中ノ庄・上ノ庄・地域外( ) |       |            |                  |         |
| 連絡先<br>(電話) | (携帯電話)                              |     |                                     |       |            |                  |         |
| ①<br>家族     | 氏名<br>(代表者)                         | 年齢  | 性別                                  | 健康状態  | アレルギー      | 1か月以内に訪問した場所     | 特に伝えたい事 |
|             |                                     | 才   | 男・女                                 | 良好・不調 | 有・無<br>( ) | 県外 海外<br>( ) ( ) |         |
|             |                                     | 才   | 男・女                                 | 良好・不調 | 有・無<br>( ) | 県外 海外<br>( ) ( ) |         |
|             |                                     | 才   | 男・女                                 | 良好・不調 | 有・無<br>( ) | 県外 海外<br>( ) ( ) |         |
|             |                                     | 才   | 男・女                                 | 良好・不調 | 有・無<br>( ) | 県外 海外<br>( ) ( ) |         |
|             |                                     | 才   | 男・女                                 | 良好・不調 | 有・無<br>( ) | 県外 海外<br>( ) ( ) |         |
| ②<br>問合せ    | 安否の問い合わせがあったとき、情報を公表してよろしいですか。      |     |                                     |       |            |                  | はい・いいえ  |
|             | 退所後、退所先の問い合わせがあったとき、情報を公表してよろしいですか。 |     |                                     |       |            |                  | はい・いいえ  |
| ③<br>特記     | ご協力いただけることがあれば                      |     | 氏名                                  |       | 内容         |                  |         |
|             | 氏名・内容をご記入ください。                      |     | 氏名                                  |       | 内容         |                  |         |
| ④<br>緊急連絡先  | 氏名                                  |     | 電話                                  |       |            |                  |         |
|             | 氏名                                  |     | 電話                                  |       |            |                  |         |
| ⑤<br>世帯情報   | 1、全壊 2、半壊 3、一部損壊 4、流失 5、断水          |     |                                     |       |            |                  |         |
|             | 6、停電 7、ガス停止 8、電話不通 9、その他( )         |     |                                     |       |            |                  |         |

◎ この名簿は、入所時に世帯の代表のかたが記載し、被災者管理班(名簿係)にお渡しください。

◎ この用紙に記載されている情報については、避難所の運営・管理以外には使用しません。

※ 以下は避難所運営本部が記載します。

|           |       |       |     |     |  |
|-----------|-------|-------|-----|-----|--|
| 避難者カードNo. | 入所年月日 | 年 月 日 | 転出先 | 住 所 |  |
|           | 退所年月日 | 年 月 日 |     | 連絡先 |  |

米ノ庄避難所運営本部

1-23

米ノ庄避難所運営本部

1-22





## 2 会議の開催

定期的に避難所運営について話し合う会議を開催します。

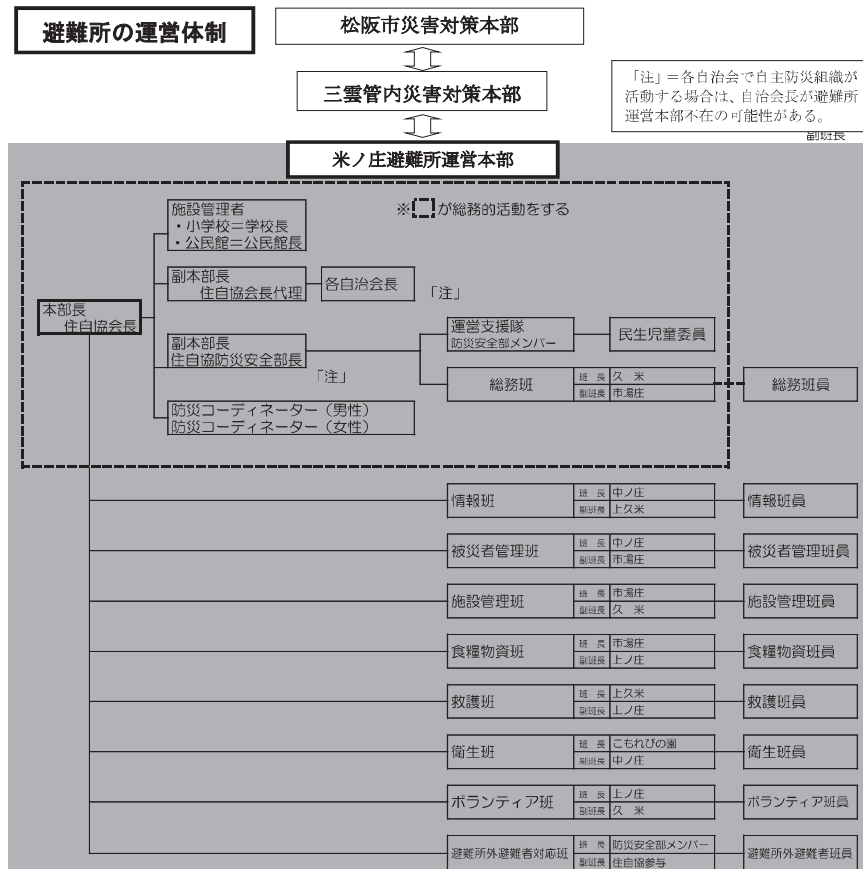
### ①本部会議の開催

- ☐ 会議は原則として1日に2回、毎日午前9時と午後5時に運営本部会議を開催します。
- ☐ 会議のメンバーは、運営本部の本部長・副本部長・各自治会長・各班班長・施設管理者・コーディネーターで開催します。

### ②班別会議の開催

- ☐ 班ごとに実務レベルの話し合いを適宜行います。
- ☐ 班別会議の内容は、班長が本部会議で報告します。

※現場で臨機応変に対応する必要がある場合も生じます。



2-3

## 3 避難所の情報伝達のしくみ

避難所の運営は 避難所運営本部を中心に9班態勢で自主運営します。避難所と公的機関との情報伝達は下記のとおりです。

| 避難所の持つ情報     | 担当者               |   |     |   | 情報の伝達先                  |
|--------------|-------------------|---|-----|---|-------------------------|
| 避難所情報        | 情報班班長             | ⇒ | 総務班 | ⇒ | 三雲管内<br>災害対策本部          |
| 避難者数         | 被災者管理班班長          | ⇒ |     |   |                         |
| 設備・資機材の調達    | 施設管理班班長           | ⇒ |     |   |                         |
| 食糧・物資の調達     | 食糧物資班班長           | ⇒ |     |   |                         |
| 避難所外避難者の要望   | 避難所外避難者対応班班長      | ⇒ |     |   |                         |
| けが人・病人・要配慮者数 | 救護班班長             | ⇒ |     |   |                         |
| 衛生状況         | 衛生班班長             | ⇒ |     |   |                         |
| ボランティアの要請    | ボランティア班班長         | ⇒ |     | ⇒ | 社会福祉協議会<br>災害ボランティアセンター |
| 地区被害状況・避難所状況 | 行政職員・各消防署・消防団・警察署 |   |     | ⇒ | 松阪市<br>災害対策本部           |

※総務班は運営業務全般をとりまとめ、三雲管内災害対策本部との連絡調整を行います。

※食糧・物資は松阪市災害対策本部から近隣の小売業者・協定締結企業・県・を通じて調達要請を行います。

施設管理者 [米ノ庄小学校 校長 (連絡先 56-2104)]  
[米ノ庄公民館 館長 (連絡先 56-4780)]

松阪市災害対策本部 [松阪市役所 安全防災課 (連絡先 0598-53-4034)]  
三雲管内災害対策本部 [三雲地域振興局 地域振興課 (連絡先 0598-56-7905)]  
災害ボランティアセンター [松阪市社会福祉協議会 (連絡先 0598-21-1487)]



- \* 避難所運営は、避難者の共助・協働の精神と自力再建の原則に基づき、避難者（住民）を主体とする避難所運営本部が担う。
- \* 全ての避難所の運営は、避難所運営本部を中心として行う。
- \* 避難所運営本部には、避難者がそれぞれの仕事を分担して避難所の運営を行うため、9つの活動班を置く。
- \* この体制は、展開期から安定期を通じて撤収するまで、人員規模に変更はあっても体制的に変更する必要はない。

2-4

## 4 各班の役割

### ① 本部長・副本部長の役割

- 要援護者への配慮
- 管理・運営の申合せ
- 施設管理者及び三雲管内災害対策本部との調整・統括
- 避難所運営本部の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

#### 要配慮者への配慮

＊避難所のルールは基本的に、避難所外避難者も含む避難者の話し合いで決まります。日ごろから要配慮者のことに関心の薄い地域の避難所では、障がいのある人などがづらい思いをすることになります。常に要配慮者に配慮しながら運営を行います。

#### 管理・運営の申合せ

＊避難所を管理・運営するに当たり、施設管理者や三雲管内災害対策本部と右表事項等について確認し、各班（班長）と情報を共有した上で、全避難者に伝え、円滑な運営に努めます。

＊運営委員においては、女性や障がいのある人等の意見も聞けるよう複数名の当事者及び介護者をメンバーに入れます。

（例）

| 申合せ事項       | 内 容   |
|-------------|-------|
| トイレの利用方法    |       |
| ごみの排出方法     |       |
|             |       |
| 食糧・物資の配分方法  |       |
| 喫煙場所        | 学校内禁煙 |
| 起床・消灯時間     |       |
| ペットについて     |       |
| 避難所内の警備管理体制 |       |
| 建物内火気厳禁     |       |

#### 施設管理者及び、三雲管内災害対策本部との調整統括

＊各班からの要請事項について、本部長は、総務班を指揮し、施設管理者及び三雲管内災害対策本部に連絡し、対応について調整します。

＊三雲管内災害対策本部からの連絡事項について、各班（班長）へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括します。

#### 避難所運営本部の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整

＊避難所運営が円滑に進むよう避難所運営の総括を行い、避難所運営本部のメンバーへの確な指示を行います。

＊避難所内の状況を把握し、必要事項を協議し、決定します。また、避難所運営に関係する他の関係機関等との連絡・調整を行います。

### ② 総務班の役割

- 運営委員会内の連絡・調整
- 本部会議の準備・記録
- 三雲管内災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口
- 外部との窓口
- 避難者からの意見・要望の受付
- 避難所外避難者からの意見・要望を避難所外避難者対応班を仲介して受付

#### 運営本部内の連絡・調整

＊避難所運営本部の各班の活動が円滑に進むよう連絡・調整を行います。必要に応じて、資料作成などを行います。

#### 本部会議の準備・記録

＊運営本部の事務局として、本部会議の開催連絡や資料作成などを行います。また会議の記録を作成します。

#### 災害対策本部及び関係機関との連絡・要請窓口

＊各班からの要請を受け、本部長の指揮により、三雲管内災害対策本部及び関係機関へ連絡します。

様式4-1「避難所状況報告用紙（初動期用）」（P.2-7 参照）、様式4-2「避難所状況報告用紙」（P.2-9 参照）、様式5「主食依頼票」、（P.2-18 参照）様式6「物資依頼票」（P.2-19 参照）

#### 外部との窓口

＊外部から提供される物資や情報を受け付けます。

＊マスコミ等に対しては、避難所では原則的に受け付けず、三雲管内災害対策本部に行ってもらいます。

様式1-2「取材者用受付用紙」（P.2-14 参照）

#### 指定避難所の避難者からの意見・要望の受付

＊意見箱を設置するなど、避難所運営等に関する避難者からの意見や要望を受け付け、本部会議へ報告します。

＊特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要配慮者に対しては、ニーズを十分に把握できるよう関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、本部会議へ報告します。

#### 避難所外避難者からの意見・ 要望の受付

＊避難所外避難者の意見、要望受付は、各地域の一定の位置に意見箱を設置。現地の自主防災組織が要望などをまとめ、現地の自治会役員（自治会長以外）が避難所外避難者対応班に報告し、運営本部に上申する。

＊個人的な相談がある場合は相談窓口を本部内に設け、口頭での相談をうける。

＊特に女性や外国人、障がい者、介護が必要な高齢者、妊産婦、乳幼児などの要援護者に対しては、ニーズを十分に把握できるよう関係者や本人から意見が受け付けられる体制を作り、本部会議へ報告します。





様式 11 (松阪様式 4-2)

避難所状況報告用紙〔第 報〕

避難所名： 小学校

|                                                                                |             |                    |  |                    |        |                  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------|--|--------------------|--------|------------------|--|
| 送信者名                                                                           |             |                    |  | 三雲管内災害対策本部受<br>信者名 |        |                  |  |
| 報告日時                                                                           |             | 月 日 時 分            |  | 避難所 FAX・TEL        |        |                  |  |
| 世帯数                                                                            |             | 現在数 (A)            |  | 前日数 (B)            |        | 差引 (A－B)         |  |
| 内<br>訳                                                                         | 避難者         |                    |  | 世帯                 |        | 世帯               |  |
|                                                                                | 帰宅困難者       |                    |  | 世帯                 |        | 世帯               |  |
|                                                                                | 避難所外<br>避難者 |                    |  | 世帯                 |        | 世帯               |  |
|                                                                                | 合計          |                    |  | 世帯                 |        | 世帯               |  |
| 人数                                                                             |             | 現在数 (A)            |  | 前日数 (B)            |        | 差引 (A－B)         |  |
| 内<br>訳                                                                         | 避難者         |                    |  | 人                  |        | 人                |  |
|                                                                                | 帰宅困難者       |                    |  | 人                  |        | 人                |  |
|                                                                                | 避難所外<br>避難者 |                    |  | 人                  |        | 人                |  |
|                                                                                | 合計          |                    |  | 人                  |        | 人                |  |
| 運<br>営<br>状<br>況                                                               | (避難者) 組     | 編成済み・未編成           |  | 地<br>域<br>状<br>況   | 土砂崩れ   | 未発見・あり・警戒中       |  |
|                                                                                | 避難所運営本部     | 設置済み・未編成           |  |                    | ライフライン | 断水・停電・ガス停止・電話不通  |  |
|                                                                                | 運営班         | 編成済み・未編成           |  |                    | 道路状況   | 通行可・渋滞・片側通行・通行不可 |  |
| 食事状況                                                                           |             | 食事状況 炊き出し・弁当 1 日 回 |  |                    |        |                  |  |
| 避難所運営本部長名<br>連絡先 (TEL、FAX)                                                     |             |                    |  |                    |        |                  |  |
| 連<br>絡<br>事<br>項                                                               | 運営班         | 対応状況               |  |                    |        | 今後の要求、展開         |  |
|                                                                                | 総務班         |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 情報班         |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 避難者管班       |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 施設管班        |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 食・物資班       |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 救護班         |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 衛生班         |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | ボラ班         |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 避難所外対応班     |                    |  |                    |        |                  |  |
|                                                                                | 行政担当者       |                    |  |                    |        |                  |  |
| 施設管理者                                                                          |             |                    |  |                    |        |                  |  |
| 対処すべき、予見される事項 (水、食料の過不足／物資の過不足／風邪などの発生状況／避難所の<br>生活環境／避難者の雰囲気／避難所外避難者に関する情報など) |             |                    |  |                    |        |                  |  |

米ノ庄避難所運営本部

避難所状況報告用紙の記載説明

- ※ 一日最低一回は三雲管内災害対策本部に報告すること。
- ※ 「避難所状況方向用紙(初動期)」は、避難所開設から第 3 報 (6 時間後) までは「様式 4-1 (初動期用)」(P.2－7 参照)の避難所状況報告用紙を使用すること。
- ◇ 第 4 報以降の「避難所状況報告用紙」(P.2－9 参照)の連絡事項欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策などを記入し、他の 2 難所運営の参考となるようにする。
- ◇ 食糧と物資については、食糧は「様式 5 主食依頼票」(P.3－18 参照)、物資は「様式 6 物資依頼票」(P.2・19 参照)「様式 7 物資管理簿」(P.2－20 参照)を利用する。

注) 避難者…自宅が破壊されて住めなくなり、避難所で生活している人々  
帰宅困難者…交通手段が断たれた等の理由により、帰宅できず避難所にいる人々  
避難所外避難者…在宅避難、車中避難、軒先避難等、避難所外に避難している避難者  
在宅避難者…自宅に住むことはできるが、ライフラインの破壊などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、物資の配給などのサービスを受けている人々

### ③ 情報班の役割

- 情報収集と総務班との連絡・調整
- 収集した情報の多様な手段での避難者等への提供
- 要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供
- 外部への避難者情報の提供

#### 情報収集と総務班との連絡・調整

＊避難所を中心とした、地域の被災状況や生活状況、復旧状況に関連する情報を収集します。収集した情報を必ず時刻と発信元を記録したうえで、総務班を通じて、三雲管内災害対策本部へ連絡します。

#### 収集した情報の多様な手段での避難者等への提供

＊収集した情報や三雲管内災害対策本部からの情報を整理し、時刻や場所等を明示して、本部長の指示のもと、掲示板や施設内放送等によって避難者等へ提供します。  
 ＊復旧・復興の日程の情報収集と伝達を重視して行います。  
 ＊災害時は停電等により外部からの情報も途絶する恐れがあります。災害対策本部からの情報とともに、PCやテレビ、ラジオなどあらゆる手段で常に情報が入手できる状態を確保します。

#### 要配慮者や避難所外避難者に配慮した情報提供

＊要配慮者（外国人や視覚障がい・聴覚障がい・知的障がいのある人など）や避難所外避難者にも情報が行きわたるように、多様な手段を使って情報提供します。  
 ＊避難所外避難者への情報収集や提供は、避難所外避難者対応班・地区の自主防災組織と連携して行います。  
 ＊情報の伝達は基本的には文字表記して掲示します。掲示物作成後、避難所外避難者対応班を通じ、地区の自主防災組織に送ります。掲示は自主防災組織が担当します。  
 ＊帰宅困難者に対しても、帰宅支援として、鉄道等の移動手段の情報などを提供します。

#### 外部への避難者情報の提供

＊避難者から提供された安否確認情報及び外部から問合せのあった情報を整理して貼り出します。被災者管理班と連携して行います。



＊口コミによる情報は広報しないものとし、情報班の者が実際に確認したものだけを広報する。  
 ＊情報班による情報サービスは、避難者の生活再建に大変重要な役割を果たす。  
 ＊毎日のまちの復興状況などの情報は、被災者にとって復興へ向けた精神的な支えとなります。  
 ＊物資や食料が不足する時期でも、避難所周辺で営業している店舗もあり、被災者にとっては大切な生活支援情報となるので、場合によっては店舗のチラシや広告、地図なども必要に応じて広報する。  
 ＊情報班は、直接、市役所等に定期的に通い、必要な情報収集に努める。  
 ＊避難者は、行政からの情報提供を待つばかりではなく、積極的に情報収集に努めることが自力での生活再建を図る上で望ましいという点を充分に理解してもらうことが必要である。  
 ＊地区防災組織と避難所運営本部との通信用に、トランシーバー・アマチュア無線等の活用が望ましい。

### ④ 被災者管理班の役割

- 避難者の把握・リストの作成・管理、避難者等の入退所管理
- 訪問者の受付、マスコミ等部外者の出入管理
- 郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等

#### 避難者の把握・リストの作成、避難者の入退所管理

＊避難所の避難者の状況をできるだけ正確に把握するため、自治会単位で受付を設置して、「避難者名簿」を作成して総務班を通じて三雲管内災害対策本部へ連絡します。  
☐ 避難者世帯ごとの名簿作成（様式3「避難者名簿」）（P1-20 参照）  
☐ 観光客等帰宅困難者のリスト作成  
☐ 要配慮者の状態別リスト作成  
☐ 阿坂方面に避難の際は、上ノ庄（消防団消防車庫）に準備してある避難所受付セットを持ちだして運び、避難者の管理をする。

#### 訪問者の受付、マスコミ等部外者の出入管理

＊避難所への訪問者（避難者への面会など）及びマスコミ等部外者の出入を管理します。

#### 郵便・宅配便の受付・避難者への手渡し等

＊外部からの郵便・宅配便や避難者への手渡しなどの受付、電話などによる安否確認等の問合せや避難者の呼出しに対応します。

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 郵便・宅配便を受付で対応する場合 | 郵便物受付票にて受付       |
| 電話での問合せへの対応      | 行方不明者等問合せ受付票にて対応 |



＊三雲管内災害対策本部の支援サービスは、登録された避難者数をもとに提供される点を避難者全員に周知し、避難者名簿への記入を徹底する。  
 ＊避難者名簿への記入は、世帯単位で避難者自身（各世帯の代表者）が記入し、提出する。  
 ＊受付窓口で対応できない場合は、避難者組の代表に協力を依頼し、避難者名簿への登録を徹底する。  
 ＊避難者名簿への記入は、在宅被災者の場合も受け付ける。その場合、様式3「避難者名簿」の「避難所外避難者」の欄に記入。支援が必要でなくなった場合は、受付に届け出るよう依頼する。

＊安否確認の問合せは、外部の人にとって縁者の情報を確保する大切な手段である。  
 ＊避難者名簿には、プライバシーの観点から呼び出しや問合せ等に対し、あらかじめ要望事項がある避難者がいる。外部からの問合せに対しては、個人情報を取り扱うという立場を踏まえながら対応する必要がある。  
 ＊問合せが殺到した場合、もしくは呼び出しでも連絡が取れない場合もあるので、あらかじめ問合せ相手に理解してもらうことも必要である。

様式 12 (松阪様式 11. 郵便物等受取帳)

郵便物等受取帳

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

|      |  |
|------|--|
| 避難所名 |  |
|------|--|

No. \_\_\_\_\_

|    | 受付月日 | 宛名 | 住居組 | 郵便物等の種類             | 受取月日 | 受取人 |
|----|------|----|-----|---------------------|------|-----|
| 1  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 2  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 3  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 4  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 5  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 6  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 7  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 8  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 9  | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |
| 10 | 月 日  |    | 組   | 葉書・封書・小包・その他<br>( ) | 月 日  |     |

- ・被災者管理班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。
- ・受取は、原則として各自治会単位の組（班・丁目）ごとに代表者（班長・組長等）が取りにくることとし、受取の際は、代表者に「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。
- ・本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、被災者管理班の担当者は受け取りに来た避難者組の代表者にその旨を伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

米ノ庄避難所運営本部

様式 13 (松阪様式 12). 取材者用受付用紙

取材者用受付用紙

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

|           |                 |             |  |          |  |             |  |
|-----------|-----------------|-------------|--|----------|--|-------------|--|
| 受付日時      |                 | 月 日 AM・PM 時 |  | 退所日時     |  | 月 日 AM・PM 時 |  |
| 代表者       | 氏 名             |             |  | 所 属      |  |             |  |
|           | 連絡先（住所・TEL）     |             |  |          |  |             |  |
| 同行者       | 氏 名             |             |  | 所 属      |  |             |  |
|           |                 |             |  |          |  |             |  |
|           |                 |             |  |          |  |             |  |
| 取材目的      |                 |             |  |          |  |             |  |
|           | ※オンエア、記事発表などの予定 |             |  |          |  |             |  |
| 避難所側付添者氏名 |                 |             |  | (名刺添付場所) |  |             |  |
| 特記事項      |                 |             |  |          |  |             |  |

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

米ノ庄避難所運営本部

被災者管理班

行方不明者等問合わせ受付票

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

(避難所名: 小学校) No.

|                 |                          |        |         |   |       |  |
|-----------------|--------------------------|--------|---------|---|-------|--|
| 問い合わせ日          | <input type="checkbox"/> | 電話対応   | 電話対応時刻  | : | 対応した人 |  |
| 年 月 日 ( )       | <input type="checkbox"/> | 来所対面対応 | 避難所入所時刻 | : | 氏名    |  |
|                 |                          |        | 避難所退所時刻 | : | 氏名    |  |
| 依頼者(問い合わせた人)    | 氏名                       |        | 間柄      |   | 連絡先   |  |
| 被依頼者(誰をさがしているか) | 氏名                       |        | 年齢      | 歳 | 特徴    |  |
| 要件              |                          |        |         |   |       |  |
|                 |                          |        |         |   |       |  |
|                 |                          |        |         |   |       |  |
|                 |                          |        |         |   |       |  |
|                 |                          |        |         |   |       |  |

米ノ庄避難所運営本部

⑤ 施設管理班の役割

- 施設の警備による防犯、防火、危険箇所への対応
- 施設利用場所の選定と利用計画の作成

施設の警備による防犯、危険箇所への対応

- \*施設・設備について、定期的に確認します。余震などにより新たな危険な箇所が出た場合には立ち入り禁止にします。
- \*巡回等により、防犯・防火に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に1人で行かないように注意喚起します。

|          |                                                          |
|----------|----------------------------------------------------------|
| ごみの集約、清掃 | ごみ集積場の設置、分別の周知徹底をする。<br>生ごみは幼稚園跡に埋めるなどをし、不衛生にならないように努める。 |
| トイレの利用管理 | トイレの設置は、衛生班と共同で行う。使用についての注意事項を貼り出し、避難者全員で清掃当番を決める。       |

トイレの利用方針

- 洋式トイレは高齢者、障がいのある人を優先にします。
- 断水時は、ポリ袋に新聞紙を入れ、便器にかぶせて使用します。
- 汚物が袋に入ったらポリ袋ごと捨てます。
- トイレは男女を別に設置し、設置数は以下の通りが望ましい。  
初動期 50人/1基 長期 20人/1基
- 米ノ庄指定避難所【米ノ庄小学校体育館】は、マンホールトイレを7基準備済である。

施設利用場所の選定と利用計画の作成

- \*運営上必要となるスペースを確保し、既に避難者が占有している場合には、事情を説明して移動してもらいます。
- \*要配慮者については、特別な配慮が必要な方もいますので、状態に応じた割り振り等を考え、利用計画を作成する必要があります。
- \*施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所や物資・食料の保管場所、トラック等の駐車場所、荷おろし場所など様々な避難所の施設利用の場所選定と利用計画を作成します。  
米ノ庄小学校体育館を避難所とする場合、マンホールトイレを北側フェンス前に設置します。  
また、トラック等専用車両の搬入口は西門から進入します。



- \*職員室については、学校教育の早期再開の観点から避難所としては利用しない。
- \*遺体を安置するスペースについては、災害の状況により、場所を決定する。
- \*季節によっては、冷暖房器具や空調設備などの調達を検討する必要がある。
- \*避難者の最低限のプライバシーが確保されるよう、間仕切りなどの資機材の調達を検討する必要がある。
- \*施設全体の防火対策を行い、焚き火や喫煙場所など防火ルールを作成する。
- \*避難所では飲料水の確保を優先し、次にトイレ、手洗い、洗顔、洗濯などの生活用水の確保に努める。



|                   |                                                                                                                        |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>⑥ 食糧物資班の役割</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 救援物資・日用品物資の調達・管理</li> <li>● 避難者への配給</li> <li>● 避難所外避難者への配給方法の掲示・配給</li> </ul> |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <b>救援物資・日用品物資の調達・管理</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <p>*各班と連携して、避難者のニーズを把握し、必要と認められるものについては、三雲管内災害対策本部と連携して物資を調達します。不足物資がある場合は、内容、数量をとりまとめて総務班を通じて三雲管内災害対策本部に連絡します。また救援物資等が直接避難所へ到着した場合は、総務班を通じて三雲管内災害対策本部へ連絡します。(様式5「主食依頼票」(P.2-18)、様式6「物資依頼票」(P.2-19) 参照)</p> <p>*要請した物資が搬送されたら数量などを把握して、物資保管場所へ種類別に保管します。保管場所の鍵は物資班長が管理します。(様式7「物資管理簿」(P.2-20) 参照)</p> <p>*受入作業は重労働となるので、避難者やボランティアに協力を呼びかけましょう。</p> |  |
| <b>避難者への配給</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| <p>*物資の配給は、配給ルールを決め、可能な限り全員が納得するように配慮して行います。</p> <p>*配給においては、避難者の協力を得て行います。配給方法は窓口配付や代表者(自治会長や組長など)への配付など、混乱を防ぐ方法を物資によって工夫し、高齢者、障がいのある人、乳幼児など特別なニーズに対しては個別に対応します。</p> <p>*女性用下着や生理用品等の配付は、女性が担当する等配慮しましょう。</p> <p>*外国人で宗教上食べられないものがある方や、食物アレルギーのある方などについても、個別に対応する必要があります。配給場所に食品名を書き出すなど、「見える化」に努めるようにします。</p>                                     |  |
| <b>避難所外避難者への配給方法の掲示・配給</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |
| <p>*救援物資は、避難所に訪れる避難所外避難者に対しても、訪れることが出来ない避難所外避難者に対しても、様々な配慮し配給方法を掲示して配給します。</p> <p>*食糧物資の要望収集は、「避難所外避難者用食糧物資要望リスト」(P.3-21)に数量を記入し自主防災組織から避難所外避難者対応班を通じて要望をあげる。リスト外の品目については、必要物資名・地区名・氏名を記入して意見箱に投函する。</p> <p>*食糧物資の配給方法は、本部より連絡あり次第、現地の自主防災組織の代表が受け取りにくる。</p>                                                                                        |  |





**point**

\*物資・食糧を要請する際には、基本的に随時に行うことなく、避難所から三雲管内災害対策本部への定時連絡の際にまとめて要請できる体制をつくる。

\*物資の受け入れに伴う作業や、物資の保管・管理は、かなりの負担となるため、要請にあたっては余剰物資が発生しないように注意する。

\*夏場や梅雨の時期には、物資・食料へのカビの発生や害虫・ねずみの被害に注意し、保管場所の衛生管理にも注意が必要である。

\*物資・食糧の在庫は常に把握しておく必要がある。

\*物資の保管は、種類や配布方法ごとに整理して保管し、食糧については、食品の種類や保存方法、消費期限ごとに整理して保管する。期限切れの食料はすべて廃棄する。

様式 15 (松阪様式 5.) 主食依頼票

避難所 → 災害対策本部

## 主食依頼票

**米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部**

|                                             |                                                                                                                   |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| No. _____                                   |                                                                                                                   |
| 発信時刻      月      日      午前・午後      時      分 |                                                                                                                   |
| 避難所                                         | 避難所名 (住所)                                                                                                         |
|                                             | 発注依頼者 (役職名) <div style="float: right; text-align: right;">                     TEL<br/>FAX                 </div> |
|                                             | 避難者用.....食      }      計.....食      うち      柔らかい食事.....食<br>在宅被災者用.....食                                          |
|                                             | その他の依頼内容                                                                                                          |
| 三雲管内災害対策本部                                  | 受信者名      本部食料担当 本票受取者名                                                                                           |
|                                             | 処理結果・内容                                                                                                           |
|                                             | 避難者用.....食      }      計.....食      うち      柔らかい食事.....食<br>在宅被災者用.....食                                          |
|                                             | 発注業者 <div style="float: right; text-align: right;">                     TEL<br/>FAX                 </div>        |
|                                             | 配送業者 <div style="float: right; text-align: right;">                     TEL<br/>FAX                 </div>        |
|                                             | 到着確認時間      日      午前・午後      時      分      処理担当者                                                                 |

- 行政担当者は、FAX で依頼を行うことを原則とする。
- FAX での依頼を行うことができない場合は、必ず控えを残す。
- 避難所の行政担当者は、受領時にその旨を災害対策本部へ連絡する。
- 避難者用の中には、行政担当者、施設管理者の人数も含めるものとする。

米ノ庄避難所運営本部



様 18

米ノ庄避難所運営本部

地区→米ノ庄避難所運営本部

## 避難所外避難者用 食糧物資要望リスト

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

記入年月日 年 月 日 ( )

| 地区名  |           |    |    | 自主防災組織代表名 |           |    |    |
|------|-----------|----|----|-----------|-----------|----|----|
| No.  | 必要物資品目    | 数量 | 備考 | No.       | 必要物資品目    | 数量 | 備考 |
| 1    | 主食        |    |    | 41        | 靴         |    |    |
| 2    | 飲料水       |    |    | 42        | 帽子        |    |    |
| 3    | 粉ミルク      |    |    | 43        | 雨具        |    |    |
| 4    | その他食品 ( ) |    |    | 44        | ビニールシート   |    |    |
| 5    | その他食品 ( ) |    |    | 45        | トイレットペーパー |    |    |
| 6    | その他食品 ( ) |    |    | 46        | ティッシュペーパー |    |    |
| 7    | その他食品 ( ) |    |    | 47        | 紙おむつ      |    |    |
| 8    | タオル       |    |    | 48        | 紙パンツ      |    |    |
| 9    | バスタオル     |    |    | 49        | ウェットティッシュ |    |    |
| 10   | 布団        |    |    | 50        | 生理用品      |    |    |
| 11   | 毛布        |    |    | 51        | マスク       |    |    |
| 12   | 上着 ( )    |    |    | 52        | 歯磨きセット    |    |    |
| 13   | 上着 ( )    |    |    | 53        | 洗濯石鹸      |    |    |
| 14   | 上着 ( )    |    |    | 54        | 手洗い石鹸     |    |    |
| 15   | 上着 ( )    |    |    | 55        | ゴミ袋       |    |    |
| 16   | 下着 ( )    |    |    | 56        | カイロ       |    |    |
| 17   | 下着 ( )    |    |    | 57        | うちわ       |    |    |
| 18   | 下着 ( )    |    |    | 58        | 外用薬 ( )   |    |    |
| 19   | 下着 ( )    |    |    | 59        | 内服薬 ( )   |    |    |
| 20   | 靴下        |    |    | 60        | 内服薬 ( )   |    |    |
| 連絡事項 |           |    |    |           |           |    |    |

※要望は、避難所運営本部に届けられた物資の内容、数量を考慮して配給となるため、全要望品目数を満たすものではありません。

### ⑦ 救護班の役割

- 傷病者への対応
- 要配慮者への対応
- 避難者健康状態の確認
- 避難所外避難者の健康状態を避難所外避難者対応班を通じて確認

#### 健康観察のポイント

- 外傷を受けていないか
- 食事・水分摂取量は足りているか
- 話し相手はいるか
- 脱水(口渇、口唇・皮膚の乾燥、尿量の減少、頭痛等)の兆候はないか
- 眠れているか
- 咳・熱・下痢などの症状はないか
- トイレに行けているか

対応に当たっては、避難所及び地域で専門の資格を持った人(看護師、介護士、手話、外国語など)を募り、従事者として加わってもらいます。(受付に専用コーナー設置)

#### 傷病者への対応

＊ブライバシーに配慮しながら、避難所の傷病者、体調不良者の状況を把握し、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に連絡します。

＊機能している医療機関での受診を基本として、必要に応じて医療救護班の派遣について、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に相談します。(※発災直後から数日間は、医療機関への医療救護班の派遣が優

#### 重症者などの場合

119 番通報または三雲管内災害対策本部に連絡、必要に応じて救急隊や医師・医療救護班の到着までの応急処置

先されます。避難所付近の受診できる医療機関情報をできる限り把握し、病人やけが人への緊急対応に備えます。) うの胃腸科内科医院 0598-56-6001 まんのう整形外科 0598-51-1775

＊避難所内に応急救護スペースを確保し、応急処置をします。必要に応じ、総務班を通じて三雲管内災害対策本部に要請し、医薬品、医療・衛生器材を調達します。

#### 要配慮者への対応

#### 避難所での介護や支援が困難な場合

福祉避難所との連携、移送を要請

＊三雲管内災害対策本部と連携し、要援護者の生活支援・介護を行います。必要に応じ、総務班を通じて三雲管内災害対策本部等に専門職員や専門ボランティア派遣の要請を行います。また軽易なボランティア支援については、災害ボランティアセンターに派遣相談します。

＊声かけなどにより、定期的に健康状況や困っている状況等を確認します。

#### 避難者の健康状態の確認

＊三雲災害対策本部体制が整った段階では保健師等が避難所等を巡回し、定期的に避難者の健康管理、健康相談、栄養指導、口腔ケア・相談等を行います。救護班でも、定期的にすべての避難者の心身の健康状態を確認します。必要に応じて保健師、医療機関、災害対策本部に総務班を通じて連絡し、適切な指示を受けましょう。

＊避難所外避難者の健康状態の把握は、健康管理簿(P.1-22 参照)を活用し、各地区の自主防災組織が行います。

健康状態の悪い避難者に関しては、地区自主防災組織から避難所外避難者対応班を通して状況の伝達をして対応します。

＊避難者の健康管理について、初動期は混乱が予想されますが時系列的にチェックをして避難者の健康観察をする必要があります。避難所内では救護班が中心に、避難所外では自主防災組織でチェックをします。

### 健康観察のポイント

- |                                   |                  |
|-----------------------------------|------------------|
| ○外傷をうけていないか                       | ○眠れているか          |
| ○食事・水分摂取量は足りているか                  | ○咳・熱・下痢などの症状がないか |
| ○話し相手はいるか                         | ○トイレにいけているか      |
| ○脱水(口渇・口唇・皮膚の乾燥・尿量の減少・頭痛等)の兆候はないか |                  |

### ⑧衛生班の役割

- 感染症予防（手洗い・消毒の励行）
- 生活衛生環境の管理

#### 感染症予防（手洗い・消毒の励行推進）

- \* インフルエンザ等による感染症を予防するため、流水による手洗いを励行します。水道が使用不可の場合は擦式アルコール消毒による手指消毒で対応します。また霧吹きなどで水をスプレーするなど乾燥防止に努めます。
- \* トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」を表示し、うがいや手洗いの励行を周知します。手洗い用消毒液は子どもの手の届かない場所に設置します。
- \* 手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないよう推進します。
- \* 消毒液・マスク・トイレットペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保します。
- \* 食後の歯みがきとブクブクうがいの励行を推進しましょう。

#### 生活衛生環境の管理

- \* 食料の衛生管理について、食器は使い捨てること、食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること、消費期限を過ぎたものは捨てることを避難者へ周知徹底します。
- \* ゴミ収集の管理及びゴミの処理（分別・生ゴミの処理）を行います。
- \* トイレと居住空間の2足制を導入します。
- \* 施設管理班と連携し、定期的にトイレの状況を把握、総務班を通じてくみ取りを依頼します。
- \* 布団の管理（日中は敷きっぱなしにしない、晴れた日には日光干しや通風乾燥など）や定期的な清掃を呼びかけます。
- \* 清潔を保つために温かいおしぼりやタオル等で身体を拭いたり、足や手など部分的な入浴を導入し、推進します。また、入浴施設等生活衛生関連施設に関する情報収集及び提供に努めます。
- \* 必要な物資を物資班に要請するなど、ハエや蚊などの対策をします。
- \* 防塵マスクの着用（手に入らない場合はマスクなど）を呼びかけて、ほこりや粉塵などの吸引を防ぐとともに、管理班と連携して粉塵の発生をおさえます。また、粉塵などの吸引で咳、痰、息切れが続く人がいないが配慮します。
- \* 定期的な換気を推進します。



|                     |                                                                                                              |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>⑨ ボランティア班の役割</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>● ボランティアニーズの把握・受付</li><li>● ボランティアの要請</li><li>● ボランティアの配置・調整</li></ul> |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>ボランティアニーズの把握・受付</b>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>* ボランティアの応援について、依頼票にて受け付けます。</p> <p>* 受付・相談コーナーを設け相談を受け付けるとともに、各班と連携してニーズを把握します。</p>                                                                                                                                       |
| <b>ボランティアの要請</b>                                                                                                                                                                                                              |
| <p>* ボランティアの応援の要請を、総務班を通じて災害ボランティアセンターに行います。</p>                                                                                                                                                                              |
| <b>ボランティアの配置・調整</b>                                                                                                                                                                                                           |
| <p>* 派遣されてきたボランティアを受け付け（様式8「ボランティア受付票」）、活動の振分けをします。ボランティアの活動に関する要請等を調整します。</p>                                                                                                                                                |
| <b>避難所にボランティアが直接来た場合の対応</b>                                                                                                                                                                                                   |
| <p><input type="checkbox"/> 万が一に備えて、ボランティアの方に保険に入っていた必要があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターで登録を済ませよう依頼しましょう。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に保険に加入されている方が来られた場合も、総務班を通じて、災害ボランティアセンターで登録していただくことを促しましょう。</p> |



**ボランティア受付票**

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

|      |  |
|------|--|
| 避難所名 |  |
|------|--|

No. \_\_\_\_\_

|     |       |
|-----|-------|
| 受付日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

| No. | 氏 名 ・ 住 所 ・ 電 話 | 性別     | 職業 | 過去のボランティア経験の有無とその内容 |        |
|-----|-----------------|--------|----|---------------------|--------|
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |
|     | 氏名<br>住所<br>電話  | 男<br>女 |    | 有<br>無              | (活動内容) |

災害ボランティア支援要望 申込み用紙

米ノ庄住民自治協議会 避難所運営本部

申込日 年 月 日 ( )

|                         |               |     |    |              |  |  |      |
|-------------------------|---------------|-----|----|--------------|--|--|------|
| 支援要望者                   | 氏 名           |     |    |              |  |  |      |
|                         | 住 所           | 松阪市 |    | 町            |  |  | 番地   |
|                         | 連絡先<br>(携帯電話) |     |    |              |  |  |      |
| 要望内容                    |               |     |    |              |  |  | 必要人数 |
|                         |               |     |    |              |  |  | 人    |
| (略図)                    |               |     |    |              |  |  |      |
| [米ノ庄避難所運営本部 ボランティア班記入欄] |               |     |    |              |  |  |      |
| 災害ボランティアセンター連絡          | 未             | 中   | 済  | 避難所本部担当者     |  |  |      |
|                         | ／             | ／   | ／  | ↓<br>ボラセン担当者 |  |  |      |
| 災害ボランティア活動              | 開始前           | 中   | 終了 | ↓            |  |  |      |
|                         | ／             | ／   | ／  |              |  |  |      |

米ノ庄避難所運営本部

⑩避難所外避難者対応班  
の役割

- 総務班・情報班・食糧物資班・救護班と、各地区の自主防災組織が円滑な連携が取れるように仲介する。
- 総務班・情報班・食糧物資班・救護班から各地区の自主防災組織へ食糧物資等を円滑に配給できるように仲介する。
- 各地区自主防災組織が総括する避難所外避難者(在宅避難・車中泊避難・テント避難等)の要望を、円滑に避難所運営本部に伝達できるように仲介する。

避難所運営本部各班と、地区自主防災組織との連携

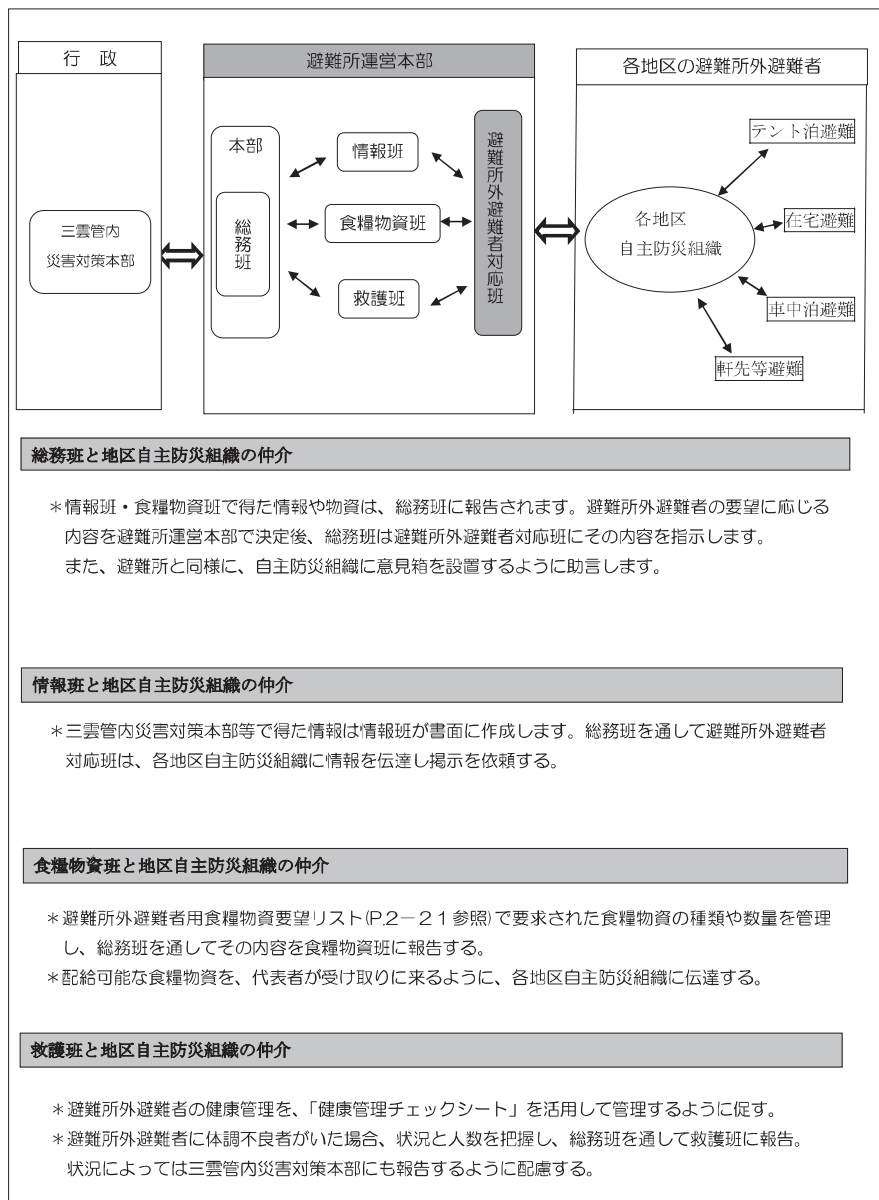
＊避難所外避難者対応班は、各地区の自主防災組織と避難所運営本部が、円滑な活動ができるように、仲介役を担当します。  
各地区の自主防災組織は、各地区単位で避難所外避難者への救護活動を行い、地区で避難している住民の為に、様々な対応をします。

避難所運営本部（9班）と現状の各地区自主防災組織の対応表

| 避難所運営本部    | 自主防災組織 |               |            |        |       |       |
|------------|--------|---------------|------------|--------|-------|-------|
|            | 市場庄    | 久米            | 上久米        | こもれびの園 | 上ノ庄   | 中ノ庄   |
| 総務班        |        |               |            |        | 総務班   |       |
| 情報班        | 情報班    | 情報班           | 情報収集・伝達班   | 情報連絡班  | 情報連絡班 | 情報連絡班 |
| 被災者管理班     |        |               |            |        |       |       |
| 施設管理班      |        |               |            |        |       |       |
| 食糧物資班      |        |               |            | 給食給水班  |       |       |
|            | 避難班    | 避難・給食班        | 避難誘導班      | 避難誘導班  | 避難誘導班 | 避難誘導班 |
| 衛生班        |        |               |            |        |       |       |
| 救護班        |        |               |            |        |       |       |
|            | 搬出救護班  | 消火・救出・<br>救護班 | 救護班<br>救出班 | 救出・救護班 | 救出救護班 | 救出救護班 |
|            | 消火班    |               | 消火班        | 消火班    | 消火班   | 消火班   |
| ボランティア班    |        |               |            |        |       |       |
| 避難所外避難者対応班 |        |               |            |        |       |       |

＊避難所外避難者対応班は、自主防災組織が編成する班を把握し、避難所運営本部が得た情報・食糧物資等を、速やかに配給、正確に伝達します。各自治会の自主防災組織の班編成は様々ですが、避難所運営本部から渡される情報や食糧物資は、各地の自主防災組織へおくり、避難所外避難者への伝達や配給は自主防災組織に任せます。

＊避難所外避難者対応班には、女性も必ず担当すること。



## 第3章 避難所運営

### 避難所運営

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、できるだけ避難者の負担が大きくなりないうよう、工夫が必要になります。

#### 1 運営活動のルール～運営に当たって考えておくこと～

運営に当たっては次の点について考え、必要に応じて、運営方針などを情報掲示板などで避難者にお知らせします。避難者へも理解を求め、未然にトラブルを回避し、適切な運営を進めます。

これだけは！チェック

運営に当たってみんなで配慮！

#### ①情報

情報が平等に伝わらないことがトラブルの原因になります。

- 情報は常に“見える化”を！

#### ②トイレの利用と水分補給

トイレが利用しづらいため、トイレにできるだけ行かなくてすむように水分補給を控えると体調を崩す危険があります。

- 洋式トイレは高齢者や障がいのある人を優先に
- トイレ利用を我慢するような状況になっていないか

#### ③座位確保

避難所生活の中で、横になって過ごす時間が多くなると体が弱ってしまいます。  
(椅子や背もたれグッズを配置するなど工夫を)

- 座った体勢で過ごせるよう工夫をしましょう

#### ④プライバシーと見守り

避難所生活の中では、プライバシーを確保することが重要で、ついでに立てるなどの配慮が必要であると同時に、それによる孤立化の心配もあります。見守りの目がなくなり、ちょっとした様子の変化にお互いに気づきにくなってしまいます。

- 声かけなどの見守りの工夫をしましょう
- 体操の時間など、共有体験の時間をつくりましょう

|                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>⑤ペットと衛生管理</b>                                                                                                                                                           |
| <p>ペットは飼い主である避難者にとって家族の一員であり、心のよりどころとなっている場合があると同時に、衛生管理や他の避難者への影響に配慮が必要でもあります。ペットの食糧も不足しないように、飼い主は事前の準備が必要となります。</p> <p>○ 状況によって運営本部でルールをつくり、専用スペース設置などの対応を考えます</p>       |
| <b>⑥女性への配慮</b>                                                                                                                                                             |
| <p>避難所生活では、更衣室の設置、つい立によるプライバシーの確保、授乳室の設置、必要物資の支給方法等の女性に配慮した運営が必要です。</p> <p>○ 運営本部に女性を複数名入れ、女性に配慮した運営をします。</p>                                                              |
| <b>⑦障がい者への配慮</b>                                                                                                                                                           |
| <p>障がいによって様々な対応が必要ですが、周囲の理解や配慮が重要です。運営においても、障がい者の声が聞ける体制をつくる事が必要です。</p> <p>○ 障がい者に配慮した支援体制にします。</p>                                                                        |
| <b>⑧高齢者への配慮</b>                                                                                                                                                            |
| <p>高齢者は、体力や予備力が低下しているため、これまでの生活とは異なる避難所での生活により、容易に体調を崩し、健康を損なう危険性があります。</p> <p>○ 高齢者の心身の健康維持と自立支援を心がけます。</p>                                                               |
| <b>⑨子どもの居場所</b>                                                                                                                                                            |
| <p>被災体験、避難所生活、子どもにおけるダメージは非常に大きいものです。子どもが「思いっきり声を出す」「体を動かす」などができる居場所をつくります。</p> <p>○ 子どもの居場所づくりを考えます。</p>                                                                  |
| <b>⑩外国人への対応</b>                                                                                                                                                            |
| <p>外国人は言葉の壁によって、状況把握などが難しく不安な状況に陥ることが考えられます。情報伝達の工夫が大切です。</p> <p>○ 通訳者の確保などにより、外国人への情報伝達を工夫します。</p>                                                                        |
| <b>⑪避難所外避難者への対応</b>                                                                                                                                                        |
| <p>避難所は、避難所外避難者支援も含めた支援拠点です。情報提供、炊き出しや救援物資の配給など、在宅避難者への対応もしっかり行うことが求められます。</p> <p>避難所外避難者対応班と現地の自主防災組織と連携しながら進めていきます。</p> <p>○ 避難所へ訪れる避難所外避難者へも情報提供、炊き出し・救援物資の配給を行います。</p> |
| <b>⑫観光客等帰宅困難者への対応</b>                                                                                                                                                      |
| <p>避難所には、観光客等帰宅困難者が避難し、一時的に滞在することもあります。</p> <p>○ 観光客等帰宅困難者へも情報提供など配慮を！</p>                                                                                                 |

## 2 生活上のルール

避難所において、誰もができるだけ利用しやすいように、次の管理に気を付けます。

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>衛生管理</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 手洗い場（洗面場）と調理場は分けます。</li> <li>● 配食時など食べ物に触れるときには、必ず手洗い、消毒します。</li> <li>● マスクを用意します。</li> <li>● 残飯やゴミは分別して所定の場所に廃棄します。</li> <li>● 汁物や残飯を捨てるバケツにふたをします。</li> <li>● 残り物は捨てるよう指導します。</li> <li>● （配給や配食は食べられる分だけもらうよう指導します）</li> <li>● 手洗い、うがいを徹底します。（トイレや洗面台等に貼紙で周知）</li> <li>● 手洗いう消毒液を子どもの手の届かない場所に設置します。</li> <li>● 清拭・足浴で清潔にします。</li> </ul> |
| <b>食事管理</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）を提供します。</li> <li>● 地域の協力で炊き出しができるようにします。</li> <li>● （目標は48時間以内に開始できるようにすること！）</li> <li>● 時間を決めて食事をするようにします。</li> <li>● みんなで一緒に食べるよう心がけます。</li> </ul>                                                                                                                                                                  |
| <b>健康管理</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1日5分でも体を動かす体操などの時間をつくること。エコノミークラス症候群を防ぎます。また、避難所で1日1回、決まった時間にみんなで行うことは共有体験としても有効です。</li> <li>● 個人の健康管理についてもルールを定め、注意を促します。</li> <li>● （口腔衛生管理、喫煙、飲酒など）</li> <li>● アルコール依存症の発症を防ぐため、避難所は原則として、飲酒は禁止します。</li> </ul>                                                                                                                          |
| <b>その他の避難所生活のルール</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 起床、消灯などの生活時間を決めておきます。</li> <li>● 朝礼・健康体操の時間を決めておきます。</li> <li>● 掃除をする日や時間を決めておきます。</li> <li>● 掃除当番や配食当番等、避難者が参加できるようにします。</li> <li>● 人数確認（点呼）の時間を設定します。</li> <li>● 避難所内は火気厳禁とします。</li> <li>● 貴重品の管理について自己責任で行うよう周知します。</li> <li>● その他、必要に応じて話し合い、ルールを決めます。</li> </ul>                                                                      |



避難所生活において避難者の方に守ってもらいたいルールについては、必要事項を話し合い決定します。  
必要事項を記入し、情報掲示板に掲示、放送などで周知します。

ルールの掲示例（イメージ）

避難所生活のルール

生活時間などのこと

○起床は**6**時、消灯は夜**9**時  
○朝の食料の配給は**7**時から  
○夜**8**時に点呼  
○

衛生管理

○手洗い、うがいを徹底しましょう。  
○残飯やごみは**分別して所定の場所**に  
廃棄してください。  
○配給や配食は**食べられる分だけ**もらう  
ようにしましょう。  
○残り物は捨てましょう。  
○

避難所の施設のこと

○「立入禁止」場所には入らない。  
○トイレは決められた場所を利用してく  
ださい。  
○靴はポリ袋に入れて運びましょう。  
○

運営

○掃除当番表（様式は準備済み）  
○自主的に避難所運営に参加しましょう。  
○

※掲示する際は、重要ポイントを赤字や太字にする、アンダーラインを引くなど工夫しましょう。

3-4

3福祉避難所・福祉スペース

次のような考え方で福祉避難所、福祉スペース（福祉避難室(仮称)）が設置されます。救護班を中心に連携を図りましょう。

福祉避難所の考え方

福祉避難所とは

○ 一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。  
○ 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所です。  
○ 移送の要望については、三雲管内災害対策本部に要請する。

対象

○ 高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する方が対象です。  
○ 要配慮者の状態に応じて、要配慮者の介助者1名は、福祉避難所への避難が可能です。

福祉避難所への避難の流れ

①身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難  
②一般の避難所において、保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、福祉避難所への受入れを調整し、対象者を決定  
③スタッフの配置など受入態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ(搬送は家族や地域支援者等。但し、家族の方などで搬送ができない場合など、状況に応じ福祉車両等での搬送)

\*

福祉スペース（福祉避難室(仮称)）の考え方

福祉避難所において、対象者すべてを収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、一般の避難所の中の福祉スペースとして「福祉避難室（仮称）」を設置します。

対象となる方の状態と収容施設のイメージ

|           | 軽度 | 中度 | 重度 | 対象                                  |
|-----------|----|----|----|-------------------------------------|
| 福祉避難室（仮称） | ○  |    |    | 比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方  |
| 福祉避難所     |    | ○  |    | 要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方 |
| 緊急入所      |    | ○  | ○  | 身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方        |
| 緊急入院      |    | ○  | ○  | 医療的な処置や治療が必要な方                      |

3-5

## 第4章 安定期以降の取組

### 安定期から撤収期

安定期（3週間目以降）では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

### 避難生活長期化の注意点

- 避難所での生活が長期化した場合は、三雲管内災害対策本部と相談し、ついでにやスペース配分の見直しなどをします。
- 長期化に伴って家具や備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。
- 自分勝手に自炊などしないよう、炊事場等の設置ルールなど場所の指定が必要です。
- 避難所生活が長引くことによるストレスなどから、些細なことがトラブルになることもあります。避難者の変化に注意が必要です。

### 避難所統廃合に伴う移動

施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、避難者に対し部屋の移動などについて広報しておきます。

避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

### 避難所の撤収・閉鎖

避難所撤収が決定した場合は、撤収の準備に取り掛かります。まず、避難所の閉鎖時期と撤収準備などについて避難者に説明します。

回収が必要となる物資等がある場合は、三雲管内災害対策本部へ連絡し、避難所施設内の片付けや清掃を避難者の協力を得て行います。

避難者の撤収が確認された後、避難所運営本部は避難所閉鎖日をもって廃止します。

## 米ノ庄地区（市場庄町・中ノ庄町）避難ルート案



米ノ庄地区〔上久米・こもれびの園・上ノ庄町〕避難ルート案

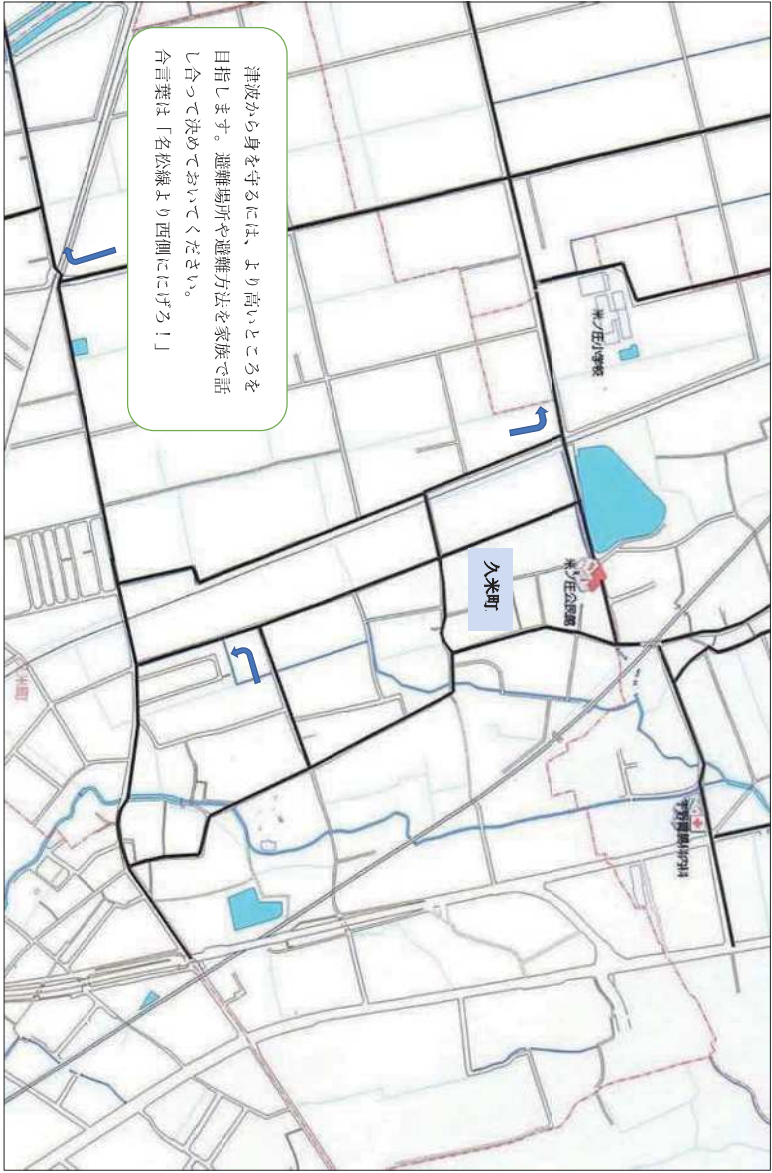
上久米・名松線西側の上ノ庄は、津波到達地域とされていますが、想定外が考えられます。油断せずより高い避難場所に避難しましょう。



付-3

至 阿坂小学校

米ノ庄地区〔久米町〕避難ルート案



付-2

至 阿坂

## 米ノ庄避難所運営マニュアル 様式一覧

| 様式No. | 松阪避難所運営<br>マニュアル様式No. | タイトル               | 記載ページ |
|-------|-----------------------|--------------------|-------|
| 様式 1  | 松阪様式 1                | 避難所開設チェックリスト       | 1-5   |
| 様式 2  | 松阪様式2-2               | 施設安全点検＜コンクリート造等＞   | 1-7   |
| 様式 3  | 松阪2-3                 | 施設安全点検＜鉄骨造＞        | 1-8   |
| 様式 4  |                       | 避難者受付名簿（初動期）       | 1-19  |
| 様式 5  |                       | 米ノ庄避難所簡易問診票        | 1-20  |
| 様式 6  | 松阪様式3                 | 避難者名簿              | 1-21  |
| 様式 7  |                       | 安否不明者情報            | 1-22  |
| 様式 8  |                       | 健康管理簿              | 1-23  |
| 様式 9  |                       | 米ノ庄避難所運営本部 班別時系列日誌 | 2-2   |
| 様式 10 | 松阪様式4-1               | 避難所状況報告用紙（初動期）     | 2-7   |
| 様式 11 | 松阪様式4-2               | 避難所状況報告用紙〔第 報〕     | 2-9   |
| 様式 12 | 松阪様式11                | 郵便物等受取帳            | 2-13  |
| 様式 13 | 松阪様式12                | 取材者用受付用紙           | 2-14  |
| 様式 14 |                       | 行方不明者等問合せ受付票       | 2-15  |
| 様式 15 | 松阪様式5                 | 主食依頼票              | 2-18  |
| 様式 16 | 松阪様式6                 | 物資依頼票              | 2-19  |
| 様式 17 | 松阪様式7                 | 物資管理簿              | 2-20  |
| 様式 18 |                       | 避難所外避難者 食糧物資要望リスト  | 2-21  |
| 様式 19 | 松阪様式8                 | ボランティア受付票          | 2-26  |
| 様式 20 |                       | 災害ボランティア支援要望 申込み用紙 | 2-27  |



## 松尾地区 防災計画



## 目 次

| 内 容                        | 頁       |
|----------------------------|---------|
| はじめに                       | 1       |
| 1. 基本方針（目的）                | 1       |
| 2. 活動目標                    | 1 ~ 3   |
| 3. 災害時の連絡系統図               | 4       |
| 4. 避難所運営委員会の設置             | 5       |
| 5. 各町の位置図・世帯数・人口および予想される災害 | 6       |
| 6. 松尾地区避難所マップ              | 7       |
| 7. 松阪市土砂災害ハザードマップ          | 8 ~ 11  |
| 8. 避難行動要支援者の支援（案）          | 12 ~ 13 |
| 9. 地震発生時の一時避難所開設           | 14 ~ 19 |
| 10. トイレの措置                 | 20      |

## はじめに

### \* 防災計画策定に至った経緯

松尾地区住民自治協議会は、予期できない地震の対応訓練計画を考え、発災から初動期・展開期前半までの訓練を定期的に行ってきました。

今回、訓練の成果を活かし、地震対応に加え地域で危惧している自然災害による、土砂災害・台風集中豪雨を含めた防災計画を松尾消防団等の協力を得て、作成することとなりました。

## 1. 基本方針（目的）

### \* 松阪市総合計画より

持続的な防災啓発と地域の防災体制の強化を行い、「自助」と「共助」の意識を高めるとともに、計画的な防災対策により、災害に強い安全なまちづくりを進め「災害による犠牲者ゼロ」を目指します。

### \* 松尾住民自治協議会

安全防災部会の計画する訓練および避難所運営に必要な備蓄品整備等について、運営委員・防災委員と連絡調整を行ない、有事の際 避難所運営がスムーズに行えるようバックアップします。

## 2. 活動目標

◎ 基本方針（目的）を実現するための活動目標を以下のとおり定めます。

### \* 各家庭で話し合い、避難に関する準備をしておくこと

（例；Myまっぷランなどを使って……P-2）

#### ① 自分の情報、連絡先、避難経路・方法を記録しておく。

|              |
|--------------|
| あなたの情報       |
| 家族・友人の連絡先    |
| 避難場所・避難経路の確認 |
| 非常持ち出し袋の点検   |
| メモ           |

名前、住所、電話番号、メール、勤務先、生年月日、血液型、疾病・薬  
名前、住所、電話番号、メール（複数名）  
地図に避難経路（二候補）、交通手段、声掛け、危険箇所を記入  
消費期限、替えの電池、3ヶ月、季節に合わせたもの（防寒服、対火）  
その他、気づいたことがあれば、書いておきましょう

## 【表面】

（様式1表 Myまっぷラン）

おなじみの情報

家族・友人の連絡先

避難場所・避難経路の確認

非常持ち出し袋の点検

メモ

## 【裏面】



令和4年11月27日実施の松尾地区タウンウォッチング結果を資料集に添付しています。





#### 4. 避難所運営委員会の設置

|         |                                                                                                        |         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 総務班     | 施設管理者 松尾小学校校長                                                                                          | 情報班     |
| 班長:     |                                                                                                        | 班長:     |
|         |                                                                                                        |         |
|         |                                                                                                        |         |
| 施設管理班   | 委員長 松尾住民自治協議会会長<br>副委員長 松尾住民自治協議会会長代理<br>松尾住民自治協議会役員<br>委員 各自治会の代表、等<br>防災士、防災委員<br>事務局 松尾地区コミュニティセンター | 被災者管理班  |
| 班長:     |                                                                                                        | 班長:     |
|         |                                                                                                        |         |
|         |                                                                                                        |         |
| 衛生班     | 行政等 地域づくり連携課<br>防災対策課<br>社会福祉協議会                                                                       | 食料物資班   |
| 班長:     |                                                                                                        | 班長:     |
|         |                                                                                                        |         |
|         |                                                                                                        |         |
| 要配慮者支援班 |                                                                                                        | 外部支援受入班 |
| 班長:     |                                                                                                        | 班長:     |
|         |                                                                                                        |         |
|         |                                                                                                        |         |

表6. 設置する運営班と主な業務内容

| 班名      | 主な活動内容                                               |
|---------|------------------------------------------------------|
| 総務班     | 配置計画、日誌等の作成、避難所運営委員会の開催<br>災害対策本部への連絡、苦情相談対応、防犯対策、救護 |
| 情報班     | 避難所内外の情報収集・伝達・広報、取材への対応                              |
| 被災者管理班  | 避難者の受付、名簿の作成・管理、安否確認等への対応                            |
| 施設管理班   | 施設・設備の点検、資機材の調達、施設管理者との調整                            |
| 食料物資班   | 食料・生活物資の調達、受入、管理、配給、炊き出し対応                           |
| 衛生班     | 衛生管理（トイレ、ごみ、ペット、風呂）、健康管理、感染症予防対策                     |
| 外部支援受入班 | 行政職員やボランティア、NPO、医療、福祉、介護等専門職の人的支援の受入                 |
| 要配慮者支援班 | 要配慮者への情報提供、スペースの調整、状況や要望の把握、支援物資の提供                  |

#### 5. 各町の位置図・世帯数・人口および想定される災害



令和6年4月現在

| 町名   | 世帯数  | 常住世帯数 | 人数   | 人口計  | 集会所の数 | 対象人数 | 近くの避難所 | 収容人数 | 想定される災害   |
|------|------|-------|------|------|-------|------|--------|------|-----------|
| 西野町  | 139  | 91    | 2.47 | 343  | 168   | 175  | 1      |      | 土砂、法浄寺川   |
| 岡山町  | 83   | 64    | 2.11 | 175  | 84    | 91   | 1      |      |           |
| 丹生寺町 | 213  | 138   | 2.13 | 453  | 230   | 223  | 2      | 3473 | 土砂、法浄寺川、橋 |
| 平成町  | 922  | 795   | 2.45 | 2262 | 1134  | 1128 | 1      |      | 土砂        |
| 岡本町  | 104  | 56    | 2.31 | 240  | 108   | 132  | 1      |      | 土砂、橋      |
| 立野町  | 231  | 159   | 2.20 | 509  | 269   | 240  | 1      | 509  | 土砂        |
| 阿形町  | 163  | 130   | 3.06 | 499  | 258   | 241  | 1      | 1065 | 土砂        |
| 桜通   | 79   | 52    | 2.23 | 176  | 80    | 96   | 1      |      | 浸水        |
| 大足町  | 186  | 40    | 2.10 | 390  | 194   | 196  | 1      |      | 橋、浸水      |
| 合計   | 2120 | 1525  |      | 5047 | 2525  | 2522 | 11     | 5047 |           |

災害凡例： 土砂……土砂災害 ○○川……越流 橋……水高が増え通行できない  
浸水……堤防が決壊し大量の水が流込み浸かる





避難先一覧 (1)

避難先(指定避難所を兼ねる)

避難先

指定避難所

| 番号       | 名称                      | 所在地        | 電話番号    | 階数 | 面積<br>(㎡) | 避難先 |          |    |    | 指定<br>避難所 | 指定<br>人数<br>小計 | 指定<br>人数<br>累計 | 開設<br>状況     | 土砂災害<br>警戒区域等<br>指定状況 |
|----------|-------------------------|------------|---------|----|-----------|-----|----------|----|----|-----------|----------------|----------------|--------------|-----------------------|
|          |                         |            |         |    |           | 洪水  | 土砂<br>災害 | 地震 | 津波 |           |                |                |              |                       |
| 中部中学校区   |                         |            |         |    |           |     |          |    |    |           |                |                |              |                       |
| 1        | 中部中学校(体育館)              | 松江市立野町1344 | 21-0062 | 1  | 40        | ○   | ○        | ○  | ○  | ●         | 530            | 1040           | 第2次          |                       |
|          | 中部中学校(校舎)               |            |         | 3  |           | ○   | ○        | ○  | ○  | ●         | 510            |                |              |                       |
| 2        | 松尾小学校(体育館)              | 松江市丹生寺町196 | 58-2464 | 1  | 30        | ▲   | ○        | ○  | ○  | ●         | 280            | 410            | 第1次          |                       |
|          | 松尾小学校(校舎)               |            |         | 3  |           | ○   | ○        | ○  | ○  | ●         | 330            |                |              |                       |
| 3        | 松尾地区110ハジター             | 松江市丹生寺町505 | 58-2648 | 2  | 30        | ○   | ○        | ○  | ○  | ●         | 100            | 第1次            |              |                       |
| 西中学校区内   |                         |            |         |    |           |     |          |    |    |           |                |                |              |                       |
| 4        | 松尾寺の基(おまつり広場)周辺         | 松江市大基町1084 | 26-2303 | 1  | 17        | ×   | ○        | ○  | ○  | ●         | 640            | 第2次            |              |                       |
| 計        |                         |            |         |    |           |     |          |    |    |           | 2380           |                |              |                       |
| ペット同行避難所 |                         |            |         |    |           |     |          |    |    |           |                |                |              |                       |
| 5        | 三ヶ三動物アリーナ<br>(松尾西総合体育館) | 松江市立野町1370 | 26-7155 | 2  | 33        | ○   | ○        | ○  | ○  |           | 60箇所           | 第1次            | ペット同行<br>避難所 |                       |

● 避難先一覧 (2) ● 避難先(指定避難所を兼ねる) ● 避難先 ● 指定避難所

| 番号  | 名称        | 所在地           | 階数 | 面積 (㎡) | 指定避難所 | 注意すべき災害 |
|-----|-----------|---------------|----|--------|-------|---------|
| 101 | 北野集会所     | 松江市立野町774-2   | 1  | 31     | 45    |         |
| 102 | 大足会館      | 松江市大足町208     | 1  | 17     | 60    | 洪水      |
| 103 | 真蔵寺       | 松江市丹生寺町385    | 1  | 21     | 47    | 洪水      |
| 104 | 藤之本児童センター | 松江市藤之本町120-1  | 1  | 20     | 35    |         |
| 105 | 西野公園      | 松江市西野町947     | 1  | 58     | 51    |         |
| 106 | 松尾寺       | 松江市西野町1299    | 1  | 98     | 17    | 土砂災害    |
| 107 | 岡山集会所     | 松江市岡山町94      | 1  | 62     | 36    |         |
| 108 | 阿部寺       | 松江市岡山町565     | 1  | 28     | 28    | 土砂災害    |
| 109 | 平成町中央集会所  | 松江市平成町7-1     | 1  | 44     | 42    |         |
| 110 | まくら保育園    | 松江市大基町701-5   | 1  | 16     | 167   | 洪水      |
| 111 | 松尾集会所     | 松江市丹生寺町200-80 | 1  | 21     | 23    | 洪水      |
| 計   |           |               |    |        | 561   |         |



## 7. 松阪市土砂災害ハザードマップ(航空写真)

西野町 無量寺(北東) ..... 擁壁あり



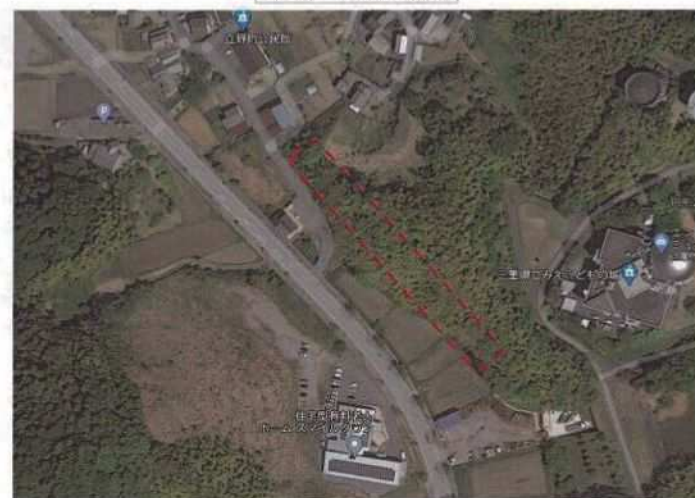
丹生寺町 浄泉寺(北東)



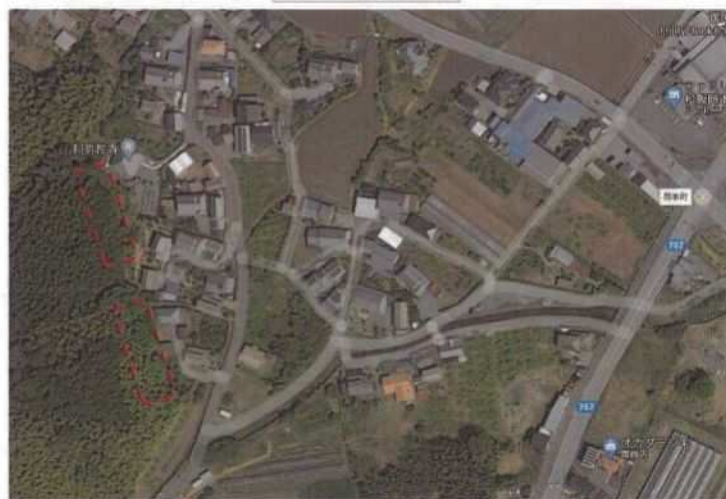
平成町4町会・1町会



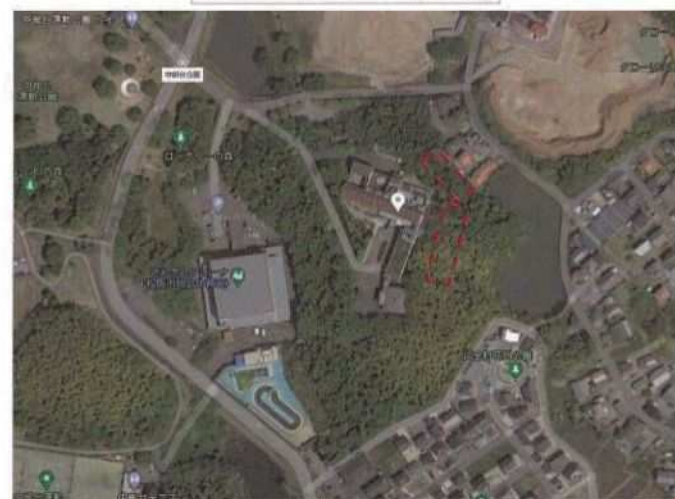
立野町 こどもの城(西)



岡本町 阿弥陀寺(南)



立野町 さんざんアリーナ(だいぶ東)

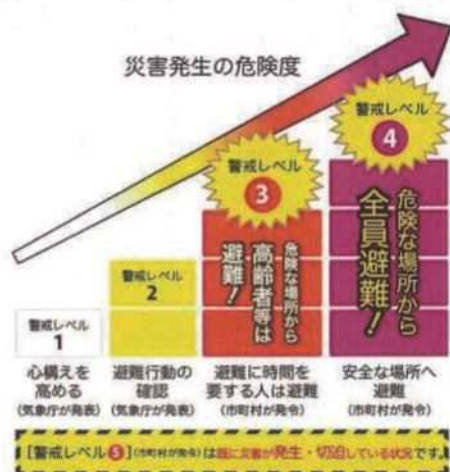




立野町 くろすけ(南西)



「避難タイミング」



## 8. 避難行動要支援者の支援（案）

平成 23 年の東日本大震災においては被災地全体死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍になるなど、課題が明らかになりました。

松阪市においては、平成 23 年 8 月より 松阪市災害時要支援者避難支援制度（地域で声かけ助け合い制度）」を創設し、地域における避難支援体制づくりの推進を図ってきましたが、災害対策基本法の改正を受け、避難行動要支援者の要件を整理するとともに名簿を作成したところです。（※ 掲載された避難行動要支援者は市民の 1 割程度）

ここで作成されました要支援者名簿を災害時に活用できるよう、要支援者の複数人での見守りシステム作りをしなければなりません。個人情報への漏えいが懸念されますが、名簿の取扱いルール・保管方法などを取決め、活用していきたいと思います。

下記の要支援者人数と軒数をご確認ください。

| 町名   | 2022 要支援者 |      |           | 2024 要支援者 |      |           | 2 年比        |
|------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-------------|
|      | 人数<br>A   | 軒 数  |           | 人数<br>B   | 軒 数  |           | 人数<br>C=B-A |
|      |           | 個人住宅 | 施設、7ﾊﾞｰﾄﾞ |           | 個人住宅 | 施設、7ﾊﾞｰﾄﾞ |             |
| 丹生寺町 | 26        | 25   | 0         | 25        | 23   | 0         | -1          |
| 立野町  | 26        | 21   | 1         | 31        | 23   | 2         | 5           |
| 岡本町  | 15        | 10   | 1         | 20        | 11   | 1         | 5           |
| 藤之木町 | 9         | 8    | 0         | 16        | 15   | 0         | 7           |
| 阿形町  | 3         | 3    | 0         | 3         | 3    | 0         | 0           |
| 大足町  | 5         | 4    | 0         | 5         | 4    | 0         | 0           |
| 西野町  | 7         | 7    | 0         | 12        | 11   | 0         | 5           |
| 岡山町  | 8         | 7    | 0         | 14        | 11   | 0         | 6           |
| 平成町  | 40        | 35   | 0         | 51        | 48   | 0         | 11          |
| 坂 通  | 1         | 1    | 0         | 2         | 2    | 0         | 1           |
| 計    | 140       | 121  | 2         | 179       | 151  | 3         | 39          |

要支援者の声掛け・避難が、スムーズに出来るよう次頁の「災害・避難カード」の裏面、家族(頼りになる人)を記入し、要支援者・支援者が繋がるよう災害時に備えるツールとして活用していきたいと思います。

頼りになる人が思い浮かばない方は、近くの組長・自主防災隊・民生委員・消防団等を記入されてもいいと思いますので、自治会長・組長と相談し記入していただきたいと思います。

●●市 ●●地区「災害・避難カード」オモテ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 「災害・避難カード」一わたしの情報 | 「災害・避難カード」一わたしの情報 |
| 名前                | 名前                |
| 性別                | 性別                |
| 生年月日              | 生年月日              |
| 住所                | 住所                |
| 電話番号              | 電話番号              |
| 留意事項              | 留意事項              |
| 避難時は、このカードを持って行く！ | 避難時は、このカードを持って行く！ |

●●市 ●●地区「災害・避難カード」ウラ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 「災害・避難カード」一わたしの情報 | 「災害・避難カード」一わたしの情報 |
| 名前                | 名前                |
| 性別                | 性別                |
| 生年月日              | 生年月日              |
| 住所                | 住所                |
| 電話番号              | 電話番号              |
| 留意事項              | 留意事項              |
| 避難時は、このカードを持って行く！ | 避難時は、このカードを持って行く！ |

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 家族(頼りになる人)の緊急連絡先          | 家族(頼りになる人)の緊急連絡先          |
| 氏名                        | 氏名                        |
| 連絡先(職場・携帯など)              | 連絡先(職場・携帯など)              |
| 電話がつかないときは、171(災害用伝言ダイヤル) | 電話がつかないときは、171(災害用伝言ダイヤル) |
| 録音「1」                     | 再生「2」                     |
| 録音「1」                     | 再生「2」                     |

|                           |                           |
|---------------------------|---------------------------|
| 家族(頼りになる人)の緊急連絡先          | 家族(頼りになる人)の緊急連絡先          |
| 氏名                        | 氏名                        |
| 連絡先(職場・携帯など)              | 連絡先(職場・携帯など)              |
| 電話がつかないときは、171(災害用伝言ダイヤル) | 電話がつかないときは、171(災害用伝言ダイヤル) |
| 録音「1」                     | 再生「2」                     |
| 録音「1」                     | 再生「2」                     |

## 9. 地震発生時の一次避難所開設

〃〃 松尾小学校様 〃〃



地震発生後、各地区より第1次避難所である松尾小学校へ避難者が集まってくる。

避難所開設は下記の手順で行なう。(次頁の避難所開設図を参照)

1. 地震対策ボックスより、防災資機材倉庫NO.1のカギを取り出す。
2. 防災資機材倉庫NO.1より、避難所開設ボックスを受付場所へ運ぶ。
3. 避難所開設ボックスより、各々のカギを取り出し受付準備・建物点検等に入る。

### 〔外受付準備〕

- 夜間の場合は、防災資機材倉庫NO.1より発電機・照明器具を使い夜間照明する。
- ⑦新倉庫にあるテント2張りを体育館前の受付位置に組み立てる。  
(1張りは受付テント、もう1張りは雨天時避難者待機用)
- 防災資機材倉庫NO.2より、長机3・折椅子4・手指消毒3・フェイスシールド・ガウンを受付テントに運び受付の準備をする。受付票の健康状態チェックリスト・簡易受付票および避難者名簿(簡票)は避難所開設ボックスの中。

### 〔建物点検〕

- 松尾小学校体育館および松尾地区コミュニティセンターの施設安全点検を行なう。  
点検者は必ずヘルメットを着用し2名で点検を行ない判定する。なお、ガラスの割れや注意箇所がある場合は、片付けおよび立入禁止処置後に建物を使用する。  
施設使用前に、施設(体育館)管理者に連絡をする。

### 〔館内受付・滞在場所の設置〕

- 体育館、中入口に受付を設置、体育館2階より長机を2台運び入口の右・左に設置する。  
滞り場所は6ブロックとし、次頁図の地区割りで設置する。地区名入りのコーンを防災資機材倉庫NO.1より運び滞り場所に置く。  
体育館内では、入口で避難所簡易受付を行ない、受付で渡された避難者名簿(簡票)を滞り場所で記入する。記入した名簿は受付に届ける。  
(右図は間仕切りパーティションを連結し、プライバシースペースを確保する大きさです。)



避難所開設図

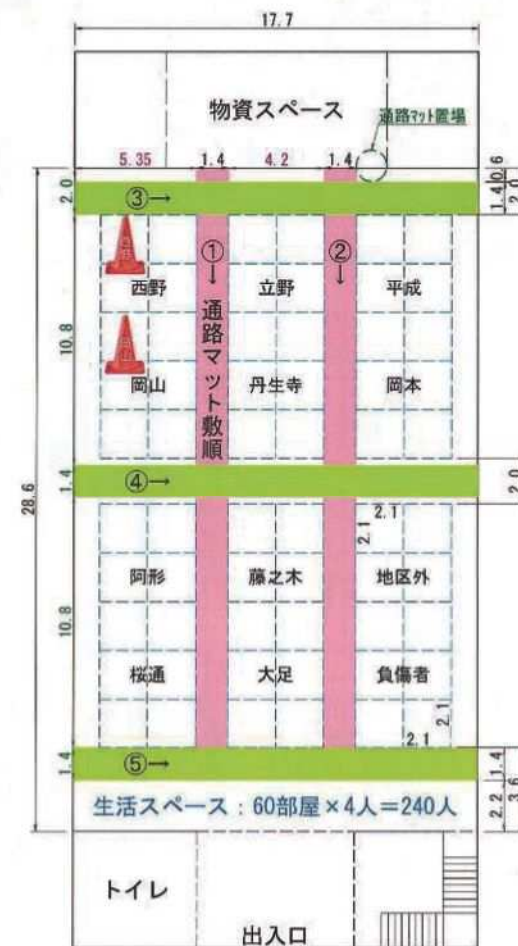


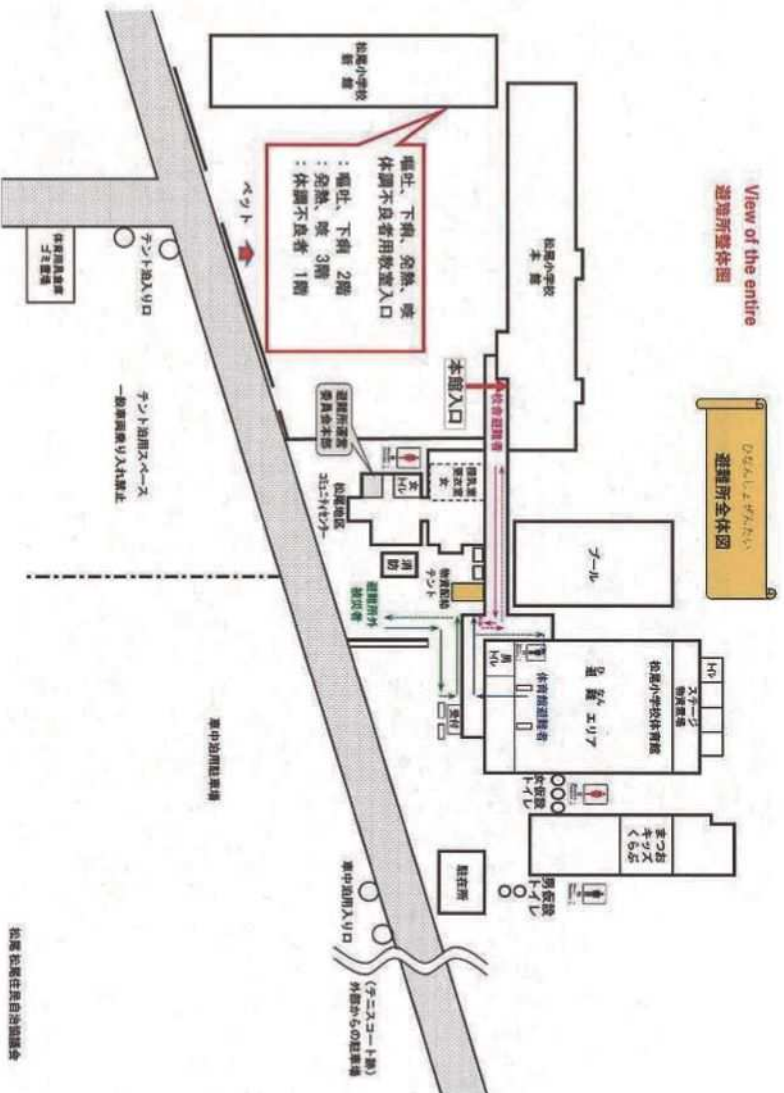
地震開設ボックス



体育館配置図

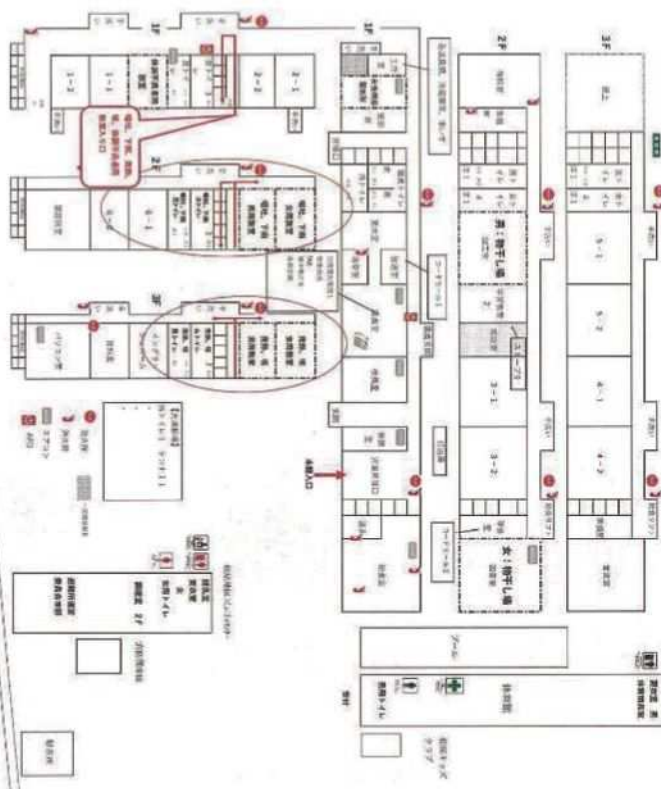
- 各町スペース割りの配置手順
- ・通路マット置場より1.4m幅のマットを5本取出す。
  - ・縦に2列、下図のようにステージ側より伸ばす。
  - ・横に3列、下図のように左側より伸ばす。
  - ・町名カラーコーンを下図の位置に置く。





松尾小学校 校舎 配置図

School building layout  
校舎配置図



10. トイレの措置

電気・水道の不遇により**水洗トイレが使用できません！**

**簡易便座・排便使用袋を使つてのトイレはできます。**

※下図の①→②→③の順をよく見て使用してください。





# 豊地地区防災計画

## (風水害編)

- (と) とても大きい規模の被害を
- (よ) 予告なしや少しの情報のまま
- (ち) 近くで体験することもあります
- (ぼ) 防災や減災への対応は
- (う) 運だけに頼るのではなく
- (さ) 細心の心構え等を普段から準備して
- (い) いざという時に適切な行動がとれるようにしましょう！

令和6年12月

豊地まちづくり協議会

### ●目次

- 1, 対象地区の範囲
- 2, 基本方針（目的）
- 3, 活動目標
- 4, 地域の特性（地理、人口等）
- 5, 地域の災害履歴と想定される災害
- 6, ふだんの災害への備え
- 7, 災害が発生した時の行動
- 8, 災害避難時の避難場所と経路
- 9, 課題と問題点
- 10, 今後の活動目標

資料



## ●経緯

豊地地区は、中央を一級河川「中村川」が流れ肥沃な土地が広がる一方、過去には昭和57年の台風10号により大きな被害を受けた歴史もあり、現在も中村川流域の一部は家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。また、薬王寺町などの一部エリアは土砂災害地区別警戒区域に指定されているところもあります。

近年の気候変動により、かつて経験したことのない様な台風や豪雨が多発し、また、過去の被害の記憶が薄れつつある中で、大切な家族や地域を守る為、防災・減災のための指針として「豊地地区防災計画（風水害）」を作成しました。

ただ、各地域によって災害の範囲などが異なるので、あくまでも個人の行動が基本となることを申し添えます。

## 1、対象地区の範囲



## 2、基本方針（目的）

松阪市の災害ビジョンである【災害時の人的被害ゼロ】を実現する為、以下のとおり基本方針（目的）を定めます。

**家庭・地域の防災・減災力を高め、  
「災害時の人的被害ゼロ」を目指す避難行動を！**

## 3、活動目標

活動方針（目的）を実現する為の活動目標を以下のとおり定めます。

**雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！**

### ①災害意識の向上と防災・減災の強化

- ・家庭での災害時対応（防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、経路の確認）について話し合いを行う。
- ・訓練で「チェックリスト」を配布し、家庭で「非常持ち出し袋」、非常食（備蓄品）」の備えを行う。

### ②風水害（土砂災害等）の発生に備え防災・減災点検活動の実施

- ・防災組織（自治会、組長等）で避難経路の安全確認を行う。
- ・ハザードマップ等で土砂災害、浸水等の災害危険箇所を確認を行う。
- ・風水害の備え、誰もが「土のう作り、積み込み」ができるように訓練を行う。

### ③身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施

- ・「風水害タイムライン」を作成、個人、家庭、地域防災組織（自治会・自主防災隊・消防団等）の行動計画を定める。
- ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時要支援（防災カルテ等）対象者の安否確認を行う。
- ・自治会、まちづくり協議会では、「緊急連絡網」に基づき、災害情報、安否確認を集約、把握する。

#### 4, 地域の特性（地理、人口等）

- ・旧嬉野町のほぼ中間に位置し、平野・中山間地域が混在する。
- ・一級河川の中村川中流域である。
- ・県道30号線、67号線、580号線がある。
- ・地域の人口 3,107人 世帯数1,401 （令和6年1月1日）

#### 5, 地域の災害履歴と想定される災害

##### ①地区の災害履歴

##### ・発生日時：昭和57年（1982年）7月11日～8月3日

台風10号が志摩半島をかすめ、渥美半島西部に上陸しました。

県内中部で大雨となり、名松線全線が土砂崩れの為不通となりました。

旧嬉野町内で民家4棟が、土砂で倒壊の被害にあいました。

市内では死者19名、行方不明者2名、建物被害は全壊42棟、浸水3,965棟の被害となりました。

##### 豊地地区の被害

単位：棟

| 地区   | 床上浸水 | 床下浸水 | 地区  | 床上浸水 | 床下浸水 |
|------|------|------|-----|------|------|
| 八田   | 3    | 10   | 下之庄 | —    | 5    |
| 堀之内  | 3    | 12   | 井之上 | —    | 3    |
| 一志団地 | 184  | —    |     |      |      |



##### ②想定される災害

##### アンケート調査結果

- ・大雨、台風等による風水害（河川、土砂等）

（冠水、風倒木、山崩れ、地滑り、生活道路の通行止め等）

#### 6, ふだんの災害への備え

##### ①個人・家族ですること

- ・防災気象情報の入手、雨の降り方、川の増水、危険斜面の状況を知る。
- ・土砂災害ハザードマップの警戒、特別警戒地域を知る。
- ・屋内安全箇所、近隣の安全箇所、指定緊急避難所を知る。
- ・非常時常備品、家族で情報共有、近所付き合い。

##### ②地域ですること

- ・防災研修、訓練を実施し防災・減災意識を高める。
- ・定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
- ・災害時要支援者の把握と安否確認、支援の取り決めを行う。
- ・災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。

#### 7, 災害が発生した時の行動

#### 「風水害タイムライン」に基づき行動する

##### ①発災直後の行動は・・・

- ・自分自身、家族の命を守る！

##### ②発災後に個人・家族ですることは・・・

- ・家族、近所の安否確認、自宅の安全場所、地域待避所、指定避難所への避難

##### ③発災後に地域ですることは・・・

- ・住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援
- ・避難行動要支援者の支援、避難所の運営、快適性の確保
- ・避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝



## 8, 災害避難時の避難場所と経路（嬉野中学校まで）

\* 避難経路図は別紙

| 各自治会                         | 中学校   |
|------------------------------|-------|
| ①堀之内自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）    | 嬉野中学校 |
| ②下之庄自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）    | 嬉野中学校 |
| ③上野自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）     | 嬉野中学校 |
| ④神ノ木台自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）   | 嬉野中学校 |
| ⑤薬王寺自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）    | 嬉野中学校 |
| ⑥八田自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）     | 嬉野中学校 |
| ⑦エイトタウン自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所） | 嬉野中学校 |
| ⑧井之上自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）    | 嬉野中学校 |
| ⑨島田自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）     | 嬉野中学校 |
| ⑩一志自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）     | 嬉野中学校 |
| ⑪一志団地自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）   | 嬉野中学校 |
| ⑫島田団地自治会の避難先と経路（退避所・指定避難所）   | 嬉野中学校 |

## 9, 課題と問題点

- ・急傾斜地等、地形上斜面崩落により避難経路が確保できない災害発生
- ・災害時の連絡、地域の助け合い、自主防災・減災体制づくり
- ・災害時、要援護者への支援の仕組み（ルール）と支援体制づくり
- ・普段の近所付き合い、居住地域での助け合い意識を高めること
- ・地域の防災、減災力の育成（災害時の活動力等）と人材、資材機材の整備

## 10, 今後の活動目標

- ・やるべき事、できる事を考え、徐々に地域の防災・減災力を高める。
- ・防災、減災活動の「継続」と計画の「レベルアップ（PDCA）」を図る。
- ・自主防災組織（自治会、自主防災隊、消防団及びまちづくり協議会等）の役割（初動）と活動・行動の実践を進める。

## 豊地地区防災計画（風水害）等アンケート結果

令和6年9月7日

### ●避難所について

|    | 自治会    | 一次退避所  | 地区避難所  | 備考       |
|----|--------|--------|--------|----------|
| 1  | 堀之内    | 安全でない  | 無し     | 水害前なら中学校 |
| 2  | 井之上    | 集落センター | 無し     |          |
| 3  | 八田     | 集落センター | 嬉野ゆうゆう |          |
| 4  | エイトタウン | 集会所    | 無し     |          |
| 5  | 薬王寺    | 集会所    | 普福寺    | 無し       |
| 6  | 神ノ木台   | 集会所    | 無し     |          |
| 7  | 下ノ庄    | 嬉野中学校  | 集落センター |          |
| 8  | 上野     | 公会所    | 無し     |          |
| 9  | 一志団地   | 安全でない  | 無し     | 水害前なら中学校 |
| 10 | 一志     | 集会所    | 無し     |          |
| 11 | 島田団地   | 安全でない  | 無し     |          |
| 12 | 島田団地   | 集落センター | 無し     |          |

\*一時退避所は、命を守るため、災害の危険からまず逃げるための場所。

地区避難所とは、地域がコミュニティを維持し、指定避難所（嬉野中学・福祉センター）を補完するために独自で開設する場所。

### ●災害の恐れ予想

|    | 自治会    | 河川氾濫    | 土砂崩れ  | 池決壊   | 備考       |
|----|--------|---------|-------|-------|----------|
| 1  | 堀之内    | 中村川     |       |       |          |
| 2  | 井之上    | 中村川     | 有り    | 2カ所有り |          |
| 3  | 八田     | 中村川     | 有り    | 1カ所有り | 八田池      |
| 4  | エイトタウン | 中村川     | 団地南側山 |       |          |
| 5  | 薬王寺    | 大谷川     | 有り    |       |          |
| 6  | 神ノ木台   |         | 有り    |       | 民家には影響ない |
| 7  | 下ノ庄    | 中村川・大谷川 |       |       | 自治会内は2地区 |
| 8  | 上野     | 大谷川     | 有り    |       |          |
| 9  | 一志団地   | 中村川・駒辺川 |       |       |          |
| 10 | 一志     |         | 有り    |       | 民家には影響ない |
| 11 | 島田団地   |         | 有り    |       |          |
| 12 | 島田     | 中村川     |       | 3カ所有り | 河川1軒影響あり |



## 資料

- 1, 風水害タイムライン (豊地地区)
- 2, 防災計画概要版 (風水害・豊地地区)
- 3, ハザードマップ (洪水・中村川の豊地地区)
- 4, ハザードマップ (土砂災害・松阪市)  
豊地地区

## 防災川柳

令和6年豊地文化祭展示より抜粋

| 防 災 川 柳 |                   |
|---------|-------------------|
| 1       | だいじです 日頃の防災 予備知識  |
| 2       | 大雨に 中村川が きにかかり    |
| 3       | 中村川 警戒目盛り すぐ見えず   |
| 4       | 4レベル 2階に上がり テレビみる |
| 5       | 携帯に 鳴り止まぬ音 避難せよ   |



# 豊地地区防災計画(風水害) 概要版

## ①計画作成の背景

豊地地区は、中央を一般河川「中村川」が流れ肥沃な土地が広がる一方、過去には昭和57年の台風10号により大きな被害を受けた歴史もあり、現在も中村川流域の一部は家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。また、薬王寺町などの一部エリアは土砂災害地区別警戒区域に指定されているところもある。近年の気候変動により、かつて経験したことのない様な台風や豪雨が多発し、また、過去の記憶が薄れつつなる中で大切な家族や地域を守るため、防災・減災のための指針として「豊地地区防災計画(風水害)」を作成した。

## ②活動目標

雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！

### ●防災意識の向上と防災・減災力の強化

- ・家庭で災害時対応(防災情報入手、家族の役割、安全な場所、集合・避難場所、避難経路の確認)について話し合う。
- ・訓練で「チェックリスト」を配布し、家庭で「災害時非常持ち出し袋」や「非常食(備蓄品)」の備えを行う。

### ●風水害(土砂災害等)の発生に備え、防災・減災点検活動の実施

- ・防災組織(自治会・組長等)で避難経路の安全確認を行う。
- ・ハザードマップ等で土砂災害・浸水等の災害危険箇所の確認を行う。
- ・風水害に備え、誰もが「土のう作り・積み込み」ができるよう訓練を行う。

### ●身近な移住地域での、日ごろの声掛け・助け合いの実施

- ・「風水害タイムライン」を作成、個人・家庭・地域の防災組織(自主防災隊・消防団等)の行動計画を定める。
- ・自主防災隊は避難情報に基づき、災害時要支援(防災カルテ等)対象者の安否確認を行う。
- ・自治会・まちづくり協議会では「緊急連絡網」に基づき、災害情報や安否を集約・把握する。

## ③普段の災害への備え

### ●個人・家庭ですること

- ・防災気象情報の入手、雨の降り方、川の増水、危険斜面の状況を知る。
- ・土砂災害ハザードマップの警戒・特別警戒区域を知る。
- ・屋内安全場所、近所の安全箇所、指定緊急避難所を知る。
- ・非常持ち出し品の常備、家族で情報の共有や近所づきあいを行う。

### ●地域ですること

- ・防災避難訓練・防災研修を実施し、防災・減災意識を高める。
- ・定期的にタウンウォッチングを実施し、危険箇所を確認する。
- ・災害時要支援者の把握と安否確認、支援の取り決めを作る。
- ・災害発生時の情報共有と、「助け合い」による「自主防災組織」を育成する。

## ④災害が発生した時の行動

「風水害タイムライン」に基づき行動する！

### ●災害発生直後の行動

- ・自分自身と家族の命を守る。

### ●災害発生後に個人・家族ですること

- ・家族・近所の安否確認、自宅の安全な場所・地域待避所・指定避難所への避難。

### ●災害発生後に地域ですること

- ・住民の安否確認、避難経路の安全確認、避難呼びかけ、避難誘導・支援。
- ・避難行動要支援者への支援、避難所の運営・快適性の確保。
- ・避難先での情報発信、住民への災害時広報、行政との折衝。

## ⑤災害避難時の避難先と経路

### ●集会所がある自治会

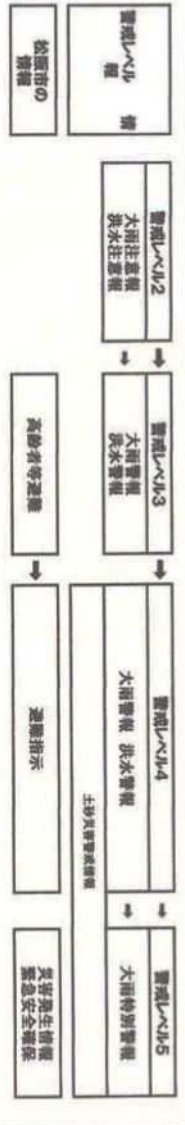
- ・自宅・集会所～姫野中学校

### ●集会所が一時避難所になっていない自治会

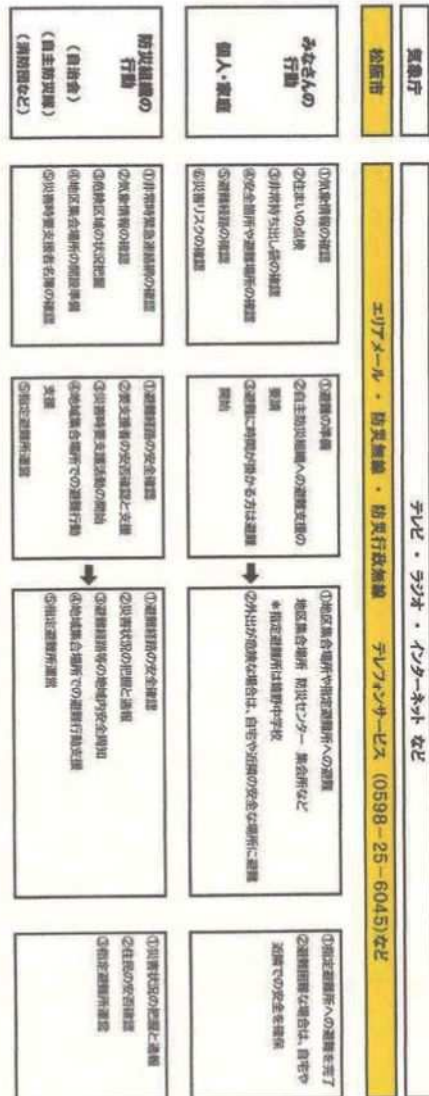
- ・自宅～姫野中学校

## 資料

家族と地域を守る 松原市豊地地区(風水害)タイムライン



\*避難のタイミングを判断する情報の入手は...



家族・地域の防災・減災力を高め、災害時の人的被害ゼロを目指す避難行動を！

令和6年12月 豊地地区まちづくり協議会





# 掃水地区防災計画 (風水害編)



自分の命は  
自分で守ろう!!

令和7年3月 掃水住民自治協議会

## ◆目次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 序章                        | 1  |
| 1 計画の対象地区の範囲              | 1  |
| 2 基本方針                    | 2  |
| 3 活動目標                    | 2  |
| 4 地区の特性(地理・人口など)          | 3  |
| 5 地区の災害履歴及び想定される災害        | 4  |
| 6 ふだんの災害の備え               | 6  |
| 7 災害が発生した時の行動             | 6  |
| 8 災害避難時の経路と避難先・各地区の避難所への経 | 6  |
| 9 各地区の防災計画(9地区)           | 9  |
| 我が家の防災計画                  | 27 |
| 10 課題や問題点                 | 29 |
| 11 今後の活動目標                | 29 |
| 参考 計画策定に向けての検討課題          | 30 |

## ◆改定履歴

令和7年3月 策定

## 序章(計画策定に至った理由)

掃水地区は、櫛田川の中流地区約6kmにわたり、細長く約1600世帯が住み、環境良好な地区であり、伊勢湾台風（昭和34年9月26日）以来60年余り大きな風水害もなく「この地区に限って……」と言い切る住民も多く、ある意味安全性バイアスが浸透している地域でもある。

しかし、近年では全国的に線状降水帯による大雨・洪水・高潮等により想定外の浸水被害が多発しています。

当地域においても平成29年10月22日台風21号の襲来により菅生町地区において甚大な浸水被害に見舞われました。また、掃水地区は松阪市の浸水ハザードマップでは伊賀町地区の一部を除いた全ての地区が浸水地区となっています。国においては、平成26年4月地域住民が自発的に防災計画を作成する活動を応援するため、災害対策基本法が改正され「地区防災計画制度」が創設されました。そこで、掃水住民自治協議会安全防災部では掃水地区の住民・家族を守り一人の犠牲者も出さないために令和3年度より「掃水地区防災計画」の策定に向けて検討を積み重ね、9地区それぞれの地区防災計画を作成し、また、各家庭へ配布する「我が家の防災計画」を作成しました。

## 1.計画の対象地区の範囲

「山添町」「安楽町」「山下町」「伊賀町」「みどり苑」「豊原町」「櫛田町」「清水町」「菅生町」からなる掃水地区(9地区)を計画の対象とします。



## 2.基本方針

### 「災害時、自分の命は自分で守り人的被害 ”0” を目指す」

○「自分たちの命は自分たちで守る」即ち「自助」を基本方針とし、自分たちの地域の地理的環境・人的環境・災害弱者を把握し、様々なかたちでコミュニケーションを持つことで掃水地区から一人も犠牲者を出さない。

○防災意識の向上のため掃水地区全体の防災訓練をはじめ、各自治会においても「地区防災計画」を見直し、各家庭においても「我が家の防災計画」の確認や見直しを行う。



令和5年1月  
防災講演会

令和4年12月  
ワークショップ



## 3.活動目標

○掃水地区の防災意識の向上

- ・各地区のワークショップで出された課題をもとに、各地区に応じた防災計画を作成する。
- ・各地区の防災計画をもとに、各家庭において防災について話し合い「我が家の防災計画」を作る。

○風水害・地震による各地区の対応

- ・風水害・地震による被害の軽減のために、定期的に防災訓練・避難訓練の実地を位置づける。

○要支援者の対応

- ・要支援者の名簿を各自治会でリストアップし、確実に全員支援できるよう事前に対策を検討する。



#### 4.地区の特性(地理・人口など)

掬水地区は、松阪市の南東部に位置し、旧伊勢街道が東西に走りこの街道を中心に発展し、一級河川  
 櫛田川の左岸の全長約6kmの地域で区画整理が終了した田園に囲まれた自然豊かな地域です。

| ◎掬水地区の人口 |    | 〈令和5年4月1日現在〉 |      |       |       |       |       |       |      |
|----------|----|--------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 町名       | 性別 | 人口計          | 世帯数  | 75～79 | 80～84 | 85～89 | 90～94 | 95～99 | 100～ |
| 山添町      | 男  | 112          |      | 11    | 6     | 2     | 2     | 0     | 0    |
|          | 女  | 113          |      | 11    | 3     | 5     | 2     | 1     | 0    |
|          | 計  | 225          | 55   | 22    | 9     | 7     | 4     | 1     | 0    |
| 安楽町      | 男  | 29           |      | 3     | 3     | 0     | 0     | 0     | 0    |
|          | 女  | 32           |      | 5     | 4     | 1     | 0     | 0     | 0    |
|          | 計  | 61           | 23   | 8     | 7     | 1     | 0     | 0     | 0    |
| 山下町      | 男  | 39           |      | 4     | 3     | 2     | 1     | 1     | 0    |
|          | 女  | 38           |      | 7     | 1     | 4     | 0     | 0     | 0    |
|          | 計  | 77           | 31   | 11    | 4     | 6     | 1     | 1     | 0    |
| 伊賀町      | 男  | 301          |      | 21    | 11    | 3     | 2     | 2     | 0    |
|          | 女  | 309          |      | 17    | 10    | 6     | 5     | 3     | 0    |
|          | 計  | 610          | 189  | 38    | 21    | 9     | 7     | 5     | 0    |
| みどり苑     | 男  | 125          |      | 10    | 6     | 3     | 1     | 1     | 0    |
|          | 女  | 123          |      | 11    | 5     | 6     | 1     | 0     | 0    |
|          | 計  | 248          | 102  | 21    | 11    | 9     | 2     | 1     | 0    |
| 豊原町      | 男  | 628          |      | 47    | 27    | 13    | 15    | 3     | 0    |
|          | 女  | 705          |      | 40    | 40    | 17    | 23    | 3     | 0    |
|          | 計  | 1233         | 658  | 87    | 67    | 30    | 38    | 6     | 0    |
| 櫛田町      | 男  | 445          |      | 22    | 34    | 15    | 7     | 1     | 0    |
|          | 女  | 467          |      | 39    | 29    | 25    | 15    | 6     | 0    |
|          | 計  | 912          | 436  | 61    | 63    | 40    | 22    | 7     | 0    |
| 清水町      | 男  | 102          |      | 8     | 7     | 4     | 0     | 0     | 0    |
|          | 女  | 110          |      | 3     | 0     | 3     | 3     | 0     | 0    |
|          | 計  | 212          | 66   | 13    | 14    | 7     | 5     | 2     | 0    |
| 菅生町      | 男  | 36           |      | 4     | 1     | 1     | 0     | 0     | 0    |
|          | 女  | 39           |      | 3     | 0     | 3     | 3     | 0     | 0    |
|          | 計  | 75           | 25   | 7     | 1     | 4     | 3     | 0     | 0    |
| 合 計      | 男  | 1817         |      | 130   | 98    | 43    | 28    | 8     | 0    |
|          | 女  | 1836         |      | 138   | 99    | 70    | 54    | 15    | 0    |
|          | 計  | 3653         | 1585 | 268   | 197   | 113   | 82    | 23    | 0    |

◎掬水地区災害時要支援者 〈令和5年4月1日現在〉

| 町 名 |   |   | 町 名  |   |    | 町 名 |    |    |     |
|-----|---|---|------|---|----|-----|----|----|-----|
| 山添町 | 男 | 3 | 伊賀町  | 男 | 6  | 櫛田町 | 男  | 15 |     |
|     | 女 | 5 |      | 女 | 11 |     | 女  | 39 |     |
| 安楽町 | 男 | 1 | みどり苑 | 男 | 2  | 清水町 | 男  | 3  |     |
|     | 女 | 4 |      | 女 | 4  |     | 女  | 9  |     |
| 山下町 | 男 | 2 | 豊原町  | 男 | 26 | 菅生町 | 男  | 2  |     |
|     | 女 | 1 |      | 女 | 42 |     | 女  | 2  |     |
|     |   |   |      |   |    |     | 会計 | 男  | 60  |
|     |   |   |      |   |    |     |    | 女  | 117 |
|     |   |   |      |   |    |     | 計  |    | 177 |

#### 5.地区の災害履歴及び想定される災害

掬水地区の災害履歴を示す前に暴れ川と言われた櫛田川の歴史に触れると、遡ること約1200年前、  
 平安時代に櫛田川の大氾濫が3度程ありました。その頃から何度も何度も堤防や井堰を築いたり、川幅  
 を広げたりして暴れん棒の櫛田川を宥めすかしてきました。

実は、昔は祓川が本流で櫛田川は支流でした。1082年の大洪水、7月10日伊勢路に大地震が発生し  
 祓川も轟音を発しのたうち回りました。自然堤防であった祓川はあちこちで決壊し川筋の田600ha、神  
 社12社を押しつぶしました。この大地震で支流の櫛田川が本流となりました。また、井堰の数も櫛田川に  
 は7か所、祓川には11か所あることから、以前の本流は祓川であったと言えます。

##### <災害履歴>

○平成29年10月22日(2017年) 台風21号被害 菅生町

菅生地区町では、水田に溜まる水を用水路に排出しきれない状態となり、未明には一部の住宅が冠水  
 する事態が発生し、床上浸水が1軒、床下浸水が7軒となり、一部住民はゴムボートで避難しました。



○平成29年10月22日(2017年) 台風21号により県道701号線御麻生園豊原線(神山付近)が崩落し  
 約3か月間通行止めとなりました。……(出典:松阪市役所防災対策課より)

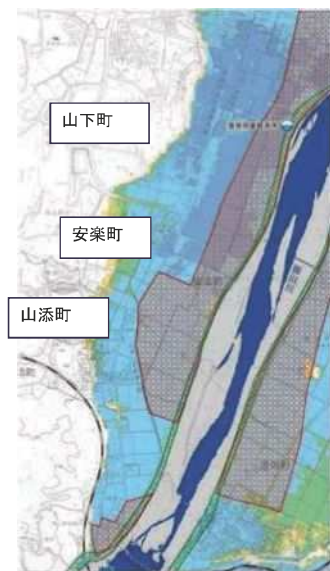


○平成29年10月22日(2017年) 台風21号の豪雨により山下町内の西側山林3箇所の土砂崩れが  
 発生し住宅2軒が一部損壊の被害が発生しました。当地区は上水道の貯水槽に隣接しているため、今後  
 起こり得る土砂災害に備え大規模改修工事が行われました。



<想定される災害>

○各地区の水害ハザードマップ

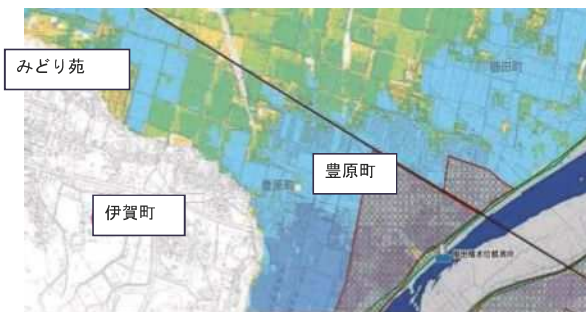


<令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ引用>



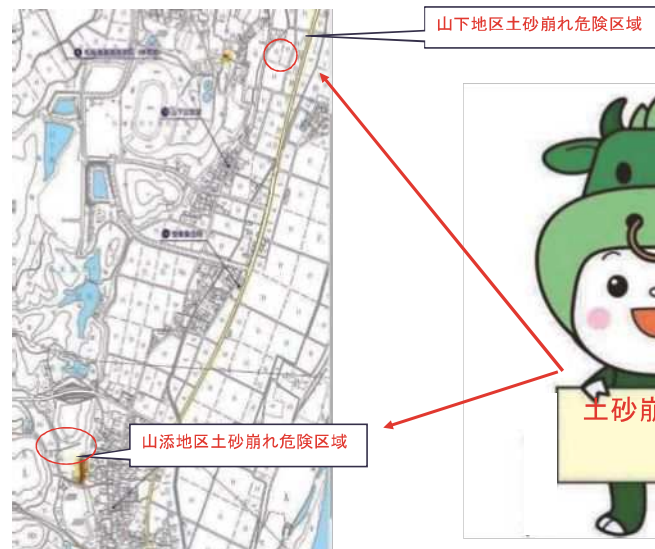
<令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ引用>

| 洪水浸水等凡例     |      | 避難行動                                      |
|-------------|------|-------------------------------------------|
| 重要施設等近接浸水区域 | 浸水高  | 浸水浸水後に残る浸水高で浸水被害が顕著するおそれがあることから、早期の避難が必要。 |
| 浸水高が不安定な区域  | 浸水浸水 | 浸水浸水後に浸水高が変動するおそれがあることから、早期の避難が必要。        |
| その他の浸水浸水区域  | 浸水浸水 | 浸水浸水後に浸水高が変動するおそれがあることから、早期の避難が必要。        |



<令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ引用>

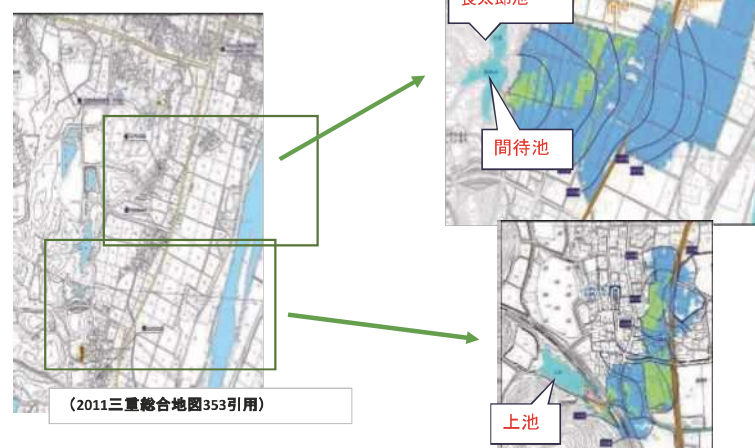
○各地区の土砂崩れハザードマップ



(令和3年3月松阪市土砂災害ハザードマップより)



○各地区(2地区)の溜池ハザードマップ



(2011三重総合地図353引用)

## 6.ふだんの災害への備え

### ○個人・家族ですること

- ☆各自治会単位で作成した我が家の防災計画について定期的に見直し
- ☆災害避難時の緊急避難場所の話し合い、持ち出し物の確認と期限切れのものがいないかチェック
- ☆櫛田川の水量把握・・・「カワナビアプリ」
- ☆自宅付近の土砂崩れ危険箇所の把握
- ☆家族での災害についての話し合い・近所付き合いの重視・住宅の耐震度のチェック

### ○掬水地区ですること

- ☆定期的な防災訓練の実施(実動訓練または図上訓練)
- ☆防災研修を定期的に行い、常に防災意識の高揚
- ☆災害時の要支援者の把握・安否確認、支援が出来るよう事前に検討
- ☆各自治会で結成されている自主防災隊の再確認(毎年)
- ☆洪水軽減策として田んぼダムの検討

## 7.災害が発生した時の行動

### ○発生直後の行動

まず出来ることは**自分の命は自分で守ること。**

※発生直後に 個人・家族でできること

☆9自治会独自で作成している「我が家の防災計画」にて自分自身の命を守るための行動をする。

※発生直後に掬水地区ですること

- ①安否確認・・・各自治会単位(各町内単位)での安否確認
- ②避難の呼びかけ・避難誘導・・・ご近所・各自治会単位の自主防災隊
- ③要支援者への支援・・・事前に要支援者に了解をとる。
- ④避難先での情報発信・行政との折衝

## 8.災害避難時の経路と避難先・・・各地区の避難所への経路

掬水地区の避難経路及び集合場所・一時避難所・指定避難場所

|   | 町名   | 一時避難場所    | 指定避難所   |        |
|---|------|-----------|---------|--------|
|   |      |           | 避難・避難勧告 | 避難指示発令 |
| ① | 山添町  | 山添町公会堂    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ② | 安楽町  | 安楽町集会所    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ③ | 山下町  | 山下町公会堂    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ④ | 伊賀町  | 伊賀町公民館    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ⑤ | みどり苑 | みどり苑地区公民館 | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ⑥ | 豊原町  | 豊原町集会所    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ⑦ | 櫛田町  | 櫛田町観音寺    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ⑧ | 清水町  | 清水町公民館    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
| ⑨ | 菅生町  | 菅生町公民館    | 掬水小学校   | 松阪商業高校 |
|   | 備蓄品  | なし        | あり      | あり     |

◎指定避難所として令和5年10月掬水住民自治協議会より風水害についても避難所として利用できるように要望書を県立松阪商業高校に提出し令和7年4月より指定避難所として明文化された。

避難時の経路と避難先





## 9.各地区の防災計画

### ①山添町地区防災計画

#### 山添町地区（風水害）防災の備え !!

##### 1. 災害通報先

自治会長 ☎  
地区役員 ☎

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 榊田地区市民センター☎ 28-2675            | 掃水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署 110                        | 消防署 119         |
| 東部中学校 ☎ 28-2425                |                 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |                 |

##### 2. 災害連絡先の入手方法

- 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- 松阪ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- みえ防災ナビ

##### 3. 風水害の避難場所

###### ★ 警戒レベル3 （高齢者等避難）

- 地区指定避難所 掃水小学校
- 地区避難場所 山添町公会堂
- 避難場所 総合運動公園内

###### ★ 警戒レベル4 （避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

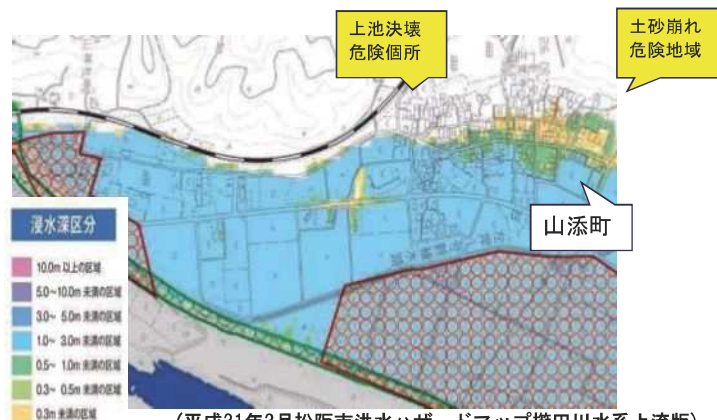
- 指定避難所 掃水小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 山添町公会堂
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状 況          | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示（注）          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

## 山添町地区（風水害）防災の備え !!



（平成31年3月松阪市洪水ハザードマップ榊田川水系上流版）

##### 4. 大雨時の山添町地区の想定危険箇所

- 土砂崩れ指定箇所・下組めし山付近(マップ参照)
- 溜池氾濫ハザードマップ(上池)・上組の一部(マップ参照)
- 洪水ハザードマップ(12時間総雨量569mmの降雨による堤防決壊・氾濫)浸水地域  
上組・上中組・下中組・下組の下道沿の家屋(1m~3m未満)

##### 5. 避難時の注意点(命を守る避難行動)

- 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- 避難することを家族等にも連絡をする。
- 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

##### 6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 山添町 | 世帯数 | 人 口 | 要支援者 | 井 戸         | 汲み取り式トイレ |
|-----|-----|-----|------|-------------|----------|
| 上 組 | 14  | 65  | 2    | (動) 7 (手) 1 | 2        |
| 上中組 | 13  | 41  | 1    | (動) (手) 1   |          |
| 下中組 | 15  | 63  | 5    | (動) (手)     | 1        |
| 下 組 | 13  | 53  | 2    | (動) (手)     |          |
| 合 計 | 55  | 222 | 10   |             | 3        |



## ②安楽町地区防災計画

### 安楽町地区(風水害)防災の備え Ⅱ

#### 1. 災害通報先

自治会長

☎

地区役員

☎

|                                |     |     |     |                 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----------------|
| 櫛田地区市民センター☎ 28-2675            |     |     |     | 掃水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署                            | 110 | 消防署 | 119 | 東部中学校 ☎ 28-2425 |
| 防災行政無線テレホンサービス(☎ 0598-25-6045) |     |     |     |                 |
| 伝言サービス(ダイヤル171) (録音1、再生2)      |     |     |     |                 |

#### 2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール(エリアメール) 携帯電話に一斉配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松阪ナビ(防災・安全) ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

#### 3. 風水害の避難場所

##### ★ 警戒レベル3 (高齢者等避難)

- 地区指定避難所 掃水小学校
- 地区避難場所 安楽町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

##### ★ 警戒レベル4 (避難指示) 災害の恐れ高い(全員避難)

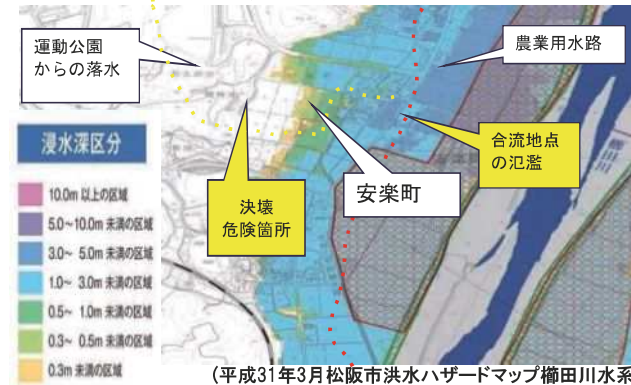
- 指定避難所 掃水小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 安楽町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保!    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報(気象庁)      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に退避するタイミングである

### 安楽町地区(風水害)防災の備え Ⅱ



(平成31年3月松阪市洪水ハザードマップ櫛田川水系上流版)

#### 4. 大雨時の安楽町地区の想定危険箇所

- ① 間待池・長太郎池の決壊
- ② 用水路の氾濫(排水路との合流地点)  
洪水ハザードマップ(12時間総雨量569mmの降雨による堤防決壊・氾濫)浸水地域
- ③ 赤○ 櫛田川決壊による氾濫流がおよぶ
- ④ 薄い青 1~3m未満の浸水
- ⑤ 濃い青 3~5m未満の浸水

#### 5. 避難時の注意点(命を守る避難行動)

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

#### 6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 安楽町 | 世帯数 | 人口 | 要支援者 | 井戸      | 汲み取り式トイレ |
|-----|-----|----|------|---------|----------|
| 上組  | 9   | 23 | 1    | (動) (手) | 1        |
| 下組  | 8   | 22 | 2    | (動) (手) |          |
| 組外  | 6   | 15 | 2    |         |          |
| 合計  | 23  | 60 | 5    |         | 1        |

### ③山下町地区防災計画

#### 山下町地区（風水害）防災の備え II

##### 1. 災害通報先

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 自治会長                           | ☎               |
| 地区役員                           | ☎               |
| 榑田地区市民センター☎ 28-2675            | 榑水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署 110                        | 消防署 119         |
| 東部中学校 ☎ 28-2425                |                 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |                 |

##### 2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松阪ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

##### 3. 風水害の避難場所

###### ★ 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 地区指定避難所 榑水小学校
- 地区避難場所 山下町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

###### ★ 警戒レベル4（避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

- 指定避難所 榑水小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 山下町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

#### 山下町地区（風水害）防災の備え II



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榑田川水系上流版）

##### 4. 大雨時の山下町地区の想定危険箇所

- ① 土砂崩れ指定箇所 近隣住宅及び山下町の全住宅（マップ参照）
- ② 洪水ハザードマップ（12時間総雨量569mmの降雨による堤防決壊・氾濫）浸水地域  
上地区浸水想定（0.3~0.5m） 下地区（浸水想定区域外）

##### 5. 避難時の注意点（命を守る避難行動）

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。
- ⑥ 隣接する山からの異音等を感じた時は直ちに避難する。

##### 6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 山下町 | 世帯数 | 人口 | 要支援者 | 井戸  | 汲み取り式トイレ |
|-----|-----|----|------|-----|----------|
| 上地区 | 18  | 53 | 3    | （動） | （手）      |
| 1組  | 6   |    | 3    |     |          |
| 2組  | 6   |    | 0    |     |          |
| 3組  | 6   |    | 0    |     |          |
| 下地区 | 12  | 24 | 3    |     | 1        |
| 合計  | 30  | 77 | 6    |     | 1        |

#### ④伊賀町地区防災計画

### 伊賀町地区（風水害）防災の備え II

#### 1. 災害通報先

自治会長 ☎  
地区役員 ☎

|                                |     |     |     |                 |
|--------------------------------|-----|-----|-----|-----------------|
| 榑田地区市民センター☎ 28-2675            |     |     |     | 榑水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署                            | 110 | 消防署 | 119 | 東部中学校 ☎ 28-2425 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |     |     |     |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |     |     |     |                 |

#### 2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一齐配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松坂ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

#### 3. 風水害の避難場所

##### ★ 警戒レベル3 （高齢者等避難）

- 地区指定避難所 榑水小学校
- 地区避難場所 伊賀町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

##### ★ 警戒レベル4 （避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

- 指定避難所 榑水小学校・松坂商業高校体育館
- 地区避難場所 伊賀町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

### 伊賀町地区（風水害）防災の備え II



（平成31年3月松坂市洪水ハザードマップ榑田川水系上流版）

#### 4. 大雨時の伊賀町地区の想定危険箇所

- ① 洪水ハザードマップにある（12時間総雨量56.9mm）浸水地域  
・東組・南組の一部、北組、若草苑・榑田苑⇒1m～3m未満の浸水
- ② 河川の氾濫（旧街道 豊原町530番地）冠水による市道交通障害
- ③ 中谷団地の盛り土、ブロック塀の崩壊  
上地区浸水想定（0.3～0.5m） 下地区（浸水想定区域外）

#### 5. 避難時の注意点(命を守る避難行動)

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

#### 6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 伊賀町  | 世帯数 | 人口  | 要支援者 | 井戸         | 汲み取り式トイレ |
|------|-----|-----|------|------------|----------|
| 西組   | 18  | 59  | 6    | 7          | 5        |
| 中組   | 17  | 64  | 1    | 3          | 3        |
| 東組   | 18  | 52  | 5    | 3          | 0        |
| 北組   | 15  | 45  | 0    | 2          | 5        |
| 中谷上組 | 21  | 64  | 4    | 0          | 0        |
| 中谷下組 | 22  | 59  | 6    | 0          | 0        |
| 若草苑  | 20  | 51  | 1    | 0          | 0        |
| 榑田苑  | 36  | 102 | 2    | 0          | 0        |
| 青ば坂  | 19  | 65  | 1    | 0          | 0        |
| 合計   | 186 | 561 | 26   | (動) 15 (手) | 13       |

⑤みどり苑地区防災計画

みどり苑地区（風水害）防災の備え !!

1. 災害通報先

自治会長 ☎  
地区役員 ☎

|                                 |     |     |                 |       |           |
|---------------------------------|-----|-----|-----------------|-------|-----------|
| 榊田地区市民センター ☎ 28-2675            |     |     | 榊水小学校 ☎ 28-2230 |       |           |
| 警察署                             | 110 | 消防署 | 119             | 東部中学校 | ☎ 28-2425 |
| 防災行政無線テレホンサービス (☎ 0598-25-6045) |     |     |                 |       |           |
| 伝言サービス (ダイヤル171) (録音1、再生2)      |     |     |                 |       |           |

2. 災害連絡先の入手方法

- 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- 松阪ナビ（防災・安全） ⇒ 防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- みえ防災ナビ

3. 風水害の避難場所

★ 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 地区避難所 榊水小学校
- 地区指定避難場所 みどり苑公民館
- 避難場所 総合運動公園内

★ 警戒レベル4（避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

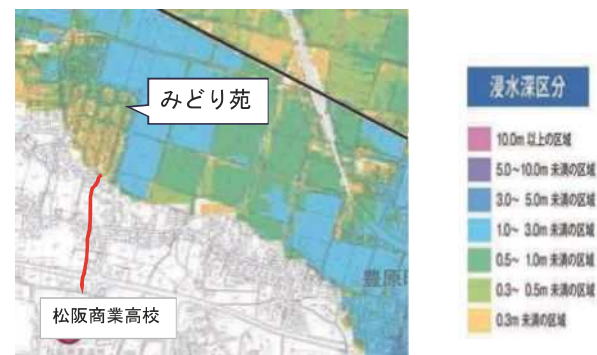
- 指定避難所 みどり苑公民館
- 地区避難場所 伊榊水小学校・松阪商業高校体育館
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示（注）          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

みどり苑地区（風水害）防災の備え !!



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榊田川水系上流版）

4. 大雨時のみどり苑地区の想定危険箇所

- 洪水ハザードマップのある（12時間総雨量569mm）浸水地域  
・みどり苑全体⇒1m～3m未満の浸水

5. 避難時の注意点（命を守る避難行動）

- 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- 避難することを家族等にも連絡をする。
- 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| みどり苑 | 世帯数 | 人口  | 要支援者 | 井戸  | 汲み取り式トイレ |
|------|-----|-----|------|-----|----------|
| 1組   | 17  | 37  |      |     |          |
| 2組   | 17  | 54  |      |     |          |
| 3組   | 19  | 48  | 4    |     |          |
| 4組   | 19  | 55  |      |     |          |
| 5組A  | 13  | 33  | 3    |     |          |
| 5組B  | 14  | 30  |      |     |          |
| 合計   | 99  | 257 | 7    | （動） | （手）      |



⑥豊原町地区防災計画

豊原町地区（風水害）防災の備え !!

1. 災害通報先

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 自治会長                           | ☎               |
| 地区役員                           | ☎               |
| 榑田地区市民センター ☎ 28-2675           | 榑水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署 110                        | 消防署 119         |
| 榑田中学校 ☎ 28-2425                |                 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |                 |

2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松阪ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル
- ④ みえ防災ナビ

3. 風水害の避難場所

★ 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 地区指定避難所 榑水小学校
- 地区避難場所 豊原町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

★ 警戒レベル4（避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

- 指定避難所 榑水小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 豊原町集会所
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状 況          | 住民がとるべき行動       | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|-----------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！   | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~＜警戒レベル4までに必ず避難！＞~~~~~ |              |                 |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難     | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※ | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認      | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める     | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

豊原町地区（風水害）防災の備え !!



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榑田川水系上流版）

4. 大雨時の豊原町地区の想定危険箇所

- ① 洪水ハザードマップ(12時間総雨量569mmの降雨による堤防決壊・氾濫) 浸水地域
- ② 地区の半分ほどが、家屋倒壊等氾濫想定区域

5. 避難時の注意点(命を守る避難行動)

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

|       | 世帯 | 人口 | 要支援者 |       | 世帯 | 人口 | 要支援者 |       | 世帯 | 人口  | 要支援者 |
|-------|----|----|------|-------|----|----|------|-------|----|-----|------|
| 1 町内  | 12 | 39 | 3    | 9 町内  | 18 | 60 | 1    | 17 町内 | 23 | 51  | 4    |
| 2 町内  | 10 | 14 |      | 10 町内 | 7  | 23 | 3    | 18 町内 | 10 | 18  | 4    |
| 3 町内  | 12 | 37 | 2    | 11 町内 | 6  | 16 | 2    | 19 町内 | 8  | 23  |      |
| 4 町内  | 25 | 61 | 3    | 12 町内 | 18 | 47 | 8    | 20 町内 | 26 | 79  | 3    |
| 5 町内  | 34 | 56 | 4    | 13 町内 | 23 | 52 | 3    | 21 町内 | 31 | 106 |      |
| 6 町内  | 16 | 34 | 2    | 14 町内 | 18 | 42 |      | 22 町内 | 13 | 45  |      |
| 7 町内  | 26 | 51 | 4    | 15 町内 | 8  | 58 | 2    | 23 町内 | 11 | 38  |      |
| 8 町内  | 16 | 48 |      | 16 町内 | 31 | 61 | 8    | 24 町内 | 15 | 47  |      |
| アパート6 | 44 |    | 2    |       |    |    |      |       |    |     |      |
| 合 計   |    |    |      | 世 帯   |    |    |      | 人 口   |    |     |      |
|       |    |    |      | 475   |    |    |      | 1106  |    |     |      |
|       |    |    |      |       |    |    |      | 58    |    |     |      |

⑦ 榊田町地区防災計画

榊田町地区（風水害）防災の備え !!

1. 災害通報先

|                                |     |       |           |
|--------------------------------|-----|-------|-----------|
| 自治会長                           | ☎   |       |           |
| 地区役員                           | ☎   |       |           |
| 榊田地区市民センター ☎ 28-2675           |     | 榊水小学校 | ☎ 28-2230 |
| 警察署                            | 110 | 消防署   | 119       |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |     | 東部中学校 | ☎ 28-2425 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |     |       |           |

2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松坂ナビ（防災・安全） ⇒ 防災関連リンク集⇒ 気象庁⇒ キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

3. 風水害の避難場所

- ★ 警戒レベル3（高齢者等避難）
  - 地区指定避難所 榊水小学校
  - 地区避難場所 榊田町観音寺
  - 避難場所 総合運動公園内
- ★ 警戒レベル4（避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）
  - 指定避難所 榊水小学校・松坂商業高校体育館
  - 地区避難場所 榊田町観音寺
  - 避難場所 総合運動公園内

| 警戒<br>レベル                  | 状 況              | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報              |
|----------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 5                          | 災害発生<br>又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1             |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |                  |                  |                      |
| 4                          | 災害の<br>おそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示（注）              |
| 3                          | 災害の<br>おそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難               |
| 2                          | 気象状況悪化           | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報<br>（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化<br>のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報<br>（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難する  
 タイミングである

榊田町地区（風水害）防災の備え !!



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榊田川水系上流版）

4. 大雨時の榊田町地区の想定危険箇所・問題点

- ① 洪水ハザードマップにある（12時間総雨量56.9mm）浸水地域のため早期避難が必要
- ② 要支援者が多いため事前に把握し早期避難を促す。

5. 避難時の注意点（命を守る避難行動）

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※地区（組）内の要支援者数・井戸・汲取り式トイレ数

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 榊田町 | 世帯数 | 人 口 | 要支援者 | 井 戸        | 汲み取り式<br>トイレ |
|-----|-----|-----|------|------------|--------------|
| 1～3 | 69  | 179 | 9    |            | 2            |
| 4～8 | 244 | 633 | 48   |            |              |
| 合計  | 313 | 812 | 57   | （動）<br>（手） | 2            |

⑧清水町地区防災計画

清水町地区（風水害）防災の備え Ⅱ

1. 災害通報先

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 自治会長                           | ☎               |
| 地区役員                           | ☎               |
| 榊田地区市民センター☎ 28-2675            | 榊田小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署 110                        | 消防署 119         |
| 東部中学校 ☎ 28-2425                |                 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |                 |

2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一齐配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松阪ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

3. 風水害の避難場所

★ 警戒レベル3 （高齢者等避難）

- 地区指定避難所 榊田小学校
- 地区避難場所 清水町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

★ 警戒レベル4 （避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

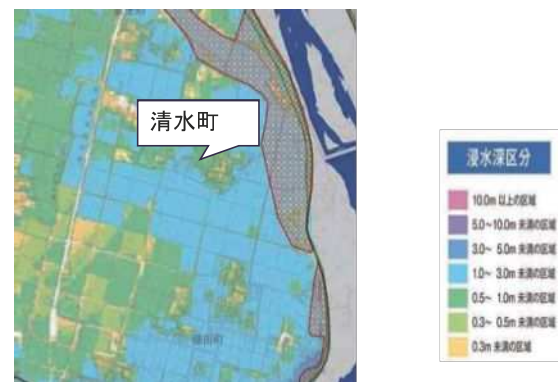
- 指定避難所 榊田小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 清水町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報（気象庁） |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報（気象庁）      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に退避するタイミングである

清水町地区（風水害）防災の備え Ⅱ



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榊田川水系上流版）

4. 大雨時の清水町地区の想定危険箇所・問題点

- ① 榊田川増水時の町内排水路の状況確認、榊田川樋門（逆流防止水門）の開閉管理
- ② 清水町において風水害に対しての危機感が低い、それは先人の方々が田んぼより高い住宅地を整備し、少しでも水害に強い街づくりをしたからとも言われています。風水害に強い榊田地区にするために田んぼダムの推進を考えてほしい。
- ③ 洪水ハザードマップ(12時間総雨量569mmの降雨による堤防決壊・氾濫)浸水地域

5. 避難時の注意点(命を守る避難行動)

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 清水町 | 世帯数 | 人口  | 要支援者 | 井戸 | 汲み取り式トイレ |
|-----|-----|-----|------|----|----------|
|     | 75  | 195 | 9    |    | 1        |

⑨菅生町地区防災計画

菅生町地区（風水害）防災の備え !!

1. 災害通報先

|                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 自治会長                           | ☎               |
| 地区役員                           | ☎               |
| 榊田地区市民センター☎ 28-2675            | 榊水小学校 ☎ 28-2230 |
| 警察署 110                        | 消防署 119         |
| 東部中学校 ☎ 28-2425                |                 |
| 防災行政無線テレホンサービス（☎ 0598-25-6045） |                 |
| 伝言サービス（ダイヤル171）（録音1、再生2）       |                 |

2. 災害連絡先の入手方法

- ① 緊急速報メール（エリアメール） 携帯電話に一斉配信
- ② 防災行政無線 防災無線テレホンサービス
- ③ 松阪ナビ（防災・安全） ⇒防災関連リンク集⇒気象庁⇒キキクル等
- ④ みえ防災ナビ

3. 風水害の避難場所

★ 警戒レベル3（高齢者等避難）

- 地区指定避難所 榊水小学校
- 地区避難場所 菅生町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

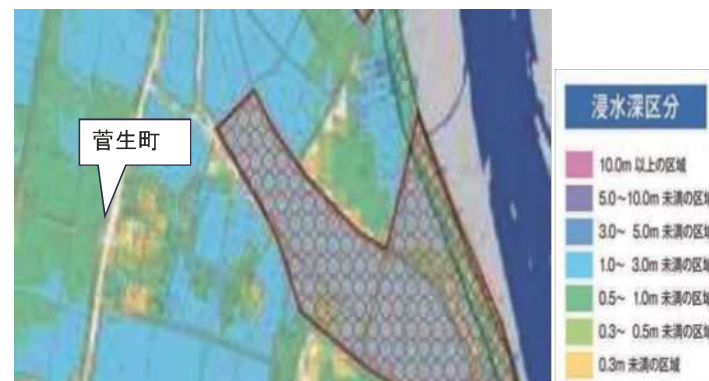
★ 警戒レベル4（避難指示） 災害の恐れ高い（全員避難）

- 指定避難所 榊水小学校・松阪商業高校体育館
- 地区避難場所 菅生町公民館
- 避難場所 総合運動公園内

| 警戒レベル                      | 状況           | 住民がとるべき行動        | 行動を促す情報          |
|----------------------------|--------------|------------------|------------------|
| 5                          | 災害発生又は切迫     | 命の危険 直ちに安全確保！    | 緊急安全確保※1         |
| ~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~ |              |                  |                  |
| 4                          | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難      | 避難指示(注)          |
| 3                          | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難           |
| 2                          | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認       | 大雨・洪水・高潮注意報(気象庁) |
| 1                          | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める      | 早期注意情報(気象庁)      |

※1 市町村は災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

菅生町地区（風水害）防災の備え !!



（令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榊田川水系上流版）

4. 大雨時の菅生町地区の想定危険箇所

- ① 過去床上・床下浸水箇所（合わせて8軒）  
※洪水ハザードマップ浸水地域（1m～3m未満）
- ② 洪水ハザードマップ浸水地域（0.5m～1m未満）
- ③ 農業用水路の増水による町内排水困難状態確認

5. 避難時の注意点（命を守る避難行動）

- ① 風水害では安全な間に早い目の避難をする。
- ② 避難の持ち出し物を確認し複数人で避難する。
- ③ 避難することを家族等にも連絡をする。
- ④ 避難ルートは平常時に危険箇所を確認しておく。
- ⑤ 夜間浸水している中の避難は危険のため垂直避難も考える。

6. 地区内の要支援者数及び地域資源の状況

※ 要支援者の避難状況、避難支援を組内等で行なう。

| 菅生町 | 世帯数 | 人口 | 要支援者 | 井戸 | 汲み取り式トイレ |
|-----|-----|----|------|----|----------|
| 西組  | 11  | 34 | 4    |    | 1        |
| 東組  | 14  | 41 | 2    |    |          |
| 合計  | 25  | 75 | 6    |    |          |



9-2.我が家の防災計画

『我が家の防災計画』は、災害が発生したとき行動がとれるように  
家の防災の備え !! を作成し誰でも見えるところに備え付けます。

家の防災の備え !!

1. 家の家族連絡網 ( ☎ - )

|                |             |
|----------------|-------------|
| ①              | ( ☎ - - )   |
| 世帯主            | 勤務先         |
| ②              | ( ☎ - - )   |
|                | 勤務先         |
| ③              | ( ☎ - - )   |
|                | 勤務先         |
| ④              | ( ☎ - - )   |
|                | 勤務先         |
| ⑤              | ( ☎ - - )   |
|                | 勤務先         |
| ☆ 我が家の要支援者は、名前 | 年齢 障害内容 ( ) |

2. 家族以外の連絡先

- ① 続柄 ( ) 住所 ( ) ( ☎ )
- ② 続柄 ( ) 住所 ( ) ( ☎ )

3. ( ) 組内の要支援者

さん さん さん

◎ 避難時持ち出すものチェック

|       |                          |        |                          |        |                          |
|-------|--------------------------|--------|--------------------------|--------|--------------------------|
| 非常食   | <input type="checkbox"/> | 飲料水    | <input type="checkbox"/> | 携帯ラジオ  | <input type="checkbox"/> |
| 懐中電灯  | <input type="checkbox"/> | ヘルメット  | <input type="checkbox"/> | テッシュ   | <input type="checkbox"/> |
| タオル   | <input type="checkbox"/> | ビニール袋  | <input type="checkbox"/> | 上着・下着  | <input type="checkbox"/> |
| 軍手    | <input type="checkbox"/> | 救急医薬品  | <input type="checkbox"/> | 常備薬    | <input type="checkbox"/> |
| マスク   | <input type="checkbox"/> | 消毒液    | <input type="checkbox"/> | 貴重品・現金 | <input type="checkbox"/> |
| 通帳コピー | <input type="checkbox"/> | 保険証コピー | <input type="checkbox"/> | 充電器    | <input type="checkbox"/> |

◎ 非常備蓄品リスト

|        |                          |       |                          |       |                          |
|--------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|--------------------------|
| 食料3日分  | <input type="checkbox"/> | 水1人3L | <input type="checkbox"/> | 卓上コンロ | <input type="checkbox"/> |
| 燃料     | <input type="checkbox"/> | 洗面用具  | <input type="checkbox"/> | ラップ   | <input type="checkbox"/> |
| アルミホイル | <input type="checkbox"/> | レジ袋   | <input type="checkbox"/> | 毛布等   | <input type="checkbox"/> |
| 新聞紙    | <input type="checkbox"/> | 衛生用品  | <input type="checkbox"/> |       | <input type="checkbox"/> |

9-2. 我が家の防災計画

町 地区 (風水害) 防災の備え !!

1. 災害通報先 令和 年現在

|                                   |                  |
|-----------------------------------|------------------|
| 自治会長                              | ☎                |
| 地区役員                              | ☎                |
| 榑田地区市民センター ☎ 28-2675              | 榑水小学校 ☎ 28-2230  |
| 警察署 110                           | 消防署 119          |
| PC・携帯電話で榑田川の水位確認                  | 榑部中学校 ☎ 28-2425  |
| 防災行政無線テレホンサービス ( ☎ 0598-25-6045 ) | 榑阪商業高校 ☎ 28-3011 |
| 災害伝言ダイヤル (171) (録音1、再生2)          |                  |



(令和4年3月松阪市洪水ハザードマップ榑田川水系)

2. 災害連絡先の入手方法

★ 警戒レベル3 (高齢者等避難) 災害のおそれあり

- 指定避難所 榑水小学校
- 地区避難場所 ( ) 公会堂 (備蓄品なし、毛布、水、食料は持参)

○避難場所 総合運動公園内

★ 警戒レベル4 (避難指示) 災害のおそれ高い (全員避難)

- 榑水小学校、榑商体育館
- 地区避難場所 ( ) 公会堂 (備蓄品なし、毛布、水、食料は持参)

○避難場所 総合運動公園内

3. 大雨時の 地区の想定危険箇所

① 洪水ハザードマップにある (12時間総雨量 5 6 9mm) 浸水地域

② 河川の氾濫 ( ) 冠水による市道交通障害

③

| ※地区 ( 組 ) 内の要支援者数・井戸・汲取り式トイレ数 |     |    |       |    | 汲取り式 |
|-------------------------------|-----|----|-------|----|------|
| 町                             | 世帯数 | 人口 | 要支援者数 | 井戸 | トイレ  |
| ぐみ                            | 世帯  | 人口 | 人     | 戸  | 基    |

## 10.課題や問題点

### ☆各自治会の防災意識の格差

- ・該当地域の環境、地形に応じた防災対策を具体的に示す。
- ・防災に対しての経験活動等を語り伝える。
- ・自治会間での共助体制の構築

### ☆防災リーダーの人材育成

- ・リーダー育成講座の開催
- ・地域活動などに積極的に参加する。
- ・災害時に近隣住民の先頭に立ち防災活動を行う。

### ☆災害用備品の備え

- ・各自治会の格差あり。

## 11.今後の活動目標

①令和4年度中に、9自治会全ての地区でワークショップ(DIG)を開催し、各自治会の現状を鑑み防災意識を高めたが、更なるレベルアップが必要である。

・各地区自主防災隊の強化

・防災計画の毎年の更新(今年を防災計画のスタート年にし、毎年見直す)

・防災を自分の事として捉え、各家庭内の防災会議を定期的に開催する

②図上訓練の検証のため実働訓練を実証し、課題解決を見出し共有を図る

## 参考 計画策定に向けての検討経過

| 日 付        | 会 議 など                          | 議 題 など                                                                            |
|------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年7月16日  | 令和3年度第一回安全防災部会                  | ・掃水地区防災計画の必要性について                                                                 |
| 令和3年10月25日 | 第二回安全防災部会                       | ・防災計画策定基準(松阪市防災対策課)                                                               |
| 令和3年11月26日 | 第三回安全防災部会                       | ・防災計画策定に向けてのタイムスケジュール                                                             |
| 令和4年1月27日  | 第四回安全防災部会                       | ・ワークショップとは(松阪市防災対策課)                                                              |
| 令和4年3月24日  | 第五回安全防災部会                       | ・模擬ワークショップ部員のみ(松阪市防災対策課)                                                          |
| 令和4年4月21日  | 令和4年度第一回安全防災部会                  | ・模擬ワークショップ部員のみ(松阪市防災対策課)                                                          |
| 令和4年5月28日  | 令和4年度第二回安全防災部会                  | ・模擬ワークショップ部員のみ(松阪市防災対策課)                                                          |
| 令和4年6月～12月 | ワークショップ(9地区)<br>各地区の代表・松阪市防災対策課 | 6/25.山添町 7/23.安楽町 7/30山下町<br>8/27.伊賀町 9/24.みどり苑 10/29豊原町<br>11/26櫛田町 12/24清水町 菅生町 |
| 令和5年1月21日  | 全体会議                            | ・防災講演会 三重大学大学院工学研究科<br>川口准教授                                                      |
| 令和5年2月24日  | 第三回安全防災部会                       | ・ワークショップの振り返り・掃水地区防災計画素案作り                                                        |
| 令和5年3月24日  | 第四回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画素案作り                                                                     |
| 令和5年4月26日  | 令和5年度第一回安全防災部会                  | ・9地区それぞれの安全防災計画の策定                                                                |
| 令和5年5月26日  | 第二回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和5年6月23日  | 第三回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和5年8月25日  | 第四回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和5年9月22日  | 第五回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和5年10月18日 | 要望書提出(三重県立松阪商業高校)               | ・大雨洪水時の避難所として設置要望書                                                                |
| 令和5年10月27日 | 第六回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和5年12月22日 | 第七回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和6年1月26日  | 第八回安全防災部会                       | ・各地区の安全防災計画策定                                                                     |
| 令和6年2月27日  | 防災講座(松阪市出前講座)                   | ・「自分たちで行う防災」                                                                      |
| 令和6年3月27日  | 第九回安全防災部会                       | ・令和6年度防災計画策定に向けたタイムスケジュール                                                         |
| 令和6年4月26日  | 第一回安全防災部会                       | ・山添町・安楽町の地区防災計画策定                                                                 |
| 令和6年5月24日  | 第二回安全防災部会                       | ・豊原町・伊賀町の地区防災計画策定                                                                 |
| 令和6年6月18日  | 国土交通省中部地方整備局三重河川<br>国道事務所への要望   | ・櫛田川の浚渫工事 ・堤防の嵩上げ等の質問                                                             |
| 令和6年6月26日  | 第三回安全防災部会                       | ・山下町・みどり苑の地区防災計画策定                                                                |
| 令和6年7月24日  | 第四回安全防災部会                       | ・豊原町・菅生町の地区防災計画策定                                                                 |
| 令和6年8月28日  | 第五回安全防災部会                       | ・清水町・櫛田町の地区防災計画策定                                                                 |
| 令和6年9月17日  | 第六回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画策定の素案作り                                                                  |
| 令和6年10月30日 | 第七回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画策定の素案作り                                                                  |
| 令和6年11月27日 | 第八回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画策定の素案作り                                                                  |
| 令和6年12月1日  | 防災訓練                            | ・松阪市防災出前講座・松阪消防署AED、煙体験                                                           |
| 令和7年1月21日  | 防災計画策定役員会                       | ・掃水地区防災計画取りまとめ                                                                    |
| 令和7年1月29日  | 第九回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画策定の校正                                                                    |
| 令和7年2月26日  | 第十回安全防災部会                       | ・掃水地区防災計画策定の仕上げ                                                                   |
| 令和7年3月17日  | 松阪市防災会議                         | ・地区防災計画提案                                                                         |
|            |                                 |                                                                                   |